

平成27年第4回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成27年12月1日 開会

}

平成27年12月18日 閉会

吉田町議会

## 平成27年第4回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 1
○議会広報特別委員会委員長報告	1 8
○議会ICT推進特別委員会委員長報告	1 9
○議案第63号～議案第74号の一括上程、説明	2 1
○散会の宣告	3 8

### 第 2 号 (12月8日)

○開議の宣告	3 9
○議事日程の報告	3 9
○一般質問	3 9
三 輪 正 邦	3 9
大 石 巖	4 4
藤 田 和 寿	5 6
○散会の宣告	6 9

### 第 3 号 (12月9日)

○開議の宣告	7 0
○議事日程の報告	7 0
○一般質問	7 0
増 田 剛 士	7 0
遠 藤 孝 子	8 1
蒔 田 昌 代	9 1

八 木 栄	1 0 2
山 内 均	1 1 3
三 輪 美由紀	1 2 5
○散会の宣告	1 3 4

#### 第 4 号 (12月16日)

○開議の宣告	1 3 5
○議事日程の報告	1 3 5
○議案第63号の質疑	1 3 5
○議案第64号の質疑	1 3 5
○議案第65号の質疑	1 3 6
○議案第66号の質疑	1 3 6
○議案第67号の質疑	1 3 8
○議案第68号の質疑	1 4 1
○議案第69号の質疑	1 4 3
○議案第70号の質疑	1 5 0
○議案第71号の質疑	1 6 3
○議案第72号の質疑	1 6 4
○議案第73号の質疑	1 6 4
○議案第74号の質疑	1 6 5
○議案第75号の上程、説明	1 6 6
○散会の宣告	1 6 7

#### 第 5 号 (12月18日)

○開議の宣告	1 6 8
○議事日程の報告	1 6 8
○議案第63号の討論、採決	1 6 8
○議案第64号の討論、採決	1 6 8
○議案第65号の討論、採決	1 6 9
○議案第66号の討論、採決	1 6 9

○議案第 67 号の討論、採決	169
○議案第 68 号の討論、採決	171
○議案第 69 号の討論、採決	173
○議案第 70 号の討論、採決	173
○議案第 71 号の討論、採決	173
○議案第 72 号の討論、採決	174
○議案第 73 号の討論、採決	174
○議案第 74 号の討論、採決	175
○議案第 75 号の質疑、討論、採決	175
○議員派遣について	180
○議会閉会中の継続調査について	180
○町長挨拶	181
○議長挨拶	183
○閉会の宣告	183

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成27年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様のお元気な顔に接してうれしく思っております。この寒さ、ちょっと例年よりも早目に参ったでしょうか。それと同時に、今、空調機の取りかえで議場が非常に寒いんでございますけれども、別に議員の皆様は、今回は9名の方が一般質問されると、そういうふうな議員の皆様も公正に氣勢をそぐわけではございませんので、そういう意図ではございません。たまたま寒さと、それから空調機の交換が重なってしまったというわけでございまして、議員の皆様には本当に申しわけなく思っております。お許し賜りたいと思っております。

12月議会でもございまして、1年の締めくくりでございますので、ぜひともよりよい結果を見出すように、議員の皆様と当局との間によりよい話ができればよろしいかと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は、13名であります。ただいまから平成27年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、8番、杉本幸正君、9番、増田剛士君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月1日から12月18日までの18日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日12月1日から12月18日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告

○議長（大塚邦子君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に議長報告を行います。

10月13日火曜日、平成27年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

初めに、自治功労者表彰があり、議会議長4年表彰に本議会から八木 栄君が表彰されたのを初め、県内の町議会から4人の議員が表彰されました。

表彰の後、平成28年度県の施策・予算に対する要望・提言書が土屋会長から川勝県知事に手渡され、総会を終了しました。

また、あわせて午後に行われた議長・副議長・事務局長研修会では、一般社団法人日本事業構想研究所代表理事の木村俊昭氏による「食から始まる地方創生～「できない」を「できる」に変える町づくり～」と題しての講演がありました。

10月23日金曜日、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会の議員研修が、川根本町で開催されました。

11月4日水曜日から6日金曜日まで、静岡県町村議会議長会県外調査に参加し、宮城県亘理町と大河原町を視察しました。

11月11日水曜日、第59回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催されました。大会では、7項目の特別決議と25項目の要望事項、9項目の各地区の要望事項が承認されました。

また、閉会后、建築家であります安藤忠雄氏による「地方の明日を創る」と題した特別講演が行われました。

以上で、議長報告を終わります。

次に、議員派遣結果について、議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきました。

ので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査並びに財政的援助団体監査、定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきました。御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

続いて、町長からの行政報告を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況につきまして、御報告申し上げます。

現在、当町では第5次吉田町総合計画の策定を進めているところでございますが、これに先立ち、10月28日に吉田町人口ビジョン及び吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。策定に当たりましては、国が制定しましたまち・ひと・しごと創生法第10条に規定されております当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないという法の趣旨を十分に踏まえて、人口ビジョンと総合戦略の原案を作成し、平成27年8月18日に設置いたしました吉田町総合計画等審議会に諮問させていただきました。そして、さらに町民の皆様からの御意見を反映させた内容とするため、並行してタウンミーティングやアンケート調査などを追加で実施をし、その結果も提示させていただきながら、審議会に内容の検討を行っていただきました。

それぞれの分野において高邁な見識をお持ちの審議会委員の皆様には、会長となられました田中 啓静岡文化芸術大学教授を中心として、毎回、長時間にわたって熱心な御議論を交わされ、当町の実情に即した、まことに充実した内容にまとめ上げていただきました。その結果、諮問いたしました原案に審議会の審議内容を反映して、一部修正を加えて成案としたものを適当と認める内容の答申をいただきましたことから、10月28日に開催いたしました吉田町行財政構造改革推進本部会議におきまして、吉田町人口ビジョン及び吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

この総合戦略は、人口ビジョンに掲げた将来展望を具現化させるため、三つの基本的方向性と国から示された四つの基本目標を当町の地域事情にあわせて再構築した五つの基本目標を設定し、具体的な施策をまとめ上げたもので、当町が強力に推し進めております津波防災まちづくりによりもたらされる安全・安心という土台の上に、町民の皆様が必要とされる健康、福祉、教育、産業等に関する各種施策を展開することによりまして、当町が豊かで勢いのあるまちであり続けることができるという考えのもと、ピンチをチャンスに変えるべく、防潮堤の強化だけにとどまらず、町のにぎわいづくりにつながる事業にまで発展させるシーガーデンシティ構想を中心とした魅力ある地域づくりの取り組みなど、今後の当町を象徴する施策で構成をされております。

これら施策の一部は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用いたしまして、既に事業着手しておりますが、全ての施策はまちづくりの基本的な方向性を示し、当町の総合的な指針となる、現在策定中の第5次吉田町総合計画にも盛り込まれてまいります。

今後は、総合戦略で定めた五つの基本目標を達成させるための施策を着実に実施し、地域の特色や地域資源を十分に反映した施策展開に努めるとともに、社会経済情勢の急激な変化や新たな課題への対応が必要な場合には、適切かつ柔軟な対応を図りつつ、あらゆる方面から全力を挙げて人口ビジョン達成に向けた取り組みを進め、豊かで勢いのある町の実現を目指してまいります。

それでは、当町の現在における事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、健康でいきいきくらせるまちづくりを目指す健康・福祉関連事業のうち、健康づくり事業につきまして御報告申し上げます。

昨年度、町民の皆様から公募いたしましたウオーキングコースをもとに作成をした津波避難タワー15基全てを巡りながらウオーキングできるコースと三つのショートコースが掲載された15タワーぐるっとウオーキングマップにつきましては、町民の皆様の健康づくりに役立てていただくため、本年4月に全戸配布させていただきました。11月1日には、ウオーキングをしながら津波避難タワーの位置を把握するとともに、運動習慣の定着を図るため、このウオーキングマップを活用した、吉田ぐるタワウオーキングを開催いたしました。吉田公園を発着点とし、15基のタワーを巡り15キロメートルを歩くぐるタワコースと、5基のタワーを巡り6キロメートルを歩くファミリー向けショートコースには、合わせて131人の方の参加があり、参加者及び関係団体等のスタッフを含め総勢245人の方が町ぐるみの健康増進に取り組みました。

また、当日は、本年度からの新規事業でございます、町民の皆様の健康づくりを応援するポイント制度、よしだ健康マイレージのスタートの日でもありましたことから、この245人の方に1ポイントを付与したよしだ健康マイレージチャレンジシートを配布するとともに、今後も自分にあった健康づくりに取り組み、ポイントをためることで、このシートをふじのくに健康いきいきカードと引き換えて、県内の協力店でサービスを受けることができるという本事業の内容を説明させていただきました。

当町では、これまでより多くの方への運動習慣の定着を目指し、手軽にできるウオーキングを町民の皆様にお勧めしてまいりましたが、引き続きウオーキングを広く普及するために、ウオーキングの運動効果をお伝えするとともに、より楽しくウオーキングできるよう、さまざまな施策の実施に努めてまいります。

次に、母子保健事業につきまして御報告申し上げます。

子供を産みやすく育てやすい環境を整備し、特に妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を効果的に行うため、従前の母子保健サービスの相談事業を拡充し、支援体制強化を図ることを目的に、本年度は国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した、妊娠・出産・母子保健支援体制強化事業を実施しております。

初めに、保健センター内の母子保健室の設置等の改修工事についてでございますが、10月16日から工事に着手しており、12月16日には工事が完了する予定でございます。町民の皆様には御不便をおかけしておりますが、完成後はお子様連れの母親が保健センターに、より来所しやすくなり、また、明るく落ちついた雰囲気の中で相談することができるようになりますので、このよりよい環境のもと、妊娠期から切れ目のない支援を実施してまいります。

次に、新規事業として8月下旬からスタートしましたリフレッシュママ事業についてでございますが、出産後2カ月から4カ月までの間の母親を対象としたリフレッシュママ産後ク

ラスにつきましては、4回を1コースとした1教室目を終了しており、11月下旬から2教室目が始まったところでございます。この教室は、産後間もない母親の心身を癒し、リフレッシュすることで、よりよい育児ができるよう、助産師、理学療法士、保健師等の専門職種による母親支援を行うための教室でございますが、1教室目の参加者によるアンケート結果からは、満足度が高い内容であったと評価をさせていただいております。現在は、2教室目を12月下旬まで実施をしており、最後の3教室目は2月下旬からのスタートを予定しております。

また、生後5、6カ月児とその母親を対象としたリフレッシュママ子育てクラスにつきましては、発達心理を専門とする心理士から、母子関係の築き方、発達・発育を育む生活リズムの作り方などの講話、保育士による触れ合い遊び等を通じ、育児不安の軽減を図り、母子の健やかな発育を支援することを目的に、年間3教室を実施する予定でございます。1教室目を10月2日に開催いたしました。参加者のアンケート結果からは、こちらのクラスにつきましても満足度が高い内容であったと評価をさせていただいております。今後は12月及び2月に2教室の開催を予定しております。

母子保健事業につきましては、特に不安に思うことが多い妊娠期から子育て初期までを中心に質の高い支援を効果的に行うことができるよう、引き続きソフト面、ハード面の両面から支援体制の整備及び強化を図ってまいります。

次に、高齢者福祉事業につきまして御報告申し上げます。

本年1月に国が公表いたしました認知症施策推進総合戦略新オレンジプランでは、平成24年の段階で462万人であった認知症高齢者数が、平成37年には約700万人に達するものと見込んでおり、当町におきましても認知症の方に対する支援が、今後の地域福祉における重要な課題であると認識をしております。当町の認知症高齢者数は、平成27年4月1日現在、日常生活自立度で認知症と診断された方が591人であり、実際はそれ以上の数の認知症の方が存在するものと推測されますことから、本年4月に吉田町地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族の相談支援体制の強化を図っているところでございます。

また、認知症の方ができる限り住みなれた地域で暮らし続けられるように、地域における保健医療、介護及び福祉の関連機関等と一体的に認知症施策を推進するために設置いたしました、吉田町認知症対策委員会の初会合を9月2日に開催し、保健医療、介護、福祉関係者など18人の委員の皆様により、当町の認知症施策における基本方針や方向性を検証するとともに、委員の皆様と意見を交わしたところでございます。本年度は認知症の状態に応じたサービス提供の流れや、認知症を正しく理解してもらうための手引き書である認知症ケアパスを作成するため、協議を重ねてまいりたいと考えておりますが、より専門的な意見を取り入れ、認知症ケアパスに反映させることを目的に、委員会の下部組織である地域医療部会、徘徊対策部会、在宅支援部会及び介護予防部会の4つの部会を設置し、既に11月から各部会が活動を開始しております。

現在も福祉関係者や民生委員、高齢者見守りネットワーク協力事業所、ボランティアの皆様を初め、御家族の方々が認知症の方の生活を支えてくださっておりますが、これまでのケア体制は認知症の方の行動や心理状態が悪化し、徘徊行動や近隣トラブルなどの危機が発生してからの事後的な対応が中心となってまいりました。今後は危機の発生を未然に防ぐことを目指し、早期発見・早期対応を高年齢ケアの基本として事業を展開してまいります。具体

的には、認知症の方やその家族に早期にかかわり、初期の段階から適切な診療や介護サービスへつなぐための吉田町認知症初期集中支援チームを、町内の専門医のお力をおかりして早い段階で設置し、認知症の方やその家族に対する支援体制を強化してまいりたいと考えております。

なお、認知症ケアパスが完成しました折には、町民の皆様にも全戸配布するなど、広くPRをさせていただき、今後さらに増加していくことが見込まれます認知症の方を地域で支える取り組みに力を注いでまいります。

次に、地域密着型介護老人福祉施設整備につきまして御報告申し上げます。

地域の中重度の介護認定高齢者の生活の場となる地域密着型小規模特別養護老人ホームの整備についてでございますが、この事業の実施につきましては、公募により選定された事業者が、10月1日に県から社会福祉法人設立許可を受け、ようやく施設整備に向けた事業が開始される運びとなりました。新たに設立された社会福祉法人敬愛福祉会が事業実施主体となり、この施設整備を進めておりますが、整備する施設名称はよしだアスカの里でございます。建設場所は川尻地内で、地域面積1,702.18平方メートル、建築面積895.79平方メートル、延べ床面積1,740.37平方メートル、鉄骨づくり2階建ての建設を計画しており、11月20日に起工式を済ませております。施設の運営に当たりましては、当施設を利用される方へ安定した良質なサービスを提供するとともに、より地域に密着した施設となっただけのよう、注視してまいります。

続きまして、安全で安心、快適なまちづくりを目指す生活環境の関連事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、津波防災まちづくりへの視察についてでございます。

当町が全力を挙げて取り組んでおります津波防災まちづくりにつきましては、これまでも全国各地からの視察が相次いでいたところでございますが、11月11日にインドネシア国家防災庁官房長を含む政府関係者及び自治体関係者10人が津波避難タワーの視察に訪れました。これは、本年3月に仙台で開催された国連防災世界会議におきまして、日本の防災の取り組みを視察したインドネシア政府関係者から、関係する政府及び自治体関係者にも日本の防災の取り組みを視察させることで、より具体的な対策の実態を理解させ、同国における防災への取り組みに役立てたいという要請を受けて、JICAの招聘により実施されたものでございます。

11月8日から11月15日まで実施されました視察の中で、日本の地方自治体における津波対策の取り組みの一つといたしまして、当町の命を守る対策である津波避難タワーを紹介させていただくものでございますが、当町の津波防災まちづくりが国内だけではなく、海外における防災対策におきましても参考としていただけることを大変うれしく感じたところでございます。

次に、吉田町地域防災指導員養成講座につきまして御報告申し上げます。

自主防災組織の活動の活性化を図り、地域防災力を強化するため、防災に関する知識及び技能を有する地域の防災リーダーを養成する、吉田町地域防災指導員養成講座を10月14日から11月14日までの間の7日間で実施をいたしました。この講座は28人の方に受講していただきましたが、このうち全ての講座を受講されました26人の方が修了証を受領されました。全講座修了者の多さから、受講者の皆様の防災に対する意識の高さをお見することができま

した。町といたしましては、今回の講座を修了された方の中から、自主防災組織の活動の中心となる地域の防災リーダーとして活動していただける方を、町の地域防災指導員として認定し、地域での自主防災活動への協力をお願いするとともに、支援をしてまいります。

次に、11月7日に学習ホールにおいて開催されました平成27年度静岡県消防大会につきまして御報告申し上げます。

静岡県消防協会主催によるこの大会は、消防団員及び常備消防職員などの消防人の団結と士気の高揚を図り、消防体制の強化と発展を期するため開催されておりますが、本年度は331人の参加がございました。本大会では、長年にわたる消防業務従事者や特に顕著な貢献をした消防団、また、消防団活動へ特に深い理解と協力を示している事業所に対する表彰を行うとともに、消防団活動に関する要望につきまして協議いたしました。また、第2部に行われました消防団及び消防職員の代表者7人による消防職団員意見発表会におきましては、当町第3分団班長の福田 彰さんが「おじさん団員だっていいじゃない」と題し、39歳で消防団へ入団し、操法大会へ向けて訓練に励まれたことや、消防団活動を通じて得た仲間たちへの思いをりりしく語られました。消防団員の減少が全国的に危惧されている状況でございますが、この発表内容のように、より多くの方が年齢に関係なく入団し、活躍していただけることを期待しているところでございます。

次に、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

災害時におきましても安定して水を供給し続けるため、老朽管の布設がえ事業を実施しておりますが、日の出向原線配水管布設がえ工事及び大幡川尻線ほか2路線配水管布設がえ工事につきましては、既に工事が完了しており、現在は塩谷上川原1号線ほか6路線配水管布設がえ事業を実施しております。また、道路改良及び下水道関連など他事業に伴う配水管の布設事業につきましては、東名川尻幹線配水管布設工事及び富士見幹線ほか2路線配水管布設工事など、合計7本の工事を既に発注をしており、当初の計画どおり順調に事業が進んでいるところでございます。

続きまして、心豊かな人を育むまちづくりを目指す教育・文化・交流の関連事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、保育園におきまして実施している就学前教育についてでございます。

全国的に、小学校におきましては入学したばかりの1年生が集団行動できない、授業中に座ってられない、先生の話聞かないといった学校になじめない状態が続くことにより、学級がうまく機能しない状況となる、いわゆる小1プロブレムが生じております。この小1プロブレムにつきましては、幼児期教育と小学校教育の不連続も一因であると指摘されておりますことから、当町では町内4つの保育園におきまして、小学校へ円滑に就学できることを目指し、昨年度からえんぴつ教室や食育教室などの教育支援事業を行っております。昨年行いました小学校教諭と保育園園長との会合からも、小学校が保育園での就学前教育に望むこととしまして、椅子に座って先生の話が聞けるようになってほしいという希望がありましたことから、えんぴつ教室など座学の教室では正しい姿勢で座ることを常に意識をさせ、卒園までに話を聞く姿勢が長続きできるようになることを目指しております。

この取り組みの成果につきましては、昨年度1年間の教室を経験し、ことしの4月に小学校に入学した児童のその後の様子を伺いましたところ、「学校や年度によって子供のカラーは違うので一概には言えないが」と前置きしながらも、ことしの1年生は入学式や運動会、

全体集会でも落ちついていて、ざわついて困ることがなかったという評価をいただくことができました。これは、教育支援事業を通じて、入学後に落ちついて授業に取り組む基本的な姿勢を保育園段階で身につけさせることができたものと受けとめております。このほかにも、えんぴつ教室の効果として、鉛筆を正しく持てる、平仮名の覚えが早かった、食育教室の効果として、苦手なものでも頑張ってお食べようとする、食べ物のグループ分けが理解できている、運動教室の効果として、逆上がりができる、プールで顔をつけられるといった教育支援事業による成果に関する声を聞くことができました。

このことを受けまして、小学校教諭に今後の保育園に望むことを改めて伺いましたところ、低学年においては身の回りの片づけができる子は学習する能力にも比例した関連が見られることから、基本的な生活習慣を身につけてきてほしいこと、また、全国学力テストにおいて静岡県ボール投げの成績が思わしくなかったことから、運動教室の中でボール投げの経験をさせてほしいことなどが挙げられました。

また、大小2つのコップを使って水をくんではあふれさせて遊ぶことの経験が、算数の学習にもつながっていくことを例に、いろいろなことに興味を持って体験することが、その後の学びの芽生えや学ぶ意欲につながり、教師の言うことを理解したり、理由を考えようとする力になっていくことを伺いましたので、今後も保育園と小学校の連携を深め、効果的な就学前教育を実施してまいります。

次に、学力向上施策につきまして御報告申し上げます。

教育委員会では、4月21日に実施をいたしました全国学力・学習状況調査につきまして、その結果を学校別に分析・検証し、10月15日に教科に関する調査結果を、11月27日には生活習慣や学習習慣に関する質問紙調査結果を昨年度に引き続き、保護者に通知するとともに、吉田町ホームページ上で公表をいたしました。この公表は、保護者や地域住民への説明責任を果たすとともに、児童・生徒の学力や学習状況における成果と課題を共有し、学校・家庭・地域が連携して学力向上を図ることなどを目的に実施したものとされています。本年度は吉田町ラーニングプランに掲げた、平成25年度と平成27年度の全国平均正答率と町平均正答率との差を半減させるという中間目標の到達目標年次に当たりますことから、小学校におきましては国語A、B及び算数Aの3教科で全国平均正答率及び県平均正答率を上回るなど、着実に吉田町ラーニングプラン事業の成果があらわれております。

今後は、課題として明らかになっている、自分の考えを書く力などの向上を図りながら、引き続き吉田町ラーニングプラン事業を推進し、平成29年度の町の平均正答率が全国平均以上となる最終到達目標に向け、児童・生徒の学力向上のための取り組みを支援してまいります。

次に、静岡県市町対抗駅伝競走大会へ向けての町の取り組み状況につきまして御報告申し上げます。

12月5日に静岡市を会場として開催されます静岡県市町対抗駅伝競走大会につきましては、本年度も昨年同様に入賞を目指し、監督、コーチ、スタッフの指導をいただきながら、6月から吉田中学校を練習会場として毎週1回の練習を重ねてまいりました。監督、コーチ、スタッフとして御協力いただきました体育協会、スポーツ推進委員の皆様、町内の小中高等学校の先生方に感謝申し上げますとともに、出場される選手の皆様の健闘をお祈り申し上げます。また、来年1月に実施予定の吉田町駅伝大会につきましては、健康増進ブームとともに参加

チームが増加をしており、年々盛大に開催させていただいているところでございますが、各種団体や地域、町内会のコミュニケーションツールの一つとして利用していただき、本年度もより多くのチームが参加されることを期待しております。

次に、地域教育推進事業につきまして御報告申し上げます。

地域教育推進事業は、地域社会の教育力の向上を目標に、学校、家庭、地域が相互に協力、補完し合いながら、子供たちを育む体制づくりを進め、地域の子供は地域で育むを合い言葉に、地域ボランティアの皆様が中心となって事業を展開しておりますが、心身ともに強い子を育て、地域の大人が地域の子供とのかかわりを密にすることを目的に、町内四つの地域教育推進協議会の主な活動として通学合宿を行っております。本年度の通学合宿は、5月には住吉わっぱ宿、6月には自彊わくわく宿、9月に片岡きらめき宿、10月にかわしりっ子わんぱく宿を開催しておりますが、それぞれの活動におきまして地域ボランティアと触れ合いながら、マスのつかみ取りや巻きずしづくりなど、特色ある活動を行っております。地域の教育力の低下が懸念されている時代ではございますが、通学合宿につきましては、児童と町内4地区のボランティアの触れ合いの場として、地域の教育力を高める大変有意義な活動であると考えておりますので、今後も地域ボランティアの皆様を中心とした地域教育推進事業を展開し、活気あふれるまちづくりを目指してまいります。

次に、芸術文化関係の事業につきまして御報告申し上げます。

当町では、地域に根ざした芸術文化に親しみ、楽しむことができるよう、その振興に努めているところでございますが、10月24日から11月3日にかけて、吉田町教育委員会と吉田町文化協会の共催により、吉田町文化祭を開催いたしました。芸能祭と文化展をメインとした吉田町文化祭は年に一度、芸術・文化にかかわる町民が一堂に会して発表する場として開催しておりますが、10月24日に開催された芸能祭は34演目の披露で615人の入場者がございました。また、10月31日及び11月1日に開催された文化展では、1,053点の展示があり、2,305人もの入場者がございました。この吉田町文化祭では、芸能祭、文化展のほかにも、囲碁大会及び将棋大会も開催し、11月3日の小山城まつりにおきましても、展望台小山城の茶室において茶会を開くなど、より多くの皆様楽しんでいただけるよう努めております。

また、町民の皆様により一層文化に触れていただけるよう、昨年度に引き続き文化展会場の一画におきまして、文化協会加盟団体による体験教室を開催いたしました。昨年度も行われました手芸部、書道部及び華道部の体験教室に加え、盆栽部や大正琴の体験教室も実施されましたので、本年度はさらに多くの町民の皆様にお楽しみいただけたのではないかと考えております。そのほか、町内の小学生を対象としました放課後子ども教室のチャレンジ教室の展示もありましたことから、家族で訪れる方も多く見受けられ、町民の皆様が文化に触れるよい機会になったのではないかと考えております。引き続き、文化協会の活動を支援し、幅広い年代の皆様が芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて、心豊かな暮らしにつながるよう努めてまいります。

続きまして、自然と調和した、人にやさしいまちづくりを目指す都市整備の関連事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、都市防災総合推進事業により避難路として整備を進めております町道の改良事業についてでございます。

町道西の坪大浜1号線、下片岡16号線及び青柳田中1号線につきましては、いずれも工事

を発注し、本年度内の完成に向けて工事も順調に進捗をしております。この3路線が完成しますと、地域交通の利便性が向上するとともに、避難路としまして安全・安心を町民の皆様に提供できるものと考えております。

次に、都市計画道路の整備についてでございます。

富士見幹線につきましては、11月までに全ての工事を発注いたしまして、順調に整備が進んでおり、島田吉田線バイパスから大幡川幹線までの区間を平成28年3月末までに完成させる予定でございます。住吉幹線につきましても工事を発注し、平成28年3月末までの完成に向けて順調に進捗をしております。住吉幹線は、ただいま実施している工事の施工区間が完成することで、国道150号から海岸幹線までの全区間が供用され、住吉地区の避難路として役割を果たすとともに、榛南幹線に接続することから利便性の向上が期待できるものでございます。

東名川尻幹線につきましては、11月末に工事が完了いたしました。そして、牧之原警察署の御尽力により、町道高畑高島線との交差点に信号機も設置されましたので、国道150号から町道高畑高島線までの区間につきまして、12月18日から供用を開始する予定でございます。これにより、東名吉田インターチェンジから主要地方道焼津榛原線までがつながることとなり、浜田土地区画整理組合の施行による工事区間が完成すれば、いよいよ榛南幹線とも交差して、海岸部までが1本の道路でつながることとなります。

次に、公園整備事業についてでございます。

防災公園につきましては、防災機能とにぎわいづくりの拠点とすべく積極的に整備を進めているところですが、9月の議会定例会におきまして繰越明許の御承諾をいただきましたので、管理棟を含めた工事へと進めてまいります。管理棟の建築工事につきましては今月の工事発注を予定しており、今議会定例会におきまして契約をお認めいただき、来年9月までの完成を目指してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくりを目指す産業振興関連事業のうち、吉田漁港における事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、国庫補助事業により実施しております地域水産物供給基盤整備事業についてでございますが、旧6号岸壁を航路護岸に改修する工事につきましては10月中旬に発注をしております、11月上旬から始めました護岸本体ブロックの製作が完了し、現在は養生中となります。護岸本体ブロックを設置する箇所におきましては、しゅんせつ船による掘削作業にかかっており、3月の完成に向けまして順調に工事を進めているところでございます。

次に、県費補助事業により実施しております小規模局部改良事業についてでございますが、本年度は港内に堆積した土砂のしゅんせつ工事を8月に発注いたしまして、その後に底質調査を実施し、11月上旬からしゅんせつ作業に入ったところでございます。工事は漁業者の協力をいただくとともに、天候にも恵まれたことから順調に進捗をしております、2月末日までの完成を予定しております。

次に、本年度から新規事業として実施しております国庫補助事業による漁港施設機能強化事業及び水産物供給基盤機能保全事業についてでございます。

漁港施設機能強化事業につきましては、多目的広場の整備にかかわる測量設計と地質調査の2つの業務委託が完了しており、津波シミュレーションと防波堤の安定照査業務委託につきましては、1月の完了に向けて業務を進めております。また、11月上旬には多目的広場の

整備にかかわる盛り土設計業務委託も発注をしております。

水産物供給基盤機能保全事業につきましては、漁港施設を適正に維持管理していく上で必要な機能保全計画を策定する業務委託を発注しており、現在、現況調査や深淺測量、機能保全対策の検討などを行っているところでございます。工事に関しましては、南駿河湾漁業協同組合吉田支所等の漁業関係者と調整を行いながら、安全に工事を進めていくよう努め、漁業関係者の安全で安心な職場環境を確保してまいります。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、当町が豊かで勢いのある町であり続けるために必要となるのは、吉田町人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向及び、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略における第1の基本目標としました津波防災まちづくりによる安全・安心な町土の形成でございます。この確固たる安全のもとで、子育て、教育、健康づくりなどの各種施策を展開することにより、2060年に2万9,000人程度の人口を確保できることを展望しております。そして、この安全・安心な町土の基本となるのは、町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策であるL2クラスの津波に対応できる高さの防潮堤の整備でございますので、一日も早く安全・安心な町土を形成できるよう、国・県と協力して整備を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、こうした取り組みを御理解の上、より一層の町政運営への御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

---

### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大塚邦子君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。

各委員長から報告願います。

初めに、議会運営委員会委員長、三輪正邦君。

7番、三輪正邦君。

〔議会運営委員会委員長 三輪正邦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 7番、三輪です。

平成27年第4回吉田町議会定例会議会運営委員会委員長報告をさせていただきます。

議会運営委員会より、議会閉会中の調査活動について、以下、御報告申し上げます。

開催日時、平成27年9月28日月曜日、午前9時より11時32分。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項、議会運営に関する申し合わせ事項について。

(1)本会議関係。次の項を修正する。

第1項の議長は14番を13番に、副議長は13番を12番に、第2、第3、第4項は原文のままである。

(2)吉田町議会会議規則第47条を次のように修正する。

第47条「発言は全て議長の許可を得た後、議席で行う。ただし、議長は議席で発言する議員を登壇させることができる」その上で、第47条の申し合わせに寄せる内容は、次回検討する。

次に、開催日時、平成27年11月16日月曜日、午前9時より12時54分まで。

開催場所、吉田町役場 4 階第 1 会議室。委員 6 名、番外 1 名、事務局 2 名、傍聴 1 名。  
協議事項、1、議会運営に関する申し合わせ事項について。

(1) 議会運営に関する申し合わせ事項について、第 47 条の「議長は議席で発言する議員を登壇させることができる」の内容を議会運営に関する申し合わせ事項に記載する。記載文書は「会議規則第 47 条の規定により、登壇して行う発言は委員長報告、発議及び討論とする。ただし、議長が必要と認めた場合はこの限りではない」この記載を第 4 項とする現行の第 4 項を第 5 項にし、順次後送りに変更する。

(2) 新第 5 項、第 6 項、第 7 項は原文のままとする。

新第 8 項は「質疑以外の要望は討論において発言するものとする」この取り扱いについては、12 月議会終了後検討する。各自考えをまとめてくる。

開催日時、平成 27 年 11 月 24 日 火曜日、午前 9 時より 14 時 16 分まで。

開催場所、吉田町役場 4 階第 1 会議室。委員 6 名、番外 1 名、事務局 2 名、傍聴 3 名。  
協議事項、1、平成 27 年第 4 回吉田町議会定例会の運営について。

(1) 町長提出議案の審議方法は、本会議で審議する質疑の前に当局の出席を求めて全員協議会を開き、内容を確認し、質疑、討論、表決を行う。

(2) 会期の決定及び審議予定表について。

(3) 会議録署名議員の指名について。

(4) 一般質問の取り扱いについて。

12 月 8 日 午前中 3 名、9 日 午前中 3 名、午後 3 名とする。

2、意見書採択、要請等の取り扱いについて。

「少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担 2 分の 1 復元を求める意見書」保留とする。後日、日程は正副委員長で決める。

以上が議会運営委員会の閉会中の活動報告です。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

10 番、藤田和寿君。

○10 番（藤田和寿君） 10 番、藤田でございます。

委員長から報告があったわけですが、全ての委員会の報告がなかったと思われるんですが、委員からの報告がなかったんですが、それについてお願いします。

○議長（大塚邦子君） それでは、10 番、藤田和寿君、もう一度お願いいたします。

○10 番（藤田和寿君） 10 番、藤田です。

議会運営委員会の閉会中の開催日は 9 月 28 日、11 月 2 日、11 月 16 日、11 月 24 日でございますが、全ての報告がなかったと思われませんが、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 議会運営委員長、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） これはちょっと私が間違えました。申しわけございません。改めて御報告させていただきます。

○議長（大塚邦子君） 議会運営委員会委員長、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 私がちょっと失念いたしました。後日、改めて報告

させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

後日ということではありますが、はっきりと日にちを言っていただかないと困るんですけども、議会運営の責任者である議運長でありますので、しっかりとした形で御答弁のほど、お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 議会運営委員会委員長、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） それでは改めまして、全員協議会るとき提出させていただきます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

議運長におかれましては、今定例会で委員会報告をする趣旨がおわかりでございますか。この定例会の中で委員会活動報告することが必要な責務でありまして、全員協議会ですることは、町民に対しての説明責任が果たされないと思いますので、本日の終了までに再度お願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 議会運営委員会委員長、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） では、本日中に報告させていただきます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田。

本日の会議中ですね。

○議長（大塚邦子君） 議会運営委員会委員長、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） では、この会議中に報告させていただきます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大塚邦子君） それでは、議会運営委員会の委員長におかれましては、11月2日の会議の報告については本日中に報告をいただくということになりましたので、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、山内 均君。

6番、山内 均君。

[総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇]

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告いたします。

調査目的は、子ども・子育て支援の一つとしての認定こども園を調査研究する。

目的は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、地域の実情に応じた支援が図られることとなった。そこで、吉田町の取り組み及び認定こども園について調査研究を

行う。

期間、調査研究が終了するまで。

10月2日、午前10時50分から11時20分まで委員会を開会した。

協議結果は、9月17日の委員会で、議会閉会中に継続調査することを決めた。それを受け、委員会では、前回視察したすみれ保育園以外の3園を視察することに決定した。

各園長より説明をいただいた後に教室を見学し、質問を行う。

10月5日、さくら保育園のえんぴつ教室、10月20日、さゆり保育園の食育教室、10月23日、わかば保育園の4歳児、5歳児を対象とした運動教室。質問内容としては、教室の効果、感想、課題について。保護者から保育園に求められているものはあるか。家庭との連携はあるのか。保育の担い手は誰かなどでありました。

10月5日、さくら保育園のえんぴつ教室を見学し、質疑を行った。

10月20日、さゆり保育園の食育教室を見学し、質疑を行った。保育園見学後、11時40分から12時まで委員会を開会した。

協議内容は、認定こども園の視察について。静岡市内の認定こども園を視察先と決めた。日程は11月を希望とし、相手方と調整をして決定することとした。

10月23日、わかば保育園の運動教室を見学し、質疑を行った。

10月28日、午前9時から11時まで委員会を開会した。

協議結果は、静岡市の認定こども園の視察については、11月は日程調整ができず、再検討することに決定。

視察の目的は、子育て支援の一つとしての認定こども園、幼保連携型の調査状況とした。

質問内容を協議し、質問は設置要因は何か、効果と利点は、課題より運営の問題は、支援策の手続はなどである。

4、先進地を視察することを協議した。

場所と日程については、事務局に相手方と調整をいただき、次回委員会において視察の詳細を確認し、決定することとした。

以上が総務文教常任委員会の議会閉会中の活動報告です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、増田剛士君。

9番、増田剛士君。

〔産業建設常任委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（増田剛士君） 12月定例会、産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

9月定例会中及び閉会中の産業建設常任委員会の報告でございます。

9月17日、委員会を開催いたしました。

町指定文化財所有の本寿寺、能満寺、林泉寺への視察を決定し、日程を10月5日、6日、

9日のいずれかとし、後日9日と決定いたしました。

視察は委員派遣の形をとることを決定いたしました。

そして、今後の調査研究といたしまして、1、委員会独自の観光マップを作成する。2、視察を踏まえて観光資源開発について協議していく。3、能満寺の大ソテツを生かすため、日本三大ソテツのうち二つのソテツの状況を調査、検討することを決定いたしました。

また、閉会中の継続調査を決定し、閉会いたしました。

10月9日、視察を行いました。

本寿寺、能満寺、林泉寺の3カ所を視察いたしました。

各寺院とも観光資源となり得るものではございますが、PR不足、観光客が来たときの対応が難しい、林泉寺さんにつきましては長藤は既に観光名所として確立されておりますが、通年の観光客は少ない。文化財の維持管理は大変である。観光案内、パンフレットなどもなく、観光地としての環境整備を整えることは大変であるという御意見をいただいております。

10月14日、委員会を開催いたしました。

視察結果について協議を行い、宝の持ち腐れとならないよう観光資源として生かす工夫が必要であることを確認いたしました。

委員会独自の観光マップにつきましては、目的別コース案内となるようなマップを作成することを決定いたしました。

誘導看板の設置についても、今後、調査研究することを決定し、閉会となりました。

10月18日、委員会を開催いたしました。

委員会独自の観光マップに関し四つの柱を決定いたしました。

1、散策コース。神社仏閣を巡るコースということでございます。

2、吉田町四季めぐりコースといたしまして、四季折々の草花の名所を巡るコース。

3、産業、工場見学コースとしまして、町内の産業、工場見学などのコース。

四つ目といたしましてサイクリングコース。町内の観光資源を巡るサイクリングコース。

以上、四つのコース作成について、今後、調査、研究していくことに決定いたしました。

そして、まずモデルコースといたしまして、小山城周辺の散策コースを策定し、次回、課題等協議することを決定いたしました。閉会といたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時23分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

7番、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 7番、三輪です。

登壇を求めます。

○議長（大塚邦子君） 前へお進みください。

〔議会運営委員会委員長 三輪正邦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 先ほどは失礼いたしました。

それでは、補足の説明をさせていただきます。

議会運営委員会、平成27年11月2日月曜日、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午前9時から零時25分まで。議員6人、番外1人、事務局2人。

協議事項、平成27年第4回吉田町議会定例会の日程について。

会期の決定。

1、議会展期期間を12月1日から18日までの18日間とする。

2、当局から審議、討論、採決の日程について下協議再開の申し入れがあったが、12月議会は今までどおり2回に分けて進める。

3、一般質問の通告締め切りは11月20日金曜日、正午とする。

2、審議方法の見直し。

①当局から審議、討論、採決の日程も含めた審議方法の見直しについて下協議再開の申し入れがあった。議会運営委員会はこの下協議の申し入れに応ずる。ただし、12月議会以降とする。

②メンバーは正副委員長、副議長、増田剛士議員とする。3月議会に向けて下協議をする。以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

ただいまの議会運営委員会の11月2日の報告の中で、当局から審議、討論、採決の日程も含めた審議方法の見直しについて、下協議の再開の申し入れがあったということですが、どのような内容の申し入れがあったか、御報告をお願いします。また、どのような議論があってこのような形になったかというところの経緯が述べられておりませんので、吉田町議会におきまして審議方法というのは大変、大切な内容でございますので、それについて一切御説明がないものですから、詳しい説明を求めます。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 今、私、ちょっと資料を持っておりませんので、改めまして御報告させてもいいですか。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

委員長におかれましては、議会運営委員会の委員長としてどのような方法で審議を行い、

今後どのような経緯でいくかという御持論もなく報告されているわけですか。資料がないと報告できないんですか。委員長としてしっかりとした御答弁を求めます。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 当局からこの審議方法の見直しについて下協議の申し入れがありました。この中で私は、見直すべきところは見直していかなければいけないのではないかと、このように私自身は思っております。それは、これからの当局との審議において決めていきたいと、このように思っております。これは前回、全委員の方々が当局とお話をなされて、一度見直しの方法でやってみるという形でやってみたと、そういうような報告は私も聞きました。そういう中で、申し入れがあった中で見直すべきところは見直していく。そういう、私自身はそう思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

見直しを図っていくということはよりよいものをつくっていくことでいいと思われるんですが、どういった方向になっていて、どういった問題点があって、どういうふうにしたいんだというところの申し入れがあったんですか。ただ、今のは具体的に審議方法の見直しというだけでありまして、どういった審議方法を行っていて、どこがどうだというのがわかりませんので、これは会議録に載りますので、町民の方がしっかりとした形で吉田町の審議方法について、どのような形で検討を行っているかという証拠にもなりますので、議事録に載りますので、詳細なる説明が必要かと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） これは、今まで、最終日に質疑、討論、採決を行っていたものを、質疑、討論、採決を最終日にしたという経緯は、私は——質疑、討論、採決を最終日にしていたものを、質疑だけであって、討論、採決を最終日に持ってきていたと、そういう形に今回なっておると思っております。こういったことに対して当局より下協議のそういった問題が出てきたと、私は思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

当局からそのような形で具体的な申し入れがあったといったことで理解でよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 具体的なというよりか、そういったことについて協議したいと、そういうことであります。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

12月議会以降、3人のメンバーの方々で下協議を行っていくということでなりますが、議会案の意思というものは確認して行うのでしょうか。その辺について、議会運営委員会の中ではどのような議論をなされたか、御報告願います。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 議会運営委員会としましては、当局からの詳細な内容がまだわかっておりません。ですから、それを出していただくことによって協議を進めて

いくということでもあります。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 吉田町議会議会運営委員会として自分たちの考えのないまま、当局から申し入れがあった内容についてただ単に下協議していると。自分たちは審議方法の方法を変えて、それを検証することなく、当局から申し入れがあったからやるといったような、主体性のない議会運営をするといったことですか。非常に問題があると思いますが、それについて御答弁願います。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 私は、まず話を聞くということから始めることではないでしょうか。私はそう思っております。話し合いによっていいところへ進める。だめなものはない、これが筋ではないですか。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

議会運営に関しまして、議会運営委員会として、自分たちがその審議方法について検証しないまま当局と話し合いをするといったことよろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 検証する、しないではなくて、とにかく私は申し入れのあったものは受けて、その中でよりよく進めていけばいいのではないですか。私はそのように思っております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

委員長、自分も委員の一員なんですが、今のようなことを委員会では決めてございません。今、言ったことは、委員長の御自身の意見でありますので、これ、委員会報告なので、委員会で決まったことをお伝え願えればよろしいかと思っております。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） それでは、失礼しました。委員会としてそういう協議に応じていく、これはまだ提案を受けた内容がわかりませんので、そういう中で受けて協議をしていくということで、前回、話はありました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議会広報特別委員会委員長報告

○議長（大塚邦子君） 日程第5、議会広報特別委員会委員長報告を、委員長からお願いしま

す。

3番、大石 巖君。

〔議会広報特別委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（大石 巖君） 3番、大石でございます。

議会広報特別委員会より、閉会中の委員会活動について報告をいたします。

議会だより第79号の発行に際しまして、編集作業の委員会を3回開催いたしました。

11月11日に発行をいたしました。

11月9日、静岡市におきまして、静岡県町村議会議長会主催の平成27年度町議会広報研修会が開催をされまして、委員5名が参加をいたしました。西村良平氏による「読みたくなる広報誌編集。はじめの一步」を受講しまして、編集のテクニックを学びました。今後の編集に生かしていきたいと思っております。

以上、議会広報特別委員会の報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

### ◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（大塚邦子君） 日程第6、議会ICT推進特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会委員長、お願いします。

10番、藤田和寿君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（藤田和寿君） 10番、藤田和寿。

それでは、議会ICT推進特別委員会から委員会活動について、御報告申し上げます。

10月6日、午前9時から11時半まで。委員6名、番外1名で第5回委員会を開催し、8月18日に視察しました島田、焼津両市について協議いたしました。

1、議会の動画配信が議員の総意であること。

2、システムについて、ユーストリームシステムとASPシステムがあり、調査研究すること。

3、島田市、焼津市とともに職員間の要望の声があったことなどを確認しました。

次に、今後の委員会スケジュールについて協議を行い、以下の内容で決定いたしました。

1、議会中継に向け当局との下協議を12月から始めるように、全議員の同意のもと、議長から町長へ申し入れをする。

2、下協議を平成28年4月ごろまでに行い、平成29年度6月実施に向けて準備を行うこと。  
以上です。

10月22日、午前9時から11時半まで。委員6名、番外1名で第6回委員会を開催し、当局との下協議内容について、委員長案をもとに協議を行いました。

議会会議の動画中継及び動画配信について、目的は吉田町議会基本条例にうたわれている議会の公開性、公正性及び透明性を確保し、決定までのプロセスを含めた議論や最良の意思決定などの様子を速報かつ常時公開し、町民の要望に応えることとする。

方法は議会会議の動画中継及び録画配信を行う。効果については、住民の意見が議会に反映できる。情報の双方向の確保ができる。動画配信により情報公開のさらなる推進に寄与する。議会全体の研さんにつながるなどを委員長案に追加し、決定いたしました。

11月26日、午前9時から午前11時まで。委員6名、番外1名で第7回委員会を開催しました。

協議内容は、下協議申し入れ結果を議長から受け、検討を行いました。

1、費用について。焼津市、島田市調査結果を踏まえた市町での費用実態について調査し、検討する。

2、効果について。全員協議会での同意を受け、委員会でSNSによるツイッターやフェイスブックの施行を行い、検証を行う。

3、町民の要望、必要性については、必要な人に必要な情報の提供ができているか。情報公開の手段として、議会からの発信の必要などを調査する。

4、委員会の結論等については、これまでも行ってきた定例会の委員会報告で行うこと。以上を決定いたしました。

議会中継に関して、当委員会で決定し、全員協議会です承された内容について報告いたします。

10月6日の委員会におきまして、議会中継に向けたスケジュール及び平成29年6月を実施目標とすることを決定いたしました。

10月16日の全員協議会において、議会会議の動画配信及び録画配信について、全議員が同意しました。その内容は、吉田町議会基本条例第6条議会の公開及び第9条議会広報の充実を遵守し、議会改革を進め、町民に対し開かれた議会と会議の見える化の実現のため、議会中継の実現を目指す。以上です。

次に、今後の委員会活動について協議し、以下の内容で決定いたしました。

1、全員協議会の確認後、委員会のSNS施行を行う。

2、施行に当たり、牧之原市フェイスブックについて調査する。

3、議会のSNSについて、先進地調査を行う。

4、議会報告会で出た議会中継を望む意見及び吉田町議会の意思として、議会中継実施に向けた下協議の開始を今後も当局へお願いしていく。以上です。

以上で議会ICT推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

◎議案第63号～議案第74号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 続きまして、会議規則第35条の規定により、日程第7、第63号議案から日程第18、第74号議案までの12議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は、専決処分事項の承認について1件、条例の一部改正について3件、条例の制定について3件、補正予算について2件、規約の変更について2件、人事案件について1件の合計12件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第63号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）が、平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されることに伴いまして、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第346号）が、平成27年9月30日に公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に所要の改正が行われましたことから、法改正の指示に沿った内容の条例改正を平成27年9月5日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分としましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

第64号議案は、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が、平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、徴収を猶予する場合の分割納付の方法及び申請記載事項など、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第65号議案は、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により、地方公務員法（昭和25年法律第251号）が改正されることに伴いまして、本条例の関係箇所について、引用する地方公務員法の条項ずれが生じたことから、所要の改正を行おうとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第66号議案は、吉田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公務

員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項につきまして、人事評価及び退職管理の項目が新たに追加され、これまで規定されておりました勤務評定の規定が削除されることに伴いまして、本条例の関係箇所につきまして、法の趣旨に基づきまして、所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第67号議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が、平成25年5月31日に公布されたことに伴いまして、平成28年1月1日から、法に定められた事務について、個人番号及び法人番号の利用が始まることから、法に基づく事務の申請事項に個人番号及び法人番号を記入する項目を追加する必要がある、吉田町国民健康保険税条例、吉田町税条例及び吉田町介護保険条例について、法の趣旨に沿いました措置を講ずるため、当該条項を一括して改正する整理条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第68号議案は、吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町における個人番号の利用及び提供の範囲を明確化するため、法定事務の範囲内において効率的な処理に必要な限度で、特定個人情報を利用し、提供するための条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第69号議案は、吉田町債権の放棄に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、消滅時効の期間が満了した回収の見込みがない私債権や消滅時期の期間が満了する前の回収の見込みがない私債権について、適正な管理を行うことを目的に、地方自治法第96条第1項第10号の規定を根拠として、あらかじめ町が権利を放棄することができる私債権を議会でお認めいただくため、私債権の放棄に関する条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第70号議案は、平成27年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成27年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,366万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ99億7,944万6,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第71号議案は、平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成27年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,809万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億5,213万8,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第72号議案は、榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、榛原総合病院の経費の支弁方法につきまして、関係市町の負担割合を3年ごとに見直すこととされており、平成27年度はその最終年度に該当しているため、平成24年度から平成26年度までの3年間を利用率算定基準とする変更を行い、また、前3年間の利用率に

より算定した関係市町の負担割合の格差を平準化させるため、年度ごとの漸増漸減方式により、負担調整を行うための経過規定を規則で定める内容の規約変更を行うことについて、お認めいただくとするものでございます。

第73号議案は、静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、消防広域化を理由として、これまでの田方地区消防組合の構成市町に2市2町を加え、当該組合を駿東伊豆消防組合へと名称変更することに伴いまして、静岡県市町総合事務組合格約の別表第1及び別表第2の一部を変更することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第74号議案は、副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町副町長であります須永 宣副町長が本年12月18日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町川尻155番地の1、須永 宣氏を吉田町副町長に選任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上が上程いたします12議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会期中になりますが、神戸地内の防災公園管理棟建築工事の入札を12月8日に実施する予定でございます。このため、当該入札が終了し、請負契約の整備が整い次第、今議会に契約の締結に関する議案を追加上程させていただきたいと存じますので、御承知くださいますようお願いいたします。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

それでは、総務課に関連いたします6議案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

まずは、第65号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の26ページ、27ページ及び参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公務員法が改正されることに伴いまして、本条例の関係箇所について引用する地方公務員法の条項が変わることとなったため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、本則第1条中、地方公務員法第24条第6項とあるのを、第24条第5項に改めるものでございます。

施行期日は、改正地方公務員法が平成28年4月1日から施行されることから、同日を施行日とするものでございます。

次に、第66号議案 吉田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の28ページ、29ページ及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及

び退職管理が新たに追加され、勤務評定が削除することに伴いまして、本条例の関係箇所について、法の趣旨に基づいて所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、第3条で規定されております任命権者の報告事項につきまして、これまでの8事項を10の事項とし、二つの項目を加えるもので、第3条中第2号としまして人事評価の状況を、第7号としまして退職管理の状況をそれぞれ加えるとともに、条項追加によりこれまでの号を繰り下げるものでございます。

また、第2号に人事評価の項目を加えましたことから、これまで規定されておりました勤務成績の評定とある部分を削るものでございます。

施行期日は、改正地方公務員法が平成28年4月1日から施行されることから、同日を施行日とするものでございます。

続きまして、第67号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

議案書の30ページから32ページ及び参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布されたことに伴いまして、平成28年1月1日から法に定められた事務について、個人番号及び法人番号の利用が始まることから、法に基づく事務の申請事項に個人番号及び法人番号を記入する項目を追加する必要があります。吉田町国民健康保険税条例、吉田町税条例及び吉田町介護保険条例につきまして、法の趣旨に沿います措置を講ずるため、当該条例を一括して改正する整理条例を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、第1条では吉田町国民健康保険税条例の改正規定としております。ここでは、国民健康保険税の減免の申請事項に個人番号を加えるもので、第24条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を言う）」に改めるものでございます。個人番号を加える申請書名につきましては、参考資料ナンバー5の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第1条の国民健康保険税条例の一部改正の第24条の見出しにありますように、国民健康保険税の減免申請書に、氏名、住所の次に個人番号を追加する改正となっております。個人番号の後に括弧書きで示しているものにつきましては、当該法律に個人番号の定義が示されている箇所を示したものでございます。

続きまして、第2条の吉田町税条例の改正規定では、申請事項に個人番号、または法人番号を加えるものでございます。個人番号、または法人番号を加える申請書は、税条例の中に全部で13種類ありまして、まず36条の2は町民税の申告書に法人番号を加えるものであります。

次に、36条の3の2は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に個人番号を加えるものでございます。条例中、括弧書きの個人番号を有しない者にあつては氏名と括弧書きされている者につきましては、国内に住所を有していない日本人を想定して補足されたものでございます。

次に、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族申告書に個人番号を加えるものでございます。

次に、51条は町民税の減免申請書に新たに納税義務者の氏名、または名称及び住所、もし

くは居所、または事務所、または事業所の所在地及び個人番号、または法人番号を加えるものでございます。こちらの条例中の括弧の法人番号を有しない者にあつてはというところにつきましては、先ほど申し上げたとおり、国内に住所を有していない、先ほどは人ですが、今度は法人を想定して補足されたものでございます。

次に、63条の2は地方税法施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申告書に、新たに個人番号、または法人番号を加えるものでございます。

次に、63条の3は地方税法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の案分の申出書に個人番号、または法人番号を加えるものでございます。

第71条は固定資産税の減免申請書、第74条は住宅用地の申告書、第74条の2は被災住宅地の申告書にそれぞれ個人番号、または法人番号を加える改正でございます。

次に、第89条は軽自動車税の減免申請書に新たに事務所、もしくは事業所の所在地等を加える、個人番号、または法人番号を加えるものでございます。

第90条は身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請書に個人番号を加えるものでございます。

139条の3は特別土地保有税の減免申請書にそれぞれ個人番号、または法人番号を加えるものでございます。

次に、附則第10条の3は新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告書に、それぞれ個人番号、または法人番号を加えるものでございます。

続きまして、第3条の吉田町介護保険条例の改正規定では、申請事項に個人番号を加えるもので、第10条は介護保険料の徴収猶予申請書、第11条では介護保険料の減免申請書でございます、「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改めるものでございます。

これらの施行期日でございますが、個人番号の利用が平成28年1月1日から開始されることから、同日を施行日とするものでございます。

以上が第67号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての概要でございます。

続きまして、第68号議案 吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

議案書の33ページから37ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、町における個人番号の利用及び提供の範囲を明確化するため、法定事務の範囲内におきまして、効率的な処理に必要な限度で特定個人情報を利用し、提供するための条例を制定するものでございます。

平成28年1月1日から開始される個人番号の利用範囲につきましては、番号法第9条第1項に定められました別表第1に規定する社会保障、税、災害の分野における行政事務、いわゆる法定事務と、同じく番号法第9条第2項の規定による福祉、保健、もしくは医療、その他の社会保障、地方税、または防災に関する事務、その他これらに類するものであつて条例で定めるもの、いわゆる独自利用事務とされております。また、個人番号をその内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報の提供につきましては、番号法第19条第7号に定められました法別表第2に規定される特定個人情報と、同条第9号の規定による条例で定めた当該地

方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき、法ではされております。

本条例は、この番号法の規定に基づきまして、当町における町民の利便性向上や行政事務の効率化を考慮するとともに、町における特定個人情報の利用及び提供の範囲を明確化するため、番号法第9条第1項に定められた法定事務の範囲内において、効率的な処理に必要な限度で庁内の同一機関内における特定個人情報の庁内連携や、同一団体内の他の機関である教育委員会等への特定個人情報を提供するための条例の制定となるものでございます。

制定の内容でございますが、まず、第1条では条例の趣旨について定めております。

この条例は、番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な字句を定めるものでございまして、特定個人情報の適正な運用を図るために制定することを明らかにしているものでございます。

続きまして、第2条の用語の定義でございますが、この条例におきまして用いられる用語のうち、その意義を明確にすべきものとして、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者及び情報提供ネットワークシステムについて定義を定めております。これらは、全て番号法に規定する定義と同様でございます。

続く第3条では、町の責務について定めております。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供の運用に際しましては、町は適正な取り扱いをするための措置等を講ずるなど、町の責務を明らかにしているものでございます。

続きまして、第4条では番号法第9条第2項の規定により、町の条例で定めることによつて、事務上において利用できる個人番号の利用範囲について定めております。

第1項では、個人番号を利用できる事務と機関を規定し、第2項では、第1項で規定した事務の範囲内で個人情報を利用することができることを明確に規定するもので、利用できる事務といたしましては、番号法の利用範囲内において、本条例別表第1に掲げる五つの事務と、法別表第2に掲げる事務としております。

議案書の36ページの別表第1をごらんください。

この別表第1は、先ほど説明をいたしました番号法第9条第2項の規定により、条例委任された事務を明確化したものでございますが、番号法の別表第2に規定する利用できる個人情報の範囲では、当該事務を執行するに当たり現状の事務では支障があるため、法律を補う形で規定する内容となっております。具体的には、本条例別表第1の身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の処置、または費用の徴収に関する事務につきましては法律で個人情報を利用できる事務となっておりますが、省令で定められた利用できる特定個人情報の範囲は、住民票に記載された情報に限られております。

しかしながら、この障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置、または費用の徴収事務では、一連の事務におきまして、そのサービスの提供を受ける方の税情報が必要となります。これは現状の事務におきまして、本人の同意のもと、部局内の連携により税情報を取得し、本人の負担軽減と事務の効率化を図っております。このため、この別表第1では、法律では規定されていない税情報を規定することによりまして、現状の事務の効率性を補完するため、条例で規定しようとするものでございます。逆に言いますと、ここで規定されていない事務は法律で規定する以外の利用はできないということになります。別表第1に規定いたしますその他の4の事務におきまして、ただいま御説明した同様の内容で規定するも

のでございます。

それでは、議案書34ページにお戻りをいただきたいと思います。

第4条第3項をごらんください。

第4条第3項では、町の執行機関が番号法別表第2の第2欄に掲げる事務において、同一の執行機関の保有する特定個人情報であって、第4欄に掲げる「特定個人情報を利用する」ができる旨を包括的に定めたものでございます。これは、いわゆる法律に規定されているものは利用できますということを規定しているものでございます。

第4項では、第2項の規定により条例の別表第1で定めた事務について、特定個人情報の利用を行う場合には、申請者等から重ねて同一の内容の情報の提出を受けることは、制度の趣旨にそぐわないため、他の条例、規則等に書面の提出が義務づけられている場合には、当該書面の提出があったものと見なす旨を定めたものでございます。

続きまして、第5条は特定個人情報の提供でございます。

番号法第19条第9号から委任を受けました事項としまして、同一自治体内の他の機関、つまり、町で言えば教育委員会に対して特定個人情報の提供をする事務と、その方法を定めたものでございます。

第1項では、番号法第19条第9号から委任を受けた事項であります特定個人情報の提供につきましては、議案書37ページの別表第2の第1の欄に掲げる機関であります教育委員会が、第2欄に掲げる事務を処理するために、第3欄に掲げる他の機関である町長に対して、その機関が保有する特定個人情報の提供を求めた場合において、第3欄に掲げる機関である町長が保有する特定個人情報を提供することにより行う旨を定めたものでございます。

別表第2に掲げる事務でございますが、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務でございます。この事務は番号法で定められた法定事務であるわけでございますが、番号法の別表第2及び省令には、町長が教育委員会に提供できるのは住民票関係情報のみとなっております。そのため、本条例におきまして、現在の事務で情報連携している生活保護関係情報と地方税関係情報、児童扶養手当の支給に関する情報を規定することで、事務が滞らないようにする補完措置を講ずるものでございます。これは、先ほどの第4条の別表第1の規定と同様の趣旨のものでございます。

第2項では、条例の別表第2で定めました事務について、特定個人情報の提供があった場合には、申請者等から重ねて同一の内容の情報の提出を受けることは、制度の趣旨にそぐわないため、他の条例、規則等に書面の提出が義務づけられている場合には、当該書面の提出があったものと見なす旨の規定を定めたものでございまして、これも先ほどの第4条第4項の規定と趣旨が同様のものでございます。

続きまして、第6条では委任事項を定めたものでございます。

施行期日は、番号法における個人番号の利用開始日が平成28年1月1日となっていることから、同日を施行日とするものでございます。

続きまして、第73号議案 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

議案書の44ページ、45ページ及び参考資料ナンバー7をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、消防広域化を理由としまして、これまで田方地区消防組合の構成市町に新たに2市2町を加え、当該組合を駿東伊豆消防組合へと名称変更することに伴いまして、静岡県

市町総合事務組合同規約の別表第1及び別表第2の一部を変更しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、静岡県市町総合事務組合同規約別表第1及び第2中、田方地区消防組合を駿東伊豆消防組合に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。

なお、本議案は、静岡県市町総合事務組合の組合長から協議依頼があったもので、12月28日付におきまして協議書の提出を求められておりますことから、本議会に上程するものでございます。

続きまして、第74号議案 副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書46ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町副町長であります須永 宣副町長が、本年12月18日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町川尻150番地の1、須永 宣氏を吉田町副町長に選任することにつきまして、御同意をお願いするものでございます。住所は吉田町川尻150番地の1、氏名は須永 宣、生年月日は昭和25年10月31日、現在65歳でございます。

須永氏のこれまでの主な経歴でございますが、昭和44年4月に財務省に入省され、昭和48年7月から同省の主計局で勤務をされております。平成3年には主計局主計官補佐に就任され、平成9年には北海道財務局釧路財務事務所長、平成15年には福岡財務支局管財部長等を歴任され、平成22年7月に同省を退職された後、平成23年12月29日から吉田町副町長として重責を担っていただいております。須永副町長は、就任してから財政面はもちろんのこと、国家公務員として卓越した見識と豊富な経験を遺憾なく発揮され、町の行政運営に大きな役割を担っていただいております。今後も引き続き吉田町のために御尽力いただけるものと確信しているものでございます。

以上が総務課から上程を予定しております6議案の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、防災課長兼防災監、大石悦正君。

防災課長兼防災監、大石悦正君。

〔防災課長兼防災監 大石悦正君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災課でございます。

防災課関係の議案は、第63号議案でございます。

専決処分事項の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を御説明申し上げます。

議案書の1ページから11ページ及び参考資料ナンバー1をごらんください。

今回の改正は、平成24年8月に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、その一部が平成27年10月1日に施行。これに伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が9月30日に公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、附則第3条の一部が改正されたため、改正内容に従いまして、当町の消防団員公務災害等補償条例の所要箇所を改正するものであります。

主な改正事項は2点ございまして、1点目は厚生年金と共済年金の一元化に伴い、附則第5条の語句を改正いたしました。2点目としまして、特殊公務災害に係る年金たる損害補償が支給される場合について、従来と異なる調整率を用いるよう、附則第5条第1項及び2項、並びに3項の改正をしております。

続きまして、改正内容を参考資料ナンバー1の新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

附則第5条第1項は1ページから3ページとなっております。

附則第5条第1項中、「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に語句を改めております。同項の表の改正箇所は、左側の欄については、特殊公務災害と公務災害をすみ分けるため、第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く、または限るを追記しております。同項の表の真ん中の欄は、条文中に被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、附則第41条第1項の規定による障害共済年金、もしくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金を追加しております。同項の表の右側の欄は、他の法律による年金給付の支給を受ける場合の調整率が記載されており、新たに特殊公務災害に対する調整率が追加されております。

附則第5条第2項は、3ページから7ページまでとなっております。

第2項は、「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に語句を改めております。

同項の表は、左側の欄と右側の欄は第1項と同じように改めており、真ん中の欄については、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法を被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、同法附則第61条第1項の規定による損害共済年金、同法附則第79条に規定する給付のうち障害年金と語句を改めております。附則第5条第3項は7ページから11ページ目までとなります。

第3項中、「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に語句を改めております。同項の表は、左側の欄と右側の欄は第1項と同様に改めており、真ん中の欄については「給付に該当する障害年金」を、「保険給付のうち障害年金」に、ただし、表1の3については、「に該当する障害年金」を「のうちの障害年金」に、「給付に該当する遺族年金」を、「保険給付のうち遺族年金」に、「に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金、または寡婦年金を」のうち「母子年金、準母子年金、遺児年金、または寡婦年金」と語句を改め、以下の後に「この表及び第6項の表においてを加え」の規定を削除しております。

附則第5条第4項は11ページとなります。

第4項中、「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に、「法律による」を加えております。

附則第5条第5項は11ページから12ページとなります。

第5項は、全文を、休業補償を受ける権利を有する者が同一の事由について、次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず同条の規定による休業補償の額と同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあってはその合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る

場合には当該残額)を支給すると改め、これに伴った表を追加しております。

附則第5条第6項は12ページから13ページまでとなります。

第6項中、「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず同条」に改め、同表の左欄に掲げる次の表に、当該を加え、「が、この条例の規定による」を「が当該」に「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中の規定を削っております。

附則第5条第7項は13ページから14ページまでとなります。

第7項は、第1号中「第4条第2項第2号、第5号、もしくは第10号、もしくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで、もしくは第2項第1号」に改め、同項2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号、または第13号」を「第13条の2第1項第4号、または第2項第2号」に改めております。

附則及び経過措置関係は14ページとなります。

この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用することとしております。

なお、経過措置としまして、附則第5条の規定は適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償、並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償に適用され、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、従前の例によることとしており、また、改正前の消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払いと見なすこととしております。

以上が63号議案についての説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(大塚邦子君) ここで暫時休憩とします。再開は35分とします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時34分

○議長(大塚邦子君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

[総務グループ参事兼企画課長 塚本昭二君登壇]

○総務グループ参事兼企画課長(塚本昭二君) 企画課でございます。

企画課からは、第69号議案、第70号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

最初に第69号議案 吉田町債権の放棄に関する条例の制定についてでございます。

議案つづりの38ページと39ページをごらんいただきたいと思います。

この条例は39ページの条例案第1条にございますとおり、町が保有する債権の中の私債権について、より実態に即した適正な管理を行うことができるように、その権利を放棄できる要件をあらかじめ明確にする中で、この条例で定める要件に該当する場合に限り、地方自治

法第96条第1項第10号の手続によらずに権利を放棄できるようにさせていただこうとするのと同時に、そのために必要な手続を定めることを主目的とするものでございます。

現在、町が保有する私債権につきましては、消滅時効の期間が経過いたしましても、民法第145条の規定に基づく、債務者からの時効の援用が適用されない限り不納欠損処分を行うことができないほか、今後いかに努力しても回収を見込むことができない債権であっても、不納欠損処分を行う根拠を持たないことから、回収見込みのない不良の債権でも管理し続けなければならない状況となっております。このような状況を踏まえまして、今後、より適切に債権管理事務を遂行することができるようにするため、町が回収に努めたにもかかわらず、回収することができない私債権について、条例に定める一定の要件に該当する場合に限って、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の御審議を得ることなしに、その権利を町が放棄することができるようにする一方、放棄した場合には必ず議会に報告しなければならない旨を規定することを骨子とする条例を制定しようとするものでございます。

それでは、その内容を条文に沿って御説明申し上げます。

第1条はこの条例の趣旨を規定したものでございますが、この中で、この条例が債権放棄の対象とするのは、町の権利のうちの私債権に限ることを規定しております。

第2条につきましては、私債権の回収及び放棄について規定しておりますが、第1項では、この条例に掲げる町長の権限には、公営企業管理者の権限も含むことを規定いたしまして、対象となる私債権の範囲を明確にするとともに、私債権回収に当たっての町の姿勢の基本原則を規定することといたしました。

次に、第2項でございますが、放棄できる私債権の範囲を限定するための規定となっております。放棄できる私債権及び付随して発生した損害賠償金等につきましては、まず大前提として、回収に努めたにもかかわらず回収することができない私債権であるという要件を設定いたしまして、さらに重ねて第2項の第1号から第5号に掲げる要件に該当する場合に限ることとしております。その限定要件となる第1号につきましては、債務者が生活保護法の規定による保護を受けるなどの状態にあって、資力回復が困難で回収を見込むことができない場合を規定しております。

第2号につきましては、債務者が死亡した場合であって、かつ相続後においても回収を見込むことができない場合を規定しております。

第3号につきましては、債務者が破産法の適用を受けたことにより、回収を見込むことができなくなった場合を規定しております。

第4号につきましては、消滅時効にかかわる時効期間が満了した場合と規定しております。

第5号につきましては、債務者が失踪や行方不明などの事情から、回収を見込むことができないと認められる場合を規定しております。

また、第2条第3項には、この条例が地方自治法第96条第1項第10号の特例的な取り扱いを規定する内容であることを考慮いたしまして、町が私債権を放棄したときには議会に報告する義務を町長に課すように規定しております。

第3条につきましては委任規定となっております。

また、附則では施行期日を公布の日からとすることを規定しております。

なお、町の私債権の管理につきましては、平成26年度決算等審査意見書の中でも監査委員から御指摘がございまして、長期未収債権について速やかに適切な対応をとるように求めら

れているところをごさいますて、この条例の制定につきましては、この御指摘を受けての対応となっているものでございます。

以上が第69号議案 吉田町債権の放棄に関する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第70号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

別冊となっております平成27年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の1ページをごらんいただきたいと思ひます。

補正予算第2号につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,366万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ99億7,944万6,000円とするものでございます。また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくとするものでございます。

それでは、補正内容につきまして、別冊の説明書に沿って御説明を申し上げます。

平成27年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思ひます。

まず、歳入でございますが13款国庫支出金につきましては、21万6,000円の増額となっております。これは、公職選挙法改正に伴い、選挙人名簿システムを改修する必要が生じたことから、新たに選挙人名簿システム改修費に対する国庫補助金21万6,000円を計上するものでございます。なお、この補助金は本年度中にシステムの改修を実施した自治体だけが受けられるとけいいう国の方針となっております、補助率は事業費の2分の1となっております。

次に、16款寄附金につきましては、179万2,000円の増額でございます。

まず、1項1目一般寄附金につきましては、一般寄附金として御寄附いただきました3万2,000円とふるさとよしだ寄附金として御寄附賜りました58万円と合わせました61万2,000円を増額するものでございます。

また、2目指定寄附金につきましても、ふるさとよしだ寄附金として御寄附賜りました118万円を増額するものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思ひます。

17款繰入金につきましては、1,166万1,000円の増額でございます。

これは今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます、財政調整基金からの繰り入れをさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきまして、5ページをごらんいただきたいと思ひます。

2款総務費でございますが、582万1,000円の増額となっております。

初めに、1項1目一般管理費でございますが、62万円の減額でございます。これは吉田町牧之原市広域施設組合負担金として、広域施設組合補正予算第1号に伴う減額を構成しまして、案分した62万円を減額するものでございます。

次に、2項1目税務総務費でございますが、576万9,000円の増額でございます。これは9月末時点における還付実績を踏まえまして増額するものでございます。

次に、5ページから6ページにかけての3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、24

万円を増額でございます。これは、社会保障税番号制度に関する個人番号カードの交付が平成28年1月から開始されることに伴い、国が示しております交付時本人確認用備品を購入するための増額となっております。

次に、4項1目選挙管理委員会費でございますが、43万2,000円を増額でございます。

これは歳入の13款国庫支出金で御説明を申し上げましたとおり、国庫補助事業の選挙人名簿システム改修費を計上させていただくものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、3款民生費でございます。475万1,000円を増額となっております。1項1目社会福祉総務費につきましては、48万円を増額。3目国民健康保険費につきましては、36万円を増額となっております。いずれの理由も職員人件費のうちの時間外勤務手当を増額するものでございます。

次に、6目人権地域改善費につきましては、6万1,000円を増額でございます。これは平成26年度決算に伴って、神戸西会館運営費の補助金を精算した結果、県に返還する金額が生じたことから、増額するものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

7目介護保険費につきましては162万円を増額。

2項1目児童福祉総務費につきましては98万円を増額。

2項3目保育所費につきましては125万円を増額でございます。いずれの理由につきましても、職員人件費のうちの時間外勤務手当を増額となっております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費につきましては130万円を増額でございます。これは1項3目環境衛生費につきまして、9月末時点における実績を踏まえまして、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金を90万円増額するとともに、地球温暖化対策事業費補助金を40万円増額するものでございます。

続きまして、10ページの7款商工費につきましては、1項1目商工総務費の職員人件費につきまして、時間外勤務手当を82万円増額するものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

8款土木費でございますが、401万7,000円の減額でございます。初めに4項2目の土地区画整理事業費でございますが、職員人件費のうちの時間外勤務手当を26万円増額するものでございます。

次に、3目の街路整備費につきましては、県施行区域部分の榛南幹線建設工事にかかわる事業経費につきまして、追加で発生した負担金41万9,000円を増額計上するものでございます。

次に、4目公共下水道費につきましては496万6,000円の減額でございます。これは公共下水道事業特別会計におきまして、国庫補助金の内示に基づき事業費が減額となることとなりましたことから、一般会計から特別会計へ繰出金を469万6,000円減額するものでございます。

続きまして、12ページの9款消防費でございますが、86万3,000円の減額でございます。これは1項1目常備消防費の吉田町牧之原市広域施設組合負担金につきまして、同組合の補正予算第1号により減額となった分担金の額を構成市町で案分した86万3,000円を減額するものでございます。

13ページの10款教育費につきましては585万7,000円を増額となっております。

初めに、1項3目の教育諸費でございますが、167万7,000円の増額でございます。これは小・中学校にかかわる各種大会参加費を補助するための小・中学校活動補助金を実績に応じて増額するものでございます。

次に、2項1目学校管理費につきましては126万4,000円の増額でございます。これは職員人件費のうちの時間外勤務手当を20万円増額するとともに、自彊小学校におきまして、新1年生の入学の増加が見込まれることから、児童が使用する椅子や机等を購入するための備品購入費を106万4,000円増額するものでございます。

次に14ページとなりますが、4項1目社会教育総務費につきましては、職員人件費のうちの時間外勤務手当を53万円増額するものでございます。

次の2目公民館費につきましては18万8,000円の増額。4目図書館費につきましては100万円の増額でございます。これらは歳入の16款寄附金で御説明申し上げましたが、ふるさとよしだ寄附金を充当いたしまして実施する事業で、寄附者の御意向によりまして中央公民館には移動式鏡を購入するための費用、図書館には図書を購入するための費用をそれぞれ増額計上させていただくものでございます。

最後の5項2目給食施設費につきましては119万8,000円の増額でございます。これは吉田町牧之原市広域施設組合負担金につきまして、同組合の補正予算第1号により増額となった分担金の額を構成市町で案分した119万8,000円を増額するものでございます。

以上が吉田町債権の放棄に関する条例の制定について及び平成27年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の概要となっております。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 次に、税務課長、松浦伸子君。

税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第64号議案について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、吉田町税条例等の一部を改正するものでございます。

内容について御説明申し上げます。

提出議案の12ページから25ページ、あわせて参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。

参考資料により御説明させていただきます。

まず、第1条吉田町税条例の一部の改正でございます。この条例の第8号から第12号までの改正は、地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴い改正するものでございます。

第8条は徴収の猶予をする場合及び徴収猶予した期間の延長をする場合における当該徴収の猶予に係る町の徴収金を分割して納付し、または納入する方法について定めるものでございます。

2ページから4ページでございます。

第9条は、地方税法第15条による徴収の猶予を申請する場合の申請書の記載事項及び添付書類について定めたものでございます。7項では、申請書、また添付書類の記載に不備があ

る場合で、これらの書類の訂正を求める通知を受けた場合の訂正期限を、国税を準拠し、20日と定めるものとございます。

第10条は、職権による換価の猶予をする場合に、町の徴収権について分割して納付し、または納入する方法及び職権による換価の猶予をする場合、または職権による換価の猶予を延長する場合に、町の必要に応じて提供を求めることができる書類について定めるものとございます。

4ページから5ページでございます。

第11条は、納税者の申請に基づく換価の猶予について定めるもので、第1項は町の徴収金の納期限から換価の猶予を申請する期限について、国税を準拠し、期間を6月と定めるものとございます。

2項は、納付、または納入の方法について、3項から6項は換価の猶予を申請する場合及び換価の猶予を延長する場合の申請書の記載事項、7項は添付書類及び申請書の訂正の機会について定めるものとございます。

6ページ、第12条は、担保の徴収を不要とする基準について、国税を準拠し、100万円または3カ月、もしくは担保の提供が困難な場合を定めるものとございます。

第18条は、地方税法の表記を改正するものとございます。

第33条は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税基準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとされたことに伴い、改正するものとございます。

第36条の2の改正は、実情にあわせ改正を行うものとございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

36条の3の3、4項の改正は、所得税法の改正に伴う項ずれに伴い改正するものとございます。

第56条の改正は、独立行政法人にかかわる改革を推進するための、厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、名称を変更するものとございます。

第139条の3項の改正は、一般的用例に基づく文言の改正でございます。

続きまして、附則第4条の改正は、法人税法改正による条ずれに伴い改正を行うものとございます。

16条の2の改正は、法の改正により紙巻きタバコ3級品にかかわるタバコ税の特例税率が廃止されることに伴い、削除するものとございます。

続きまして、第2条吉田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

第23条は、地方税法の改正により法人市町村民税における恒久的施設にかかわる規定を書き下す形式とすることになることに伴い、改正するものとございます。

附則の改正でございます。

11ページをごらんください。

第11条は、施行期日を平成28年4月1日からと定めるものとございます。ただし、第33条の第2項及び36条の3の3、第4項は、施行日を平成28年1月1日からと定めるものとございます。

第2条は、徴収の猶予、換価の猶予に関する経過措置を定めております。

第3条は、町民税に関する経過措置を定めてございます。

12ページをごらんください。

第4条は、町たばこ税に関する経過措置を定めております。

2項では、紙巻きたばこ3級品にかかわる特例税率が廃止されることに伴い、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減、廃止するものでございます。町たばこ税の税率を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、1,000本につき2,925円、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、1,000本につき3,355円、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、1,000本につき4,000円、平成31年4月1日からは、1級品の紙巻きたばこの税率1,000本につき5,262円が適用されることとされております。

3項は、たばこ税の申告書の様式についての読みかえ規定でございます。

14ページからの第4項からは、紙巻きたばこ3級品を販売するために、一定数量以上を処理するものに対して行う手持品課税について定めるものでございます。

以上が第64号議案についての御説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、健康づくり課長、生田仁美君。

健康づくり課長、生田仁美君。

〔健康づくり課長 生田仁美君登壇〕

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第72号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の42ページ、43ページと参考資料ナンバー6をごらんください。

本議案は、榛原総合病院組合の事務の共同処理に係る経費の支弁方法につきまして、榛原総合病院組合規約第14条第2項の規定により、組合を組織する牧之原市と吉田町の負担割合を3年ごとに見直すことについてでございます。現行の負担割合は平成24年度に見直しを行い、これに基づき平成25年度から平成27年度までの3年間適用し、平成27年度が最終年度となりますので、別表の利用率割算定基準の年度を改め、経過規定を附則で定めるものでございます。

変更の内容でございますが、経費の支弁方法について規定しております第14条関係の別表中、利用率割の「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、附則で施行期日を平成28年4月1日とし、経過規定として前3年間の平均利用率で算定する利用率割及び基本割により、関係市町の平成28年度以降の負担割合が、牧之原市が66.875%、吉田町が33.125%となることから、年度ごとに漸増漸減方式により負担調整を行い、平成28年度の負担割合について、牧之原市を67.545%、吉田町を32.455%、平成29年度の負担割合について、牧之原市を67.205%、吉田町を32.795%とするものでございます。

以上が第72号議案の説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、下水道課長、大石剛久君。

下水道課長、大石剛久君。

〔下水道課長 大石剛久君登壇〕

○下水道課長（大石剛久君） 下水道課でございます。

第71号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）をごらんください。

表紙の次のページ、歳入歳出予算の補正第1条でございます。

第1条、第1項につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,809万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,213万8,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めをいたさうとするものでございます。

第2条は、地方債の補正で、2ページの第2表地方債補正のとおり、公共下水道事業に充当する起債限度額を減額し、2億6,240万円とすることをお認めいたさうとするものでございます。

詳細につきまして御説明申し上げますので、別冊の補正予算第2号に関する説明書の2ページからごらんをいただきたいと思ひます。

歳入でございます。

3款国庫支出金は4,730万円の減額でございます。国庫補助金の社会資本整備総合交付金を内示額に沿って減額するものでございます。

4款繰入金は469万6,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金で歳出の公共下水道事業費の減額により、財源である繰入金を減額するものでございます。

3ページをごらんください。

7款町債は6,610万円の減額でございます。下水道事業債について、歳出の1款1項公共下水道事業費、1目管渠建設費の工事請負費の増額分180万円と4目浄化センター建設費の工事請負費の減額分6,790万円の起債につきまして、差し引き6,610万円の減額をするものでございます。

次に、歳出でございます。

4ページをごらんください。

1款公共下水道事業費は、1億1,809万6,000円の減額でございます。その内訳でございますが、1目管渠建設費の2の事業、公共管渠建設費は306万8,000円増額するもので、管渠実施設計委託料、下水道事業計画策定業務委託料、下水道総合地震対策計画策定業務委託料及び地震対策工事については、事業実績による減額でございます。公共下水道管渠整備については、追加内示による事業費の増に伴い増額するもので、差し引き306万8,000円の増額を行うものでございます。

2目管渠維持管理費の2の事業、管渠維持管理費は20万円増額するもので、川尻地内に設置している5カ所のマンホールポンプの電気料につき、使用料に増加が見込まれるため増額をするものでございます。

5ページをごらんください。

3目浄化センター維持管理費の2の事業、浄化センター維持管理費は220万円増額するも

ので、汚泥処理委託料につき上半期の実績から汚泥搬出量の増加が見込まれるため、増額をするものでございます。

4目浄化センター建設費、2の事業、公共浄化センター建設費は、国庫補助事業の事業費が確定したことにより、1億2,356万4,000円の減額をするもので、下水道業務継続計画策定業務委託料、浄化センター施設整備費の減額を行うものでございます。

以上が第71号議案の説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 担当課長からの説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 零時10分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会8日目でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。  
会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、通告を受け、質問を許可しております。  
また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。  
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 三 輪 正 邦 君

- 議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。  
〔7番 三輪正邦君登壇〕
- 7番（三輪正邦君） 7番、三輪正邦です。  
おはようございます。  
私は、過日通告をいたしました吉田町住吉富士見土地区画整理組合について一般質問させていただきます。  
富士見土地区画整理組合は、平成4年に地域の地権者が土地の利便性と有効活用を掲げて設立され、地権者にも割り振りが行われ、平成9年より保留地の売却が始まりました。組合設立から24年の月日が流れ、今もって清算に至りません。利子補給として多くの税金が投入されております。これをいつまでも放置できないと思います。  
以下について質問させていただきます。  
1、現在、利子補給がなされております。これはいつまで続くのでしょうか。  
2、組合の財政状況は把握されておりますか。  
3、利益や負担が生じたときの清算責務は組合なんですか、行政なんですか。  
4、清算に向け、抜本的な対策を考えておられますか。

以上であります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町住吉富士見土地区画整理組合についての御質問のうち、第1点目の現在利子補給がなされております。いつまで続くのでしょうかについてお答えします。

土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地の区画形質を整え、道路や公園などの公共施設の整備を、面的な広がりを持った広い地域にわたって一括して行う事業であります。

これら公共施設の用地は、事業を行う区域の皆様の土地の一部を提供していただく減歩によって生み出され、また、一般の土地は整形された換地に置きかえられて、原則としてどの土地も道路に面するように配置されるところに土地区画整理事業の特色がございます。

この土地区画整理事業の施行者は、地方公共団体、公団や公社、組合、個人などとなりますが、住吉富士見地区につきましては、地権者自身が組合を設立して事業運営を行う組合施行となっております。

土地区画整理法で定められた組合施行とは、地区内の宅地の所有者または借地権者が7人以上共同して定款及び事業計画を定め、施行区域となる区域内の土地所有者及び借地権者から、それぞれ3分の2以上の同意を得て、県知事の認可を得て設立した土地区画整理組合による事業であります。

組合施行の進め方としましては、全組合員で組織する総会で選ばれた理事が業務を執行し、定款の変更、借入金に関すること、経費の収支予算、換地計画、仮換地の指定、保留地の処分方法その他重要な事項は、総会の議決を経て進められます。

ここで定められた保留地処分金等の収入金などを元に、区画道路築造のための工事費、道路計画線上に存在する立ち木を除去し、工事用地を確保するために支払う補償費、地区内の道路を設計するためにかかる測量設計費等を支出し、事業を進めていくこととなります。

次に、仮換地の指定を行い、建物や工作物の移転、地下埋設物の移設、道路、公園の築造等の工事を、施行者である土地区画整理組合が実施いたします。

全ての工事が完成すると、土地区画整理組合は県知事の認可を受けて換地計画を作成し、定められた事項を関係権利者に通知するとともに、換地処分を行い、土地及び建物の登記事務を行うこととなります。この換地計画に定められた清算金の徴収及び交付が終了した上で、県知事に組合解散認可を申請し、その認可を受けて全ての事業が完了いたします。

なお、土地区画整理組合は法人格を有することから、事業を進めるに当たりましては、組合員全員に連帯保証責任が存在するものでございます。

住吉富士見土地区画整理組合は、平成4年12月1日に組合設立の認可を受けて発足以来、組合役員を中心として、地区内の区画道路及び公園等の公共施設の整備を行って宅地の利用増進を図り、良好な市街地の造成を目的とした事業を進めてまいりました。

なお、現在の事業計画では、施行期間は平成4年度から平成27年度までと定めており、本年度は事業の最終年度を迎えましたが、現在のところ事業の完成には至らず、かつ、組合解散に向けて今後一定の時間を要すると見込まれることから、事業計画の期間を平成30年度まで延伸するために、事業計画変更認可申請の準備を行っているところであると聞き及んでおります。

さて、御質問にあります利子補給についてでございますが、町は組合が金融機関に前年度支払った利息に対しまして、組合の申請に基づいて交付する利子補給金がございます。住吉富士見土地区画整理組合においては、平成14年度から今年度まで交付をしております。

住吉富士見土地区画整理事業の事業計画書では、資金計画の収入につきましては、町助成金と保留地処分金、寄附金その他で構成されておまして、皆様の減歩により生み出された保留地が売れない限り処分金は収入とならず、その間の事業資金は金融機関からの借入金で賄う形となっております。

土地区画整理事業は長期にわたる事業であることから、借入金をもとに組合が引き続き事業を円滑に実施するためには、利子の補助は必要なものと判断をし、組合からの申請に応じまして、吉田町土地区画整理事業助成要綱第4条第11号に基づき補助金を交付しているものでございます。

この補助金は、町内で推進されている組合施行による土地区画整理事業に対する町からの支援策であり、土地区画整理組合の総会または総代会での議決を受けた適正な申請であると町で判断できれば、当該要綱に基づき、今後も利子補給金の交付を継続してまいります。

続きまして、第2点目の組合の財政状況を把握されておりますかについてお答えをします。

先ほど組合施行の進め方で説明いたしました、毎年度開催される住吉富士見土地区画整理組合総会では、前年度の歳入歳出決算書並びに事業報告書及び現年度会計予算書が提出されて議決されております。この中では、組合の予算に関すること及び保留地の処分実績、借入金の現状、財産目録等が記載をされており、町当局にも報告がありますことから、その内容は把握しております。

この報告書によれば、現在分譲中の保留地は2区画672.44平方メートル、付保留地は3区画200.67平方メートル、合わせて5区画873.11平方メートルでございます。保留地とは、土地区画整理事業の施行により整備された土地のうち、一部を換地として定めずに組合事業費に充当する目的で施行者が売却する土地をいい、事業計画でその予定地積が定められているものでございます。

次に、借入金につきましては、複数の市中金融機関から借り入れをしており、前年度末借入金残高は合計6,500万円となっております。また、現金及び預貯金残高等の資産も同じく前年度末現在で305万6,691円であると報告をされております。

組合財政がこのような状況になりました理由といたしましては、設立直後にバブル景気の崩壊による地価下落の悪影響を受けたことを初め、その後も東日本大震災による沿岸部の土地価格のさらなる下落もあり、当初から現在に至るまで保留地販売に際して苦しい事業運営を余儀なくされてきたのではないかと考えております。

そうした社会背景の中でも、平成9年度から分譲を開始した保留地処分の実績は、理事長を初めとする組合役員の方々の並々ならぬ努力をしていただきました結果、23区画から現在は5区画が残るまでとなっております。

また、住吉富士見土地区画整理組合では、地区内の道路築造等は全て終了しているため、工事に係る町助成金が今後町から助成される見通しはなく、保留地処分金につきましては平成23年度を最後に入金されていない状況でございます。

この状況を打破するべく、組合では土地の処分単価を見直しながら、保留地を一刻も早く処分し、借入金を返済していく方針であると聞いております。

第3点目の利益や負担が生じたときの清算責務は組合ですか、行政ですかについてお答えをします。

住吉富士見土地区画整理組合では、保留地のうち18区画の処分が終わり、既にその売却益は組合会計に収入計上されており、残り5区画は現在、経済状況等の影響を受けて処分されていない状況でございます。

事業計画では、組合事業収入の主たるものとして保留地処分金を挙げており、その収入予定金額は1億円で、平均処分単価は1平方メートル当たり3万7,127円とされております。

組合では役員が協議を行い、総会の承認を得て保留地処分単価を見直し、早期での保留地完売を目指していると聞いております。

今後、組合事業が解散できる状態になった時点におきまして、土地及び建物を登記する必要がございますことから、住吉富士見地区全体の土地の測量を行う必要がございます。この業務は専門性が高く、組合員が直接事務を遂行することが困難な業務であるため、コンサルタント会社等に業務委託を発注する計画でございます。

御質問にあります、利益や負担が生じたときの清算責務とのことでございますが、住吉富士見土地区画整理事業は組合が施行する事業であることから、これに要する費用は施行者である組合が負担することが原則でございます。

続きまして、第4点目の清算に向け、抜本的な対策を考えておられますかについてお答えをします。

住吉富士見土地区画整理組合の早期解散への道のりは、未処分保留地の売却ができるか否かにかかっており、組合に対し、町としましてできる限りの支援を行い、保留地の早期完売が実現されるよう努めてまいります。

具体的には、町広報誌を利用した保留地処分情報の掲載機会を増やすことに加え、組合に対しましては、県土地区画整理連合会の不動産情報や不動産ガイド等へ積極的に情報提供するなど、今まで以上に情報発信するよう働きかけてまいります。

また、あわせて、先ほど御説明いたしました吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づく借入金の利子補給金を組合に対し支援を継続してまいります。

組合事業の収支状況によりましては、土地区画整理法に規定されております、組合事業の経費に充てるため組合員から金銭を賦課徴収する賦課金制度や、道路築造等に関してあらかじめ組合と公共施設管理者が協議を行った上で、町が組合に対して費用の負担をする公共施設管理者負担金制度もございますが、どのような支援措置を選択することが可能で、かつ、効果的であるのか、また、組合の解散に向けての有効な手法についても、県担当部局の御指導を仰ぎながら、組合とともに進めてまいりたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 御答弁ありがとうございました。

私も、利子補給ということについては理解をいたします。しかしながら、この利子補給は町民の税金から負担されております。こういった中で町は町民の利益、町の利益、町民の利益、こういったものを優先的に考えておられる、こういうことについては私はもろ手を挙げて賛成いたします。

しかし、この町民の税金が、失礼ながら先の見えないような形でつぎ込まれていくということについては、この税金というものは町民の実りのために使われるべきであると、このように考えております。決してこれが無駄だということではございませんけれども、この点について見解をいただければ幸いです。

それとともに、この一刻も早い出口の対策をどのように考えておるか、この点をもう1点お伺いいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） ただいまの質問でございますが、利子補給ということは議員の中でも理解ができたということで受け取りました。

組合の計画としましては、本年度までに事業を完結するというところで一生懸命事業に取り組んでまいりました。しかしながら、事業を完了する見込みが少し立たなかったものですから、今の時点で町長答弁にもございましたけれども、平成30年度までの3年間の猶予をいただきまして、その中で一生懸命完了に向けて取り組んでまいりつもりでございます。そうした中で事業を一刻も早く終わらせたいというのは組合もそうですし、町も同じ気持ちでございます。

事業を円滑に進めるためには保留地の処分が第一義と考えておりまして、保留地が売れない状態が今少しございますが、借入金をもって事業を進めている中では利子補給というものは大切なものでございます。事業を早期の完了に導くためには利子補給というものは必要でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 今の御答弁は、利子補給ということに関しては私は理解いたします。

ただいま言われたように、30年までには片づけたいとそういうようなお話でございますが、この確信はございますか。これについてお伺いいたしたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 現時点で30年に必ず終わらせるということは、私のほうから、大変申しわけないですが、確約はできませんが一生懸命取り組んでまいります。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 努力は認めます。ただし、こういったものは一刻も早く解決、先延ばしにしても決していいことはないと思っております。ですから、私は努力を買って30年までには完売すると、そういう形を希望いたします。

○議長（大塚邦子君） 答弁を求めますか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 続きまして、次の点にもう1点質問させていただきます。

ただいま、2番目の財政状況、随分厳しいものであるとこれは認識いたしました。そういった中で、まだこれから清算に向けてもかなりのお金が必要になってくるんじゃないかと、私はそのように考えております。

最終的には、いわゆるこの清算においてどのぐらいの必要な額になってくるのかということとは試算させていただきませんか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 議員御質問の内容は、組合解散まであとどれくらいの資金が必要ですか、経費がかかりますかということに解釈をしましてお答えをさせていただきますと、町長答弁にもございました現在借入金が6,500万円ございます。それにプラスこれから本換地、解散に向けた登記諸費用を含めまして8,000万程度と私は把握してございます。

以上でございます。

○7番（三輪正邦君） ありがとうございます。

そうすると、これから……。

○議長（大塚邦子君） 発言の許可を求めてください。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 失礼しました。

8,000万ということは、現在の保留地を売却しても当然足りないということによろしゅうございますか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 保留地の処分単価のことを少しお話をさせていただきますと、平成4年の時には、ちょっとわかりにくいかもしれませんが坪単価ということで、坪で19万ぐらいの設定をしてございます。それがだんだん地価の下落もございまして、12万、7万というような形で下落をしている状況でございます。

そのような中で、一刻も早く保留地を処分しなければいけないということで、昨年度の総会の中で、坪3万ぐらいでもどうだというようなことで議決をされております。そういう単価で保留地の面積を掛けますと、今言った事業資金に全部が当たる、それを補填できるということにはならない状況でございます。

○議長（大塚邦子君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 続きまして、3番目に移りたいと思います。

つまり、一番私が心配するのは、この負担というものが組合にかかってくるという形になると大きな問題が生じてくるんじゃないかと、この点を一番私は心配しております。ということは、親の代で名を連ねたのがずっとその子供までやってくるという中で、相続あるいはそういった面においてもいろいろ障害が出てくるんじゃないかと、そういうことを心配されております。

そういった中で、私は一日も早い清算をして町民が安心できる、そういう体制をとっていただきたいと、このように思っております。

それとともに、私はこの一日も早い清算、これは組合員の安心と、町民の税の負担を軽減すると、こういうことにつながっておりますので、ぜひとも早期売却し、そして清算をし、組合並びに町民の税の負担軽減、こういったものについてぜひとも一層の努力をお願いしたいと思ひまして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 以上で、7番、三輪正邦君の一般質問が終わりました。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、3番、大石 巖君。

〔3番 大石 巖君登壇〕

○3番（大石 巖君） 3番、大石 巖でございます。

私は、子供を産み育てやすい環境の整備について、町の対応を御質問いたします。

ことしの4月から、国の子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。この新制度は量と質の両面から子育てを社会全体で支えるというスローガンで、必要とする全ての家庭が利用できる支援、そして子供たちが豊かに育つ支援というふうにうたっております。

資料として添付をいたしましたダイジェスト版、内閣府発行の「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」より抜粋をいたしました。1ページに支援の量、支援の質ということで書いてございます。

しかし、現実にはなかなか子供を産み育てるという状況は厳しいものがあります。国は急速に進む少子高齢化を背景に、本格的な人口減少時代に入ったというふうに言っておりますが、この地域で住みよい環境の確保、あるいは活力ある社会を維持していくということで、国のほうはまち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。吉田町においても、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定し、平成31年度までの5年間の取り組みの方向を決定いたしております。

2060年に1億人程度の人口を確保するという国の長期ビジョンのもと、吉田町人口ビジョンでは、平成23年には合計特殊出生率を現在の1.73から2.07に上昇するという目標も決まっております。この町の人口ビジョンでは、目指す将来の方向ということで三つの項目を挙げておりますが、津波防災町づくり、それから二つ目に若い世代の子供たちを持ちたいとするそれぞれの希望をかなえるという項目、3番目に本町で働き、住みたいという希望をかなえるという基本の方向を3点うたっております。

お父さん、お母さんたちが安心して子育てできるような仕事や収入、そして減税や児童手当の拡充などの経済的な支援を希望する声が多数寄せられております。これは町の実施した町民意識調査の中でもあらわれている傾向です。

私は、こうした保護者の皆さん、保育園で働く皆さんの声を踏まえて、もっと子供を産み育てやすい環境を整備するためにも以下の点について質問をいたします。

1点、小学校就学前第3子ということで条件がありますこの保育料の無料化の問題ですが、3人目の子供から保育料を無料化していただけるように、そうした考えはあるかどうか伺います。

二つ目、育児休業取得中に、既に保育を利用している子供については継続利用できる考えはあるかどうか。いわゆる育休退園と言われる問題の解消です。

3点目、正規の保育士さんを増やしていただいて、職場への定着や質の高い人材の確保を目指すという施策はあるかどうか。

こういう点について伺いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 子供を産み育てやすい環境の整備についての御質問のうち、1点目の御質問でございます、就学前第3子の条件をなくし、3人目の子供から保育料の無料化を図

る考えはあるかについてお答えをします。

保育料につきましては、本年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度の中で、子ども・子育て支援法施行令において国が利用者負担額の上限額を規定し、この基準の範囲内でそれぞれの市町村が額を決めることになっております。

多子世帯の保育料の軽減につきましても、同じく子ども・子育て支援法施行令において国の基準が示されており、これは、保育所においては、小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いる場合、最年長の子供を第1子、その下の子を第2子とカウントするもので、第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料とするものです。

ただし、この制度では、あくまで上の子が保育園や幼稚園等に通っている場合のみ適用されるもので、第1子の小学校就学、つまり上の子が小学校に上がることにより、それまで第2子だったお子様が第1子とカウントされることから、兄弟間で年が離れている場合は、実際は第2子の半額や第3子以降の無料化は受けられないこととなります。

当町におきましては、国の定めた上限額以内で保育料を設定しております。また、多子軽減につきましても国の最低基準に沿って実施をしておりますが、全国的には国の最低基準以上の減額・無料化を実施している自治体は少ない状況にあります。

議員の御質問の、就学前第3子の条件をなくし、3人目の子供から保育料の無料化を図る考えがあるかという点につきましては、当町といたしましてもさまざまな子育て支援施策について多角的に検討を重ねておりますが、第3子を無料とした場合における保育料の収入減少額はおよそ1,700万円に上るという試算が出ております。このため、子育て支援施策としてどのような施策が効果的・効率的な方法であるのか、引き続き研究をしてまいります。

続きまして、2点目の育児休業取得中、既に保育園を利用している子供については、継続利用できる考えはあるか（育休退園の廃止）についてお答えをします。

育休退園につきましては、埼玉県所沢市において、保護者が育児休業に入った時点で保育園に通っている2歳までの上の子を原則退園とし、保育を必要とする待機児童が保育所に入所できる枠を増やすという運用を始めたことに端を発し、実際に退園を余儀なくされた児童の保護者からことしの6月に行政訴訟が起こったものでございます。

この問題は、新制度以前は、保育に欠ける事由の中に育児休業に関する内容は含まれておりませんでした。新制度において、子ども・子育て支援法施行規則第1条において、いわゆる保育が必要な事由の中に、育児休業をする場合、引き続き利用することが必要であると認められることという一文が加わり、この扱いについて自治体間で対応の差異が生じているものでございます。

当町におきましては、保護者が育児休業に入る時点で、満3歳児未満すなわち年少クラスのお子様より下の年齢のお子様につきましては、原則として退園していただくという措置をとっております。

育休により上の子が退園となる保護者の方の中には、この時期だからこそ子供と触れ合うことができるという楽しみで退園された方もいらっしゃいます。

また、育休イコール退園ではなく、病気や家庭の事情により保育園での保育が引き続き必要であると判断した場合には、退園とせず継続して通園を認める対応をとっております。

このように、育休時の対応につきましては、保護者や子供を取り巻く環境を踏まえながら、これまでも柔軟に対応をしてきており、今後も適切に対応してまいります。

続きまして、3点目の正規の保育士を増やし、職場への定着や質の高い人材の確保を目指す施策はあるかについてお答えをします。

まず、保育士を含む当町の職員数の状況でございますが、平成17年3月29日付総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」におきまして、平成17年4月1日現在の職員数を基準に、平成22年4月までに一律4.6%以上の職員を削減するよう国からの求めがありましたことから、当町では吉田町定員計画を策定し、平成17年4月から平成22年4月までの5年間に、224人から209人まで削減をいたしました。

この結果、平成22年4月現在の保育士の数は35人となっておりますが、その後、3歳未満児の受け入れ拡充及び子供発達支援事業所の開所といった新たな行政需要に対応するために、段階的に採用を行い、平成26年4月までに10人を増員したところでございます。

このような定員管理により、平成26年4月の保育士を含む当町の普通会計の職員数は198人でありましたことから、産業構造と人口規模に基づく類似団体定員管理診断を行いましたところ、算定された職員数は223人であったことから、当町は標準的な職員数より25人少ない状態であることが示されました。

しかしながら、小部門別に見ていきますと、保育所につきましては標準よりも5人多いという診断結果でありましたことから、正規の保育士につきましては、事務職と比較し、手厚い配置ができているものと受けとめております。

また、平成28年4月には、新たに4人の保育士の採用を予定しており、広がっていく需要に対応できるよう努めているところでございます。

一方で、職員数につきましては、国・県から増員を抑制するよう求められているとともに、吉田町職員定数条例による定めがあり、保育士につきましてもこの定数に含まれることから、正規の保育士を無限に増員できるものではありませんので、行政需要を見きわめ、適切な配置となるよう定員管理に努めているところでございます。

このような状況の中で、保育所における現状でございますが、保育士の数は児童福祉施設最低基準において定められており、例えばゼロ歳児の場合は乳児おおむね3人につき保育士を1人以上、1歳・2歳児の場合は幼児おおむね6人につき1人以上、3歳児の場合は幼児おおむね20人につき1人以上、4歳以上の場合は幼児おおむね30人につき1人以上と決められております。

この配置基準では、特に低年齢児のクラスにおいて、お預かりする児童数によっては一つの部屋に複数の保育士が配置されることがあるため、町では各保育園に保育士を配置する際の考え方として、各部屋に1名は正規保育士を置いて責任ある立場を明確にし、残りは臨時保育士を充てることを基本としております。

また、質の高い人材の確保を目指す施策につきましては、子ども・子育て支援の推進に当たりまして、子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供することとなっており、その提供に当たっては、担い手となる保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図ることで、子供を安心して育てることができる体制整備を行うことになっております。

当町では、町の正規保育士、臨時保育士の全員と、正規給食員、臨時給食員の全員からなる吉田町保育所連合会を構成しており、この中で研修会を企画・開催し、外部講師を招いた

研修などを行うことにより、よりよい保育を目指しております。

また、受け持ちの歳児別ごとに、4園の保育士が集う話し合いを2カ月に1度定期的に行っており、ここでも正規保育士と臨時保育士の全員で、同じ歳児を保育する中での日々の反省や情報交換を行って、よりよい保育を目指した研修の場としております。

このほか、県保育士会や県保育所連合会などが主催する研修会や他園の公開保育等に参加した正規保育士の研修報告に関する情報を臨時保育士にも提供することで、質の高い人材の育成に努めております。

正規の保育士を増やすことにつきましては、各部屋に1名の正規職員を配置するという基本的な考えのもと、定員管理の面を考慮し、必要に応じて実施してまいります。今後も、働く環境と保育士の質の向上の双方を図ることによって、質の高い人材を育成し、保護者の方が安心してお子様を預けていただくことのできる体制を構築してまいります。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石でございます。

ただいま御答弁をいただきました中身についての再質問をいたします。

政府の少子化対策ということでのこの新制度ではありますが、実際には子供を産み育てるという環境は非常に大変な状況が広がっているというふうに思います。

若い世代の非正規に従事する雇用者率は40%を超えているということも統計資料で出ております。また、こうした経済的展望が見込めなければ、結婚もおくれるという状況にあります。

町の住民意識調査の中でも、現在の子供の数と将来予定をする子供の数、これには大きな開きがあります。今3人以上の子供をお持ちの家庭は約10%という町の数字も出ていますが、将来3人以上の子供を予定する家庭は25%ということになっておりまして、この一つの家庭で3人以上の子供を産み育てるということは非常にやはり大事な問題でありますし、これも人口ビジョンの課題にも直結する問題ではないかと思っております。

そこで、最初の、3人目の子供から保育料の無料化という問題を取り上げました。資料の4ページの下に、その町長の答弁の中にありましたような説明の図が入っておりますが、保育園に通っている兄弟については、2号、3号という認定の子供になります。小学校に入学するまでは3人目からは保育料の無料ということですが、第1子、上の子供が小学校に入りますと、3人目の子供は保育料が半額という計算になります。

しかし、ことしの場合、こうした3人目の子供が保育園で有料になるといったケースの場合、大変保育料が高額になるというケースが出ています。これは政府が年少扶養控除の再計算をしないという方針をことしの中で打ち出しているということです。2010年の税制改正で15歳までの年少扶養控除、これは所得税が38万円、住民税が33万円ということでしたが、これが廃止をされました。このことによって、保育料が上がらないようにということで、国は昨年まで年少扶養控除と、これが税制の中であった場合を想定した再計算をするということで、保育料の計算をやってきたと思います。

しかし、ことしは、この国の新制度が始まってからは、再計算をしないという国の方針になりました。各地で、こうして保育料が値上げをするのではないかとということで、大変な問題になりました。そういうことで、国は、今現在保育園に通っている在園児に限っては再計算をするという措置を新たにとったと聞いております。それからさらに、新規の入園者につ

いても再計算は妨げないというような通知を出す聞いておりますが、こうした国の、3人以上の子供がいる場合のこうした国の保育料の計算、通知について、町はこの通知について承知をしているか、あるいはこの保育料の値上げの問題について町の実情はどうか、その点について伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） ただいまの御質問の年少扶養控除の再計算でございますが、吉田町では本年度、新制度がスタートするに当たって、保育料の算定において年少扶養控除の再計算を行ってはおりません。おりませんが、新制度移行に当たって利用者負担額、いわゆる保育料の設定をします際に、これまで10段階でありました額表を、分布の多い中間の段階を中心により細かくいたしまして13段階としたこと、これらも影響したと思われませんが、保育料が上がったという声を聞いておりません。再計算はしておりませんが、保育料は多くの方において上がっていないというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 私、今申し上げました、国のほうで新規の入園者の再計算を妨げないという通知が国のほうから出ているというふう聞いておりますが、その点はいかがですか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 新規の入園者においても、再計算をしてはおりませんが、先ほど申し上げましたように、保育料の額表の設定が従前より少し低目に出ているせいで、保育料は上がっていないというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） すみません。国からの通知が来ているということについて、承知をいただいているのかどうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 失礼いたしました。国からの通知については承知をしております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

今のお話のように、町の保護者の方からはそうした保育料が大変上がったという話は聞いていないということでありましたが、やはり、皆さんからお聞きするところでは、やはり保育料は安くしていただきたいという声は非常にたくさんあります。やはり、今の働く環境の中で、会社の給料のアップ、そういうこともなかなか見込めない状況の中で、保育料がアップするというのは非常に大変な問題だと考えております。

これ以上の保育料が引き上げされないように、この年少扶養控除、こうしたものの再計算を取り入れる、あるいはそれにかわる減免措置の導入を、それから多子減免ということでの拡大、あるいはそうした先ほどの保育料のランクづけの再計算等、保育料軽減の措置は必要であると思っておりますけれども、今後、こうした保育料が、負担が重くならないような措置について、低く抑えていくという措置についての認識について伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 一部繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、新制度移行に当たっての利用者負担額の額表において、保育料が従来よりも低目となっております。今のところ、利用者の方への御負担が大きくなったとは捉えてはおりませんが、今後の経過を見まして、利用者の方に負担が大きいのことを判断しました場合には、保育料のこの額表の見直しであるとか軽減策等は考えてまいりたいと思います。今の時点では、保育料は増加していないというふうに見込んでいます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今の状況については理解をいたしました。ただ、今後ともこの保育料の問題については、やはり先ほどの私が申し上げた人口ビジョン等、町のこれらの施策等も重要な関連がありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続いて、育児休業中の育休退園と言われる問題について再度お聞きをしたいと思います。

先ほどの町長の答弁の中にもございましたけれども、全国的にこの問題は行政訴訟ということもありまして、問題が広がっております。町長の答弁の中にありましたように、2歳児以下の保育園児、原則退園ということの方針になっています。これがいわゆる育休退園と言われる問題であります。資料にもこの問題、国の方針が書いてありますが、町の保育園の入園申し込みといいますか説明の資料によりますと、保育を必要とする事由という中の9番目に、育児休業をする際に、既に保育利用中の継続利用があると認められることというふうな項目が入っております。その項目の注意書きということで、下のほうに、原則3歳児以上の場合というふうになっておりまして、これも国の基準に倣ってそうした記述になっているのかなというふうに思いますが、やはり若いお母さん、子供さんを産んで育児休業をするということは、やはり働くということと同じように育児も大変なことだということで、保育園に通っている子供さんが、せっかく友達ができたのにと、それからやはり自分も小さい乳飲み子を抱えて、なかなか生活も大変だということで、やはり保育園にぜひ預けていただきたいというような声もたくさん聞かれます。

こうした点で、この県内では静岡市を初めとして島田市、掛川市、それから菊川市など、新聞報道でもありましたが、来年の4月からこの育休退園を廃止するという方針が明らかになっております。この県内でも18市町が育休中も継続通園を実施するということが報道の中に書いてありました。

先ほどの答弁をいただいた中にも、3歳未満のお子さんでも事情によっては退園ではなしに通園できるよという話もありましたが、こうした条件をなくして、全ての子供さんが、お母さんが育児休業中、退園せずに通園できるということを、これは全国的な、やはり保育の行政の流れではないかなと思います。そうした点で、町長も一日も早くこの育休退園ということがなくなるように、ぜひ改めて検討をいただきたいと思いますが、そうした今後のこうした問題点についての検討の場というのはあるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） まず、平成26年度の数を用いまして、もし育休退園をしていたただかなかったらという仮定を行いますと、年度途中で5人のお子さんが、年度途中からの入所の希望がかなわないという結果が出ております。

従来、町では先ほどの町長からの答弁の中にもございましたが、保護者の方、それから生まれたお子様の健康状態等によって、そのほかの家庭状況によっては退園しなくとも継続して保育園を利用させていただくという措置をとってきております。中には、この時期だからということで上の子ども一緒に育児をするのを楽しみに退園をしていった方もいらっしゃいますし、保育料の問題で退園について了承して退園していった方もいらっしゃいますので、今後も適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

今育児休業に入った方が、お子さんの保育園に通うかどうかについて判断をされる、それはそれぞれの家庭の状況も、あるいは体調の問題もあるかと思えます。しかし、これを町のほうで一定のそういう条件をつけるということで、入園の申し込みの条件としてそういう育児中については退園ということを原則的に打ち出しているということは、やはりそれなりの制限が加わってきて、働く皆さんがもっともっと子育てがしやすいという希望が持てるような状況にはなっていないのではないかなと思えます。

ですから、そうした点でも、町はそうした入園の条件をなくすという点、そして働くお父さんお母さんが、本当に子育てが安心してできる、保育園にも預けられる、そうした展望をぜひ示していただきたいと思えます。それでないと、その人口ビジョンあるいは町の総合戦略、そうしたものの中身がやはり空洞化してしまうのではないかな、町民が本当に実感を持って、子供をたくさん産んで育てたいという、本当に実感を持つような、そうした具体的な施策を行っていただきたいと思えます。

続いて、町内の保育園に働く保育士さんの充実について、御答弁の中で定員の関係がありました。今町内4園の保育所があるわけですが、この中で保育園児の定員は何名ですか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 町内には四つの町立の保育園がございますが、四つを合計しますと園児の定員は590人となっております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

その590人の園児に対しまして、正規の保育士さん、それから臨時の保育士さん、それぞれ何名ずつになりますか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） ただいまの御質問につきまして、各歳児クラスを担当する保育士というふうに捉えまして回答させていただきますと66名となっております。これには園長であるとか補佐であるとか、延長保育、一時預かりの保育士を除いて、クラスを担当する保育士として66人でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

66人の保育士さんがいるということはわかりましたが、正規の職員、それから臨時の方の人数をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 失礼をいたしました。

66人の内訳でございますが、正規が28名、臨時が38名でございます。なお、正規の28名のほかに、現に育児休業を取得している正規保育士が3人おります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今590人の定員のところで、現在入園している子供さんは何人おりますか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 12月現在でございますが、4園合わせて546人の園児をお預かりしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） この546人の子供さんたちに対して、正規の保育士さん29人、今3人欠員で26人ではとても保育ができない、要するにどうしてもその臨時の方の力がなければ、今の定員削減の状況の中では、正規の職員だけでは保育ができないという状況にあるということとは事実ですね。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 一部、御発言において数字の誤りがあったと思いますので、訂正をさせていただきたいと思います。正規の保育士が28でございます。そのほかに、28とはほかに育児休業を取得中の職員が3人おります。失礼します。

〔「申しわけありません」の声あり〕

○社会福祉課長（内田宏一君） おっしゃるとおり、臨時を38人頼んでおりますので、正規の保育士だけでは対応できない、臨時なくしては対応できないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 年々、このところ定員削減ということが非常に強くなってきていると、これは私も今までの在職の中で経験をしていることなのですが、やはり、どうしてもそのフォローには、非正規、臨時の方の力を借りなければ行政も、それから現場のほうも回っていかないという実態については私も承知をしています。

しかし、本来考えれば、やはり正規のちゃんとした保育士さんが、その590人の保育定員の子供さんたちを十分に見られるという状況をつくるのが本来の姿ではないのかと思っておりますし、そうした点では今の定員削減というのが非常に障害になってきているというふうに私は考えております。

この定員削減の状況を、先ほどの話がありましたが、やはり同じような類似の団体と比較しても少ないという状況もありますし、ぜひ、定員を増やしていただくということを検討していただきたいんですが、先ほどの定員削減との絡みで、その保育所の定員をこれ以上増やすということについては、本当に無理なんではないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 人事関係ということで、総務課のほうでお答えさせていただきます。

す。

まず、保育士の採用ということで、先ほども答弁のほうさせていただいておりますが、類似団体と比べまして、職員数は全体と一般職員も含めて25名少ないというような診断結果が出ているわけですが、保育士につきましては類似団体に比べて多いという状況ですので、まずそこは御理解をしていただきたいのがまず1点です。

それから、当町につきましては、これまで資格職、いわゆる保育士、それから保健師につきましては、これまでも毎年度必要数は採用してきておりまして、サービスの拡充とあわせて職員採用をしております。今回も28年4月に向けましては4名の職員を採用する予定でありますので、そうしたことで現場、基準も含めて、そうしたところは採用のほうを手厚くしているという状況がございますので、まずこの点は御理解をいただきたいと思っております。

今後、全体の職員数につきましては、確かに削減はありますけれども、今までも削減はありましたが、行政需要が見込まれるもの、またサービスを拡充するものについては、いろいろなその検討、職員数、それからあと事務のあり方も含めて総合的に勘案して、増やすものは増やして対応していくということで、町民のための、町民の皆さんに安心して預かっていただくような体制は整えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今近隣の市町、牧之原とか島田市等、認定こども園等の、いろいろ政策が、幅が広がってきているという状況を伺っております。そうしたところに、臨時の職員の方が正規の保育士さんということで転職をされるというような話も伺いました。そうしますと、なかなか、臨時の方ですと、ずっと長くこれからも働き続けるという保障というのはなかなか厳しいわけですので、そうした点でも、ぜひ定員、実際の正規の職員を増やしていただくということが一番確かな道ではないのかなと思っております。

それから、あと、ことしの新制度になってからいろいろ手続が複雑になってきて、それから申請から認定書の交付あるいは契約、入園手続等、いろいろ事務手続も増えてきていると思っております。そうした点でも、この町の担当課のほうもいろいろ事務も増大をしているのではないかなと思っておりますが、そうした点での、今現課でのそうした事務量の関係で困っているという状況にはないですか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 新制度に移行しましたことから、申請等、それから認定等の手続、今までよりも手続の上では増えておりますが、これに当たりまして町では利用者の方に御負担とならないように、細則の中で、従来のように保育園への入所の申し込みと認定の申し込みが一度の紙でできるような措置をとっておりますので、利用者の方には手続上の御不便は、従来と比較したときに負担はかかっていないと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 確かに、保護者への負担が軽減をされるような努力、それは必要なことだと思います。そうした努力もある中で、さらにその担当の課の職員の皆さんも大変な事務量が増えているのではないかなということを伺ったものですから、その点での何か問題点

というのがありますか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 新制度に変わりました、今までよりなれていない部分というのは確かにございましたけれども、職員の中で適切に対応できているというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

この保育新制度は、それぞれの実施主体が各自治体になりますよね。そして、その町の裁量が、幅が広がったのではないかなと思います。考え方によっては、その運用の仕方によっては、各市町で格差が広がるということも考えられます。先ほどの育休退園の問題もあるんですが、やるところとやらない……、いわゆる国の方針に沿ったやり方、あるいは市町の独自の考え方、そういうことによっていろいろ格差が出てくるということも心配をされます。裏を返しますと、逆にそうした改善をもっとしていけば、要するに保育の認定基準の問題、それから保育条件の問題とか、それから保育料の問題、こうしたものも町の独自の補助制度も含めて独自性を示すことができれば、もっと吉田町としてのPRもできるのではないかなというふうに考えます。

田村町長に伺いたいんですが、長野県の南牧村というところでは、子育て支援ということで大変力を入れているそうです。出産祝い金が第3子から1人50万円、それから保育料は第3子以降は無料というふうな取り組みをしているというふうに伺っています。

あるいは岡山県の奈義町というところがありますが、これは岡山のかなり山奥、鳥取県に近い山間部ですが、6,000人ほどの町だそうです、合計特殊出生率が2.81になったということが報道をされています。この町では高校生までの医療費の無料化、それから町外の高校の通学者には通学費の補助を出している。それから病児保育などのそうした施策の充実、そうしたものが効果があったんだというふうに、これも新聞で報道をされておりました。この奈義町は、「子育てするなら奈義町で」というキャッチフレーズで、奈義町子育て応援宣言というものを出したそうです。これは町外へのアピールということで、こうしたことによって転入者が非常に増えたというようなことも書いてありました。

吉田町でも、総合戦略の中で、子育て応援宣言という、町内外にこうした思い切ったアピールをする必要があるのではないのかな。あわせて、私が今質問させていただいた項目についても、町の独自の施策として思い切った、そうした充実を図っていくということも加えて、こうしたアピールを出していくということが吉田町の今後の発展にもつながるのではないかなと思いますので、町長のそうしたお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 町長への御質問であります、私のほうからお答えをさせていただきます。

今おっしゃったように、各地方公共団体でいろいろな施策を、特にことしは地方版の総合戦略を定め、その上でいろんな支援策を各市町村が競っている状況にあることは十分承知しておりますし、先ほどの御質問の、子供が生まれたときには出産祝い金を出すというようなことも聞いておりますが、吉田町においても、非常に、南牧村ですが、そういった子供の出

生数が少ない自治体であれば、単純に何十万出しましょう、何百万円出しましょうという施策も打てるのですが、御存じのように、少なくとも私の、正確ではないかもしれませんが、吉田町で毎年生まれる出生数は今250人台ぐらいですね。その方にたくさんの支援金を渡すことがいいのか、先ほどの答弁の中で答えさせていただいておりますが、どのような子育て支援策、あるいはどのような施策が効果的・効率的であるか、単純に出産祝い金を出す、あるいは先ほど言われている保育料を無料にする、あるいは安くする、そういうことが即必要なのか、あるいは効果的なのか、もっとほかにもいい子育て支援策があれば我々にとってまいりますし、少なくともことし10月には地方版総合戦略を定め、その中で子育て支援策についてはきちっと対応したつもりでありますし、これからも必要な施策があれば、十分御意見をお伺いすることもあるでしょうし、その中で発言をされて、その中で有効な施策があれば採用することはやぶさかではないのでしょうし、とりあえずは少なくとも地方版総合戦略の中で位置づけられた施策についてはきちっと対応してまいるといふ所存でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

ただいま副町長から答弁をいただきましたが、私は、町としてのできる施策、これも非常に大事ですが、町の総合戦略の中で、町の方向としてこの子育て応援宣言という一つのくくりとして、その中でできること、できないこと、いろいろ検討をしていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

ですから、こうした方向性、アピールの仕方として、こういう宣言などを検討していただいたほうが、今後のこの総合戦略についても中身が充実するのではないかなというふうな考えのもとに、提案という形で伺ったわけです。

再度、その総合戦略の中で、こうした応援宣言というものの、私からの提案について、町のほうとしてどうのお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 既にお答えしたつもりではありますが、そういったことも含めて十分これから検討してまいりますし、その総合戦略にこだわるわけでもありませんし、我が町がきちっと2020年までに出生数を2.07とする人口ビジョンを定めて、2060年には2万9,000人程度の人口を確保するという施策に向かって、出生率を高めるためには、当然子育て支援策、必要なことは当然でございますので、きちっと対応をいたしてまいります。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） この子育ての問題は、単に若い世代という問題だけでなしに、私の同年代の方々も、まだ子供が結婚しないということで非常にこれからは心配だと、子供が結婚をして孫ができて、そうして私たちの、年を取っても面倒を見てくれるような家庭がぜひ欲しいというような声も聞かれます。

そうした点で、この子育て事業について、もっともっと若い世代だけでなしに、町民全体の中でその子育てを応援するという意識をもっと高める必要があるというふうに思いますし、具体的に町のほうとしても、そうした事業をもっともっと進めていただきたいと思います。

住民意識調査の中でも、たくさん町民の声が反映をされておりますし、それから今町が進めている子育て施策について、もっともっと紹介をするために、町内外にアピールをするということも大事だと思っております。今こうした実施をしている子育ての施策の状況について、

あるいはこれからのやっつけようという方向性について、町のほうとしての資料あるいはそうした具体的な方策についての、何かパンフレットとか、そういうものをぜひ広く紹介をしていただきながら、PRしていくということも大事ではないのかなと思いますが、そうしたパンフレット配布、あるいはPRの方法について、どういうお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 9月の補正予算でお認めをいただきました子育て支援施策のPRビデオ、これを現在作成中でございます。内容は10分程度に詰める予定ですが、DVDにいたしまして、例えば役所のロビーのテレビで見られるであるとか、インターネットで見られるであるとかというようなことをしてまいります。10分程度の中に吉田町の子育て支援施策の紹介、吉田町で子供を産んで育てたいと思わせるような内容のビデオをたぐいまる制作をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） そういうビデオの制作、あるいは私がお話ししましたように町民の方の意識調査も含めたパンフレット等を、そういうものも関係先にアピールする大事な資料ではないかなと思いますので、ぜひ、そういう点でも検討をいただきたいなと思います。

引き続き、この問題については、もっともっと具体的な施策ということで幅広く検討をしていただきたいと思っておりますし、私たちもいろんな情報を得ながら提案をしていきたいと考えております。

若い世代の方が、就労あるいは結婚、子育てということに対して、吉田町に住んでいてよかったというように、希望が持てるような町にしていくということは、みんなの願いでもありますし、やはり吉田町を元気にすることについては、一緒にやっていきたいなと思っておりますので、こうした問題についてももっともっと検討をいただいて、よりよい吉田町にしていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 以上で、3番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時35分とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時33分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

10番、藤田和寿君。

〔10番 藤田和寿君登壇〕

○10番（藤田和寿君） おはようございます。

10番、藤田和寿でございます。

私は、さきに通告したとおり、総合戦略における雇用創出について一般質問を行います。

具体的な質問に入る前に、本日参考資料で御提示しました内容について、少し説明に入りたいと思います。

我が町の状況につきまして、参考資料をもとに説明します。この資料は、私の10月8日に発行しております後援会の会報や、11月13日に開催しました活動報告会で使用した資料でございます。町民の方からさまざまな意見や感想をいただいた内容ですので、この機会に御紹介させていただきます。町の決算数値をもとに、3.11前の平成22年度決算資料と、ことしの9月に認定いたしました平成26年度決算資料からの数字を使用しております。

参考資料1は、固定資産税の課税標準額の比較でございます。総額において360億円減少していると、土地で77億円減、家屋で43億円の減少です。こちらの参考資料です。皆さんの席に入っていると思いますが、そのような状況です。特に償却資産が240億円も減少している状況でございます。これは、企業の設備投資などが大幅に落ち込んでいることなどの状況だと推慮します。

次に、参考資料2の資料です。3の資料も一緒に見ていただきたいと思います。町税と納税義務者の比較です。個人町民税は納税義務者数が減少している中で6,400万円の増となっております。正確な理由については分析しておりませんが、税法の改正なのかもしれません。しかしながら、納税義務者1人当たりの所得金額においては平成22年度が308万8,000円です。これも決算資料からちょっと出した数字でございます。26年度は4,000円減の308万4,000円でございます。また、法人町民税は6,500万円の減です。これは景気動向や法人税率等の改正などの理由かもしれませんが、法人納税義務者数は平成22年度が826社あったところ、26年度は765社、61社減になっている状況です。

これらの状況からもわかるとおりでございますけれども、現在、町が取り組んでいる津波防災町づくりによる安全・安心な町を建設し、3.11以前の豊かで勢いのある町へ向けた総合戦略が大変重要と考え、今回の一般質問として取り上げましたので、質問に入りたいと思います。

町は、吉田町人口ビジョン及び吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

人口ビジョンで目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示し、総合戦略でのその方向等を踏まえた基本目標を設定し、避けることのできない人口減少社会を見据えた地域づくりを進める内容となっております。

総合戦略の基本目標の一つである、本町における安定した雇用を創出する具体的な施策は、現状の課題とその対策を含め、豊かで勢いのある町に向けた取り組みと考えています。

そこで、雇用を創出する具体的な施策とその推進の一翼を担う吉田町まちづくり公社について、以下、町長にお伺いいたします。

1、企業にかかわる内容について、現状の課題をどのように分析し、今回の具体的な施策になったのか。

ア、企業誘致について。

イ、企業間交流の活性化について。

ウ、企業立地支援体制の強化について。

2、創業支援体制の構築に向け、新しい取り組みが行われるが、どのような内容か。

ア、吉田町創業支援ネットワークについて。

イ、従来の創業支援策との違いは。

3、企業の商業施設誘致、そして水産業への支援充実が挙げられているが、町内の既存の商工業者への支援はどのように考えているか。

ア、事業継承や後継者対策などについて。

イ、商工業振興事業費補助金や産業振興事業費補助金について。

4、総合戦略における吉田町まちづくり公社の役割は。

ア、どれくらいの事業規模を想定しているか。

イ、どのような産業振興策を担ってもらうのか。

以上、御答弁をお願いいたします。

今回の質問は非常に幅の広い、多岐にわたるような質問になりました。私としても、今後とも、きょうの一般質問の御答弁をいただきながら、随時また細かくやっていきたいと思っております。

以上、御答弁のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 藤田議員が質問に入る前に、固定資産税の課税標準額の比較であるとか町税の比較についてお話ししていただいたことは、重々承知していることをごさいます、この回復のために私が進めております津波防災町づくりが重要であると言っていたきました。藤田議員がこれまでに、平成25年2月に、私が国から大型の財源を調達してまいりましたけれども、離れわざとお褒めをいただきました。

ことし、駿河海岸整備検討会で、いわばうちの町、これ直轄海岸でございましてけれども、L2の津波に耐え得るものをつくると、まだ、藤田議員からは、これは基本的に国の政策として方向性が示されたわけですが、藤田議員からお褒めの言葉をいただいておりますが、これは平成25年2月以上のスーパースーパー離れわざでございまして、よくよく見ていただければ、おわかりだと思っておりますけれども、はっきり申し上げて、東日本大震災の後、中央防災会議が下した結論を踏まえて、それ以上のことをやったわけでございますので、まさにスーパー離れわざと。

さらにこれから、当然のことながら、現実の防潮堤の整備について、国と私のほうで、さまざまな形で水面下で調整を行うわけでございますけれども、出てきた段階においてはスーパースーパースーパーの離れわざになりますので、ぜひとも御支援賜りたいと思っております。

総合戦略における雇用創出についての御質問のうち、1点目の企業にかかわる内容について、現状の課題をどのように分析し、今回の具体的な施策になったのかについてお答えをいたします。

初めに、企業誘致についてという観点から現状分析でございますが、当町ではこれまで、

大井川沿いに工業系の用途を設定し、製造業を誘致してまいりました。

そして、これ以外に工業系の用途を設定しているところは、川尻地区と住吉地区の沿岸域にございまして、それらは、現在のところではいずれも浸水想定区域に所在をしております。

また、浸水想定区域外で、ある程度まとまった土地を確保できるようなところは、農振農用地を含むところがほとんどであり、開発が極めて難しい状況にございます。

東日本大震災が発生して以来、沿岸部に位置する当町は、企業サイドから見ますと投資対象地になりにくい状況にあることは、誰の目から見ても明らかなことにございます。

目下、企業誘致という側面において、当町はそうした重い十字架を背負っている上に、開発可能なまとまった土地を確保することも極めて難しい状況にあるという二つの大きな課題を抱えております。

現在、当町は、このような窮地にあることを自覚し、この窮地からできる限り早く脱出するための取り組みを開始いたしました。そして、先人から受け継いだ、豊かで勢いのある吉田町を後の世代に引き継ぐためには、単に窮地からの脱出だけにとどまらず、この状況を好転させるようにしなければならないと考え、その具体的な取り組みに着手したわけにございます。

その取り組みが、津波防災町づくりを強力に推し進めることでありますが、その一環として、静岡県が進める内陸のフロンティアを開く取り組みにも参加しながら、企業誘致にもつながる施策を講じるようにいたしましたわけにございます。こうした取り組みにつきましては、これまでも何度となく議員各位には御説明申し上げておりますので、既に御承知いただいているものと拝察をし、この場での詳細な御説明は省かせていただきます。

今回策定いたしました総合戦略の基本目標2の「本町における安定した雇用を創出する」に掲げました企業誘致に関する具体的な施策は、津波防災町づくりを促進させる中で達成を図るものにございまして、その達成に向けての取り組みとして、ホームページへの企画誘導特設ページの新設や用地情報の収集と提供を予定したものにございます。

次に、イの企業間交流の活性化についてという観点からの現状分析にございますが、当町には多くの優良企業に立地していただいておりますが、現状では、それらの立地企業同士、また立地企業と行政の間の交流が密にあるという状況ではなく、それぞれが個々の企業活動を展開するにとどまり、相互交流を図ろうとする動きはさほど活発ではないと感じているところにございます。

地方創生が叫ばれる中で、改めてこうした状況を考察してみますと、大変優良な企業に立地していただいているにもかかわらず、行政や企業間の連携を密にして新たな展開の可能性を模索するチャンスすら得ようとしなないことは、当町にとりまして大変な損失を生んでいるのではないかとの結論にございました。

これだけ優良な企業に立地していただいているということこそが、大きな財産であり、それらの企業が相互に連携しようとする機運が生まれれば、その動きが新たな経済活動を生み出すこともあるのではないかと考え、そのきっかけを町が今つくり出す努力をしなければならぬと意を決した次第にございます。

こうした現状認識から、当町のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たりましては、新しい経済活動を喚起するための企業間交流ネットワークづくりを具体的な施策に盛り込んだものにございます。

また、このネットワークづくりは、行政だけで構築できるものではなく、企業間さらには企業と行政とを結びつける新たなパイプ役が必要になると判断いたしましたので、基本目標3の「本町への新しいひとの流れをつくる」の「賑わい創出のための体制づくり」の分野の「情報発信拠点の整備及び賑わいを企画運営する団体の設立」という具体的な施策をもって設立する団体、つまり一般社団法人吉田町まちづくり公社にその役割を担っていただくこともあわせて計画したものでございます。

このネットワークを構築することができれば、企業と町の懇談会や企業間の懇話会などが開催されることにもなり、こうした機会が契機となり、新たな企業の取り組みが展開されることもあるのではないかと大いに期待をしております。

次に、ウの企業立地支援体制の強化についてという観点からの現状分析でございますが、これまで当町におきましては、企業誘致に係る町の補助制度はなく、内陸のフロンティアを開く取り組みに参加して、他の市町と同じステージの上で企業誘致を展開するには、大変不利な状況にあると認識いたしました。また、企業誘致が難しくなっている昨今では、少なくとも他の市町並みの企業立地支援制度の創設の必要性を強く感じたところでございました。

このため、平成26年度に企業が新規立地する際などの用地取得費と新規雇用に対し、県と協調して補助金を交付する吉田町企業立地促進事業費補助制度をスタートさせました。この制度では、企業が食品、医薬品、医療機器、環境関連などの製造業、いわゆる成長分野の製造業及び研究所に該当する場合には、補助率、補助限度額を拡充するものとしており、また、内陸フロンティア推進区域内に立地する場合には、さらに補助費、補助限度額をともに上乘せする制度となっております。

また、通常、既存の県内立地企業につきましては、この制度の複数回の適用は厳しくなりますことから、当町におきましては、県補助金の交付対象外となる場合におきましても、町単独で補助する内容を定めて、他の市町の補助制度との差別化を図るよういたしました。

こうした補助制度を設けましたことから、総合戦略の具体的な施策には、補助制度に関する相談件数が増える取り組みを掲げるようにしたものでございます。

次に、2点目の創業支援体制の構築に向け、新しい取り組みが行われるがどのような内容かについてお答えをします。

初めに、アの吉田町創業支援ネットワークについてでございますが、現在、国内の開業率は欧米並みの半分程度の4.6%にとどまっており、特に地域における開業は低迷している状況でございます。また、中小企業数につきましては、平成11年の484万社から、平成24年は385万社に減少し、従業員数も減少しております。そして、当町における事業所数につきましても、平成13年の1,453社から、平成24年は1,280社に減少をしております。

こうした状況の中、民間活力を高めていくためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要であると考えられます。

平成25年6月に策定されました日本再興戦略は、地域経済の活力を高め雇用を創出していくため、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率、廃業率ともに欧米レベルの10%台にすることを目標に掲げております。

この目標の実現に向け、国は、平成26年1月20日に施行されました産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進するため、市区町村が民間事業者と連携して創業支援を行う取り組みに対する支援を開始いたしました。

具体的には、市区町村が中心となり、地域の創業支援機関と連携して、創業支援ネットワークなどの体制を含む創業支援事業計画を策定し、国の認定を受けた場合、そのネットワークが特定創業支援事業者となってセミナーを開催し、そのセミナーを創業希望者が必要回数受講すると、融資制度を初めとした各種の支援策を活用できるようにするというものでございます。

このため、当町におきましても、創業希望者がこの支援策を受けることができるようにするため、できる限り早く国の認定を受けることができるように、商工会や金融機関などと連携して創業支援事業計画の策定を進めているところでございます。

そして、この創業支援事業計画の策定に携わっていただいております創業支援者で構成するネットワークが、吉田町創業支援ネットワークとなるものでございます。

次に、イの従来の創業支援策との違いはについてでございますが、これまで当町では、創業支援の御相談に応じるだけのスキルを持たなかったことから、創業支援につきましては民間の自主的な活動にお任せするような状況となっております。

しかし、町と創業支援機関とが連携して組織する吉田町創業支援ネットワークが誕生することにより、町でも、創業支援相談内容に適切に対応できる支援機関と連携する中で、相談窓口を務めることができるようになりますので、創業を希望される相談者の課題解決が、より迅速かつ的確に図られるような体制ができ上がってまいります。

目下、吉田町創業支援ネットワークには、吉田町商工会、二つの金融機関のほか、当町の個性を発揮させる取り組みといたしまして、図書館、NPO法人しずかちゃん、そして設立を目指している一般社団法人吉田町まちづくり公社もそれぞれ参画する内容の計画となっております。

また、図書館におきましては、創業支援コーナーを設け、ビジネス書籍を充実させるなど、創業に興味がある方から本格的に創業を目指している方まで、さらには既存の事業者の皆様に対しましてもビジネス支援サービスが提供できるようにしてまいりたいと考えております。

さらに、NPO法人しずかちゃんや一般社団法人吉田町まちづくり公社には、セミナー開催に向けての協力や、創業時における事務スペースの提供などをお願いしたいと考えております。

次に、3点目の企業や商業施設誘致、そして水産業への支援充実が挙げられているが、町内の既存の商工業者への支援はどのように考えているかについてお答えをします。

初めに、アの事業継承や後継者対策などについてでございますが、2でお答えさせていただいた吉田町創業支援ネットワークが機能することにより、町と創業支援機関、そして創業支援機関相互の連携が図られてまいりますので、既存の商工業者の皆様に対する事業継承や後継者対策につきましても、創業支援機関がサポートできるのではないかと考えております。

また、創業支援ネットワークの事業として、販路開拓やビジネスマッチング支援などを実施し、事業支援できるのではないかと考えております。

次に、イの商工業振興事業費補助金や産業振興事業費補助金についてでございますが、最近の状況といたしまして、大手企業による従業員の賃上げや雇用の拡大など、景気回復への期待が高まりつつある中、地域経済の主役である中小企業につきましては、依然厳しい状況が続いているものと認識をしております。町では、こうした認識を持っておりますので、商工会に交付しております商工業振興事業費補助金を補助目的に沿って有効に御活用いただき、

小規模事業者の皆様の経営改善普及事業が効果的に実施されることを期待しているところでございます。

また、産業振興事業費補助金につきましては、町の商工業振興が促進されますように、販路拡大への取り組み、地域資源の活用や農商工連携などの新たなチャレンジをされる方々に対しまして、適宜御支援できますように今後も制度を継続してまいります。

続きまして、4点目の総合戦略における吉田町まちづくり公社の役割はについてお答えをします。

初めに、アのどのくらいの事業規模を想定しているかについてでございますが、現在設立を目指しております一般社団法人吉田町まちづくり公社につきましては、町と連携を図りながら、産業振興、防災の啓発、地域間交流、情報の発信などに携わっていただきながら、地域のにぎわいづくりに寄与していただきたいと考えております。

しかしながら、当面は、公社を設立し、運営を軌道に乗せる期間とならざるを得ないと考えておりますので、体制が整ったところで、まずは吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれておりますにぎわいづくりや地域の活性化を促進させるための取り組みを、町と一体となって進めていっていただくようお願いするつもりでございます。

次に、イのどのような産業振興策を担ってもらうのかについてでございますが、一つ目としまして、企業相互の新たなパイプ役となる企業連携の中間支援としての取り組みでございます。議員の質問のイの1でお答えさせていただきました企業間交流の活性化に向けた取り組みなどは、各企業の利害に関係することでもあり、行政が取り組むことは難しい事案でございますので、民間ならではの切り口で、情報交換の場の提供から従業員の婚活開催などまで多様な取り組みを期待しております。

二つ目は、起業、いわゆる創業における中間支援でございます。2点目でお答えさせていただきました吉田町創業支援ネットワークの協力機関としまして、起業家向けの情報提供やセミナーの共催などのほか、インキュベーション機能も果たし、地域経済活性化の新たな牽引役の一員になっていただきたいと考えております。

三つ目として、にぎわいづくりの中間支援でございます。シーガーデンを初めとする町内各所の魅力探訪に人々をいざなうため、町のさまざまな魅力を発信していただくなど、にぎわいづくりのための多様な活動を行っていただきたいと考えております。

そのほかにも、一般社団法人吉田町まちづくり公社には、防災公園を活動の拠点としていただきたいと考えておりますので、防災の啓発という点につきましても、町と一体となって進めていただくようお願いするつもりでございます。

今後、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化を図り、さらなる町の活性化を目指して、多様な町づくり活動を展開していくには、行政だけでは限界があると感じておりますので、一般社団法人吉田町まちづくり公社には、多岐にわたる事業展開を期待しているところでございます。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） それでは、再質問させていただきます。

今回、質問が広いということで、再質問の時間を与えていただけないのではないかと考えておったわけでございますけれども、30分という貴重なお時間をいただきまして、まずもっ

てお礼を申し上げます。ありがとうございます。

随時確認していきたいと思いますが、企業誘致についてでございます。先日でございますけれども、大店法の関係で、仮称でありますけれども吉田町ショッピングセンター、大店立地法に基づく地元説明会が11月27日にごさいました。防災公園の南側に大きなお店が2店舗進出するという形で、大きな雇用の創出につながるということで、大変期待しているわけでございますし、また、浜田地区におきましても、一流企業が進出するという形で、企業誘致について非常にいい現状で、スタートしたばかりにもかかわらず、もう3件決まっているということで、非常に素晴らしいことであると思います。先ほどの答弁の中にもありましており、内陸のフロンティアの関係で、いち早くやった結果ではないかと評価をします。

そうした中でございますけれども、内陸のフロンティアの関係でありますけれども、企業誘致にかかわること以外にも、既存の町内の中にいて浸水域内にある企業の皆さんも、移転を考えられている方々も中にはいるということで、浸水区域外の青農地のところを何とかならないかというような話も来ているわけでありまして、担当課のほうに聞きますと、内陸のフロンティア、今回は物資供給拠点という形での2事案、川尻と防災公園付近ということであるから難しいということであるんですけれども、そういったことに関しましても、今後はこういった、今ある既存の企業の皆様方の雇用をしっかりと守るということで、いろんな形での支援策というのは考えていらっしゃるわけでございますか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） ただいまの内陸フロンティアの企業活動維持支援事業地域内の件でございますが、もともと内陸フロンティアの構想を抱く中で、津波浸水区域に所在する事業所さんの方々の御不安というのも多大なものであろうということで、そうして受け皿を用意すべく、事業展開を図ろうとしたものでございますので、目下のところ、その計画地に移転をしたいという具体的な御要望はまだいただいているわけでございますが、そうした御要望があれば、それに沿って御支援をしまいる所存でございますし、また、新規立地であっても、立地企業の生み出す緑地等を、私どもの防災支援のための用地として活用させていただくというような、そういう基本的なコンセプトを持っておりますので、町内の移転、それから新規立地、どちらに対しても対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

そういった形で、大手さんばかりではなく、町内で地道に長い間、この地域に固定資産税及び町民法人税を払っている手がたい皆様方も、先ほどの参考資料でございますけれども、残念ながら61社減っている、今状況であります。今現在がどうなっているかはわかりませんが、そういったところ、やはり既存の皆様方にもこの豊かで勢いのある町づくりという観点からも必要だと思います。今回の総合戦略の中に、そういった部分は入っておりませんでしたので、そういった部分について確認させていただきました。

次の質問の中でのあれなんですけれども、優良企業と行政との、進出されている企業と地域との交流という形ですね、企業間交流の活性化という形で御答弁がなされたわけでありまして。

なかなか町が率先して難しいというような御答弁があったわけですが、しかしながらこの事業につきましては、商工会の工業部会が異業種交流会という形で、私も参加しておりますし、産業課長と担当が2名も参加している形で、毎年継続して大手さん、一流企業の皆様方も、工場長クラスの方が出られたり担当の方が出られたりという形で、さまざまな交流をやっているわけですが、それとはまた別の格好、それともそれをつなげるような格好でしょうか。これについてはどうでしょうか。今考えているものでございますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 産業課の中にそうしたことがあることは承知しておりますが、行政とそうした企業さんとの連携という点においては、大分不足をしているという自覚を抱いております。

それで今回、23年3月11日の東日本大震災が発生した段階で、当町の状況、非常に津波不安が高まったわけですが、その時に町長を筆頭に、町内の企業の数社、22社でございますが、直接企業を回らせていただいて、当町の考え方、行政の考え方ですが、そうしたことをお話をさせていただき、今後の町の取り組みをどうするかというようなことをお話をさせていただいて、当町から津波不安を持って離れていっていただくというようなことがないようにお願いを申し上げて、また、できれば設備投資もお願いをしたいと、そういう状況を生み出すので、町の施策展開というのをよくごらんいただきたいというようなお願いをしながら、今日までまいっております。

そうした直接的な情報提供を行った機会というのは、その時が、町からまとめてそういう情報提供をさせていただいたのは初めてであったかというふうに思っておりますが、そうした情報を取得なされるために、町内の企業さん方、集まって情報提供を求められる動きもございましたし、そういう異業種交流も大事なことではございますけれども、行政と企業との連携という中で、そうした中でいろんな動きが出てくれば、さらに今までと異なる発展につながっていくのではないかという期待感を抱いて、こうした取り組みを始めようと、こういうことで企画しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今回の参事の御説明におきますと、22社、これは最優良企業ですね、多分従業員50名以上の、資本金額も大きいような企業さんで、多くの固定資産税を払われて、多くの法人町民税を払われているところだと推察するわけでございますけれども、しかしながら全ての、26年度の決算数字でありますけれども、法人は9号、資本金50億超、50人以上の会社というのは、法人税を払っていただいているのが7社、10億円超50億円以下が5社、10億円超が40社ということでございますけれども、それ以外に約七百数社の会社もあるわけでございます。

そういった方々との交流、この過日の行政報告会でいただいた吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略ナンバー資料2の中の企業間交流の活性化というようなお話を聞いたものですから、私はそういった大手さんも含めて、中小零細の方々も、町がそういったスタンスで交流の場を与えて、ビジネスチャンスとかいろいろな形で、お互いに双方向の利用をすることによって、地域全体の雇用が創出される、産業が大きくなる、中国の経済のインバウンドではないですけれども、大手さんのインバウンドによって地域が大きく潤うような形での企業

間交流の活性化と考えたのですから、ちょっと先ほどの答弁は、あくまでも進出されている大手の皆様方と町との交流をしっかりと、この地域に居づいていただいて、より多くの設備投資をしていただいて、地域にお金を落としてもらいたいよというための交流だというような御答弁だったんですけども、それ以外にも、私の言ったことも含まれているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この交流というのは、行政が直接的に行うわけではなくて、新たに設立を目指しております公社がパイプ役となるということで、町長の御答弁にもありましたけれども、そうしたイメージを持っておりますので、まずは公社の設立に向けてのお願いをするというような、そういう段階も踏まえなければいけないと思っております。そういう中で御支援をいただく企業さんを核といたしまして、その交流の輪を広げていくというようなイメージを持っております。

また、現在同じようなというかそういう側面での組織というのは、商工会さんもございますし、そういう中で商工会と連携を深める中で、そうした動きが出てくるのであれば、そうしたマッチングを図りながら全体に波及していくような動きにしていきたいと、こういうふうに思っております。

現在、商工会の皆さんについては、例えば内陸フロンティアでも物資供給拠点確保事業地域でも協議会を持っておりまして、その中にも商工会に入らせていただいておりますので、いろんな今行っている事業の中でも商工会のほうには御協力をお願いしておりますので、そうした中で、それをお互いの領分をちょっと侵しながらみたいな形にならないように、ちゃんと整理をした中で、全体的に活性化に向けて取り組みが進めばいいという、そうした考え方で動きたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

まだこれからだということでもありますので、波及効果を見込める活性化については、また今後、まちづくり公社という形で考えていくというような理解はしました。

その企業立地の面に関しますと、御答弁の中にもあったんですけども、開業率、廃業率という形になっていますけれども、地域は低迷しているというだけの御答弁だったものですから、平均の開業率が4.6、それで、うちの町の開業率と廃業率は今現状どうなんですかね。産業課長かな。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、吉田町の開業率、廃業率につきましては把握していないんですけども、静岡県の開業率、廃業率につきましては、開業率が4.5%、廃業率につきましては4.4%という数字になっております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

やはり、この総合戦略をつくって、本町における安定した雇用を創出するという形の中で、新しく創業支援体制の構築ということですので、現在、今調べていなくても結構ですけども、来年度予算にかけて新たな施策を行うためには、現状の分析をしていかなければならないと思っておりますので、町内の開業率、廃業率はしっかりと数値で把握をお

願いたいと思います。

そういった静岡県が4.5、4.4%ということで、それを10%台に持って行って、新たなイノベーションを起こして行って、地域の活性化をしていくという形での、従来までの産業ではなくて、新産業へ、成長産業へ立地を目指すという形で御答弁もありましたし、企業立地支援に対しましては医療、食品、環境等の成長分野への進出というようなお話をいただいております。

成長分野は宇宙もありますし、航空もありますし、さまざまなものなんですけれども、うちの町として、こういったものを今新規企業からの相談件数が現状で5件あるということでもありますけれども、そういった最先端の、これからの新規成長分野に関しましては、国のほうの新規成長分野雇用創出特別奨励金というような制度もあるわけですのでございますけれども、そういったものも一緒にしながら誘致をして、この地域全体を新たな産業を誘致して、それを担う下請企業、協力企業等を育て上げていくようなところまで、この計画というものは捉えられているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、創業者の数ですけれども、総合戦略におきましては年間12件というものを目指していきたいということでもあります。この中にも、先ほど来から言われています新産業、それを主に企業立地のほうを指導というか、支援のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そういった特色ある企業誘致というのは、どこも成長分野というのは求めているわけがございます。浜松北区の都田テクノの関係、また長泉を中心とするですね、医療を含む関係のさまざまなところで、いろんなところが手を挙げている中で、この吉田町へ来ていただくというような形でやるには、相当の特色あるものを持っていかなければならないのではないかなと思われるんですけれども、そういったところの誘致の企業立地支援において、うちの町の、先ほど社会福祉課長が言ったように、子育て支援策としてうちの町はこういう形でやっていますよというDVDをつくってPRしていると思われるんですけれども、今うちの町はこういった特色を持ってPRされているんですか。そのような成長分野の企業の皆様方や企業立地のための誘致を行うに当たりまして、吉田町の売りというものは何をもって売りとして誘致活動をされているか、御答弁のほうをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 総合戦略を作成する中で、町の企業立地に向けての取り組みをどうしていくかというところの検討をした末で作成したわけですが、当町の企業、子育てなどもそうなんです、非常にPRが、平たく言うと下手だということで、余りPRの仕方がうまくないというところを反省いたしまして、それでホームページのリニューアルにも取り組むということを行ったわけで、現在取り組みを行っているわけですが、そうした中で、地方創生交付金の先行型の中で、企業誘致については別枠で先行的に取り組みを開始しております。

それで、まず吉田町というのは、過去の誘致の実態からいくと、インターがあつて水があるというような、そういう優位性でどんどん誘致することができたわけですが、それだけではもはや優位性は発揮できないということをお覚しております、それで、先ほど町長答弁にもありましたが、今まではよそにあるような立地に対する補助金もない中で企業誘致をすることができていたというような、夢のような状況であつたわけですが、今やそうしたことでは全く企業に興味を持っていただくことはできないということで、まず、そうした補助金もほかと同じレベルのものはあると。

さらに、静岡県内でありまして、一度補助を受けると2度目の補助というのは交付対象にならないわけですが、当町においては、そうした県内で一度受けていてもさらに吉田町に立地していただける場合には、県とは別に当町独自で補助を出す、そういうことも補助制度の中に入れて、それと既存のインターもございまして、水もあるというような、そういう従来からの要素も含めて、また、子育て支援環境とか、いろんな町の魅力をうたい込みながら、そうした町全体を企業誘致の情報としてのせ込もうというようなところで、今取り組みを進めているところでございまして、トータルでの魅力を示さない限り、なかなか企業に興味を持っていただけるような状況にならないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。これから新たな具体的な施策を、来年度予算に向けてちりばめながら上程されてくると思いますので、大変期待しているところでございます。

今回質問した中での御答弁の中で、商工会に関する連携という形でのお話があつたわけですが、商工業振興事業費補助金でございます。これは同僚議員も過去にも質問している内容でありますけれども、私も決算、予算の中で確認したこともありますが、22年度は900万円という形で、それ以降100万円ずつ減額で、今年度400万円という形であります。会員数も22年度が765名であつたんですが、26年度は733人ということで、減っているのも実態があります。

そうした中で、この吉田町の町域内での組織率というのは、そんなには減っていないんですよ。22年度が69.9%、26年度が68.3%であります。1.6%の減です。また、小規模の皆様方が加入している率というのは22年度が71.1%、26年度が70%、1.1%減でなっているわけです。そうするところを考えたときに、補助金が減ったから減ったということはないと思います。

でありますけれども、新たに開業された方もまた入っていただいて復活するというためにも、やはり先ほど御答弁いただいた内容というものが、先ほど御紹介したように、企業間交流においては異業種交流会、それで創業支援におきましては経営革新とかさまざまなものを、商工会は行っているわけでありまして、もう少し補助金を上げて、町の指導も入れて、そういった面を補完しながら、今後つくる一般社団法人吉田町まちづくり公社とうまく連携し合いながらやっていけばいいと思うんですけれども、そういった面の協力で、補助金を増やして、一緒に手を携えて吉田町の雇用の創出を図っていくといったような、御答弁を聞いていると、連携をしたりとか協力をお願いしたりとか、お互いに協力してやっていくということの御答弁をいただいたものですから、そういった方向へこれからチェンジしていくことによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 商工会との連携というのは、今に始まったわ

けではなくて、実際に商工会法にのっとって商工会が運営されておりますので、そうした中で小規模事業者の企業支援ということはこれまでも行われてきておりまして、行政側からもそうした側面的な御支援をしながら来ておりますので、ただ、補助金につきましては、町としても財源を用意して補助金を交付するということになるわけでございますので、商工会の財務状況とか、それから取り組みの内容、そうしたところを考え合わせながら現在の補助金の額というのは決まっているというふうに認識をしております。

そうした中で、その補助と取り組みとがイコールということには思っておりませんので、商工会としても町内の事業者ができるだけ豊かになるというような、そういう方向を持って活動していただいているというふうに思っておりますし、これからでき上がる公社につきましては、商工会さんが担っているようなそういうところだけではなくて、もっと広いところで、町づくりそのものも手がけてもらうとか、そういう側面を持っておりますので、そうした中でお互いの得意分野を出し合いながら、町全体を活性化させていただければ、いい方向に向かうのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 私、御答弁を聞いていると、同じような目的、公社につきましては町づくり、一般社団法人、公社という形でありますので、まちづくり公社ということであるんですけども、その中に商工会が担っている部分もある程度あると思うものですから、お互いにプラスプラスでいい方向へ行くような形での町の指導力の発揮を期待するところであります。

この商工会の活動費、振興事業費補助金にあわせまして、産業振興補助金というのが平成24年度からスタートしたわけなんですけど、25年度に南駿河湾漁業協同組合吉田支所が行いました第4回しらすマーケットだけ実績があるような形だと思うんです。なかなかこれが運用されていないというのは、本当に貴重な財源の中で非常に、その施策が事業として動かないということは、やはり残念だなと思います。

そういったところである程度年数がたっておりますので、この要綱とかさまざまな手続上の問題とかで非常にハードルが高いのではないかなと、イベントでいうと5,000人の実績とか、書類も見たんですけども、非常に出す書類が多いものですから、なかなか従来やっている仕事以外にそういった新たなことをやるというのはやはりエネルギーが非常に要ると。そうした中に、申請する書類が複雑であるというような声も聞いているものですから、ある程度年数もたったものですから、事業見直しも含めまして、この要綱等、そういったものについて見直しを図るような、検討するお考えはございますか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、この補助金につきましては、町としましては商工会さんに有意義に使っていただきたいと、そのように考えておりますけれども、今言われたように出す書類もたくさんあるよというのは、もちろんただで金をもらうということではありませぬので、それなりの書類の整備というのは必要になってきますので、最低限の書類のほうは出すような形で今やっております。したがって、その辺につきましても要綱改正というものにつきましては、今は考えておりません。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） やはり事業というのは、結果があつて全て評価される。どんなにす

ばらしい企画でも、何もやらなければだめだと思われるものですから、やはりその実態の足跡として少しずつ改良するためにも、少しずつ改良して、今度新たな一般社団法人の公社の方々にもアドバイスいただきながらやっていただきたいと思います。そういった形で、新たなものが今回、総合戦略という形で町から示されて、なかなか今までこういった分野は民間の皆様方にお任せして、町がなかなか指導をやるというのはいかがかと思われたんですけども、やはり地域間競争でありますし、吉田町がこれからも豊かな町であり続けていってもらわなければ困るわけでございまして、そのためにも町の指導力を期待するわけでございます。

私は当初、3.11以降の経済変動の形ということで、町がやっている施策について非常に期待している基本目標の一つでございましたので、今回質問させていただきましたので、十分確認できました。また、取り残した面もありますので、次回以降また伺いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大塚邦子君） 以上で、10番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時34分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会9日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、きのうに引き続き通告順序によって行い、1人の一般質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

〔9番 増田剛士君登壇〕

○9番（増田剛士君） 9番、増田剛士です。

私は、さきに通告した新たな交通システムの施策について一般質問を行います。

当町では、津波防災町づくりを進める中で、都市計画道路の東名川尻幹線、富士見幹線、住吉幹線、そして榛南幹線が開通し、国道150号とあわせ、町内環状道路となる形の道路網ができ上がってまいります。

また、にぎわい創出のためシーガーデンシティ構想に取り組んでおります。その中に交通町づくりの観点を取り入れていただければ、より一層豊かで勢いのある町の創造につながると考えます。

当町の平成26年自動車保有台数は、二輪車その他を除いて2万2,642台となっております。公共交通利用者の減少の原因であることがわかります。しかし、少子高齢化が進む中で交通事故を危惧し、自動車の運転を控えようとしても移動手段がないため、自動車を運転し続けなければならないという現実もあります。豊かで幸せな社会生活を送るために、地域公共交通の必要性は高まるものと思えます。

平成25年12月施行の交通政策基本法では、交通政策基本計画を具体的な施策とし、町づく

りの観点から豊かな国民生活に資する、使いやすい交通の実現、自治体中心にコンパクトシティ化等町づくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築するとあります。利便性、快適性、効率性を兼ね備えた新たな交通サービスを提供するという方針が挙げられています。

そこで、当町における新たな交通システムの考え方について質問いたします。

1、平成26年3月に行った「まちづくりに関する住民意識調査報告書」によると、公共交通の充実に関して満足度2.52、重要度4.26となっており、年齢別に見ても各世代で同じような結果となっているが、この結果をどのように考えているか。

2、「吉田町まちづくりタウンミーティング」の御意見に新たな交通システムに関するものがあり、住民の要望は高まっていると感じるが、導入の構想は。

3、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、交通に関する施策が希薄であると思うが、いかがか。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 新たな交通サービスの施策についてのうち、1点目の平成26年3月に行った「まちづくりに関する住民意識調査報告書」によると、公共交通の充実に関して満足度2.52、重要度4.26となっており、年齢別に見ても、各世代で同じような結果となっているが、この結果をどのように考えているか、及び2点目のまちづくりタウンミーティングの御意見に新たな交通システムに関するものがあり、住民の要望は高まっていると感じるが、導入の構想はについては説明内容が関連しておりますので、一括してお答えをいたします。

まちづくりに関する住民意識調査は、総合計画策定のための基礎調査資料として、平成26年3月20日から同年3月30日までの期間を調査期間とした町内在住の満20歳以上の男女3,000人を無作為抽出して行った調査で、調査結果は総合計画の策定に先駆け、吉田町人口ビジョンや吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に活用いたしました。

御質問の満足度と重要度は、住民意識調査の問5と問13において、吉田町の各分野の取り組みに対する満足度と重要度についてそれぞれお尋ねしているもので、総合計画の施策の大綱を区分する六つの章から導き出された57項目の設問についてお答えいただいたものでございます。

調査結果では、バスなどの公共交通の充実に対する満足度は設問57項目中57番目と、最も平均値が低いものとなっております。また、重要度は設問57項目中18番目に高いものとなっております。

このように平均値で比較をいたしますと、ただいま御説明申し上げましたとおりでございますが、バスなどの公共交通の充実という項目中における五つの選択肢の割合で見ますと、「不満である」、「やや不満である」という否定的な選択肢を全て含めた場合の割合は48.4%となりますが、「不満である」と回答した方の割合は17.5%となります。

ところで、こうした行政指針を得るために広く世論の方向をはかる調査におきましては、おおむね三つの段階があるものでございます。まずは調査によって事象を数量化する、次に、数量を正しく分析する、そして分析結果を社会に役立てるというものでございます。

報告書にありますとおり、事象の数量化は見ていただいたとおりでございますので、次のステップとなります数量を正しく分析するヒントとなるものが、住民意識調査の問29の「現在

の吉田町や今後のまちづくりについて、ご意見がありましたら、自由にご記入ください」という自由記載欄に見出すことができます。

報告書では、調査票に記載いただきました御意見を57項目ごとに仕分けておりまして、バスなどの公共交通の充実に対しては24人の方から御意見をいただきました。

これをさらに内容ごとに細分化して振り分けますと、町営バスの運行を望まれている方が7人、運営主体の指定はありませんでしたが、巡回バスの運行を望まれている方が5人、そのほか鉄道の駅が欲しいと望まれている方、車に乗らなくても便利な町にしてほしいと望まれている方がそれぞれ3人、バスの増便を望まれている方、バス路線の増加を望まれている方、バス停近くに駐車場整備を望まれている方、新たな交通手段を望まれている方がそれぞれお2人、そして、バス停に屋根が欲しいと望まれている方、公共交通機関利用者への助成を望まれている方がそれぞれ1人となっております。

さて、1点目の御質問は、バスなどの公共交通の充実に対する満足度は2.52、重要度4.26という調査結果に対してどのように考えているかとの問いでございますが、ここで示されております平均値は、満足度で申し上げれば、「満足している」、「やや満足している」、「どちらともえない」、「やや不満である」、「不満である」という五つの選択肢の回答数の平均値でございます。

確かに満足度が行政課題中最も低く、重要度が比較的高かったことを踏まえますと、町行政を担う立場として、検討課題のある分野であると認識をいたしますが、問29の自由記載欄に記載された内容から察せられますように、町民ニーズは多岐にわたっております。

なお、この多岐にわたるといふ点において共通するまちづくりタウンミーティングにおける意見カードの御意見でございますが、20人の方から公共交通等に関する御意見をいただいております。これをさらに内容ごとに細分化して振り分けたところ、町内巡回バスを望まれている方が最も多く、12人ございました。

この事象の数量化を分析いたしますと、住民意識調査は町内在住の満20歳以上の男女3,000人を無作為抽出して、郵送法によるとどめ置き記入方法による調査方法を採用しており、これは調査票を郵送し、一定期間対象者に渡しておき、記入後は返送してもらう方法でございますので、幅広い世代を対象とすることができ、回答者が自分のペースで考えることができるという利点があり、報告書の回答結果を見ますと、極端に偏りのない一定の均衡がとれたものになっておりますことに比べまして、タウンミーティングの意見カードにつきましては、回答者の76.5%が50歳以上で、うち62.4%が60歳以上であることを考慮いたしますと、意見カードからはある一定の年代における需要の傾向を改めて把握できたということでございます。

なお、当町の公共交通に関する基本的な考え方は、平成25年第3回吉田町議会定例会におきまして、増田剛士議員御自身から御質問のございました「安全で利便性の高い交通環境をつくるための施策について」の中で述べておりますので、詳細を申し上げることは差し控えたいと思っておりますが、趣旨を申し上げますと、目下のところ、当町ではバス事業者や関係機関と連携しながら路線バスの運行を継続的できる環境にありますので、まずはこのバス路線を減らさないようにするというのを主眼に置いて施策を展開しておりまして、この姿勢は今後とも継続しながら、町民の皆様の主要な交通手段を確保してまいりたいと考えており、また、バス路線維持とともに、利用者を増加させることも重要なことでございますので、これまで同様、バス利用者の利便性向上を図るために、バス事業者が実施する自転車駐輪場やバス停留所の上屋の整

備などを行う事業に対しまして、補助金を交付する事業を継続してまいりたいと考えております。

また、高齢者の生活交通手段の確保につきましては、町といたしましては、高齢者の閉じこもりの予防と社会参加を促すために、平成24年度から高齢者移動支援事業を吉田町社会福祉協議会へ委託し、実施をしておりますので、今後もこの事業を継続し、高齢者の移動手段の確保に努めるとともに、これまでの実績などを踏まえ、事業のあり方を含めた多面的な検討を図ってまいりたいと考えております。

このように町では高齢化の進展に伴い、公共交通の果たす役割はますます大きくなるものと考えておりますので、先ほど申し上げましたとおり、まずは現在運行されているバス路線を確実に維持するように努め、あわせてバス事業者が行う利用者確保対策事業を支援することによって、利用者の利便性の向上を図り、町内のバス利用者の増加につなげるとともに、町民ニーズの正確な把握と対症療法的な対応にとどまらない的確な対応に努めてまいり所存でございます。

次に、3点目の吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、交通に関する施策が希薄であると思うが、いかがかについてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、地方版総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもので、策定に当たりましたは国及び県の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していくことが望まれております。

他方、当町にはこれまで、そしてこれからも当町の町づくりの基本的な方向性を示し、町の発展及び住民福祉の向上を図るための総合的な指針である吉田町総合戦略がございまして、現在、第5次吉田町総合計画を策定している最中であることは、これまで折に触れて御報告させていただいておりますので、御承知のことと思います。

さて、御質問の吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、交通に関する施策が希薄であると思うが、いかがかについてでございますが、当町の公共交通に関する目下の基本的な考え方は、さきの御質問にお答えする中で述べさせていただいておりますとおりでございます。

さて、地方版総合戦略はあくまでも国や県の総合戦略が定める政策分野を勘案して、地方版総合戦略における政策分野を定め、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定するものでございますので、総合計画のように全てを網羅した計画ではなく、当町の場合で申し上げますと、総合戦略は五つの基本目標に沿った施策等を総合計画から抜き出したものであり、それは目下のところ、計画期間内に具体的な取り組みを進める必要のあるものを優先的に挙げておりますので、交通に関する施策につきましては、交通基盤を支えるストックマネジメントの推進を挙げるにとどまっております。

また、公共交通に関する施策につきましては、さきに申し上げました目下の方針がございまして、総合戦略には挙げておりません。

ただし、地域の特色や地域資源を十分に反映した施策展開に努める中におきましては、社会経済情勢の急激な変化や新たな課題への対応が必要な場合には、適切かつ柔軟な対応を図ってまいり所存でございます。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

御答弁ありがとうございました。

町の公共交通に関する考え方というのは前回25年9月の定例会でも同じようなことで聞いてございます。その中でコミュニティバスであるとか、デマンド型タクシーについての再質問もそのときさせていただいております。町としてはもうあくまでも路線バスの維持ということで強調されてきました。しかし、その後、国のほうで新しい法律が施行されて、公共交通、吉田町でいいますと、しずてつジャストラインを要は背骨というか動脈というかにしておいて、それにつなげるために静脈というか細い血管のように交通網を発達させて、それによって公共交通を逆に維持するような形に持っていくという方針が挙げられているかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） このたび交通政策基本法が平成25年12月でございませけれども、成立いたしましたして、それに基づいて交通政策基本計画を国がつくるということで、その中にいろいろな方法が盛り込まれているということを知っておりますが、そうしたことに基づいて、かなり人口減少が地域的に進行しているとか、そうしたところでも先の取り組みとしてモデル的に取り組んでいるところはございますし、そうしたところも目にはしておりますので、そうした取り組みが行われていることは承知しております。

また、そうした手法を用いなければいけない地域というのが、この想定の中ではコンパクトシティに向けて進めなければいけないと、そういうような実情を持っているところについては効果的であろうというふうには判断しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

人口減少が極端に進んでいるところにはそういうのが必要だという国の考えというようなことを今御答弁いただいたんですが、そればかりじゃないと思うんですね。今、町内において高齢者の方に関しては先ほど町長の答弁にありましたように、移動支援という形をとっておられるかと思えます。でも、そこに申請をしてやるというのはなかなか大変だと思うんですよ。ふだんは元気でおられて、別にそんなに困ってないんだけど、たまたま免許とか持っていない方であって、雨の日とかちょっと出かけたかったときに足がないということがあると思うんですよ。そのたびに移動支援でやっていたら大変なことですよ。ボランティアの方にしても人数は現在限られて、そんなに大勢いるわけじゃないと思います。そういう中でやっぱり巡回バスであるとか、そうしたデマンドというか、そういったものをやっぱり考えていったほうが良いというふうには自分は思うんですけどもね。

よく最近町長が重箱に飯をたんと盛ってくれというようなお話をされるので、ちょっと飯は盛れないけれども、ちょっとおかずを盛ろうかなと思って考えているんですが、そういったことで町づくりに関して交通に関する考え方というのは、ただその公共交通というとバスであるとか鉄道であるとかというのが一般的に考えられると思うんですが、それを補うためのものはもっと必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 移動手段というのは非常に生活する上にとっ

ては大事なものでございますし、その移動手段を持てるかどうかということで生活の多様性も非常に変わってくるというふうに認識していますので、その大切さというのは十分わかっているつもりでございますが、どういう移動手段を構築していくかということについては地域性もあるし、今実態としてある情勢がどういうものかということとを総合的に勘案した中で達成されるものであろうというふうに思っております、理想からいえば欲しいときに欲しい交通手段があればいいと。これは理想的なものだと思います。それと当町の実情を比べると、そこまで至っていないことは重々承知しております、また、中でもう一つ交通手段として考えなければいけないのは、タクシーというのも大きな移動手段の一つではあると思いますので、そうしたものも含めてどういう交通手段を持つのがいいかということは、十分検討していかなければいけない重要な課題であるという認識はしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） もとの質問の中で住民意識調査の中で「不満」、「やや不満」という中で、24人の方の意見の中で町営バスであるとか巡回バスということで回答が12人からという先ほど答弁ありました。この数は町として考えた場合、多いのか、少ないのか、どのように判断されますか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 12人の数の多寡については多い、少ないということは判断はしておりませんが、そうしたニーズがあるということは現実の問題として把握できているというふうに思っております。特に地域的に見ますと、川尻地域の方々からのお答えというのが最も多かったということも承知しております、これに対して巡回バスを使うことがいいのかどうかと。多くの巡回バス、議員も他の巡回バスの様子をごらんになっていただいていると思いますが、ほとんど利用者がいないと。あればいいというものであることは確かなんですが、それでは、あれば利用するかどうかというのはまた別の問題になっております。自分が最も移動手段として欲しいのは、玄関先まで来て、それで目的地まで運んでいただけるドア・ツー・ドアの、その交通手段と。特に先ほど御質問の中に雨の場合とかございましたけれども、雨の場合に巡回バスがあってバス停まで歩いて行くかということ、なかなかそれも現実的なところでは難しいだろうというふうに思いますので、そうしたところも含めると、巡回バスという手段が果たして適当なものであるかどうかというのは、重々考えなければいけないというふうに思います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 増田です。

今おっしゃられたように、ドア・ツー・ドアが本当は理想かもしれないです。でも、やっぱり段階的にやっていかなければいけないなという考えもあります。そういう中で、モビリティ・マネジメントというような考え方もあると思うんですよ。今、吉田町ではもう本当に一家に1台ではなくて、1人に1台くらいの免許証を持っていますよね。そういう中で国の施策の中にもあると思うんですが、近くの範囲はもう自動車を使わないようにしようという考え方も今出てきております。

そういう中で費用対効果とかと当然なってくるかと思いますが、ある学者というか東京都の老人総合研究所というところが発表しているんですが、高齢者が気軽に外出できるようになるこ

とで歩行障害の発生リスクを4分の1、認知機能障害の発生リスクをこれも3分の1抑制できるという研究結果があるそうです。そういう中で、公共交通と歩くという生活によって歩数の増加が1歩当たり0.061円の医療費削減につながる、そのような試算があるそうです。そして、例えば2万人の方が1日当たり2,000歩多く歩くようになりますと、年間10億円の医療費抑制効果が期待できる。こんな結果が出ているようなんですね。

こういうことを考えると、国のほうも言っているんですが、地域の公共交通、大きな電車とか路線バスじゃなくて、地域における公共交通の役割ということで考えますと、もちろん運転できない学生であるとか生徒であるとか高齢者、障害者、あと妊婦、そういう方々の交通手段、移動手段、そしてあと町のにぎわいの創出や健康増進ということもうたっております。あと人の交流の活性化ということも国のほうでうたっております。

観光客、今これからガーデンシティ構想ということで町も観光客、交流人口を増やそうという動きが当然ある中で、吉田町へ来るのにどうやって来るんだろう、よそからね。ほとんどが自家用車とかマイカーで来るのかなと思うんですが、中には電車、バスを乗り継いで来られることもあると思います。

実際我々が今観光について産業建設常任委員会でやっているんですが、小山城、能満寺のところへ行ったときに、たまたま来た方が千葉県から来られたと。どうして来たんですか、車で来たんですか。そうしたら、いや、電車で来て、バスに乗り継いで来ましたと。実際そういう方がいるんですよ。でも、ここからじゃどうするの。もうないんですよ。動きようがない。じゃ、またバスに乗って次の目的地に行くしかない。だったら町内にそういった巡回バスのようなものがもしあったら、町内をまた巡回していただけるのかなと。吉田町のいろいろなことを知っていただいて、そういったことも考えられる。

だから、公共交通と雑駁に言うてしまうとうまくないかもしれないんですが、そういう巡回バスであるとかデマンドに関してはただ町民の利便性だけでなく、そうした観光とか、よそから人が来たときのサービスにもつながるのかなと私は考えるんですが、どのように思いますか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 確かに公共交通の役割というのは一面的なものではないという御質問のとおりでございます、当町の場合ははずてつジャストラインさんが運営していただいている東名高速バスというのは大きな移動手段の一つでございます、これについては通勤通学、あと比較的大きな都市系の買い物とか、そういう移動手段に大きく寄与していただいていると。東名高速バスがあることによって静岡は通勤圏の一つとなっております、それで今の東名バスの運行時間というのは非常に最終としては静岡、こちらを発車するのが11時40分ぐらいまでの遅い時間までも設定されているということで、鉄道に劣らない時間帯の運行がなされているということで、大きな交通手段になっております。

観光のために訪れていらっしゃる方々も、そうした交通機関を利用していただいているということは確かでございます、実情といたしまして、小山城まつりの場合はバス停近くですので、比較的御案内しやすいんですが、吉田公園でのイベントとかいうことになると、東名バスを使ってここまでおいでください。その後は非常に確かに難しいんですね。タクシーもごさいますという御案内をどうしてもしなければいけないと。

それから、イベントによっては藤枝からの無料シャトルバスとかということもありますので、そういう御案内をさせていただいているというのが実情なものですから、それが自前で持てる

ということが一番好ましいわけでございますけれども、その自前で持って、その経費というのは多くの場合税金で賄わなければいけないという部分でございますので、その財源まで生み出せるような効果が持てるのであれば、それは投資としてすればいいというふうに思いますが、どちらが先かということも出てまいります。まず吉田町に魅力を生みましようというのが今度の総合戦略の中でも色濃く出しておりますが、また、今、策定を進めている総合計画の中にもそうした魅力づくりということを大きな主眼にしまして、それで人の呼び込みを図りながら、それに対応するような今度町づくり、町の中を変えていかなければいけないという、そういう町づくりの方向になってござるを得ないというふうに思っておりますので、そうした中ではそういう移動手段というのは生活だけではなくて、そういうところも捉えた移動手段というのは考慮していかなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

町が主導でそういったものをやるのは採算性とか何とかを考えて大変であるよというお答えだと思います。そうした中で今度まちづくり公社を設立しますよね。これはきのうの藤田議員の一般質問の中でもあったんですが、町と一体化してやっていくような公社であるよというような御答弁があったと思うんですが、その公社にそういった構想を盛り込んで、公社のほうで考えていただいて、民間を募集、公募とかしてやってもらうというような考え方もできると思います。それで、実際やってみました、お客さん来ませんでした、乗りませんでした、これじゃもう維持できないのはわかっています。それに乗ってもらうような政策というのを考えればいいのかと思うんです。

例えば高齢の方で免許証を返納しますよね。今はほとんど返納しないと思うんですよ。もう足がなくなってしまふから。だから、返納した場合、その返納したことによって何らかのインセンティブを与えるような形で、じゃ返納した方には何かカードとかを与えて割引で乗ってもらう。その割引分を町が負担するとか補助をするとかというようなやり方、いろいろ考えればあると思うんですよ。妊婦の方には妊婦の方のそういった割引の制度をつくるとか、そのようなことを町がバックアップしてあげて、とにかく使ってもらう。そうすれば採算が合ってくれば維持できると思うんですよ。

全てを町が賄ってバスを用意して運行させると、そんなことはなかなか大変で、それはわかっていますよ。だから、そういった形の町のバックアップというのを考えれば実現できるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 行政の直営という視点で物を捉えているということは御指摘のとおりでございますが、民間を御支援いただきながら運営をしていくという道が可能であれば、それは最もいい形だというふうに思っておりますので、まちづくり公社がそうした取り組みを行うためにはかなりの資金力が必要ではないかというふうに思っておりますので、そうした取り組みが可能であれば、まちづくり公社に担っていただくということも選択肢の一つではあるというふうに思います。

また、生かし切れていないのは、タクシー業界などはまだまだ十分に御活躍いただける部分があるのではないかというふうに思っております。そうしたところで今後どういうタイアップの道があるかということは、十分検討していかなければいけないというふうに思いますし、

また、これを路線バスで今よりも路線バスを拡充していくという点で物を見ていきますと、内情を申し上げますと、今の路線バスを維持するだけでももう必死な取り組みを行っております。県レベルの生活交通確保対策協議会がございまして、私もそちらへ出席をしてバス事業者、それから県などを含めて協議に臨んでいるわけですが、今、バス事業者の切実な問題というのは運転士さんの確保なんです。全く運転士さんになっていただける方を確保できないということで、経費的なものもあるんですけども、運転士さんの確保がままならないので減便をさせてもらうとかそういう、今、当町の場合はその減便の候補には上がっているんですが、まだ実際の対象にはならないように努力していただいているというところで、便数も減っていないんですが、いつ確保できないからという、そういうリアクションが来るかわからないと、そういう状況になっております。

そうしたところでさらなる拡大をとすることは望めないところだろうなというふうに思っております。そういうところ可能なものを選択していきながら、交通手段というのは確保していかなければいけないというふうに思っております。

それで、なお妊婦さんということで御質問がございましたけれども、これは総合戦略の中にも子育てしやすい環境の整備という中で盛りこんでございまして、妊婦さんの8週目ぐらいからの対象ということで考えておりますけれども、実際に車の運転が危くなるというような時期以降から出産までの支援としてタクシーを使っただくというようなところで、そうした助成を行おうというようなことも現実に総合戦略には入っておりますので、そうしたことについては来年から実施させていただきたいという、そういう計画も持っております。

そうした個々の手当てはしてまいりたいと思っておりますが、総合的にどうしていくかということについては、まだまだ調査をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

まちづくり公社でそれこそ丸ごと抱えてやるのは本当に大変だと思う。だから公募という形でやればどうかと思うんです。例えば藤枝市あたりは自主運行バスというのをやっているわけですね。しずてつジャストラインもそれこそ入っています。吉田観光さんも入っていたりしています。そういう中で委託金という形でやっていますよね。だから、最初から全部を焼津市みたいに自前で全部やるとなると、本当に資金的にもかかると思うんですが、そういったものを利用しながら、委託しながらやっていくということを考えていけば、極端な資金も必要ないと思う……、必要ないと言ったらおかしいんですけども、ある程度抑えてできると思いますし。

それで、それこそ先ほどの答弁の中でジャストラインさんは運転手がもう減っていると。というのは何で減っているのかというところまでお聞きしてやっているのかわからないんですけども、結局はこれある意味負のスパイラルというか、車社会になってしまっていて、そういった公共交通、バスであるとか鉄道も使わなくなって、吉田町は関係ないんですけども、鉄道ももうかなり廃線になっているところがありますよね。利用者がなくてということで。

だから、完全なる負のスパイラルに入ってしまったというのが言われています。やはり高齢化社会はもう本当にこれとめようがないと思うんです。そうしたときにやっぱり最終的に頼るのはそういった公共の交通システムだと思うんです。だから、それをやっぱり考えていくと、ここでもう利用者がいないから何とかじゃなくて、利用してもらうような形を整えてやっ

ていくというのが一番だと思うんです。

しずてつジャストライン、静岡へ行く便にいかに乗せるかということもまた考えるに、先ほど来も言っているんだけど、巡回バスによって、デマンドタクシーでもいいんですが、送り届ける。そこでまた静岡なり何なりへ行って帰ってくるというような形をとれば、お互いいいのかなと思いますよ。

先ほど吉田公園へ行くには大変だよという話もありましたし、そういうとき、大きなイベントのときにはシャトルバスとか出しているわけですね。だから、この間の小山城まつりもそうだったんだけど、みんな車で来るんですね。駐車場が満車で、寄りたくても寄れなかった方もいたという話を聞いているんですよ。だから、そういうときにそういったふだんから巡回バスのようなものがあれば、それに乗ってくれば駐車場も緩和されるし、そういったいろいろな面でいいことがあるのかなと思うんですが、本当に多角的に考えていただいて、何とかただ路線バスを維持するというだけでなく、その維持するためにもこうした町内を回る巡回バスであるとか、デマンドであるとかというもう一歩進んだものが必要であると思います。だから、ぜひ検討していただきたいんですが、いかがですか。もう一辺倒でジャストラインの維持しか考えてないよというお考えでずっとしてしまうんですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） しずてつジャストラインの路線を維持するために努力をします。今後ともそれは努力をして、維持をしていくという姿勢は何ら変わりございません。ただ、それだけで当町の交通政策というのは終わるのかというと、そんなことは全く思っていないで、御質問の中にあつた一つの例として巡回バスを回して、それを東名バスとつないでいくというような、そういう考え方を私どもも持っております、その巡回バスにしてもあくまでも拠点をつくらなければいけないだろうと。パーク・アンド・ライドのようなそういうシステムも欲しいだろうと。全員が高齢者になるわけじゃありませんので、そういういろいろな方々の足になり得るような、そういう交通体系をつくっていかねばいけないと。

当町の場合、非常に課題の一つでもあるんですが、その拠点をどうやってつくって、どこへ移動先として求めたいのかということところがなかなかわかりにくい、そういう町になってしまったということもございまして、それを踏まえて魅力づくりをしていかなければいけないところを思っているわけですが、そうしたところを定めていくことによって、巡回バスのコースなども設定しやすくなっていくということもございしますので、そうした方向でまだまだ吉田町はこれから町づくりが進んでいくという町でございしますので、そうした中で今、しずてつジャストラインの路線維持一辺倒ということは全くございません。

こうした中で非常にいい参考例として、交流を今進めている八女市については、これは平成24年度からもう着手しているんですけども、予約型乗り合いタクシーというのをやっております。八女市は非常に広いところだものですから、広い中で大合併をして、その地域地域を結ぶ交通手段というのを確保しなければいけないんですが、もともとの路線バスが非常に赤字路線になりまして、その赤字路線を維持しながら、どうやってもっときめ細かい交通手段を構築することができるかというようなことで、国のモデル事業も入れてあのシステムをつくったわけですが、そこですぐれているのは、既存のバス事業者が中に入って、それと中型的な車両を使って、デマンドタクシーですが、それとタイアップして、できるだけ近いところから移動先まで行けるといふような、そういう交通手段をつくっております。

これはかなりすぐれたものでございますが、全ての要素がそろわないとなかなか踏み切るとは難しいというものもありますし、実際に八女市の場合は国からそういう人口減が進行している地域をカバーするものですので、かなり手厚い交付金も国から受けておりますので、そうした中で成り立っている事業でございますから、方式としては非常に参考になる方式であるということで、そういうことも研究をしながら町の交通手段ということは考えておりますので、ぜひ少し御猶予をいただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ実現していただきたいと思います。今、国土交通省のほうでもいろいろな取り組みをされているかなと思います。そういった中で地域公共交通活性化再生法の一部改正ということでまた変わってきていますよね。そういう中ではやはりただ人口減少が極端なところではなくても、行政のほうで地方自体のほうでいろいろなアイデアを出してやってくれば、国からの補助もある、県からもあるというような形で今変わってきておりますよね。そうした中でももちろんそうした計画を立てるときに行政、事業者、そして住民、その方々が協議をして、それでこういったものはどうだという形で上げてくるというのが基本だと思います。

ですから、吉田町の場合、本当の市街地というのか、商店街もないし、本当にもうばらばらと言ったらおかしいんですけども、点在しているんですよね。そこをやっぱりつないでいかないと、本当に不便なんですよね。買い物弱者の問題もあるんですが、ただ交通弱者だけでなく、買い物弱者の方もそういったものがもしできれば利用されると思うんですよ。だから、そういう中でぜひやっていただきたいと思いますし、もし計画を立てるような形になってくれば、住民の方にまずはどういったところがいいかねと。停留所みたいな感じでね。それをもうばあっと挙げてもらって、そういう中で住民の方と一緒にやっていく、そういったことをしていただきたいと提案させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この交通政策についてはまさに議員御指摘のとおりで、まず住民の方々がどういうものであれば御利用いただけるのかというニーズをしっかりと把握した中で取り組まないと、全く本当にあればいいだけのものをつくってしまうことになると思いますので、次の段階に踏み込むときには、本当に皆様方の御意見を十分にお伺いしながら計画をつくっていくというものになりたいというふうに思っております。その一端といたしまして、現在準備を進めておりますが、当町でも生活交通確保対策協議会を設立しようということで今準備を進めておまして、今年度中に間に合うかどうかぐらいのタイミングになると思いますが、またそうした中でこの問題については、それぞれの事業者の方々も含めて、あと御利用者の方々も入っていただきながら、いろいろなあと事業者の福利厚生などもありますので、そういう側面でもアドバイスをいただける方々とかいうところに入っていただきながら、いろいろな協議を進めて、より吉田町に合う交通体系というのをつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

大変ありがたい話を今いただいたんで、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で、9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 遠藤孝子君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、4番、遠藤孝子君。

〔4番 遠藤孝子君登壇〕

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

私は、平成27年第4回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおり、我が町が目指す教育について教育長にお伺いいたします。

一つ、12月定例会の町長の行政報告で、心豊かな人を育む町づくりを目指す教育文化交流の関連事業について報告がありました。学力向上施策においては4月21日に実施し、10月15日と11月27日に公表されました。また、ラーニングプランに掲げた平成25年度、27年度の全国平均正答率と町平均正答率との差を反映させるという中間目標は一部達成されました。課題として挙げられておりますのが、自分の考えを書く力など、向上を図りながら推進するという報告がありました。また、12月4日の静岡新聞に学力向上に徐々に成果として掲載がありました。

次に、確かな学力の確保の具体的な施策、吉田町ラーニングプラン推進及び公設学習塾の開設が総合戦略の中に明記されております。その説明に土曜日や夏期休業中の補充学習塾、町学力調査結果を生かして定着度が低い科目を中心に行い、学力の向上を図るとあります。

次に、総合戦略に豊かな学力の確保と魅力ある教育システムの構築と質の高い教育の充実が挙げられています。一方、教育推進委員会で策定されました教育大綱案があります。それは「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を教育目標として掲げてあります。これは教育基本法第17条を参酌し、教育大綱と吉田町教育計画と深く関連があると考えます。

また、次でございませけれども、古くて新しい取り組みとして確かな学力の育成についてであります。確かな学力というのは基礎基本と、それからみずから学び、考える、この両者を指すと考えますが、今、学力というふうな言葉がひとり歩きしているのではなかろうかということの一つ危惧するところでございます。安心・安全な土台の上に町民が豊かで勢いのある町の具体的な取り組みが展開されているところであります。私たちの将来を託す子供たちの教育はその発展に不可欠であります。また、子供たちの人生を切り開く礎となり、みずから生きる力となります。私たちが目指す教育についての当局の考えをお聞きしたく、以下の質問をします。

質問の要旨は、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の四つ目に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の講ずべき施策に関する基本的方向の中に「確かな学力」を確保するため引き続き教育事業を推進すると示されています。

そこで、次のことについてお伺いします。

一つ、吉田町ラーニングプランの進捗状況と現在までの成果をお聞きします。

二つ、新しい視点である公設学習塾の開設についての方法等をお聞きします。

三つ、総合戦略の中に掲げる内容と教育大綱「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」をどのように位置づけ、整合性を持たせるのかをお聞かせください。

四つ、確かな学力の育成と心の教育のバランスの取り組みについてお聞きします。

以上、私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 我が町の目指す教育についての1点目の吉田町ラーニングプランの進捗状況と現在までの成果はについてお答えします。

平成27年第2回議会定例会の一般質問におきまして御説明したとおり、平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査において、静岡県の小学校6年生の全国順位は年々低下し、平成25年度の国語が全国最下位、ほかの3科目も36位という結果になりました。中学3年生の順位も低下傾向を示し、この2年において町内小・中学校でも同様な傾向を示しました。

こうした状況を踏まえ、町内小・中学校の学力向上を図るため、吉田町教育委員会では、吉田町児童・生徒学力向上委員会を設置しました。この委員会から、1、学校での授業改善、教員の意識改革が必要であること、2、家庭学習の習慣化が必要であること、3、基本的な生活習慣が必要であること、4、教育委員会による学校への指導、家庭への支援が必要であることの4点の提言をいただき、この観点から確かな学力の向上への具現化を目指したものとして吉田町ラーニングプランを策定し、平成26年度から実施しているものでございます。

平成27年度は吉田町ラーニングプランを実施して2年目となりますが、前年度の成果と課題を踏まえながら、実施計画に基づいて進めています。

主な取り組みを申し上げますと、学校の取り組みでは、校内研修の充実とつきたい力の明確化を掲げ、校内研修の質を高めるとともに、学習指導要領が定める力とは何かを教員に定着させるため、外部講師を招聘して指導を受けることで授業力の向上に努めております。

外部講師の招聘の11月までの実績は、静岡大学村山教授ほか県内大学教授を各学校の研修に17回招聘し、授業の評価と指導を受けました。

授業改善の取り組みとして、住吉小学校では、算数科において習熟度別少人数指導を導入し、児童の実態に応じたきめ細かな指導を実施し、一人一人の学力を伸ばす取り組みを行いました。

中央小学校では、国語科の物語文及び説明文の指導において、学習指導要領が求める学力と授業展開との関係を明確にした取り組みを行いました。

自彊小学校では、どの教科においても教科でつきたい力を確実に習得し、その力を活用できる児童を育てる研修に取り組みました。

吉田中学校では、学習指導要領が求める学力を養う吉中授業スタイルの理解を深め、教科ごとにつきたい力の明確化と振り返りの場の設定をテーマに取り組みました。

また、全町的な取り組みとして、本年度は全教職員研修会を2回実施しました。

第1回は6月3日に学習ホールで開催し、主として学力向上対策について各学校の取り組みを全教職員が共有しました。

第2回は11月17日に住吉小学校で開催し、算数科の1年生と習熟度別授業を実施している5年生の公開授業を全教職員で参観し、分散会では各学校の授業実践について情報交換を行い、今後の授業改善に向けての議論を深めました。

調査を生かした授業づくりでは、4月21日に実施された全国学力・学習状況調査にあわせ、

吉田町学力調査を小学校2年生から5年生及び中学1、2年生で実施しました。

この全国学力・学習状況調査と吉田町学力調査については、早期対応として学校ごとに作成した模範解答をもとに採点、分析し、一方では毎月開催するラーニングプラン実施委員会及びラーニングプラン担当者会議において、さきに述べた授業改善に取り入れてまいりました。

個への対応の充実としては、生徒の個性や能力に応じた教育の一環として、児童・生徒の習熟度に応じた授業または補充学習等を実施することとしました。

住吉小学校では、読み書き、計算に支援を要する2、3年生を対象として、放課後勉強クラブを13回実施し、学力補充週間では、チャレンジテスト不合格者を対象に3回開催し、延べ400人の児童が参加しました。

中央小学校では、放課後学習を週1回程度全学年で実施し、算数、国語の基礎的な学習プリントを使って進め、延べ440人が参加しました。

自彊小学校では、基礎の定着を目指したベース学習を7回、児童の主体的な学習を目指したチャレンジ学習を18回実施しました。

吉田中学校では、国語、社会、数学、理科、英語の5教科でテスト前学習を2回実施し、162人が参加しました。

夏季補習の取り組みは、住吉小学校では4年、5年、6年生を対象に8日間実施し、延べ718人が参加をしました。

中央小学校では4年、5年、6年生を対象に実施し、延べ400人が参加しました。

自彊小学校では6日間、17回実施し、延べ174人が参加しました。

吉田中学校では、夏休み補充学習と個人学習支援、3年生夏季学習会を実施し、補充学習に延べ882人が参加、個人学習支援には528人が参加しました。

家庭学習の支援では、家庭学習の向上、習慣化、定着化を目的に、家庭学習の手引を作成しておりますので、学校ではこれを活用し、宿題への取り組みの見守りや家庭学習の習慣づくりの推進、家庭教育学級での親の学びの充実などに取り組むよう保護者に対して指導しております。

全国学力・学習状況調査の結果は、各学校別に比較分析、検証を行い、教科については10月15日、生活習慣や学習習慣等に関する質問調査紙結果については11月27日に公表を行ったところでございます。

本年度は吉田町ラーニングプランに掲げた平成25年度と平成27年度の全国平均正答率と町平均正答率との差を半減させるという中間目標の到達目標年次に当たりますが、小学校においては、小学校国語A問題、B問題及び算数A問題で全国平均正答率を3ポイント以上上回り、大きな成果に結びつくことになりました。

次に、2点目の新しい視点である公設学習塾の開設についての方法等についてはお答えいたします。

公設学習塾とは、土曜日や学校休業中に行う補充学習塾であり、全国学力・学習状況調査や町独自の学力調査結果を生かして、学習のつまづきや定着の低い箇所を中心に行い、児童・生徒の基礎学力と学習意欲の向上を図ることを目的に開設しようとするものです。

その最大の特徴は、義務教育9年間の学びの中で定期的に行う学力調査の結果分析に基づいて行う点であり、学習科目も児童・生徒の苦手意識が高く、最も習熟の差が出やすい算数、数学、英語に特化し、きめ細かな学習機会を提供していくところにあります。

これは一般的に多様な学習指導方針や方法を選択し、さらに学力を高めようとする民間学習塾の性格とは異なり、公設学習塾は児童・生徒の個に応じた適切な学習方法を提案し、基礎学力の定着を図ることに主眼を置いています。

さて、具体的な開設の手順でございますが、基本的な考え方といたしまして、現在吉田町ラーニングプラン事業の一環で進めている土曜学習会の手法を踏襲していくこととなりますので、まず、これまで実施した土曜学習会の現状を説明した上で、新たな取り組み方法について説明させていただきます。

土曜学習会は、学力が未定着及び希望する児童・生徒に対し、教育委員会が各小・中学校と連携して実施しています。本年度は6月からスタートし、8月を除き11月までに毎月1回開講しており、これまでの参加延べ人数は小学生が394人、中学生が384人となっています。特に早い段階からの基礎学力を身につけさせたいと願う保護者の希望も反映し、小学校低学年の参加者が多い状況となっています。

授業は原則として個別指導方式を採用し、児童・生徒が自主的に用意した教材や学校における習得済みの単元プリントを各小・中学校教師、教員OB、教員を目指している大学生等の講師が教える方法となっています。

こうした取り組みの中では、授業で使用している教材が児童・生徒や講師等の判断に委ねられているため、児童・生徒の定着に必要な教材となっているかが課題となっております。

そこで、現在の土曜学習に新たな視点を取り入れて開設する公設学習塾では、年2回行っている学力調査の結果を町全体の学力状況の把握や学校における授業改善に反映させるだけでなく、公設学習塾に参加する児童・生徒の定着に必要な使用教材を提供していくことにも反映させていきたいと考えております。

また、学校休業中に行う補充学習につきましては、つまずき要因となった未定着の分野を集中的に学び直していくことを視野に入れ、適切な期間を設定し、実施していきたいと考えております。

次に、3点目の総合戦略の中に掲げる教育大綱「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」をどのように位置づけ、整合性を持たせるのかについてお答えします。

まず、教育大綱の策定についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、地方公共団体の長には教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務づけられました。

当町においても、現在総合教育会議や吉田町教育推進委員会における検討を踏まえ、教育大綱の策定に向けて取り組んでいるところでございますが、骨子の段階において、教育目標を「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を掲げています。この目標は、生涯にわたり学び続け、夢や希望をつくり出していくために高め合う人々が集うことで、次代を担う心豊かな人を育む町づくりに寄与できる人材の育成を目指しているものでございます。

一方、吉田町総合戦略は、平成26年12月27日に策定され、国の長期ビジョン及び国の総合戦略並びに静岡県が策定する県の長期ビジョン及び県の総合戦略を勘案するとともに、吉田町人口ビジョンと一体となって、本町の人口減少の克服と地域の自立かつ持続的な活性化に向けた目指す方向、そして最初の5年間の基本的な取り組み方向と取り組み項目を示すものとして本年10月に策定されました。

その基本目標の一つは、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを掲げており、この目標を達成していくための手段の一つとして、教育にかかわる施策を盛り込んでいるところでございます。

御質問の趣旨は、言いかえれば総合戦略に掲げた具体的施策を進めていくに当たり、教育大綱に掲げる教育目標を達成するための施策とどのように関係を持たせながら進めていくかということではないかと思えます。これにつきましては、教育大綱が策定中であるため、詳細なる答弁は控えさせていただきますが、総合戦略や教育大綱の具体的な施策の展開はいずれも次期吉田町総合計画の中に位置づけた上で推進を図ることになりますので、これらの中で整合性を持たせながら進めていきたいと考えております。

最後に、4点目の確かな学力の育成と心の教育のバランスの取り組みはについてお答えします。

学力の向上は、生きる力を構成している3要素、すなわち確かな学力と豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を図る中で進めていくことが必要とされています。なぜなら確かな学力は豊かな心や健やかな体の育成に影響を与えており、反面、豊かな心や健やかな体は確かな学力の原動力ともなる学習意欲の向上に影響を及ぼすなど、これらの3要素がそれぞれ密接に関連し合っているからです。

現在の学習指導要領が子供たちに知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育むことを目指している背景には、先を見通すことのできない難しい時代において、生涯を通じて不断に学び、考え、予想外の事態を乗り越えながら、みずからの人生を切り開き、よりよい社会づくりに貢献していくことができる人間を育てることが求められているからにほかなりません。

当町の小・中学校において、このような確かな学力と心の教育のバランスをとるため、さまざまな取り組みを行っています。その一端を申し上げますと、道徳の授業では、文部科学省が作成したノート、「私たちのどうとく」や副読本、新聞記事などさまざまな教材を使用しながら、今までの自分を振り返ること、学校生活で実際に起きている事態に向き合い、考えさせる場面を設定することのほか、教室の壁に道徳コーナーを設置し、掲示物を使って授業を振り返ることができるよう工夫しています。

また、道徳の授業を参観会や学校開放日に公開したり、授業で活用したワークシートを子供が家庭に持ち帰り、保護者と一緒に振り返り、保護者の感想を書いてもらったりして、家庭との連携も深めているところでございます。

そのほかに道徳の授業にとどまらず、学校教育全体の中で学校行事や健全育成会等、地域の方々との取り組みの中でも心の教育の推進に取り組んでいます。

教育委員会といたしましては、引き続き子供たちに生きる力を育むことができるよう、教育の充実を図ってまいりたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありませんか。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

どうもありがとうございます。それでは、再質問させていただきたいと思えます。

今、お聞きしまして、きめ細かい指導がなされているようなこと、それから教授力が向上したということをお聞きしました。そこで、成果としてお聞きしましたけれども、課題であるところで自分の考えを書く力というふうなことで、どんなふうこれを各学校では取り組むよ

うにしているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 全体的な課題の中での自分の考えを書く力が不足していると。それをどういうふうに取り組んでいるのかということだと思います。

先ほども申しあげましたように、27年度の学力調査等をやって、早期対応あるいは結果の発表の前にもこういったことが把握できておりますので、それぞれの学校で自分の考えを書かせるということについて取り組んでいます。

じゃ、具体的な例を申しあげますと、小学校では例えば授業の中で課題、問題といいますか、そういったものができたときに自分の考えをまず書かせてみると、そういったもの。あるいは中学校では同じように授業の中で、専門的になります、学習課題だとか学習問題というのもございますので、それに対する自分の考えを書くという、そういったこともあります。あるいは中学校では最後に授業の中のまとめの段階で、きょう勉強したことをきちっと自分でまとめるとか、そういったようなことに取り組んでおります。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

ありがとうございます。さきの11月27日に公表されました教科の中の課題と調査の結果についてというようところで、ここに分析された内容がありますけれども、その中で中学校では原稿用紙に説明などを書くのが大変難しいというふうに考えている子供たちが、全国平均では64.4%ですけれども、吉田町の場合に82.3%の子供たちがちょっと苦手だよというふうに考えています。

それから、ほかの人の説明を聞いて文章に書くこと、これがやはり64%全国では苦手だよと言っている子供たちが、吉田町の場合には72.3%というふうにして、こここのところでちょっと前のことですから、あれですけれども、示されているものですから、今、学習課題、つまり振り返りだと思えますけれども、これを書いてもらっているということは、大変よろしいかと思うんですけれども、その裏づけとなりますというか、希望があるというふうなところで、子供たちがこういうふうに言っているんですね。失敗することを恐れなくて、新しいことにチャレンジをしたいというふうな子供たちが77.6%おりますね。それから、自分のよいところをわかっているというふうな子供たちが、つまり自己肯定感だと思いますけれども、全国が68%のところを、うちの町は80%の子供たちがそんなふうにして思っていると。それから、夢や希望を持っている子供たちも、また全国では71%、我が町では76%の子供たちが持っているというふうなことを考えますと、この希望を持っている子供たち、そしてまずは苦手だと言っている子供たちも多いと。そのこのところですね。今現在やっているのが、教育長さんおっしゃったように、授業での振り返りを文書にさせているというふうなことですけれども、さらにちょっと追い打ちをかけるように申しわけないですけれども、夢や希望をかなえ、苦手なところを克服するような教育長のアイデアといいますか、そういうものがあればお聞かせいただきたいです。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 夢や希望をかなえるための私のアイデアというよりも、学校で今取り組んでいるので、そういった自己肯定感だとか全国よりも高い、意識調査のほうですが、そういった傾向も見られていると思うんですが、吉田中学校ではやっぱりそういう子供たちが自己肯定感を持てるように、やっぱり例えば褒めるだとか、そうできた自分を褒めてあげるだと

か、そういったことに先生方が取り組んでいます。

もう一個はやっぱり吉田中学校健全育成会というものを持って、地域の皆さんにも中学生のよいところを見ていただいて、褒めていただく、あるいは賞賛していただくというようなことに取り組んでいるところです。ですので、ぜひそういった意味でも皆さんでも見ていただいて、自己肯定感が上がっていくようにしていただければなというふうに思っています。

もう一つ、書くことについてのところですが、自彊小学校は昨年度やっぱり書くことが弱くて、大変書くことに力を入れて、25年度の結果を見て26年度に取り組んできました。現在、中学校1年生については各学校も同じですが、それぞれ中学校から1年生は書く力があるというような報告も聞いています。当然授業で書くということもそうですが、やっぱり日記とかそういった生活ノートというか毎日の出来事を書いている、出しているようなものがあるんですが、そういったところでも全てを通じて、やっぱり書くということに接していかないと総合的には力は上がっていかないと思っています。ですので、そういったことを地道に積み上げていくことが一番だと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

ありがとうございました。よく考えをまとめる、書くというふうなことは聞くことができないかなかなかということで、その辺のところもデータを見ますと、聞く指導をさせるということが挙げてありますので、よろしいかと。

またはちょっとあれですけれども、よく自分の肯定感を持つためにそういうふうにするんでしょうけれども、褒める。また自分自身を褒める。それもいいわけですけれども、あるところでは失敗談コンテストみたいのをして、自分はこんなことで失敗したよ。よって、これを克服するためにどういうふうにするかということを経験の前で発表し、かつそれを文書にするなんていうようなこともあったようですので、一応お知らせしたいと思います。

次の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、土曜日の公設学習塾が今までと違って新しい形として学力テストの結果によって授業改善、それから定着を図りたいというふうなことで、本当に新たな試みであるというふうなことですけれども、そこところで休業中、未定着という、そうすると両方に入らないんだけれども、土曜日とか長期休業中に来たいよ、勉強したいよというようなこと、子供たちの受け入れはどういうふうに考えておりますか。あるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 答弁と少しダブる部分もあると思いますが、まず公設塾の問題ですが、現在土曜学習をやらせていただいている、そこからの成果と課題として、やっぱりもっともっと一人一人にきめ細かく迫っていくような手だてが必要ではないか、そういうふうにして定着を図っていくことが必要ではないかということが出ているので、こういったスタイルをとりました。

現在でも学校で放課後学習を企画してやっていたらいいものもありますし、私たち教育委員会のほうで土曜日のほうは受け持ってやっております。あるいは受け入れはどうするのかということにつながっていくと思うんですが、吉田中学校の例でいいますと、学校で夏休みの補充学習あるいは補修授業的なものに取り組んでいるものもございますので、そういったものと

はまた別としてやっていけば、さらに充実させていけるなというふうに考えています。

きょう答弁の中でもお話ししましたように、現在は土曜学習は8月はやっておりません。ですので、そこにさっき言った毎週の土曜日の学習と休業中に行う学習と、そのところを連携させていって、きめ細かい指導をさらに充実させていきたいというような考えでいます。よろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

ありがとうございます。

そうすると、学校独自でもする、それから教育委員会でもするというので、多くの子供たちはそのところで休業中、それから毎週土曜日に学ぶことができるというふうなことですけれども、例えば寺子屋的な、家庭にいて宿題をやり始めた。しかし、どうも1人じゃ進まない。なので、学校に行って、そこで土曜日等勉強したいというふうな子たちも、そのところで勉強することはできるんですよね。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 少し行き違いがあると思われるので、整頓をしていきたいと思いますが、土曜開設塾ですので、現在の土曜学習を踏襲しながらやっていきたいというふうに先ほども答弁の中で言うておりますので、毎週土曜日というふうには現時点ではまだ考えておりませんので、月1ペースになるのか、もう少しそこは時間いただいて、具体的なところに進めていきたいと思っています。

現在やっている中では自分の苦手なものだとか、こういうふうに勉強したいという課題を持って土曜学習に来ている子供さんが多いです。ですから、そこでやっていってしまった結果、やっていってしまったとはおかしいですが、進めていったところの課題で先ほど答弁の中でも申しましたように、本当にその子の実態とかに合っているかどうか、あるいはその子のつまずきをフォローできるかというところですね。そこを今度開設するところでは厚くしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

ありがとうございます。そのところで土曜日という部活動等があるかと思えます。その辺の兼ね合いはどうなりますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 細かな計画にはまだ入っておりませんが、現在も土曜学習については部活動がある方については当然部活動を優先していただいてやっております。したがって、3年生等は部活動が終わった後半に土曜学習に来る方が増えています。そういったような実態です。学校のサイクルだとか、そういったものともすり合わせをしながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございました。

次に、すみません、教育大綱の中で先ほど御答弁いただきましたけれども、今作成中だというものですから、ちょっと難しいと思いました。これから教育委員会の中で、それから総合

教育計画の中でやられることだと思いますけれども、今、教育方針が四つ示されておりまして、さらにそのところで具体的な方向性というものを一応案として出されていると思うんですけれども、例えばこここのところで生涯にわたりというふうなことが全般を網羅していると思うんですけれども、生涯学習というふうにして考えてよろしいかと思えますけれども、生涯にわたり学ぶというふうなことをこの中でどのようにしてお考えになっているのか、まだ案の段階だと思いますけれども、お答えできればお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 先ほど教育長の答弁の中でも申し上げましたが、ただいま御質問になっております内容につきまして、教育推進委員会の中で協議をしている状況でありまして、この後に町長、それから教育委員で構成されます総合教育会議の中でさらに協議を行いながら成案といえますか、そうした形にしていくという過程でございますので、現段階でその辺の内容の答弁につきましては、ちょっと控えさせていただくということでございます。以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

わかりました。

それでは、第2回の吉田町総合教育計画があったと思いますけれども、そのところでの話し合いがどんなふうにしたのか、そこまでのところをちょっとお聞かせいただきたいと思えますけれども。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今の御質問は教育推進会議。

○4番（遠藤孝子君） すみません、総合教育会議です。

○教育長（浅井啓言君） 総合教育会議の……

○4番（遠藤孝子君） 第2回終わりました。

議長。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

失礼いたしました。第2回の吉田町総合教育会議が実施されたと思えますので、ここでどんなふうな話し合いがされたのかをお聞きしたいと思います。すみません。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 失礼しました。総合教育会議、現在まで2回行われています。第1回目のほうでは本町の教育課題というか、どんなことが課題にあるのかというようなものを検討させていただきました。そして、今度はその課題を解決するためにはどういうふうにしていったらいいんだろうかというようなことを、第2回目で話し合いをさせていただきました。そういったものを見据えながら、その間に教育推進会議へとフィードバックしながら、現在進行中でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） そのところで委員の方たちから、吉田町の目指す教育はどんなふうにして考えたらいいだろうかというふうな御意見が出たと思えますけれども、もしお聞かせい

ただければお聞きしたいと思えますけれども。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 主な意見で1点目は、やっぱり社会の変化に対応した教育が必要ではないだろうかということが出されております。これは保護者の変化あるいは教職員の多忙化等も含めた社会の変化に対応していく教育が必要ではないかと。

2点目は、つながりのある教育が大切ではないかということです。やはり小さいころから将来を見つめながら教育をしていくこと、あるいは先般の議会でも少しお話をさせていただきましたけれども、1中学校、3小学校あるいは保育園等との連携、そういった意味でのつながりのある教育が必要ではないか、そういったこと。

あるいは3点目は、今ラーニングプランを中心に進めている、やっぱり確かな学力を身につけていく教育が必要ではないかと、そういったような方向性が出されております。

主なものだけですが、以上3点です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

今町の人たち、委員の人たちが、町の教育が目指すものについて真剣に話し合われている主な御意見をお伺いいたしましたけれども、じゃ、それらを具体的に実現させるためには一言で言うとどんなふうなことが大事というか、方法というか、あるでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子議員に申し上げますけれども、あくまでも本日この3項目の中の「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」をどのように位置づけ、整合性を持たせるかの範囲の中で、今教育総合会議の第2回の議論のことを伺ったようですけれども、あくまでもこの3番の範囲の中での答えということによろしいでしょうか。

○4番（遠藤孝子君） はい。

○議長（大塚邦子君） じゃ、そのように教育長、お願いいたします。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 現段階でということとそこに示しているその生涯にわたり学び合い、高め合うような人づくり、すなわち生涯にわたり学び合い、高め合っていくような人をつくる教育が必要ではないかというところが到達点でございます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

すみません、ありがとうございました。

大きなところの目標として、「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」ということで説明があったわけですが、生涯学習というふうなことでいいかと、国のほうも示されているところがありまして、これは生涯にわたり学び続けることを推進せよというふうなことなものですから、学校教育、社会教育、それから文化、スポーツ、レクリエーションであるとかボランティアであるとか、あとは趣味であるとか、こんなふうなものを場と機会において行う学習と。当然教育基本法の3条のところにも生涯学習振興法というようなことがありまして、これらを受けて、これらがあると思えますけれども、この示した「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」というふうなことで、一言で言うと共通する点は、私とすると意欲と子供たちのやる気、それからその支援というふうにして考えますけれども、いかがでしょうか。

〔発言する人あり〕

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） すみません、聞き方が悪かったかもしれません。教育目標を大きく掲げられております。教育方針を四つ掲げられております。このところで共通するところ、方向性もるる今検討されているところですけども、そのところで1本共通するところ、共通する、何ていいますかしら、根底に流れるものといえますか、そこのところは、その対象の人たちに意欲を持ってもらう、またはその意欲を支援することではなかろうかと思えますけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 少しそれぞれの教育観の答弁になってしまうのかなと思いますが、議員さんが先ほど言った生涯にわたってという、その説明でしたら答弁の中でお話しさせていただいた、生涯にわたり学び続け、夢や希望をつくり出していくために高め合う人々が集うことができ、次代を担う心豊かな人を育む町づくりに寄与できる人材の育成と、そこに尽きるんですがね。そのキャッチフレーズ等が混ざって、それを今ここではちょっと、さっきも言っているように検討途中なので、それをここで言うことはちょっと控えさせていただきたいなと思います。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

すみません、わかりました。

それでは、私の質問は以上にしたいと思いますけれども、先ほど申しましたように、やはり子供たちに生きる力をつけるのは大変重要だと思いますので、100年の計は教育にありというふうに言うと思います。このような計画が特に大綱については徐々に浸透して、子供たちが住み続けたい町、それから誇れる町ということで、この実現のためにともに励みたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 以上で4番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、13名です。

---

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

5番、蒔田昌代君。

〔5番 蒔田昌代君登壇〕

○5番（蒔田昌代君） 私は、さきに通告いたしました質問、小・中学校図書の実態についてと子宮頸がんワクチンの副作用の把握について質問いたします。

我が吉田町の小・中学校の各図書には司書が配置されております。これは子供たちや保護者にとってとてもよいことと思っております。私も子供の小学校の入学時から読み聞かせボランティアとして現在も活動をしており、月に2回小学校へ行っております。10月、11月は読書月刊で、各学年テーマを決め、その絵本の選書に司書のアドバイスはとても役に立ち、ボランティアの方々からもよい評価を受けております。また、子供たちもこのテーマに沿った絵本の読み聞かせに対してとても喜んでおります。

27年度の第3回定例会の決算質疑の中で伺ったことではありますが、小・中学校図書購入費が26年度決算額に比べ、27年予算額が減額となっております。

小・中学校にある本は読書をする本と調べ学習をする本、図鑑などがあります。調べて学習していき、気づいて知識を増やしていく。これが学力を高めていくことにつながっていくと考えます。そこで以下のことについて伺います。

- 1、小・中学校の図書室はどのように活用されていますか。
- 2、調べ学習や子供たちの読書の要求に応えられる蔵書はどうなっていますか。
- 3、学力向上のため、学校図書室をより充実させる考えはありますか。

次に、子宮頸がんワクチンの副作用の把握についての質問をします。

全国的に子宮頸がんワクチンの副作用の報告があり、現在接種が見送られています。副作用の症状には腕の腫れや勉強ができなくなるほどの頭痛、学習障害、日中まぶしくてサングラスを使用する羞明、筋肉のこわばりなどがあります。ですが、20代に子宮頸がんが多いのも事実であり、国は就学年齢を超えた人を対象に積極的な接種を推奨してきました。そこで以下のことを伺います。

- 1、我が町の健康被害の報告と状況はどうでしょうか。
  - 2、対象となる年齢の保護者からの相談や対応はどうするのでしょうか。
- よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 蒔田議員からの御質問のうち、1点目の小・中学校図書の実態についての御質問は教育委員会が事務を所管していることから、私が答弁をさせていただきます。2点目の子宮頸がんワクチンの副作用の把握についての御質問については、町長部局となりますので、町長から答弁させていただきます。

小・中学校図書の実態についてお答えします。

これまで教育委員会といたしましては、吉田町の次代を担う子供たちの成長のために必要不可欠である読書環境の整備を優先課題と考え、町当局の御理解もいただき、図書の実態を初めとした学校図書館の整備を進めてまいりました。

その取り組みといたしましては、まず学校図書館の資源であります図書の整備についまし

て、これまで段階的に図書費の増額を行い、図書の充実を図ってまいりました。

図書費予算の推移といたしましては、平成18年度にはそれまでの児童・生徒1人当たり650円から1,000円に、さらに平成22年度から平成25年度までの4年間において、当時では県内トップレベルとなる小学校児童1人当たり1,500円、中学校生徒1人当たり2,500円を予算に計上し、重点的に図書の整備を充実してきたところであります。

この重点的な整備の結果、公益社団法人全国学校図書館協議会が実施した学校図書館調査の結果と比較いたしますと、平成25年度決算における1校当たりの図書購入費の全国平均が小学校で52万7,000円、中学校で73万8,000円であるのに対し、住吉小学校が94万9,092円、中央小学校が12万275円、自彊小学校が54万7,320円、吉田中学校が223万3,884円と当町の図書購入費は全国平均を大きく上回っております。

また、この間の整備により、町立学校全体の蔵書数は、整備前の平成21年度末時点の5万5,789冊から平成25年度末には5万7,242冊へと増加し、学校図書館の機能向上に大きな成果を上げることができたと考えております。

さらに図書館資源を有効に活用するための取り組みといたしましては、学校図書館資源共有ネットワーク推進事業を実施いたしました。この事業は文部科学省の指定を受け、平成16年度から平成18年度まで実施したもので、全国でも先進的な取り組みとしてネットワークを活用した学校図書館運営についての体制を構築したものでございます。この事業の理念は現有資源を無駄なく有効に活用するために、それぞれの図書館が相互の資料を共有することで子供たちの学習に十分な効果を与えることができるシステムを構築することであり、現在も学校図書館運営の基礎として実践に生かしております。

さらにはこのシステムをより効果的に運用し、資料共有の円滑化及び業務の効率化を図るため、本年度4小・中学校において学校図書館のパソコン及び蔵書管理システムの入れかえを実施いたしました。

また、当町では学校図書館活用を推進するため、全ての学校に司書教諭とは別に資格を有する学校司書を配置しております。学校司書は、主に児童・生徒の図書館利用における支援と蔵書管理の事務を担当し、さらには学校図書館を活用する学習活動が円滑に行われるよう司書教諭への支援も行っております。

このことから当町の学校図書館は、蔵書数を初め、ネットワーク環境などのハード面と司書教諭、学校司書が連携した学校図書館運営を行うなどのソフト面の両面において継続的に整備を進めてきたことにより、全国にも誇ることができる学習環境が整っているものと考えております。

それでは、1点目の御質問の小・中学校の図書室はどのように活用されていますかについてお答えします。

学校図書館は、学校図書館法により、学校への設置が義務づけられているもので、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理、保存し、児童・生徒及び教員の利用に供し、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成することを目的に設けております。

教育委員会では、この目的に向けて、これまでの整備による豊富な資源を有効に活用することで学校図書館をより充実させるため、町立図書館司書、司書教諭及び学校司書等で構成する学校図書館連絡会議を開催し、学校図書館の運営方針、活用方法及び蔵書構成等について協

議を重ね、実践につなげております。学校図書館連絡会議では、年度ごとに学校図書館運営の重点目標を定め、立案した年間活動計画に沿って事業を進めております。

平成27年度の重点目標は子供につけたい図書館活用能力の育成を図ると定め、図書館で身につけさせたいスキルとして、情報活用能力の育成と読書指導による読解力の向上の2点を中心に、学校ごとに活用計画を立て、授業等で効果的に学校図書館を活用しております。

授業での具体的な活用例を申し上げますと、国語科では学習指導要領において読解力の向上が全学年共通の課題とされておりますので、その学習方法として教科書とは別の物語等の紹介及び教科書の教材と同じ著書の本や同じ主題の本を読ませる並行読書を行うなど、教科書教材の内容を発展させる学習をする際に活用しております。

理科では、生き物や植物、人体のつくりなどの学習において、図鑑や参考図書等を使用する調べ学習を行う際に活用しております。

社会科では、歴史的人物の資料や現代の統計データなど幅広い内容で図書館を活用した調べ学習を行っております。

総合的な学習の時間では、小学校は産業、福祉、防災、町づくりなどさまざまな分野において、それぞれの学校で学年ごとに定めた総合的な学習のテーマに基づいて調べ学習を行っております。また、中学校では、3年間を通して「自分を見つめ、将来を考える」をテーマに地域や日本の産業、経済の歴史的な背景を捉えた上で、グローバルな視点に立ち、今後の日本の産業、経済の発展と自分の将来を具体的に結びつけていくための広範囲にわたる調べ学習を行っております。

そのほか学校においては、授業での効果的な学校図書館活用の推進と司書教諭、学校司書及び学級担任が連携を深めることを目的に、学校図書館を活用した授業研究を各校1回開催し、授業での活用の充実を図る取り組みを実施しております。

次に、2点目の御質問、調べ学習や子供たちの読書の要求に応えられる蔵書はどうなっていますかについてお答えします。

平成26年度末時点での各学校での所蔵登録冊数は、住吉小学校が1万2,836冊、中央小学校が1万6,140冊、自彊小学校が1万36冊、吉田中学校が1万8,561冊となっております。この所蔵登録冊数につきましては、先ほども申し上げましたが、平成18年度から段階的に図書費を増額し、重点的に図書の整備を進めてまいりましたので、平成5年に文部科学省が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定した学校図書館図書標準の目標値を大きく超える冊数となっております。

また、文部科学省が実施した平成26年度学校図書館の現状に関する調査の平成25年度末現在、小・中学校における学校図書館図書標準の達成状況は、静岡県内の各市町が設置する小中学校全校において、学校図書館図書標準の目標値を達成できた市町は35市町中7市町のみでありました。

一方、蔵書の構成につきましては、各学校において調べ学習で活用する本、子供たちに読ませたい本及び子供たちの読書意欲を高める本など、学校ごとに児童・生徒の発達段階に合わせ、かつ教育課程や指導方針に応じたものを司書教諭と学校司書が蔵書のバランスを考慮し、選書しております。

また、当町の特徴的なシステムとして、多領域にわたる多数の本が必要となる授業及び調べ学習に対応するため、郷土資料、環境、国際理解、福祉の4分野について各学校で分担を決

め、収集し、学校間で相互利用を行うなど、学校単位ではなく、町内4校を学校図書館の単位と考えた学校図書館資源共有ネットワーク推進事業の理念のもとに、充実した資源を有効に活用するための工夫をしております。

最後に、3点目の御質問、学力向上のため、学校図書室をより充実させる考えはありますかについてお答えします。

教育委員会といたしましては、さきに申し上げたとおり、これまでの整備により学校図書館の学習環境は全国的にも誇ることができる環境が整っているものと考えております。

今後につきましては、その充実した環境をより効果的に活用するための方法や必要な整備についてさらに研究を重ね、学力向上を図るための学校図書館の充実に努めてまいります。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 次に、子宮頸がんワクチン副作用の把握についてお答えいたします。

子宮頸がんは、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター「がん情報サービス」によりますと、国内では年間約1万人が発症し、約3,000人が死亡すると言われており、近年、20歳から40歳代で子宮頸がん罹患する方が増加傾向にあると公表されております。

子宮頸がんの約50%から70%はヒトパピローマウイルス16型、18型による感染が原因とされております。このヒトパピローマウイルスは100種類以上の遺伝子型があり、人にとっては特別なウイルスではなく、感染しても多くの場合、ウイルスは自然に排除されてしまいますが、一部が数年から十数年かけて前がん病変の状態を経て、子宮頸がんを発症することがわかっております。

この事実から、ヒトパピローマウイルスワクチンによってこの感染を予防し、子宮頸がんの1次予防を図るという手法が考えられたというわけでございます。

日本では、平成21年10月にヒトパピローマウイルス16型と18型を含んだ2価ワクチンのサーバリックスが薬事承認され、平成23年7月に6型、11型も加えた4価ワクチンのガーダシルが薬事承認をされております。

平成22年10月6日、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会のヒトパピローマウイルス、すなわち子宮頸がんワクチンを含む3ワクチンを定期接種化する方向で急ぎ検討すべきとの意見書が提出をされ、平成22年11月26日、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を緊急に促進するため、都道府県に基金を造成し、この基金を活用して予防接種を実施する市町村に対し、助成することにより公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とした国の基金事業、子宮頸がん等ワクチン接種緊急対策推進事業が実施をされました。

これを受けまして、当町では吉田町子宮頸がん等ワクチン接種事業実施要綱を制定し、平成23年1月17日から施行、2月1日から子宮頸がん等ワクチン接種事業を開始いたしました。

子宮頸がん予防ワクチン接種対象者は、国が示しました中学1年生から高校1年生までの女子で、接種回数は3回とし、事業開始前には新たに導入するワクチン接種を安心して受けることができることを目的に説明会を開催し、本人及び保護者に対し接種を受ける法律上の義務はないことを説明した上で、対象疾病、ワクチン接種の意義、健康被害が発生した場合の対応及び接種の方法等の情報を提供し、保護者の判断で接種に同意し、接種申込書を提出していただいた接種希望者に接種券を交付し、予防接種を受けていただくことといたしました。

平成25年4月1日、予防接種法の一部を改正する法律の施行により、ヒトパピローマウイルス感染症が定期的予防接種の対象となったため、当町につきましても国の基金事業を活用した子宮頸がん等ワクチン接種事業を廃止し、子宮頸がん予防ワクチンは予防接種法の定期接種として位置づけを変え、小学校6年生から高校1年生の女子を対象者として開始をいたしました。

定期接種に移行した約2カ月半後の平成25年6月14日に、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討会におきまして、ワクチンと因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないことと決定をされ、取り扱いにつきましても厚生労働省健康局長通知により、地方自治法第245条の4、第1項に規定する勧告が出されました。

これを受けまして、当町におきましても、同日中に委託医療機関に対しまして、積極的勧奨の差し控えについて、速やかにファクス等でお知らせをいたしました。

その後、文部科学省では、副反応で学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もあることから、全国の実態調査を実施し、厚生労働省では副反応報告のあった事例の追跡調査を実施いたしました。

平成27年9月17日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の合同会議での提言を受け、厚生労働省は、副反応追跡調査の結果を公表、積極的勧奨の差し控えは継続することが適当とし、救済に係る速やかな審査、救済制度間の整合性の確保、医療的な支援の充実、生活面での支援の強化、調査研究の推進に取り組むといった方針を打ち出しました。

9月30日には、厚生労働省健康局長、文部科学省スポーツ・青年局長連名通知の「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について」が発出がされ、都道府県において、衛生部局及び教育部局に1カ所ずつ相談窓口を設置することとし、静岡県におきましては11月16日時点で健康福祉部の医療健康局疾病対策課感染症対策班と県教育委員会事務局の教育総務課健康安全教室健康給食担当に相談窓口を設置したところでございます。

これらの現状を踏まえまして、まず1点目の我が町の健康被害の報告と状況はどうでしょうかについてお答えをいたします。

当町におきましては、平成22年2月1日の事業開始からの子宮頸がん予防ワクチン接種対象者は、平成6年4月2日から平成15年4月1日生まれの女子で、現在までに接種をした方は853人でございます。そのうち差し控え後の平成25年6月15日以降から現在までに新たに接種を開始した方は10人となっております。

接種開始から現在まで、当町で接種した方からの接種後の体調不良等の具体的な相談及び医療機関、保健所等からの報告はございませんので、現在のところ重大な健康被害はないと判断をしております。

次に、2点目の対象となる年齢の保護者からの相談や対応はどうするのでしょうかについてお答えします。

国が指定しました相談窓口は、県に衛生部局と教育委員会の2カ所に設置をされており、本人及び保護者が直接相談できる体制となっております。

予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関は、県内では順天堂大学医学部附属静岡病院と浜松医科大学医学部附属病院の2カ所になっており、地域の医療機関を支援する体制となっております。

定期接種化以前の国の基金事業に基づく子宮頸がん予防ワクチン接種後に、何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種等の関連性が認定された場合には、医薬品副作用被害救済制度に基づく救済措置の対象となるものとなっております。該当する方は独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談窓口にお問い合わせいただくことになります。

また、定期接種化以降の副反応につきましては、他の予防接種法の定期接種と同様、予防接種救済制度に基づきまして、健康被害と予防接種との因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する給付を行うこととなっております。

当町におきましては、この子宮頸がん予防接種に限らず、予防接種法に規定する定期接種及び行政措置で行っている予防接種全てにつきまして、接種後の体調変化等があった場合は、保護者または御本人から健康づくり課に御相談いただくようお知らせをされており、医療機関には、予防接種法の中で規定されている副反応報告を提出いただくよう依頼してある状況でございます。

今後も予防接種が安全に提供できるよう体制を整備することと同時に、国・県からの必要な情報を確実に把握し、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 御答弁ありがとうございました。まず、小・中学校の図書の実態についてから先に再質問をさせていただきます。

先日、教育委員会から平成27年の全国学力・学習状況調査の生活習慣や学習習慣等に関する質問紙調査結果の結果について報告がありました。その中の3ページなのですが、吉田町の小学校の生活習慣や学習習慣等に関する質問をし、調査結果の中で分析結果の中の成果として、昼休みや放課後、学校が休みの日に学校図書室や地域の図書館に週3回以上行く児童が多い。全国は17.6%なのですが、吉田町は26.9%という数字が出ています。

それと、あと7ページですね。各小学校の分類が出ています。住吉小学校では総合的な学習の時間では自分で問題を立てて、情報を集めて整理して、調べたことを発表するなど学習活動に取り組んでいる児童が多いということがありますが、これはやっぱり調べ学習をする上では図書館、学校の図書室をやっぱり利用しなければならないことなので、やはりこちらのほうも学校の図書室はすごい活用されていると思われまして。

また、中央小学校においては、昼休みや放課後、学校が休みの日に学校図書や地域の図書館に週3回以上行く児童が多い。これは全国17.6%に対して中央小は30.5%、また、その下に読書の好きな児童が多い。全国平均は72.8%、中央小学校は78.8%と出ています。

11ページの自彊小学校においては、同じく昼休みや放課後、学校が休みの日に本を読んだり借りたりするのに学校図書館、学校図書室や地域の図書館に週1日以上行く児童が多い。全国平均は17.5%、自彊小学校は28.1%、その下に読書は好きだと思っている児童が多い。全国平均は72.8%、自彊小学校は79%という数字が出ています。これはやはり学校の図書館、町立の図書館もそうですが、すごい子供たちが活用しているということになると思っております。

小学校のこの結果を踏まえてなんですが、平成18年度から町が図書館システムの変更だと

かいろいろやってまいりましたが、その結果が今あらわれていることだと思います。その中に読み聞かせボランティアとか地域の皆様の努力も入っていると思います。

その図書館はすごい利用されているということなんですが、蔵書数もやっぱり国の、県の蔵書数を超えているということで、今回平成18年度から段階的に図書費を増やしていったということなんですが、今後、段階的にふやしていく考えというのはおありなのでしょうか。

それから、活用するためにほかに……。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 教育委員会事務局でございます。

先ほど答弁の中で御説明をしましてとおり、図書費につきましてはほかの市町と比較しまして多くの投資を行って蔵書の充実を図ってまいりました。今後はその有効利用、有効活用によって読書環境の充実を図ることが重要だというふうに考えております。

そうした中で、この学校図書館の充実を行っていくということでございます。本年度27年度におきましては、先ほども答弁の中で申し上げましたが、4校全ての図書館にパソコンの更新を行って、よりネットワークによって必要な図書を必要なときに調達できるシステムということですね。そのような整備を行って、こうした読書の環境を充実させてくるということで、従前、それから本年度もそうした流れの中で行っているというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 蔵書数はすごく足りていると思います。ですが、やっぱり子供たちが使っていく上でどんどん、扱いが雑だったりとか、貸し出し数が多くなるたびに、その本というのはぼろぼろになっていくんですよ。

また、調べ学習とかに使う図鑑とかは中に入っている情報が古いもの、要するに改訂版が出るわけですよ。その改訂版に対して現状はこれであるが、それから改訂版を購入していくとか、前にあったのをやっぱりその学校の規定によって廃本にしたりとかする決まりがあると思います。いつもその情報が新しく子供たちが調べ学習に使っていくためには、ある程度の本の購入が必要だと思います。学校図書館や公立図書館の児童書コーナーには、理想的には新しい図書の購入に年50万から100万ほど必要であると新聞記事を読んだことがあります。

その中でも調べ学習とか本もそうなんですが、ここにある小学校の低学年用の本なんですが、こういう小さな本で1冊1,000円します。これは読み聞かせでよく使うものなんですが、これも本当に読み聞かせで定番となっている本なんですが、ちょうどクリスマスの時期に読む本ですが、これも1,500円です。今、子供たちが調べ学習でよく使うという、この調べ学習のこれは1冊3,000円です。それを1冊だけ買うわけじゃないですよ。これは第7巻目で、1から7巻まであって、巻ごと全部を購入すると2万1,000円になるんです。

この情報が今は新しいけれども、何年後かには古くなってしまふ。その情報の中を変えていたり、本の装丁が悪くなって、本を新しくするためには、やはりこのぐらいのお金で足りているかどうかというのが非常に疑問であるので、今後、吉田町には本を買うための本屋さんというのがないので、やはり子供たちは学校へ行ったり、図書館へ行ったりして本を借りることになると思うんですが、本を読むためには、やはり手にとってみて、これは読みたいと思ったら読むし、インターネットでも売っていますけれども、ネットではわからない、購入できないと

いう本、読んでみないとわからない、見てみないとわからないという本もありますので、そういった本になってくると、本はすごい新しく更新されていくべきだと思うんですが、今後各小・中学校で蔵書はこういうふうに冊数は全国的に満たされていますが、本当に子供たちに今要求に応えられている蔵書がどうかというのは、とてもちよっとどうかと私的には思うんですが、その蔵書を増やす。子供たちが読みたいという本もいっぱいあると思います。

ですが、子供がやっぱり何が何でもこの本が読みたい、あの本が読みたいといっても、どうしても自分の好みだけになってしまうので、よりよく子供たちが本を読んでいくためには、ある程度指導が必要だと思うんです。それで司書さんたちの力がすごい必要だと思うんですけども、蔵書の面ではすごいできていますが、本当に子供たちがその蔵書に満足しているかというのは、カウンターにいる司書さんたちのお話を聞くのが一番ではないかと思うんですが、学校で子供たちが司書さんをどのように利用というか、司書さんたちに対してどのようなアドバイスを受けていたりとか、どういうことを言っているとかということは把握できていますか。していますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 各学校に配置されております学校司書の各学校での活用方法だとか、どんなことをしているのかというところでお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども述べたように、本町では早くから各学校に学校司書を1名配置させていただいております。1点目は、まず司書教諭と学校司書が連携をして、もちろん議員のおっしゃった選書等を含めて読書指導に当たっているということが言えると思います。司書は学校に勤務していて、カウンターのところにおりますので、必ず子供たちが借りる時間帯、昼休み等には司書もおりますので、そこで子供たちが何か相談があればアドバイスをしていると、そういうような実態があります。

もう一つは、先ほど言った先生方と学校司書が協力をして授業を年1回行っております。そういった中でも学校司書さん、あるいは司書教諭、他の先生との協力のもとに充実した授業あるいは図書館の活用という視点ではできていると思います。

最後に、選書についてですが、先般の議会でも蒔田議員から御質問いただいて、議会だよりのほうにも学校図書の選書について御質問をいただいたと思いますが、おおむね各学校、先生方が子供に読ませたい本、子供たちが読みたい本、そういったものを集約していく中で、学校司書、司書教諭と検討をして選書をしております。したがって、やはりそういう中で先ほど出てきましたデータのもう古いものとか、そういったものも当然入れかえていく作業は行っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 質問は簡潔明瞭にお願いいたします。

5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

蔵書は定期的に行われていると思う、改訂も行われていると思うんですが、現在のこの予算で足りているものなんでしょうか。実際どうなんでしょうか。その額でですね。今回の予算の額で、蔵書を増やすというか、本を購入するのに当たって子供たちが希望する本、先生方がよいと思う本を購入していくのにその額というのは足りていると思われませんか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 私ども別に予算が下がったから図書が充実していないというふうには捉えておりませんので、まずそのことを最初にお断りしておきたいなと思うんですが、当然選書をしているわけでして、その中で計画的、意図的に購入をしていっておりますので、特に不便は感じているというような報告は学校からはいただいておりません。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） ありがとうございます。

調べ学習というのはすごく大事だとやはり思うんです。調べ学習、今回私もこういうふう一般質問をするに当たって、いろいろ資料を見て、調べて、それで質問をするわけなんです、やはりそれに対して質問を決めたけれども、すぐに取りかかれぬ。具体的に何を聞きたいのかということが明確にならないんですよ。それを指導してくださる方がいらっしやったので、その人からお聞きしました。

学校でもそうだと思うんです。子供がカウンターに来て、これについて調べたいということがあれば、それに対してやっぱり指導できるような方がいらっしやるのか、また先生方でも資料を調べたいというときに、どう調べていいかわからないとかという意見が出てくると思うんですが、それを逆に指導してくださる方、調べ学習に対して、これについて調べたい。じゃ、これについてのどこが調べたいのか。そのためにはどうするのかというふうに導いてくれるような、それは司書さんとか司書教諭になると思うんですが、でも、それでもまだやっぱりわからない部分というのがあると思うので、さらにそういったのを調べ学習に対してアドバイザー的な方がいたりとか考えたりはありますか。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 調べ学習については議員さんのほうも通告書の中で重要性は指摘されていると思います。調べてわかってよいだとか、あるいは調べていく過程で身につける力が、そういったものが総合されて子供の学力となっているということで理解されていると思うんですよね。ですので、子供たちが何か調べたいといったときに、じゃ、教員なりがそれについてアドバイスをしますし、そういったものでどういった本を調べたらいいかわからないというのは、教員が配置されている学校司書に相談をかけて本を用意していただいて、アドバイスをしている、そういったような現状です。

それ以外にまた調べ学習のアドバイザーをというのとは考えておりません。十分学校に配置されている学校司書さんの役割として先生方が子供から受けたもの、あるいはこんなふうな授業をやっていくんだけれども、本が欲しいというときについて、学校司書さんがそのことをやってくださっていますのでよいと思います。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

学校司書さんというのがすごい重要な役割を担っているということなので、今後も学校司書さんも各校に配置をしていただいて、より学校図書室を充実させたいと思います。

次に、子宮頸がんワクチンの件ですが、先日、子宮頸がん啓発キャンペーンという、こういう新聞が載りました。これは子宮頸がんの検診を受けようというキャンペーンでございます。子宮頸がんワクチンはやはり副作用はありますが、効果はやっぱりがんを予防するということに対しては効果があると私たちは思っております。今回国からの勸奨を見送られていますが、やはり吉田町でも平成25年6月以降ワクチンを接種している方というのがいらっしやいますが、

その方の大体対象年齢というのがわかりましたら、接種した方の年齢を教えてくださいと思います。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 健康づくり課でございます。

町長の答弁の中でもございましたように、定期接種以前に任意で接種をしていた時期におきましては、接種の対象者が中学1年生から高校1年生までということでしたが、定期接種化されてからは小学校の6年生から高校1年生までということになっております。接種の時点でございます。

接種した人数でございましたが、答弁の中で御説明したように、853人でございますが、現在の年齢に例えますと、平成6年4月1日生まれの方から接種をしておりますので、現在21歳になっておられる方が104人、二十になっている方が98人、19歳になっている方が121人、高校3年生になっていらっしゃる方が121人、高校2年生になっている方が129人、高校1年生になっている方が122人、中学3年生になっている方が125人、中学2年生になっている方が33人、それから、中学1年生と小学校6年生になる方はゼロ人ということございまして、25年6月15日、差し控えの勧告が出た後、現在までに新たに接種した方は10人ということでございますが、これは勧告が出されましたときに既に個人通知を出しておりました方たちの中で、接種を希望するというので、接種する主治医の先生と相談をして、自分たちが打とうということ打つということ判断した新たな10の方々でございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

ありがとうございます。接種を見送るということになって、さらに10の方がその後接種をされていると。その接種された方たちも先生と相談して、自分たちで判断したということがわかって、とてもよかったと思います。

やはりワクチンは効果がありますが、副作用の点でかなりいろいろ問題が出ております。ですが、先ほど町長もおっしゃいました医薬品副作用被害救済制度と予防接種健康被害救済制度等、いろいろな救済制度がありますので、またワクチン接種後もこういった制度があるよというPR方法、町としてはこれからまた打ちたいという方がいらっしゃると思いますが、その方に対してのPR、またこれからの方に対しての町からのPRはどのように考えていますか。

○議長（大塚邦子君） 健康づくり課長、生田仁美君。

○健康づくり課長（生田仁美君） 子宮頸がんの予防接種が定期接種であることは変わりはないのですが、積極的に勧奨することを差し控えるというような勧告が出ている限りにおきましては、町から接種をしましょうというようなお知らせは控えるというような体制でいく予定ではおりますが、接種をしたいという希望の方については接種ができる体制は整えてございまして、委託医療機関の契約も毎年更新をしておりますし、接種券の発行も随時行っていくという予定でございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、蒔田昌代君。

○5番（蒔田昌代君） 5番、蒔田です。

ありがとうございます。現在までに、1,000人は超えないんですが、863の方が接種をしているということなので、改めてワクチンの副作用と、そのまたリスクもありますが、やっぱりメリットもあるということもあるので、町民の方にそのよいところと悪いところを判断でき

るように、町から皆さんへPR、教育していただけるといいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 以上で5番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時59分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、13名です。

ここで教育長から発言を求められています。これを許可します。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 午前中の蒔田議員の小・中学校図書の実態についての答弁の中の平成25年度決算の中央小学校図書購入費について120万275円に訂正をお願いします。

以上です。

---

◇ 八 木 栄 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

11番、八木 栄君。

〔11番 八木 栄君登壇〕

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

私は、平成27年第4回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、さきに通告いたしましたとおり、子育て支援について質問します。

先日の行政報告会におきまして、吉田町人口ビジョン及び吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の報告がありました。この吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に今後取り組み、吉田町の人口減少の克服と地域の自立かつ持続的な活性化を目指すという内容のものでした。この総合戦略は五つの基本目標から成り立っており、今回この中の基本目標4における子育てしやすい環境の整備について質問します。

平成27年度町内在住の園児のうち、町立保育園に通っている園児は546人、これは昨日の一般質問の答弁で聞いた数字です。それから、私立幼稚園に通っている園児は約400人となっています。吉田町では待機園児ゼロと町長の言葉もありますが、私立幼稚園があり、ここへ通うことができているからこそ待機園児がゼロとなっているのではないのでしょうか。

こうした中、吉田町では幼稚園教育の振興を図るため、保育料等を減免する設置者に対し、文部科学省による国の補助金を受けて、吉田町私立幼稚園就園奨励費補助事業を実施しています。この就園奨励費補助金は、各市町においてその金額がまちまちです。その中で当町においては補助金額が他市町に比べ低いと思います。私立幼稚園に通う園児を持つ家庭においては、

少しでも多くの補助を望んでいることは承知のことと思います。また、家庭の負担を少しでも減らすことが子育てしやすい環境の整備につながることを考え、以下質問をします。

- 1、補助金額の設定に当たり、その根拠は。
- 2、現状の金額を上げる考えはないか。
- 3、補助金額の見直しについてはどのようにしているのか。
- 4、このようなことでも若年層の定住に関係するという考えはないか。

なお、今回の質問については、10月末に実施しました議会報告会の中で、各地区におきまして出された御意見の中でも特に多かった意見のため、質問に至りました。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 子育て支援についてお答えをします。

子育て支援につきましては、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして津波防災町づくりを強力に推し進め、確固たる安全のもとで支える安心を提供する分野の一つであります。

若い世代が子供を持ちたいとするそれぞれの希望をかなえ、また本町に住み続けたいとする希望をかなえるためには、議員御指摘の経済的負担の軽減も必要な観点ではありますが、子育て世代に必要なサービスの提供等、町全体の子育て支援制度を検討していく中で総合的に考えながら、施策の着実な推進を図ってまいります。

なお、御質問をいただきました私立幼稚園就園奨励費補助事業に関しましては、教育委員会が事務を所管していることから教育長が答弁をいたします。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） それでは、教育委員会で事務を所管しておりますので、私立幼稚園就園奨励費補助事業についてお答えします。

文部科学省が実施した平成27年度学校基本調査の速報値の結果では、現在、幼稚園に在園している幼児は全国で約140万人、このうち国公立幼稚園には約24万人、私立幼稚園には116万人が在園しています。また、同省が実施した平成24年度子供の学習費調査の結果では、私立幼稚園の学習費は公立幼稚園に対して2.1倍となっています。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、国は全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化を段階的に取り組むこととしていますが、当面は全ての園児に等しく支援が行われるよう、市町村に対する幼稚園就園奨励費補助を拡充しながら環境の整備を図ることとしており、現在の幼稚園就園奨励費補助は家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることにより、幼稚園教育の振興に資することを目的に行っているものであります。また、国は市町村の住民で私立幼稚園に就園する幼児に関して、市町村が行う就園奨励事業の補助対象経費の3分の1以内で経費の一部を補助しておりますが、この国庫補助金には同一世帯から複数園児が同時に就園している場合と、同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄、姉がいる場合の園児の区分ごとに国庫補助限度額が定められています。

当町では、吉田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、幼稚園教育の振興を図るため、保育料等を減免する幼稚園の設置者に対し、補助金を交付しているところであり、平成26年度の実績では、私立幼稚園9園に対して1,867万6,900円の補助金を交付し、各園の支給人数の合計は443人でありました。

補助対象といたしましては、幼稚園の設置者が当該年度に在園する吉田町に住所を有する幼児の保護者の納付すべき保険料を、次のいずれかの該当する理由により減免した場合に補助金を交付するものとしております。

1、生活保護法の規定による保護を受けている世帯、2、当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯、3、当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が21万1,200円以下の世帯であります。

また、補助金の額につきましては、吉田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の別表に掲げているとおり、在園する幼児に小学校1年生から3年生までの兄または姉がいない場合と、在園する幼児に小学校1年生から3年生までの兄または姉がいる場合で、それぞれの別表に掲げられた所得階層区分に応じて補助金の額を定めております。

なお、幼稚園の設置者が減免した保育料等の額が定める金額に達していない場合の補助金の額は、その減免した額の範囲内の額としております。

それでは、1点目の御質問、補助金額の設定に当たり、その根拠はについてお答えします。

当町では、公立幼稚園を設置していないため、保護者の経済的負担軽減の観点から私立幼稚園の保育料と町立保育園の保育料を比較するほか、近隣市町の私立幼稚園に対するさまざまな支援、助成状況を総合的に勘案して、国庫補助金限度額の3分の1で設定しているものでございます。

次に、2点目の御質問の現状の金額を上げる考えはないかと、3点目の御質問の補助金額の見直しについてはどのようになっているのかについて、密接に関係するものでございますので、あわせてお答えいたします。

まず、補助金の額の見直しにつきましては、先ほど申し上げたとおり、当町では補助金の額を国庫補助限度額の3分の1で設定しておりますので、国庫補助限度額等の変更がなされた場合に、町の補助金の額もこれに応じて吉田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を改正し、見直しを行っているところでございます。

しかしながら、補助金の額の見直しは、これまでの経済的負担の軽減という単一的な観点ではなく、これからは子育て支援施策全体を通じた観点も踏まえて考えていかななくてはならないと捉えています。そのため、現時点では補助金の額を早急に上げていく考えはありませんが、国が段階的に進めている幼児教育の無償化の動向を踏まえ、町全体の子育て支援や幼児教育のあり方、本年度スタートした子育て支援新制度の状況等を参酌し、総合的に検討してまいりたいと思います。

最後に、4点目の御質問のこのようなことでも若年層の定住に関係すると考えないかについてお答えします。

子育て世代の定住に当たって、経済的負担の軽減が充実していることは魅力の一つと考えますが、先ほども申し上げたとおり、経済的負担の軽減のみの支援という単一的な観点で子育て世代の定住が促進されるとは限らないと考えています。

平成27年11月1日現在において、当町に在住する園児の保育園、幼稚園への通園状況を見

ますと、町立保育園に通っている園児は546人、私立幼稚園に通っている園児は479人となっており、認定こども園に通っている園児は28人となっております。このうち私立幼稚園と認定こども園に通園している園児で町外の園に通っている園児は122人となっております。このことから保育料が安く、自宅から距離が近い町内の私立幼稚園に通園するのではなく、町外の幼稚園に通っている園児が一定数いるという状況を考えますと、必ずしも保護者が経済的側面だけで幼稚園を選択していないことがうかがわれます。

また、幼稚園を選択する理由には、保護者のライフスタイルの変化に伴い、子供の送迎がしやすいことや魅力ある幼児教育がある幼稚園を選択する傾向があると考えられます。

一方、他市町の幼稚園就園奨励費補助金の金額と幼稚園の就園率の関係を調査してみますと、幼稚園就園奨励費補助金が高ければ幼稚園への就園が高いという市町もありますが、一方で幼稚園就園奨励費補助金が低くても幼稚園への就園率が高いという市町もございました。

このことからしても、単に経済的負担の軽減のみの支援という観点だけではなく、他市町では受けられない特色ある子育て支援及び質の高い幼児教育を提供していくことが、子育て世代の定住につながっていくものと考えています。

今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、総合的に町の子育て支援について考えていきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） それでは、再質問をさせていただきます。

国の幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みの推進ということの資料があるわけですが、これを自分が議会報告会の中でもいろいろお母さん方に聞いた中で、その内容の受け取り方がちょっと間違っているような方もいたような感じがしたものですから、できればここを低所得世帯の保護者負担軽減ということで、金額まで国のほうは4段階に分けてやっているものですから、その辺の説明を先にしていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの御質問の国のほうの幼稚園就園奨励費の補助事業の制度についてちょっと御説明をいたしますが、八木議員の一般質問の資料で出させていただいております各市町の比較表がございまして、その中の川根本町の資料をごらんいただきますと、すみません、資料の2ページですね。2番目の川根本町です。

ここの記載のそれぞれ区分ごとに生活保護世帯、町民税非課税世帯と区分がございまして、それから横方面に小学校1年から3年の兄弟なし園児の第1子、第2子というような項目がございまして、この中に金額が入ってございます。生活保護世帯の第1子、これが30万8,000円となっております。この金額のものが国のほうの奨励費の補助事業の中で設定をしております補助限度額としての金額が30万8,000円というようなことで、川根本町におきましては、この補助限度額の10割を補助対象として事業を実施しているというようなことであります。

この国のほうの補助要綱につきましては予算の範囲内ということで、それぞれ毎年制度改正が行われまして、金額、それから、この区分等につきましても変更が行われておりまして、平成26年度から本年度27年度につきましては、この辺の金額と、あと制度移行によって区分についても多少の変更があったというようなことで、これに合わせて町のほうにも限度額に沿った内容で、当町につきましては3分の1で設定をしておりますが、そのことで実施をしておると

いう状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

ありがとうございました。この今私が皆さんに配付いたしました資料の中の2ページですけれども、この辺を見ていただくと、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市とありますが、この中で今担当課から説明がありましたのは、これが国の限度額ということで川根本町が載っているということでございます。吉田町はそれと比べると3分の1の金額であって、結局国の補助は、全体的に全部見ると大変なものですから、一番左の欄の上から4番目のところですね、加算額B以下というところを見てもらえれば、島田市は6万円、川根本町は6万2,200円、吉田町は2万700円、牧之原市は5万5,900円ということで、吉田町がかなりよそと比べると3分の1くらいにしかこれを見ていないよということで、吉田町は安いなということで十分理解していただけたと思います。

そういった中で、これを見てとにかくよその町と比べると、近隣の市町ですけれども、吉田町が3分の1以下でかなり低いなということでありますが、これを見てどういうふうに思うかということをお伺いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 先ほど答弁の中で御説明をさせていただいておりますが、今現在当町において補助限度額の3分の1を町の補助金として実施をしておりますが、先ほどの答弁で申し上げました中にもございましたとおり、この保育園と幼稚園との負担の均衡といいますか、その辺のものも考慮して、今現在この金額を総合的に参酌して、国のほうの制度改正によって、その3分の1というようなことで設定をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

それでは、資料の3ページのところに、これは各市町別の私立幼稚園の助成状況と調査結果ということで、字が小さくて申しわけございませんが、この中で経常経費に関する補助額というのは、結局、就園奨励補助金以外の私立の幼稚園へ町が補助している部分であって、それが①で、②が就園に関する補助額ということでなっております。それで、それを合計して園児の吉田町で先ほど約400人ということで、町のほうだと400何人だかと言いましたけれども、それで、割った1人当たりの吉田町が1人の園児に対して町の税金から出している金額というのが、吉田町の場合は5万6,463円ということで、こうして見てくると、焼津市5万8,831円、藤枝市6万7,872円、川根本町は全然人数が少なくて、比べることはできませんが、あと牧之原市が9万8,735円ということで、これを見ても1人当たりの町から出しているお金が少ないよというのはちゃんとわかるわけですね。

そういうことも踏まえて、私はこの最初の質問で金額を上げる考えはないかということで言ったんですけれども、先ほどの答弁は国のほうが変われば、それに応じて町も変わるよということでございますが、それじゃ、今、私立の保育園が1人頭5万6,463円ということでございますが、町立保育園のほうが一応町からどれくらいのお金を出して、年間1人当たり、どのくらいのお金をかけているかということで、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、いかがで

しょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） ただいまの御質問に対する答えとして、詳細な数字はただいま持ち合わせてはおりませんので、概数で御了解をいただきたいと思えます。

また、これから申し上げる金額は正規の保育士の人件費は含まず、臨時保育士の賃金のみを含んだ数字とはなりますが、保育園の運営にかかる経費が児童1人当たり月額換算でおおよそ7万円、これに対していただいています保育料が月額平均でおおよそ2万円だったと記憶しておりますので、差し引きの5万円が公費での負担であったと記憶しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

今、月に大体5万円町から、1人頭町のお金で出しているよということで説明がありました。そうすると、1年間だと12倍するもので、12カ月だもので60万円ということになります。先ほど私立の保育園のほうは年間5万6,463円、これが60万というのとえらい差があるんじゃないかと思いますが、これでも国のほうが変わらなければ金額を変えられないということになるのかどうかということで、ちょっとお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 先ほど国のほうのそれぞれ限度額を川根本町で申し上げましたが、年額で30万8,000円というようなことで、この金額の根拠では、私立幼稚園の保育料の全国平均単価というようなことになっております。これが30万8,000円というようなことで、当町にありますひばり幼稚園が1万4,500円、それから、ちどり幼稚園が1万6,000円という金額でありますので、そういったものに沿ったもので、そのまま支出をしますと保育料以上の支出をするというような内容になります。

その辺も現実に町内の私立幼稚園の保育料がほかに比較して安価であるという状況がございますので、これに対する助成がそもそもこの幼稚園就園奨励費の補助金であるというような認識でおりますので、この3分の1の額が今現在町として適正であるというような考えで進めておる状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

あくまでこの就園奨励金補助金ですか、これも町内在住の子供に対して交付されるものであるということで、あくまでも吉田町に住んでいる方が働いて、税金を納めていて、その子供というものは結局みんな平等じゃないかなという考え方もあるわけですよ。それで、保育園へ行っている子は今言ったように、年間約60万円のお金をかけていただいている。私立の幼稚園へ行っている子は5万6,463円と、これすごい差がついているということで、子供は町の宝ということでもありますし、それで、ある程度子供は皆平等じゃないかなという考えのもとでいくと、やはり少しでもこれは、それじゃ差があるからもう少し何とかしようかなという気持ちになって当たり前じゃないかなと私は思いますが、そういうところから見て、どういうふうにもた考えますか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 制度的なお話で申し上げますと、就園奨励費につきましては国庫補助の中で行っていくもの、それから、この表の中で経常経費に関する補助につきましては、当町では1園当たり225万円の運営費の補助をしておりますので、これが町の単費ということですね。町独自で支払いをしているという内容のものでございます。

こうした状況で今、幼稚園に対する助成をしておりますが、先ほども答弁で申し上げましたとおり、国のほうが今後幼児教育の無償化というような流れに沿って事業を進めていく、段階的に取り組んでいくということでございますので、こうしたものを今後にらみながら、この制度をまた総合的に考えていかなければならないというようなことで考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

この一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の資料というのを、私、これいただいて皆さんにお配りしたんですけれども、今の質問は保育園と幼稚園と言いましたが、幼稚園だけでもこの近隣市町に比べると吉田町がうんと低いということであるもので、それはよその町がそれだけ子供に対して力を入れているのかなというふうにもとられると思うんですけれども、だもので、今、課長が言いました国のほうのあれを見てということがありますが、よそはこれだけお金を出しているわけですよ。同じ条件ですよ、結局。だもので、その辺でやはり少し低いから、先ほど最初の質問で金額を上げる考えはないとか、見直しについてはどのようになっているかというようなことを伺ったわけで、その辺についていま一度、くどいようですけれども、周りと比べてこんなに少ないですよということの中で、数字を見てどう思うか、考えるかちょっといま一度お伺いします。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 最初のところで私の答弁でも町長答弁の中でもありましたように、私どもといたしましては、経済的な負担の軽減も必要ではありますが、子育てという支援体制全体でサービスをしていくという、そういったスタンスでおりますので、この市町別私立幼稚園助成状況というのは、ほかのものは載っていないわけですよ。これだけですので、それだけで判断することは非常に怖いことだなというふうに感じます。

もう一つ、ライフスタイルの変化だとか、答弁の中で申し上げましたように、例えば幼稚園を選ぶとか保育園を選ぶとか、ここを選ぶとかという人は、それはそれぞれの保護者の教育の考えのもとに選んで選択をしていくわけですよ。例えば通勤に置いていきやすいところへやっていくという、だから、そういうような状況に応じて支援をしていけばよいと思いますので、そのことも含んで考えていきたいというふうに思っています。したがって、これだけをもってじゃなくて、やっぱり子育て支援施策全体をもって判断をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

それでは、町から一応補助を受けてやっている教育機関の幼稚園ということで、吉田町の中では先ほど400何十人かがここに通っているということでございますが、こうした私立の幼稚園は、町としてどのように位置づけをしているかというか、これに対してはどのように位置

づけをしているかをちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 幼稚園につきましては、私立幼稚園ということでありますので、教育委員会としまして幼児教育の振興ということで、この幼稚園に対して先ほども申し上げましたが、2園合わせて450万円の運営補助の支出をしておるという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木ですけれども、金額的にじゃなくて、位置づけということで、どのような形でこの幼稚園を、2園ありますが、どのような形で町として見ているかということでお伺いしたわけですが。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 位置づけとおっしゃってもいろいろな観点があるかと思いますが、その幼児教育の中での位置づけというふうに、いわゆる教育的に捉えさせてお答えさせていただきますと、学力向上委員会等にも幼稚園の担当の方は呼びして町の教育のところでも御意見をいただいておりますし、細かくは教育支援委員会等、そういったところにも保育園のみならず、幼稚園も参加していただいて協力をしてやっておりますので、そんなところで位置づけとしていただければと思います。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄ですけれども、わかりました。

あと金額の見直しということで、先ほど国のほうがということでお話がありましたが、自分がパソコンで吉田町の検索をして、この就園奨励金ところまで行き着くのになかなかちょっと時間がかかったですけれども、そうしたところ、平成17年のデータが載っていたわけですよ。それで、結構金額的にも、先日担当課からいただいた就園奨励費補助金の金額のデータとまた違って、それで、今この私が皆さんにお配りした、この資料が一番新しく、これが27年で一番いいと思うんですけれども、これとうんと違っていた金額で、それで、平成17年で10年も前で、その間に変わっているということですよ。

今のお話だと、じゃその間に国のほうも変わってきたから変わったというような受け方を私はするわけですが、それは変わってきたというのは10年もたったことでいいですけれども、お母さん方が一応調べたとき、10年も前のデータが載っているということについて大変自分も驚きました。そういう中でお母さん方からも吉田町どうなっているのというふうな意見もいただきましたので、その辺について、その間10年間で変わっていると思いますが、それは国が変わったからどうかその辺の事情と、あとなぜこれが10年もほったらかしにしたのか、その辺をお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの御質問の町のホームページの更新の関係だと思います。17年以降実際に要綱の変更は18年、19年、20年、21年、22年、23年、24年、25年、26年、27年と毎年それぞれ変更して、最新の国の要綱に合わせた内容で実施をしておるところでございますが、今お話の出ました町のホームページのこの就園奨励費補助金の要綱の更新ができておらなかったということでございますので、これは大変申しわけございませんが、

更新をしてこなかったということは事実ですので、それについては申しわけなく、今後この要綱の改正があるたびに最新のものに更新をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

今、教育委員会事務局長のほうから平成何年だかと、何回か変わったようなことを伺いました。それが全てそれじゃ国のほうが変わったものということ、私、これを少し金額を変えてもらいたいということで質問したわけですが、じゃ、今後まだ10年間で何回か変わっているもので、今後また変わっていく可能性がある、このように受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 先ほど教育長の答弁でも申し上げましたが、国のほうが幼児教育の無償化に段階的に取り組むというようなことがございまして、この幼稚園の奨励費につきましても見直しを今後も行っていくということが考えられますので、これに沿ったもの、あるいは総合的に状況を勘案して見直しを行っていくことを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） すみません、例規集というか要綱の改正の関係でございまして、当町のホームページでは例規集のデータが一応見られるようになっておりまして、改正ごと、一応うちのほうは年に4回更新を行っております。今の奨励費につきましても、これまでも改正をしております、3カ月に1回ずつ更新していますので、例規集のほうはこれ掲載されておる要綱になりますので、改正はされているというふうに思いますが、ちょっとホームページの教育委員会の部分のところで奨励費が出ているものであれば改正はして、ちょっとそこまでは私も確認とれておりませんが、例規集として要綱はその都度改正して、年に4回更新しておりますので、一応その点だけはちょっと御報告させていただきます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

それは私も見て、そちらのほうはちゃんとなっていたので、それは了解して、別に意地悪をしたわけではないですけれども、それはそれで載っていましたけれども、だけれども、片やこっちとこっちが違っていたらどうなるのということがあるものですから、それで先ほど言ったわけですよ。だもので、例規のほうのほかのところを追っていったら、ちゃんと今と合っているものが出ておりましたので、それはそれで理解しておりますが、間違ったものがあったものでありますから、ちょっと言わせていただきました。

あと、きのう同僚議員の一般質問の答弁で、吉田町で子供を産み育てていきたいと思うような施策のDVDを制作するという、これが予算がついてやるようになっておりましたが、こういうのへ就園奨励費の補助とか、こういうのも一応吉田町はいいんですよという形で載せてくれば、若いお母さん方が吉田町いいねと、住んでみたいねと言うかもしれませんよね。

それで、僕が聞いた話だと、よその町から吉田町の私立幼稚園へ来ている子供がいると。

そうすると、結構牧之原から来ている子供がいて、やっぱりお母さんたちなんかはよく会うもので、そういう話をして、吉田町幾らだよ、牧之原幾らだよ、何、吉田町、そんな安い、牧之原がいいね、それじゃ牧之原に引っ越したほうがいいかやというような話もありましたよということも伺ったものですから、そうすると日ごろ吉田町は財政的に豊かだよ、牧之原はちょっとねというような中で、そういう中でも牧之原が教育とかそういう子供の支援に対してお金をかけているよ。吉田町はちょっとしょぼいねという形になると、何か情けないもので、その辺で私はもう少しアップして、近隣市町とある程度つり合いがとれるような金額にしてくれれば、子供を持つ親のほうも話をして普通話ができるんじゃないかと、こういうように思ったと。そういうこともあったものですから、今回こういうのもさせて頂きました。という話を聞いて、まだあれですかね、やっぱり国の補助がないとだめだということでございますでしょうか。くどいようですけれども、もう一度お願いします。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） たびたび申し上げておりますけれども、やっぱり子育て支援、経済的負担の軽減のみでは考えておりませんので、やはり全体として考えていくということが基本的なスタンスとしておりますので、それを御理解いただきたいと思います。あるいは先ほど言ったように、幼稚園ともそれぞれ教育委員会だけじゃなくて、ほかの部門でも連携をとっていることはやっておりますので、決してないがしろにしているとか、そういうことはないと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

やはり議会報告会の中でもそういう意見もございましたし、直接そういうお母さんたちにも聞いたりしたんですけれども、金額的にこれはちょっとかどうかわかりませんが、単価的に見るとちょっとのことなもので、ちょっとという今言葉を使わせてもらいますが、こういうちょっとのことでいろいろ変わっていくものだと思います。

それが、最初、町長の冒頭、こういったものも吉田町の将来につながるような形の発言がありましたが、少しのことでも将来的に見て、子育て支援ということで将来につながって行って、本当に保護者の負担が少しでも軽くなって、吉田町の魅力というものがまた一層大きくなってきて、それで若い人がやっぱり吉田町はいいところだな、吉田町に住みたいやと言ってもらうような方向にぜひ持って行っていただきたいなと思うんですけれども、先ほどからの答弁を聞いていると、それは無理かなと思っているものですから、それでもこの吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略というものの中で、これからいろいろな話し合いをして、吉田町をすばらしいものにしていくというようなことでありますので、そういう中で、また小さいことですが、こういう支援ということも、話し合いの中でどうかと思いますが、こういうのも一応取り上げて話をしてくれるかどうかということもちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この就園奨励費については教育委員会所管の事務ではございますが、総合戦略を定めていく中、それから総合計画を定めていく中では、こうした点も全ての事務を把握いたしまして定めてまいっておりますので、教育委員会だけの間

題というふうには捉えておりません。

また、ほかの答弁でも申し上げましたけれども、吉田町を選んでいただけるような、皆様方に定住先、それから吉田町へ行ってみたいと、そういう魅力をつくるというところを次の主眼として置いておりますので、そうした中ではこうした大変いい資料の御提供もいただいておりますので、こうしたものもまた踏まえて、吉田町、こんなところじゃ住みたくないと言われるようなことがないように、総合的に魅力を高めてまいるように検討してまいりたいというふうに思います。

また、ただ、ここの就園奨励費については、これはどうも予算額での比較ではないかなというふうに思われますので、実際には決算額の比較じゃないとちゃんとしたものは出てこないのではないかなというふうに思います。

例えば1番目に書いてある区分の中では生活保護世帯になるわけですが、こうした対象が増えれば支出額も当然増えてまいりますし、どこの階層の適用が多いかというところでもかなり変わってまいりますし、どういう世帯の分布が町内、それからその市町に多いかというところも兼ね合わせて、全体的に判断していかなければいけないというふうに思っていますので、十分そうしたところを踏まえさせていただいて、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

今度は決算を踏まえて少し考えてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

とにかく家計を預かる人はお母さん方ですけれども、少しでもやっぱり、誰もそうだと思うんですけども、金額のことがいろいろ気になると思うもので、そういうことで、やはりそういう些細なことで吉田町はと言われたかないもので、私もそうと言われたくないものですから、やっぱり自分が住んでいて吉田町はいいところだなと自分も思って、誇りを持ってここに住んでいるもので、どこにも出たことがないものですから、ですから、それも踏まえて、やはりそういうことで隣の市なんかには負けられないようにしていただきたいなという気持ちが十分出てきてしまったもので、こういう質問にもなったと思いますけれども、そういうことでまたよろしく願いしたいと思います。

結局、私、さっき大きな質問四ついたしましたでしたが、補助金額の設定に当たったその根拠というのもしっかりと報告、回答をいただきまして、それで、ちゃんと国のほうの基準も説明していただきました。それから、2番目の現状の金額を上げる考えはないかというのは、考えは国が変わったら変わるよということで、そういう回答をいただきました。3番もそうですね。見直しということで。それで、あと4番目は若年層の定住関係の考え方、こればかりじゃないよという回答をいただきました。ですけれども、これも少しは関係があるということで、私は受けとめておきたいと思います。

最後に、先ほどのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、また少しでも話し合っ、国のほうが上がらなくても、多少なりともこれに色をつけて、少しでもやっていただければと思いますので、要望になりますが、ぜひそういう話し合いをしていただきまして、よその衆が吉田町へ住みたいや、結局医療費の補助、小・中学校のときかなりインパクトがあって、大変いい施策であって、それで自分もよそからいろいろ聞いて、吉田町へ若いときだけでも住みたいや、子供の小さいときだけでも住みたいよとかいうことを聞いたものですから、それじゃ困る

んですけれども、家を建ててしまえば、なかなか引っ越すことも大変なもので、そういうことで、またその辺で、これも話し合いの中でいろいろな方向へ進めていただきたいなということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 以上で11番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番（山内 均君） 6番、山内 均です。

私は、通告に従い、子供を育てる環境をつくるには何が必要か、何が対応できるかを考え、質問になりました。

1、子供を安心して健やかに育てるためのシステムや子供が健康に育つ環境などについてお尋ねいたします。

平成27年第1回吉田町議会定例会で放課後児童クラブについて、これまで放課後児童クラブでは小学校3年生までを受け入れ対象としてきましたが、平成27年度4月からは対象を6年生までに拡大し、さらに中央第2児童クラブにおきましては、学齢児を対象とした一時預かりを実施いたしますと方針を示されました。

放課後児童クラブの児童数の推移を見ますと、25年度より26年度では14人増えています。27年度は対象が6年生までとなったことによって196人から227人に31人増えています。

年度別の詳細を見ますと、平成25年度は対象が1年生から3年生までです。住吉小学校では施設が1カ所で、利用児童44人、中央小学校では施設が2カ所、第1が児童館が35人、第2が愛宕神社西で53人、利用児童は88人、自彊小学校は施設が1カ所で利用児童50人、25年度は利用児童の合計は182人、平成26年度は対象が1年生から3年生までで、住吉小学校では施設が1カ所、利用児童40人、中央小学校では施設が2カ所、第1が38人、第2が58人、児童数は計96人、自彊小学校は施設が1カ所、利用児童60人、平成26年度の利用児童合計は196人です。

平成27年度からは1年生から6年生が対象となりました。住吉小学校は施設が1カ所で、利用児童は1年から3年生までが39人、4年生から6年生までが6人の計45人、中央小学校では体育館、ミーティングルームの施設が1カ所増え、利用児童は第1の児童館では1年生から3年生までで37人、第2の愛宕神社西では1年生から3年生までが33人、4年生から6年生までが10人、第3の体育館、ミーティングルームでは1年生から3年生までが34人であり、利用児童合計は144人です。自彊小学校では施設が1カ所増え、施設への敷地内施設では1年生から3年生までが43人、施設Bの神戸集落センターでは1年生から3年生までが20人、4年生から6年生までが5人で、利用児童数は68人、平成27年度の利用児童数は1年生から3年生までが206人、4年生から6年生までが21人、合計は227人です。女性の働くチャンスが増えたのではないのでしょうか。ただ、内容は単純ではないと聞きました。以下、システム及び整備について質問をします。

1、児童数の増加に伴って間借りの施設の利用が増加しています。学校ごとや地域ごとに放課後児童クラブの整備が必要であると考えますが、町の構想はいかがですか。

2、子供の学習や遊びの場所、また支援員の働く環境の整備について現状はどのように分析していますか。

3、2に対応すべき場所の確保や働く環境整備について計画はありますか。

4、学齡児の一時預かりは働く女性にとって真に必要なシステムであると思います。また、母子、父子家庭の応援にもなります。各地域に必要となると思いますが、将来構想はありますか。

2番目、公園や施設の維持管理、使用について。

吉田町には多くの公園や施設の広場、運動場があります。特に公園の用途には多目的広場が目立ちます。また、維持管理には多くの方の労力が注がれています。特に夏の芝生の維持管理は大変です。使用方法も多くがグラウンドゴルフに利用されています。それがいいとか悪いとかの議論ではなく、ルールを決めることによって多様な使用方法や利用価値が増すのではないかと思います。例えば放課後児童クラブに通う子供たちが年配の方と一緒にグラウンドゴルフをやるとか、芝生の広場が子供同士、親同士の交流の場になるとか、できるだけ多くの人が利用できる方法はないかと思い、質問をします。

1、多目的広場の多目的とはどのようなイメージなのか。

2、維持管理及び運営についてはどのようなルールで行っているのか。

3、使用方法、使用者等の決め方にルールはあるのか。

以上答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1点目の子供を健やかに育てるためのシステムや健康に育つ環境についてお答えします。

少子化や核家族化が進行し、子供や家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭や地域における子育て力の低下が指摘されています。また、女性の就労が一般化するに従って、小学生が放課後に子供だけで過ごす家庭が増え、子供の居場所づくりが必要とされています。

このような中、放課後児童クラブは遊びと生活の場として児童の健全育成を担っており、働く保護者における子育てと仕事の両立を支援し、さらには子供の日常における安全の確保という点でも地域において重要な役割を果たしております。

それでは、1点目の児童数の増加に伴って間借り施設の利用が増加しています。学校ごとや地域ごとに放課後児童クラブの整備が必要であると考えますが、町の構想はいかがですかについてお答えします。

当町においては、平成13年9月に片岡に中央児童館を建設した際、中央小学校区を対象とした放課後児童クラブ用の部屋を設けて開始し、平成15年度に住吉小学校区、自彊小学校区にも民家を借りて、町内3カ所の放課後児童クラブを開始しました。その後、平成18年度に住吉小学校敷地内に専用施設を、平成19年度には自彊小学校敷地内に専用施設を設置し、事業を実施してまいりました。さらに放課後児童クラブに加入する児童数の増加に伴って、中央小学校区の片岡愛宕神社の西隣にあった旧さくら授産所を放課後児童クラブ専用施設として改修いたしました。

本年4月からスタートしました子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブの受け

入れ対象がそれまでの3年生までから6年生までに拡大され、児童数の増加が見込まれましたことから、さらに受け入れ施設を確保する必要がございました。

国の放課後児童健全育成事業実施要綱の中では、放課後児童クラブの施設整備につきまして、小学校の余裕教室や小学校の敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所、幼稚園等の社会資源や民家、アパートなども活用して実施することとされていることから、当町では中央小学校体育館のミーティングルームと神戸集落センターを借用することで、放課後児童クラブ室として活用し、新たな施設の建設をすることなく、新制度に切りかわった初年度から希望者全員の受け入れを果たしております。

現状の6カ所におきましては、学校ごとや地域ごとに運営しており、放課後児童クラブへの入所希望児童数にも対応しておりますことから、現在は町での施設整備構想というものはございませんが、今後児童数の増加などに応じ適切に対応してまいります。

次に、2点目の子供の学習や遊びの場所、また支援員の働く環境について現状はどのように分析していますか及び3点目の2に対応すべき場所の確保や働く環境整備について計画はありますかについてあわせてお答えします。

放課後児童クラブ活動の現状について申し上げますと、住吉小学校区では、敷地内に設けた専用施設1カ所で全員を受け入れております。遊びの場所の確保としては、ふだんは前庭を利用させていただいており、夏休みには体育館の利用もさせていただき、バドミントンやドッジボールなどダイナミックな遊びの提供もさせていただいているほか、地区の特別養護老人ホームへの慰問を行うなどの地域に根づいた活動も行っております。

中央小学校区は、ふだんは3カ所に分かれて児童をお預かりしておりますが、夏休みには児童館において学区内3放課後児童クラブの合同保育を行い、学年の枠を超えてのスイカ割り大会、綱引き大会を行うといった異学年とのかかわりを深めております。

児童館にございます第1放課後児童クラブにおきましては、児童館を利用した室内遊びや外遊びを提供し、愛宕神社に隣接する第2放課後児童クラブでは、愛宕神社境内でボール遊びやリレーをさせていただき、安全に遊べるよう地域の方の協力を得ております。

中央小学校体育館のミーティングルームにございます第3放課後児童クラブでは、学校の協力により、安全に外で遊べる環境として、体育館前の広場を利用しております。

自彊小学校の敷地内にあります自彊小学校区Aの放課後児童クラブにおきましては、一輪車、ホッピング、縄跳びといった活動を行っているほか、1日保育の際に自彊小学校区Bの放課後児童クラブと合同でクラブ室外保育を実施し、お弁当を持って青柳公園に出かけ、自然と親しみながら体を思い思いに動かし、ボールや遊具遊び、虫とりなどをして過ごし、地域に親しめる遊びも行っております。

さらに本年度は計画のたびに天候に恵まれず、利用には至っておりませんが、小学校の協力により、運動場の利用を許可していただいておりますことから、運動場での活動も計画をして実施しております。

また、自彊小学校区Bの放課後児童クラブにおきましては、神戸集落センターをお借りできていますことから、畳の部屋という環境が児童に好評であるほか、屋外での遊びではホッピングや縄跳びに加え、駐車場を回周するリレーが特に人気だそうです。また、室内では広いホールを使って、児童が自主的に靴下を丸めてボールに見立ててサッカーをするなど、元気に遊んでおります。

また、神戸集落センターでは、内壁の塗装が一部はがれておりましたが、11月に修復塗装を済ませております。

このように現状では町内全ての放課後児童クラブにおきまして、地域、学校等と連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、児童の健全な育成に寄与することができていると認識をいたしております。

続きまして、支援員の働く環境について申し上げますと、人員配置につきましては、国の示す人員配置基準以上の人員を配置しております。そのほかの待遇に関しましても、ほかの市町と比較しても手厚い待遇をとっており、支援員が安心して従事していただける環境を整えております。

さらに支援員の環境整備といたしましては、今年度県で初めて主催する放課後児童支援員認定資格研修にヘッド及びサブヘッドの6名の支援員が受講予定でございます。その他の支援員につきましても、さらなるスキルアップを図るため、今後も研修への参加を計画的に進めていく予定でございます。

続きまして、4点目の学齢児の一時預かりは働く女性にとって真に必要なシステムであると思っております。また、母子、父子家庭への応援にもなります。各地域に必要なと思っておりますが、将来構想はありますかについてお答えをいたします。

学齢児の一時預かりですが、昨年度から実施しております保育園での就学前児童の一時預かりが好評でありましたことから、平成27年4月より施設にゆとりのある愛宕神社に隣接する中央小学校区第2児童クラブで試行的に実施しておりますが、現在まで利用実績はありません。

今後にも必要に応じていつでも対応できますよう、利用者の皆様と相談をしながら、利用しやすい事業として実施をし、当町で安心して子供を産み育てることができるよう運営してまいります。

次に、2点目の公園や施設の維持管理、使用についてお答えします。

御質問の公園や施設は、町が管理しているいろいろなものがございますので、都市公園を主体にお答えをさせていただきます。

1点目、多目的広場の多目的とはどのようなイメージなのかについてですが、一般社団法人日本公園緑地協会発行の都市公園技術標準解説書によりますと、多目的広場とは、太陽の光を十分に受け、新鮮な外気に触れながら、緑豊かな環境の中で基礎体力づくりや各種ボールゲーム、軽い運動等の健康運動の実践や集い、休息のために供されるほか、災害時には避難地や救護活動の場として、また復旧・復興活動の場ともなるものと解説をされております。

このようなことから、多目的広場の多目的のイメージといたしましては、老若男女を問わず、不特定多数の利用者がおのおのの目的に応じて、例えば余暇を楽しむため、休息、散策、運動など、自由にその場所を利用している様子や、災害時には避難地などへの利活用をイメージしていただければよいと思っております。

続きまして、2点目、維持管理及び運営にはどのようなルールで行っているのかについてお答えをいたします。

公園の維持管理及び運営につきましては、基本的には公園管理者である町が行うものでありますことから、公園施設である遊具等の点検を定期的を実施するとともに、公園内の樹木の

剪定など、公園を御利用いただく皆様が快適に利用することができるよう維持管理及び運営に努めているところでございます。

また、小藤路公園や西の宮公園等の都市公園におきましては、公園愛護活動を自発的に行う6団体に対しまして報償金を交付し、年間を通じて公園の除草や清掃等、公園の維持管理に御協力いただいております。北区にあります神戸コミュニティ広場では、指定管理者制度により、北区自治会が管理棟の運営を含めた一体的な管理をする中で、広場の除草や清掃等を行っていただいているなど、近年では官民一体となった協働作業によって効率的な維持管理及び運営に努めております。

これらとは別に、公園の維持管理につきまして、青柳公園や小藤路公園、大道公園などの公園周辺地域の皆様がボランティア活動の一環として、草刈りや清掃に御協力いただいていることを承知しております。公園の愛護活動に対します地域住民の皆様の御協力には大変感謝をしているところでございます。

最後に、3点目、使用方法、使用者等の決め方にルールはあるのですかについてお答えします。

都市公園の使用方法につきましては、吉田町都市公園条例第4条に禁止行為の内容を規定しております。

- 一つ目には、行商その他これに類する行為。
- 二つ目には、広告宣伝その他これに類する行為。
- 三つ目には、公園施設を損傷し、または破損すること。
- 四つ目には、竹木を伐採し、または植物を採取すること。
- 五つ目には、土地の形質を変更すること。
- 六つ目には、鳥獣類を捕獲し、または殺傷すること。
- 七つ目には、立入禁止区域に立ち入ること。
- 八つ目には、指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、またはとめ置くこと。
- 九つ目には、公園のその用途以外の目的に使用すること。

これらの各事項が公園を使用する上での禁止条件として定めてあります。

次に、使用者等の決め方についてでございますが、本来公園は不特定多数の方が利用する施設でありますことから、原則、町が利用者を限定することはございません。町といたしましては、公園を御利用いただく方にとって、よりよい場所を提供できるよう管理、運営に努めております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 御答弁ありがとうございます。

今答弁の中で一番最初の中で町長の言われた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、これがインターネットで今出されています。それで、この基準の中にこれが平成26年4月30日の厚労省の第63号ということを出ているんですけども、この条例の中では最低の基準を決めてあるわけですけども、その中にちょっとさっきの答弁と違和感があったのが、専用の区画をつくる。専用の区画を求めていることが中に入っているんですけども、この専用の区画と同時に、その専用の区画を必要とし、それをつくったときには、中の衛生管理であるとかいろいろな細かい部分がたくさん出てきているものですから、この中に吉田町の放課後児童

健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中でも、9条に遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画、専用区画を設けるほか、その後にはその専用区画も今言った衛生管理であるとか感染症であるとか、そういうものに気をつけなさいと、そういう形でちょっと、一つこういうものも国のほうではそういう形で、間借りではなくて、それを専用としたものが必要ではないかと。そういう形で解釈したんですね。

その中には、けがをしたとき用の薬を備えなさいとか、その辺のイメージがあるんですけども、さっきの話だと、間借りの部分をそのまま使っていくということで答弁があったと思うんですけども、その部分はこれから町が、この放課後児童クラブに関しては非常に重要なことですので、それをこれから町がどのような形で、今のままずっといくのか、それからやっぱりある程度その方向性を決めて、そして将来構想を持ちながら一つの専用の形をつくっていくのか、その辺の考えがあるのかどうかちょっとお聞きをしたいんですけども、やっぱりつくっていくべきではないかと、そういうふうを感じるわけですけども、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） ただいま議員から御紹介のありました4月30日付の厚労省から発せられた一月後の5月30日付で、厚労省からさきに発した基準についての解説が出ております。この中でただいまの専用区画についての用語の解説もございまして。それを見ますと、区画とは部屋または間仕切り等で区切られたスペースをいうものである。ここでの遊び及び生活のことは児童にとって安心・安全であり、静かに過ごせる場をいうものであるということで、まず区画というのが部屋または間仕切りで区切られたスペースをいうということの用語の定義がございまして。

それと、先ほどの答弁の中の放課後児童健全育成事業実施要綱の中で放課後児童クラブの施設の整備について、小学校の余裕教室、敷地内の専用施設のほかに児童館、保育所、幼稚園等、社会資源や民家、アパートなども活用して実施することということになっておりまして、必ずしも放課後児童クラブのために建てた施設を指すものではないと。そのスペース、部屋が放課後児童のために使われるものであれば、それは放課後児童クラブとしてみなすということが示されております。

なお、その専用の施設ということの定義においては、放課後まさに午後から夕方6時半までの開所時間に放課後児童クラブの用に供していれば、それは専用とみなすと。夜間、例えば7時以降に地元の会合に使うような場所であっても、専用の施設というふうにするという定義がございまして、答弁の中にぶれはございません。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

その延長線でちょっとお尋ねしますが、その中に今言われた5月の中に安全管理、衛生管理、その条項にはどのような形で入っていますか。先ほど言った中では、これ吉田町にも入っているわけですけども、この中には食器または飲み水であるとか、それとか薬を備えなさいとか、そういうふうにあるんですけども、そういうのはその中に入っていますか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 先ほど紹介しました5月30日付の厚労省からの条例と基準の解説でございまして、ただいまの御質問にありました専用区画等の衛生及び安全についての説

明については、専用区画等衛生及び安全が確保されたものでなければならないとするものであるという説明にとどまっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それと、今言った衛生のための薬、いろいろなものを用意しなさいとかというのはもう消えているんですか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 2項の運営に関する基準のほうに衛生管理等という項目がございます。その中では利用者の使用する設備、食器または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならないであるとか、事業所において感染症または食中毒が発生し、蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないであるとか、事業所には必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適切に行わなければならないということが解説としてございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ありがとうございます。

まさに同じことを見ているわけですがけれども、その中で先ほど言ったこれから6年生までが児童の預かる対象になってきて、これからどんどん増えていくという予測は当然されるわけですよ。特に中央小学校、住吉のほうはそのままだったんですが、27年度からは中央小学校、自彊小学校が増えて、間借りを含めた部屋が実際増えていますよね。

そうしたときに、要するに目的はつくるということではなくて、それを町としてそういう児童クラブの運営とかそういうものをいかに充実させるか。その中でやっていただきたい。そのときに当然子供たちの安全とか考えなければいかんということでお聞きをしたわけです。

ですから、そこでは要するに考え方は同じだと思うんですが、また町のほうのこれからの放課後児童クラブに関しての方向性ですか、それがもしありましたらお願いをしたいんですが、どのように考えますかということです。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） これまで1年生から3年生までを対象にしていたものが制度が変わって、4年生から6年生になったということで、非常に施設が増えると。そのときに、その施設をどうするかということで、まさにそのときにいろいろな、今、議員が御指摘になったようなところを間借りして、今、学童保育を行っているという状況にあることはもう既に御存じのとおり。その際にその施設をつくるかどうかということについては、私どもも当然財源に余裕があって、これからどんどん小学生が増えて、学童保育に行く人が増えていくという状況にあるのであれば、今までこれまで町がやってきた専用施設みたいなものが必要でしょう。

しかし、これから今若干増えている。特に北のほうの、小学校名は言いませんが、1校については児童数が増えているというような状況であります。少なくともほかの学校については児童数は増えない。いわんや日本全体でいけば小学生が減って、人口が減るわけですよ。その中でいろいろな社会資源と先ほど言いましたが、小学校も幼稚園もそういったものは余ってくるわけですよ。だから、そういうものをきちっと活用して、4年生から6年生まで拡大し

た学童保育を希望する児童をきちっと学童保育できるような、今の資源で見ましようというのが国の方針ですので、我々もなければ当然つくらなければいけません、あるのであれば、今どこかに町が抱えている施設あるいはアパートでも借りてもいいんでしょう。それでやれば、あえてつくる必要はないというふうに私どもは考えまして、拡大したときに今の状態、神戸の集落センターとか、そういったものも含めて既存の施設を活用させていただいたということで、これについては今後もこういった方法を、もし増えればですね、一義的に考え、それでも足りなければ、そのときに初めて専用施設をつくるのかどうかの検討が必要ではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

大体考え方はよくわかりますけれども、その中に今人口、町が考えている人口の増減の中に2万9,000人を維持していくと。もし2万9,000人を維持していくとなると、年寄りの方がこれからピラミッド型が大分変わってきますよね。要するに子供がうんと増えてこないと維持できないじゃないですか。そうすると、やっぱりその今言った矛盾を感じるんですけれども、その辺はこれからの戦略に対してやっぱり同じ答弁ですか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 最後に私申し上げたんですが、当然児童数が増えて、既存の今ある町の我々が持っている現有の社会資源の中で面倒見切れなくなれば、小学校も学童保育も保育園でもそうでしょう。人口が増えれば、そういったことができれば、今もう既に2万9,000人ですから、少なくともこの人口構造が、若い世代が、特に1年生から6年生の世代が急に増えるというようなことがあれば、それはそのときに今の我々の持っている施設で間に合わなければ、それはつくらなければいけないんじゃないでしょうか。それは当然つくらないなんて選択をする町長は誰もいないでしょうし、町当局にもいないんじゃないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

ありがとうございます。確かにそのとおりですよ。実際にそのとおりなんですけれども、今言われた副町長の答弁のごとく、そういう意識、感覚を持っていただければ、常に関心を持っていただきたいと。結局、要はそういうことなんです。それでまた間借り、そういうものが本当に正しいかどうかというのはちょっと疑問なものですから、その辺を聞かせていただいたわけです。

それと、それはこれからどのような形で町が考えていくかということは町で考えて、これから考えていただけるんでしょう。その中で一つの提案となるんですけれども、先ほどの町長からの答弁の中で子供たちが学校のグラウンドも利用できるようになりましたよと。本来これはちょっと学校の先生に聞いたら、なかなか学校のグラウンドを利用させてくれるというのは4時半以降ですから難しかったんですけれども、我々、使えないかなと思っていたんですけれども、先ほどの答弁だと使えると。常に使えるわけではないでしょうけれども、そのときに今北区の集落センター、あそこで先ほどの答弁にありました子供たちが外に出ているいろいろなことをやっている。そのときに自分もグラウンドゴルフのメンバーに入っていて、クラブに入っているわけなんですけれども、そのときに一生懸命毎日やっている人たちが、実は来年の1月13日にコミュニティ広場を使って教育委員会主催の「わくわく」、ありますよね。その人たちがや

ってくれるんです。コミュニティの広場を使って。御存じなかったですか。

それを、要するにそういうものをやってくれたときに、そういうものを今北区で使っているのをそういう人たちみんなの力をかりて、そして子供たちと年寄りというよりも年配者とやっぱりそういう交歓が、これは一つのルールとは言わないけれども、奨励する中でできたらいいなと思っているんですけれども、そして、その理由としては自分たちが子供のころを振り返ると、昔は地域の大人の人たちが子供を育てていたと。そういう中に人の痛みとか上級生と下級生の関係とかルールなどを自然の中で覚えていったわけですね。

今、その辺の人たちがいろいろ知識とか知恵とかルールとかいろいろ持っている中に、子供たちと一緒にゲームをしながら、運動しながらやっていくことによって、自然と知識としてついてくるんじゃないかと。そういう意味を含めてこういう外に出て、そして地域の人たちと頑張ってもらえるようなシステムをどこかに構築ができないかなと、そういう思いでいるんですけれども、どうでしょう、その辺は。例えばわくわくとか、そういうのであればできませんか。どこでも構いません。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 放課後児童クラブの整備なのか、放課後等の子供の活用なのか、あるいは質問のタイトルにある子供を健やかに育てるためのシステムなのか少し混乱をしているところがあると思います。うちのほうで行っているものは平成27年度の放課後居場所づくり、いわゆる放課後児童クラブじゃない子供の放課後の居場所づくりとして社会教育のほうでやっているものであって、1月13日によきたでグラウンドゴルフ、これは議員おっしゃったように、自彊わくわく教室の活動の一つとして行われていますので、子供を健やかに育てるシステムの一つとして考えることもできると思います。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、副町長が言っていた中に、要するにそういう形でもう意識をしておいてくださいねという、そういう形で僕の中では一つのピリオドを打っているんですよ。つながっているとは思わないし、だから、それがダブっているとかという、そんなわけのわからん話はちょっと自分ではわからなかったですけれども……。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 発言を続けてください。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

わかりました。そういうことです。その中で今言った子供たちを部屋の中からできるだけ外に出していこうと。そして子供たちに外の中の先人の人たちの年配の人たちから自然と知識とかそういうものをつくれるような、今言われた一つの例を出しましたけれども、そういうものができたらいいなと思っているんですけれども、町としてのその中でそういう構想とかそういうのをこれからつくろうとか、どういうふうな形で持っているか、思いはありますか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） ただいま議員が御提案いただきました1月13日の件については時間であるとか、ちょっと私、今、カレンダーを持っておりませんで、その日が平日であるか等またちょっと伺いたいと思いますが、通常の放課後児童クラブの様子をちょっと申し上げますと、意外と屋外で遊べる時間が少ない中にあります。学校を下校して、全員が放課後児童クラブに集まるまでは外に出かけることがまずできません。愛宕神社がすぐ隣にあります中央

の第2のクラブにありましても、愛宕神社を使って外で遊べる時間というのが30分、多くても40分程度となっています。

また、4時を過ぎますとお迎えに見える保護者の方もいらっしゃるしまして、全員がそろってなおかつ4時前、お迎えに来るときには支援員が保護者とその拠点にいなければなりませんものですから、全員で外に出かけられる時間というのが非常に少ない中にございますので、その中で優先範囲であればということになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。大体内容としては聞けることができました。そして、一つ、これは吉田町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の先ほどの厚労省の基準が18条にあるんですよね。休日に行く健全育成事業が1日につき8時間、休日以外は1日につき3時間と。

ところが、吉田町の放課後児童健全育成事業の設備・運営に関しては、小学校の休日のうち土曜日、日曜日に行く放課後児童健全育成事業が1日につき10時間、小学校の前号以外の小学校の授業の休日に行く放課後児童健全育成事業が1日につき11時間、3の小学校の授業の休日以外に行く放課後児童健全育成事業が1日につき5時間30分、これは聞いてもらったとおり、1日の時間が非常に長く設定をされています。この背景は非常にいいことだと思うんですけども、この背景は何か特に理由というか、あったんですか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 条例の中で定めた基準というのが現在というか、その制定当時、昨年まで現に吉田町の放課後児童クラブで行っていた開所時間に合わせたものでございます。当時も今も町営の放課後児童クラブしか吉田町内にはないわけですが、もし民営のものが吉田町で放課後児童クラブを開所しますときに、町営の放課後児童クラブと同じだけの時間を預かっていたきたいということから、このような内容といたしました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

この今の時間については非常に手厚く行われていると。それに関してこれを見ていくうちに、なかなかここまでやってくれているかというイメージを持ったものですから、これはぜひ続けていただきたいと。それはそれで終わります。

そして、その次に、一時預かりの今資料の中では中央小学校の第2ですね。あそこで準備はしていますけれども、利用の実績はないということだったんですけども、これはいざというときの本当に必要な施設になりますので、これに関しては本当は各地域にできればいいなと思っているんですけども、その点はどうですか。計画としては別に受け入れる体制をとれるということ是可以するんですか。できたら必要なと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） 学齢児における一時預かりにつきましては、答弁にもありましたけれども、すみれ保育園における乳幼児の一時預かりが好評でありましたので、学齢児についても同様のニーズがあるかと思込みまして、試行的に行っているわけですが、現在までのところ利用状況がございません。

これを分析しておりますけれども、まず対象として見込んだのが通常の放課後児童クラブには加入していない児童で、ふだんは帰宅して保護者と家で過ごしている児童、この場合の保護者が用事があったときに一時預かりとしてお預かりできるかと思ってやったわけですが、乳幼児と違いまして、小学生になると保護者が用事を済ませる程度の数時間であれば、お留守番ができたのかなというような反省もございます。今までのところ利用も問い合わせもないという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

聞きたかったのは、これは利用はないけれども、これからも維持を当然していくということですね。

○議長（大塚邦子君） 社会福祉課長、内田宏一君。

○社会福祉課長（内田宏一君） しばらく継続して様子を見ていきたいと思っております。最初、場所を中央第2児童クラブといたしましたのは、もし受け入れのニーズがあった場合に、施設に余裕があったほうがよかろうということで、一番余裕の大きな第2児童クラブにしたわけですが、逆に通常日々それほどの需要がなくて、突発的に数例というものでありましたら、ほかの児童クラブでも受け入れができるかなとも思いますので、もうしばらく様子等を見まして、各クラブに広げるかどうかを検討してまいりたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

ありがとうございます。それはちょっといいお話を聞きまして、またぜひ準備だけはしておいてください。いざというときには、非日常のときには必ず必要になりますので。

それと、二つ目のところで今聞きました、まず多目的ということについて、確かに多目的にしないと使えないんですけれども、大体何でもかんでも多目的なものですから、それがどういう意味であるのかと。そこをどういう意識をしているか聞きたかったわけですが、答えとしては大体予想というか、多目的というのはなかなか難しいと思うんですけれども、大体わかります。

そして、今、町でルールがあるかないかと聞いたのは、許可制とか届け出制とか、そういうものを今どこかかなり、公園たくさんありますけれども、そういう分類の中での許可制、届け出制というものは持っているんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 多目的広場に関連したものが都市公園に多く見られるということで、私のほうでお答えをさせていただきます。

町のほうでは都市公園条例施行規則等がありまして、条例の中では町長答弁にもございました行為の禁止9項目でございますが、決められております。それとはまた別に行為の制限ということで第2条にございまして、いわゆる起こすなり興行等をするときには許可を必要とするというような4項目ございまして、許可をとるというような規定になってございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

許可とかそういうふうにやりますと、どうしたって一つは広いところならなかなか全部を許可

するというのではないと思いますけれども、許可というのは、その裏腹は排除になりますので、そういうものを含めてしっかりとみんなが使える状況をつくっていただきたいと、そういうことです。

それで、一つ防災公園がこれからできますけれども、防災公園でちょっとお伺いしたいんですけれども、今あそこに調整池ができていますよね。下がきれいになっています、コンクリで。ああいうところというのは実際には利用というのは可能になりますか。要するに公園、いろいろなものを利用するためにはみんながいろいろな形で聞く。例えば僕が考えているのは、あそこにミニチュアのサーキット場であるとか、そういうのができないかと。その辺のそういう部分のルールというかあるんですか。

○議長（大塚邦子君） 一つの例の答えでよろしいですか。

○6番（山内 均君） そうです。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 防災公園のこれからの使い方にも聞こえましたが、現時点で私どものほうで築造工事をやっておりますので、開発行為、土地利用での設置のときの基準のお話をさせていただきますと、あれは防災安全のために確保された一定のスペースでございまして、今の状態では緑地との兼用等は認めてございしますが、ないしはコンクリートで箱のものをつくるという基準になってございまして、現時点では、ほかへの流用ということは考えていない状況でございまして。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 一つの例なんですけれども、そのときに、ちょっと見てもったいないですね。どう見てもね。深くもないし、そして危険性もないだろうということで、何かそういう使い道ができないかなと、そういうことを考えたわけです。要するに使い方もそうなんですけれども、確かに多目的もいいんですけれども、どうしたって維持管理をしていただくところとか、そういう声の大きいところがだんだんやっぱり主導権を握るような形にはなってくるんじゃないですか。そういう意味での質問だったんです。

特に、今、都市建設課とかそれぞれ産業課もそうです、教育委員会もそうですよね、いろいろ持っていますけれども、吉田町にはそういう使い方のルールとかそういうのというのは基準的にはあるんですか、ないんですか。ルールは全然ないですね、ただ多目的広場だけで物事が進んでいくんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） ちょっとピントは外れているかもしれませんが、都市公園ということの中でお話をさせていただきますと、多目的でみんなが来て利用するという中で、利用者の方たちに愛着を持って公園として使ってもらいたいということにつながっていくには、今の状況が好ましいと考えています。余り縛りをかけないと。利用者の方たちの相互理解、協力によって身近に感じていただいて、それがひいては管理のほうの例えばグラウンドゴルフをやっている、しゃがんだときに草の一つを取ってもらって、右へ移ってもらうというような、愛着がそこに生まれてくることによって、身近なものに感じていただいて、よい公園にしていきたいと。

それにはやはり、総務参事のほうからもよくお話がございしますが、にぎわいづくりが、そこに人が来ていただくということが一番でございまして、現課としましては、そういう方向で公

園の維持管理をこれからも進めてまいりたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

答えはそういうことしかないんでしょうけれども、今言われた維持管理に関して実際に座ったときに草を取るとか、そういうあれじゃなくて、非常に労力が要るんですよね。その辺のものも1回ぜひ体験をしていただいて、やっぱり一番必要なことが何かということを実際に体験してもらってやっていただきたいと思います。本当に物すごい大変。本当に大変です。労力が要ります。

現実的にはコミュニティ広場の芝生ですか、毎日水をかけていて、物すごい労力、本当に大変な労力です。そういう意味でいろいろなものをつくっていくに当たって、ぜひそれを実際に体験してみたいながら、実際に必要なものは何か、できるものは何かを考えていただきたいと思います。

これから非常に子供たちも増えてこなければいかんと。そういう中でいろいろ聞かせていただきました。これからも児童クラブとか、そういうものに関しては町の力強い応援、それをいただきたいと思います。

以上をもって質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君の一般を質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は15時といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時59分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、13名です。

---

◇ 三 輪 美由紀 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

2番、三輪美由紀君。

〔2番 三輪美由紀君登壇〕

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

私は、平成27年12月吉田町議会定例会におきまして、事前に通告してありますとおり、住吉・川尻海岸保安林松くい虫防除事業について並びに女性の起業支援策について町長にお伺いいたします。

初めに、住吉・川尻海岸保安林松くい虫防除事業についてお伺いいたします。

住吉・川尻海岸保安林は海からの強風や高潮などから私たちの暮らしを守ってくれていま

す。東日本大震災被災地でも農地を守っていた防風林が流されてしまい、近くに住んでいた被災した住民の方々から防風林を再生したいとの声が上がりました。地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしていることがより一層感じられました。我が町では住吉・川尻海岸保安林を松くい虫から守ろうと防除事業が行われています。

松枯れはマツノマダラカミキリが媒介して起きる植物病とされています。毎年住吉・川尻地区保安林などに松枯れ防止のための薬剤、地上散布が実施されています。散布する薬剤はアセタミプリド20%溶液で1,000倍希釈液使用となっております。「広報よしだ」には土壌や河川水中では微生物によって速やかに分解されると掲載されました。アセタミプリドに関してニコチンと同様な作用が認められ、脳の神経細胞の発達に影響を及ぼす可能性があるとの報道が一部されました。町民からは農薬散布に対する不安の声も聞かれます。農薬の散布は少ない労力で効果的に病害虫の被害を防ぐことができるという利点がある一方で、人の健康や環境への悪影響が懸念されるという問題点があります。

我が町では毎年地上散布を5月、6月に2回実施しています。予防剤注入、ショットワゴン・ツリーの農薬を使用しております。昨年度事業として本年2月に学校、住吉神社、川尻津島神社などで99本実施されています。そして被害木伐倒駆除につきまして、26年度95本の被害木がありました。松くい虫委託料事業費として24年度、374万5,000円、25年度は594万3,000円で、そのうち323万2,000円は被害木伐倒駆除委託料であり、190本の被害木がありました。26年度も見ますと、384万7,000円、松くい虫防除事業が毎年行われているにもかかわらず、なかなか少なくなっていくのが現状だと思います。

地上散布でマツノマダラカミキリが枯れた松から脱出する最盛期に散布し、薬剤を生きた松の若枝に付着させておくと、後から来たマツノマダラカミキリは殺虫されて、マツノザイセンチュウの侵入を抑えることができるとされており、また、予防剤注入について、樹間にドリルで穴をあけ、予防剤を注入することにより、マツノザイセンチュウの増殖を抑えることができるとされており、被害木伐倒駆除について被害木を伐倒し、細かく砕き、樹木内の幼虫を完全に処理するとされていますが、私は人体や環境に負荷を与えない方法に変えてほしいと考えております。従来の農薬散布にかわり、松の木自体の免疫力を高め、松くい虫被害を防ぐ手法として微生物を使った土壌改良に取り組んでいる自治体もあります。

そこで、我が町の防除対策について以下質問をいたします。

まず、1点目として、住吉・川尻海岸地区海岸保安林などの薬剤地上散布の実施状況はいかがですか。

2点目、町の木でもある町内小・中学校、神社などの松の木に松くい虫の被害はありますか。

3点目として、今後微生物を使った土壌改良材の手法により、土壌や松の木の免疫力を高め、松くい虫を防除する手法に切りかえる考えがありますか。微生物を使った土壌改良技術は確立されていて、業者もノウハウを持っていると伺っておりますが、情報はありますかについてお伺いいたします。

次に、女性の起業支援についてお伺いいたします。

我が国では近年輝く女性を応援しています。平成26年6月閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014年においては、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域などの現場に多様な価値観や創意

工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものであると思っております。女性の活躍は閉塞感を打ち破る大きな原動力となるとして、国と地方、企業などが一体となって女性が活躍しやすい社会を目指すことが述べられました。

我が町では女性の登用促進などにおいては、町長はいち早く女性管理職の登用を行い、女性が活躍されているわけです。また、町内会以上の役職においても補助金を出すという女性に対して理解ある決断をされております。最近ではそれに伴い、女性が老いも若きも得意な分野で起業し初めていることをよく聞きます。

静岡県でも女性起業家のためのセミナーが行われています。近隣市では藤枝市もセミナーが行われています。私は、この町での女性起業家が起業する夢をこの町内でかなえることで、町に働く場の確保と、それによって地域経済の活性化が期待できると考えております。そこで、これからの社会では女性が自由に活躍の場を広げていく考えのもと、ぜひ女性起業家のための支援策をお願いしたいと思っております。

それでは、我が町では、起業したい女性に対して、町にはどのような支援策がありますか、お伺いいたします。

以上で私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） 答弁にいく前に、三輪美由紀議員の通告の中で3点目の後半については通告外となりますので、答弁をいただくことはできませんので、あらかじめお願ひいたします。

それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1点目の住吉・川尻海岸保安林松くい虫防除事業についての1の住吉・川尻地区海岸保安林等の薬剤地上散布の実施状況はについてお答えをします。

当町における松くい虫防除対策の実態を申し上げます。町では毎年2回松枯れ防止のため、住吉・川尻地区の海岸部の保安林など13.5ヘクタールにおきまして、予防の適正時季とされる春から初夏にかけて薬剤地上散布を実施しております。本年度においても既に1回目を5月下旬に、2回目を6月上旬に実施いたしました。

薬剤地上散布につきましては、住民の皆様の人体や健康に影響を及ぼすことのないよう、「広報よしだ」や住吉区・川尻区の両自治会、関係する町内会・隣組、近隣の各種事業所、公共施設、医療機関へ回覧文書を配布し、事前の周知を図っております。さらに警告板の設置や散布予定日前々日からの広報車による近隣住民への周知もあわせて行っております。また、当日の散布時間帯に関しましても、早朝午前4時から午前7時半ごろまでの間で実施をしております。

次に、2の町の木でもある町内小・中学校、神社などの松の木に松くい虫の被害はあるかについてお答えをします。

現在、町では特に保存を図る必要があると認める小・中学校などにある松の木につきましては、予防剤を注入し、松くい虫被害対策を行っておりますので、町が管理をしている松に関しては被害は出ておりません。

次に、3の今後微生物を使った土壌改良材の手法により、土壌や松の木の免疫力を高め、松くい虫を防除する手法に切りかえる考えがあるかについてお答えします。

保安林の管理保全につきましては、現在、病害虫などの除去に関する静岡県地区防除指針に基づきまして、清掃、下草刈り、不用木の除去など適正な管理を行い、病害虫に強い健全な松林づくりを実施しているところであります。また、松くい虫の被害により、伐倒した箇所には、新たに抵抗性クロマツを補植しております。補植するクロマツにつきましては、静岡県山林種苗協同組合連合会が育てたマツノザイセンチュウ接種検定済みの抵抗性クロマツの苗木を使用しております。こうした取り組みによりまして、松くい虫に抵抗力のある松林になるよう整備しているところであります。

松はさまざまな菌類と共生し、菌類から水分や栄養をもらって生育しています。微生物を使った土壌改良は、菌類を増殖させ、松をより健全木に生育させることは可能ですが、直接的には松くい虫の被害防止にはつながらないと言われております。

現時点において、技術的、科学的な知見から最善と言われている防除措置は、広域的に防除する薬剤散布、単一的に樹木を守るための予防剤注入、被害木の完全な伐倒駆除、外部からの侵入を防ぐための樹種転換が挙げられていることから、費用対効果を踏まえた上で、これまでどおり薬剤散布と予防剤注入を主体に継続をして実施しながら、町の木でもある松の保全管理に努めて、これまでどおり周辺への影響に配慮しながら、町の松の保全に努めてまいります。

次に、2点目の女性の起業支援策についての起業したい女性に対して町はどのような支援策があるかの御質問にお答えをします。

起業支援策につきましては、この10月に地方版総合戦略である吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、本町における安定した雇用を創出することを基本目標の一つに掲げ、この目標の実現に向け、現在、創業支援事業計画の策定を進めているところでございます。

これまで当町では創業希望者に対しての支援体制が十分に整備されておりましたので、創業支援事業計画により創業支援を一層進めるため、町内関係機関との連携体制を構築し、創業支援を強化することで、創業しやすい環境づくりを行ってまいります。

具体的には、町と中小企業支援のノウハウを持つ商工会や金融機関等を中心とした吉田町創業支援ネットワークを構築し、各支援機関との情報共有や事業連携を図るとともに、創業希望者や創業者の相談に対応する相談窓口を設置し、経営指導員や専門家による相談、資金サポート等を実施してまいります。

こうした創業支援事業を通じまして、起業を目指す女性につきましても、初期段階の相談から起業実現まで各関係機関がきめ細やかなサポートにより対応してまいります。

相談対応以外にも、新たな地域経済の担い手の育成支援を目的として、若者や女性をメインターゲットとした企業セミナーの実施や、新規起業者への支援を目的として、創業前の準備並びに開業後一定期間における業務の立ち上げ支援を行うインキュベーション施設の提供を検討してまいります。

女性は男性では気づきにくいきめ細やかな部分を大切にするなど、男性とは違う視点に立ち、物事を考えることができます。女性ならではの考え方が従来とは異なる発想を生み、新たな商品やサービスを社会に送り出すことにつながります。さらに創業した企業が成長をし、事業が拡大することにより、女性の雇用の場を創出し、活躍する女性起業家の姿が次なる女性起業家を創出していくという好循環を生み出していくこととなります。

町としましても、創業支援機関と一体感を持って地域全体で創業希望者を支援し、夢をかなえることで町内の雇用促進並びに女性の活躍の場の確保、地域経済の活性化を図ってまいり

たいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありませんか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

1点目の再質問でございますけれども、川尻地区の保安林が特に松枯れがひどかったんですね。私が見て感じて思いましたけれども、そこに新しい抵抗性クロマツといますか、それが植えてありましたけれども、まだまだそれが成長するまでには何年かかかりますけれども、一応その前の段階、今大きい松の木が特にひどいと思ったので、それをどういうふうに感じているのでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課でございます。

当課としましては、現在松くい虫の対策を行っているわけなんですけれども、以前と比べると大分よくなってきていると、そのように感じております。25年度の事業におきまして、川尻地区、海のほうになりますけれども、こちらのほうかなりひどい状態でありました。それを処置することによりまして、松枯れの防止にもなっているのかなと、そういうふう感じております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

川尻の大道公園ですか、浜のほうの、そここのところにも行きましたら、まだ松枯れの状態がありました。27年度は伐倒作業というのはまだやっておりませんか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

27年度事業でも予算化をさせていただいておりますけれども、伐倒につきましてはカミキリが羽化して飛び立つ前の時期が一番有効でありますので、3月を予定しております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

住吉海岸の松と川尻海岸のほうの松の種類が違うのでしょうか。川尻は幹が細くて枝が少なくなっているんですけれども、それとも栄養が行き届いていないのかちょっとひよろひよろとしていて、住吉のほうは大分根は張っていて丈夫な松の木があるような感じもいたしました。それをどういうふうに感じているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

ただいまの件につきましては、やはり松の種類は同じものです。松自体のどれくらいの年数がたっているかと、そういうところもあると思いますけれども、もう一つの要因としましては、やはり光合成を必要とするものですので、日当たりとかということもあるかと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2点目として、町の木でもある町内小・中学校、神社などの松の木

に松くい虫の被害はないというお答えでした。しかし、小学校や住吉神社、川尻神社の松、老木はありますか。老木があるとしたら、その対策をどうして行うかちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

ただいまの件ですけれども、小学校とか神社、かなりこれは大木、大木ということはかなり年数がいつている木ということになりますけれども、そういうものがございます。住吉神社につきましても、道のほうに覆いかぶさっているようなものもございますけれども、そういうものにつきまして、先ほど議員も言ったように、薬液の注入、予防剤の注入をすることによって、当然松くいも防除しますけれども、そういうことで管理をしているような状態であります。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

老木となると栄養なんかも行き届かないかと思っておりますけれども、栄養剤ということは、肥料にしても何してもそういうあれをやるということは考えておりませんか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） それこそ学校のものはともかく、神社につきましては松くい虫対策ということでやらせてもらっていますので、本当の管理というようなものにつきましては、神社につきましては、その神社のほうで管理していただきたいと思います。

〔「はい、わかりました。でも、松くい虫だけでも……」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 発言。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

気がついたときにはまた神社のほうとかいろいろな意見といたしますか、手入れに対してまたちょっと教えてやっていただいて、長く松の木を大事にしていきたいと思いますので、神社のほうにもまたお声をかけていただきたいと思います。

議長、いいですか。

○議長（大塚邦子君） 続けてください。

○2番（三輪美由紀君） 3点目として、今後微生物を使った土壌改良材の手法により、土壌や松の木の免疫力を高め、松くい虫を防除する手法に切りかえる考えがあるかということですが、町では今までと同じようなやり方でやっていくということでありましたけれども、同じというと、また毎年100本前後ですか、松くい虫にやられておりますけれども、ほかには考えておりませんか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課でございます。

ほかには考えていないかというのは土壌改良のことだと思いますので、土壌改良の話を見せていただきますと、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、費用対効果も考えました中で一番いいと思う今までのやり方を実施していくということでもありますけれども、土壌改良材のことにつきましては、私どものほうもちょっと調べさせていただきまして、松の生育には有効ですけれども、野菜づくりを行うときの肥料と同じものになるため、松くい虫の防除としての効果はないと、そのようにしております。

健全木を育てるという意味では有効と思いますけれども、防除にはなりませんので、やはり従来の方法が有効ということで、これからも地上散布、それから予防剤の注入、これを主体でやっていきたいと思っております。

ただ、来年度28年度に静岡県と静岡市が合同で土壌改良のほうを実施していくということ聞いておりますけれども、県に問い合わせたところ、決して松くいのためにやるものじゃないけれども、健全木の育成のためにやることであって、ただ、その健全木の育成のことにつきましても、どういう手法でやったり、木炭を入れるということらしいんですけども、その入れ方もどういう形で、固形のまま入れるのか粉末にして入れるのか、そういうところはまだ研究の段階であって、何も決まっていないというようなことを聞いております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） そういう県のほうからも栄養剤として木炭、木炭も微生物を向上させる、土壌改良のほうでなっているということですけども、どういうふうな栄養剤にしる、土壌改良というのは必要だと思っておりますので、ぜひ費用対効果が上がるような経費の節約になると思うような土壌改良をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

ただいまの件でございますけれども、先ほどちょっと言い忘れたんですけども、健全木を育成するという肥料みたいなものですので、当然松の木が元気になってきますと、葉っぱとかそういうのもばんばん出てきますと、カミキリムシを呼ぶということに、逆効果になるということも県のほうもそういうことも考えられるということも言っていましたので、松くい虫の対策としてはやはりいいことではない。逆の方向かなというふうに捉えております。これにつきましては、それこそ静岡市のほうがやっていただけの状態をしばらくの間見守っていきいたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

川尻海岸の保安林、住吉海岸もそうなんですけれども、抵抗性クロマツを24年度、25年度に200本ずつ植えて、住吉地区にも植えてありますけれども、その生育状態というのはどうでしょうね。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 補植するクロマツにつきましては1カ所にまとめたような形で補植をしておりますけれども、中では密集させて植えていきますので、松と松がけんかして朽ちていくような松はありますけれども、残った松が大きくなっていくということで、それは問題はないということで考えております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

私も見たところ、本当に密に植えてありました。そういうふうに密に植えることによって、じゃ、丈夫な木だけを残して、その間を切って育てていくという状況ですか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

ただいまの件につきましても、密集して植えるというのがそういう何か技法があるようで

すけれども、それは自然淘汰されるような形ということで、特に人工的に手を入れて間伐材をとかということは考えておりません。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） また同じようなあれかもしれませんけれども、じゃ、松がそのまま全部が育ったとしたら、すごい密集して、枝もあれも全部込み合って、余計に虫が入るんじゃないかなと私も、風通しがいいと虫が入りにくくなるということもあるかと思うんですけども、ばかに密集して植えてありました。その辺ちょっと私も一つ気になったところでありまして、そういう状況で植えて、そのまま育てるということであれば、また生育状況を見守っていきたいと思っておりますけれども。

そして、やはり土壌改良ということも必要でありますので、本当に私、これは防除で農薬を使ってまだやっていくということでしたけれども、じゃ、それに強い松の木にさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） ちょっと先ほど言い方がまずかったのかもしれませんが、町のほうでは土壌改良をする予定はございません。県と一緒に静岡市のほうが実施しますけれども、そちらのほうも松くい虫の対策としてやるんじゃないということで、従来どおりの地上散布、予防剤の注入、これは並行してやっていくと、そういうことを聞いております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

どうしてもそういう農薬の健康上の被害を考えながらやっていただいて、また時間帯にも配慮していただいてやっているということでもありますので、それは私もなるべく農薬を使わないでやっていただきたいなという考えは持っております。元気な松を育てていただいて、カミキリ等そういう虫を松やにで覆いかぶせて、虫を退治するような元気な松がいいなというふうなことは考えておりましたけれども、現在どおりやっていくということでもありますので、私も、じゃ、それでまた了解いたしました。ありがとうございました。

続きまして、女性の起業支援について質問をいたしたいと思えます。

先ほどの答弁の中でもまち・ひと・しごと創生総合戦略の答弁の中で創業支援体制の構築をし、創業支援事業推進、地域活性化、雇用の確保のために金融機関とともに創業支援を行っていくということ为先ほど町長の答弁で伺いました。女性の起業家にも応援をしていただけるということを伺いました。起業に関する情報収集などの事前準備の相談窓口というのできると思うんですけども、実際にそういう相談をするときには、もう窓口でやっていただけるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

ただいまの件ですけれども、これから吉田町創業支援ネットワークというものを構築しまして、その中では産業課がワンストップ窓口ということで窓口になります。創業したい方が産業課のほうに来ていただいて、お話をさせていただいた中で、どういう形、どちらのほうに紹介するのがいいかと、そういうことで商工会や金融機関、こちらのほうを紹介したり、セミナーのほうを開催、女性に関しては女性に特化したようなセミナーのほうも開催して、とにかく悩んでいる方を上手に導いて、起業にまで持っていきたいというようなことで考えております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 女性の起業家の年齢というのは、30代が多くて、それから65歳以上の方が多いいということの調べをしておりますけれども、そういう方の国や県の助成金を活用したいときということにも対応してもらえますか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

支援措置としましては、先ほど言いましたように、ネットワーク、こちらのほうで商工会で特定創業支援事業というものを1カ月以上、4回以上受講した創業者には支援措置というものができますので、支援措置というのは補助金ではございませんけれども、起業に対して、創業するに対しての減免措置、そういうようなものがあります。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 三輪です。

役場の庁舎の中に入ったときに、ちょっとガイドブック、起業したいなと考えている人からどういものがあるかなとって、起業ということでもないでしょうけれども、役場の中にガイドブックが少しあれば、目について、また起業したいというふうなことを考えてくれる女性もいるかもしれませんので、わかりやすく説明してあるガイドブックが役に立つと思っておりますけれども、こういうものはつくっていただけるということは考えていらっしゃいますか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

ただいまの件ですけれども、まだ予算のことですので、確定はできませんけれども、パンフレット等をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

起業したいという人たちがすぐに活動できる場所、起業活動の場所を提供してくれるという考えはありますか。短期間でもすぐということでもいいんですけれども、早速始めたいという方にそういう提供の場があれば、すぐ始められるかなという考えがありますけれども、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、八木三千博君。

○産業課長（八木三千博君） 産業課です。

先ほど町長の答弁のほうにありましたけれども、町としましてもインキュベーション施設、こちらのほうも考えておりますので、とりあえず今体一つしかないという方も何とか対応できるようなことは考えていきたいと思っています。

〔「ありがとうございます。この女性起業支援……」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 挙手、発言を求めてください。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

この女性起業支援について本当に今すぐ起業したいという方もいらっしゃいます。それで、日常生活、一番身近なことですけれども、生活にいつも必要なことで困っている方、そういう方の支援をしたいという方が意外と多いんですね。ですので、またすぐそういう方のためにぜひ早速ですけれども、そういう支援をよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問を終わ

りたいと思います。

御答弁ありがとうございました。

---

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時42分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めましておはようございます。

本日は定例会16日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第63号の質疑

○議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。

本日は、提出された議案について議案番号順に質疑を行います。

日程第1、第63号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから、第63号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第64号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第64号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第64号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第65号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第65号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第65号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今回の人事行政運営等に関する公表に関しまして、条例が変わるわけございまして、4月1日から施行するという形になって……。

議案が違いますか。

○議長（大塚邦子君） いいですよ。

○10番（藤田和寿君） よろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 65号議案です。吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

○10番（藤田和寿君） 失礼いたしました。

○議長（大塚邦子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第66号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第66号議案 吉田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、第66号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。大変失礼しました。

今回の条例の改正についてでございますけれども、従来の勤務成績評定から人事評価の状況に変わるという形で、4月1日から施行するという形になっておりますが、具体的に今、公表という形で人事行政の運営等の状況についてという形で12月に毎年発表されてございますけれども、その内容としてどのように変わってきて、どういった内容を公表されるかといった形について説明を求めます。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今回の条例改正に伴いまして、公表事項ですけれども、今回は人事評価の状況ということで公表するわけですけれども、公表内容でございますが、まずは制度のどのような形で人事評価を行っているかという、制度の概要を記載するというところにまずなってくると思います。後のその実際の具体的な内容、評価結果等につきましては、これは今後、今現在県とも公表している中で、そうした勤務成績の内容となりましたらそうしたものも公表

内容に加えていくという形になると思います。

とりあえずは現行の勤務評定の結果につきましては、概要の説明ということで、これは近隣市町も見ただければと思いますが、同様のよう形で今公表させていただいております。まずは制度内容の、こういった形でその評価をしているのかということの制度概要を公表することが、主な趣旨となっていきます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

現在公表されている資料を見ますと、地方公務員法第40条第1項に規定される勤務成績の評定を、吉田町職員の勤務成績の評定に関する実施事項に基づき12月1日を基準として実施し、勤務成績についての評価結果を昇給に反映しているといった形で、毎年この例文でなっているわけでありまして、これは確認したところによると、国のモデルの書式にのっとりた方式であるということは確認しているところではありますけれども、新たにこういった形で人事評価という形になって、目標設定をされてやるような形でと、大幅に変わるわけでありまして、その辺のところをやはりしっかり町の職員として目標を管理して、それについて人事評価を行っていくということでもありますので、そういったことの、この条例を制定してそういうことを公表するに当たって、町の取り組みとして町民に対しまして、そういったことを今度採用してやっていくよというアナウンスも、この条例制定に伴って行っていくのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 個々具体的な目標を公表するということはございませんが、まず、目標設定のやりかた、それから制度の内容については、公表を当然していく形になります。

なお、目標設定ということでございますが、大幅にということではうちところのほうは捉えておりませんで、今現行の勤務評定に目標管理が加わると。現行、組織目標としましては、今現在議会でも決算等で審議をされますけれども、予算執行であるとかそうしたものは当然総合計画に基づいての形になります。この目標設定につきましても、組織目標も当然総合計画に基づいて組織の目標は設定されていきますので、そうした形で目標が一連になっていると、要するに政策に対して事務事業、それに対して個人目標というその連携のロジックをしっかりと説明はしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そういった形で今後やっていくということになりますと、聞くところによるともう庁舎内の職員に対してそれなりの指導を行っているという形で、これをもう条例を可決してやるという形と、そういう制度改革で新たにスタートするわけでありまして、もう今から準備をしていかなければまずいと思うんですけれども、それについての進捗状況はどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 当然、議員が言われましたとおり平成28年4月1日から新たな人事評価制度、目標管理を含めたということで国のほう、法改正されております。そうしたことによって、それに向けまして当町では人事評価制度、これは以前からもずっと継続、平成20年に策定を、当時ですね、試案を制定しまして、それに基づいて施行をし、若干改善点があった

ものですから、そうした改善を含めて、さらに法改正に基づいて法律に必要なものを踏まえて今回マニュアルを作成いたしました。そのマニュアルに基づいて、今回全職員、評価者、それから被評価者も含めて全職員もう一度、制度の意義、それから今後向かっていこうとする町の方針、そうしたものを踏まえまして、研修のほうを一応全て行っておりまして、今現在は例えば来年は当然施行、来年です。来年4月1日というのは、もう年明けには来年度の目標というのを予算もありますので、設定をしていかなければなりませんので、今それに向けた準備で、今年度を踏まえたという形で今、目標設定、それから個人目標も設定ということで行っているところでございます。

以上でございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第67号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第67号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、第67号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

第67号議案につきましては、9月定例会の中でもマイナンバー制度に関する条例の改正ということで、個人保護条例等の改正の案がありました。引き続いて、この第67号議案については申請書等の様式の変更と、これまでの住所、氏名に加えて個人番号を記入するというような内容で、各種の様式の変更が提案されています。

1月1日からの法施行ということでこれまで準備もされてきたと思うんですが、この今の時期になってこういう様式の改正ということが、1月から庁舎にお見えになった住民の皆さん、申請書を書かれる場合に、こうした様式の変更について承知をされない町民の方が多いのではないのか、この1月までのこの期間に、こうした内容についての町民への徹底ができるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今回改正をさせていただきます、条例3本の関係でございますが、こちらはあくまでもまず法律に基づいてナンバーを使用するというので、それに関連して改正をさせていただくものでございます。

それから、どの申請書に必要だということできちんと分けて分野が社会保障、税等、あとは災害の関係というようなことで大きな区分があるわけですが、そうした中で実態として、そこまで住民の皆さんが申請が必要かという、言っているのかということですが、これはやはり継続し

て今後もナンバーが必要だという形で、この事務について必要だというものについては今後広報といいますか、インターネット、ホームページ等で公表はしていきたいというふうに思いますが、今1月1日までにこれがない、知らしめるということでありませけれども、実態に事務のほうは、原則発生してくるのは今後発生してきますので、1月1日ということではなくて、当然その例えば何とか手当とかあった場合は、その申請時期がありますので、そこに合わせて個人のその対象となる通知等を出す場合に個人情報が必要だと、ナンバーが必要だということでの周知もしていきたいと、きめ細かな周知はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

今、ホームページ等で周知を図るということですが、なかなかそれだけでは町民の皆さん、十分に周知がされないのではないかなというふうに思います。私としては、今からでも町内会等のそういう地域での説明会等で、住民に直接説明をするという機会も必要ではないのかなというふうに思いますが、この役場に申請に訪れた場合、様式にこの番号を記入するということを受知せずに来られた方、番号はきょうは持っていないよという方については、その申請書を受理するのかどうか、必要記載事項なのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、個人番号の申請でございますが、まず原則としましては、当然御本人さんからいただくというのがございますので、本人の原則として番号を一応記載事項、入っておりますので記入をしていただく。ただ、もし仮にその番号を拒否といいますか、番号を書かない、拒否をされたとか、あと忘れてしまった場合、例えばその事業それぞれについては、個人番号取り扱いというのは法律で定められておりますので、その点について本人の同意を得て、うちのほうのその事務を管理する職員が記入をするということは、事務的には可能ということになりますので、拒否するということは原則はないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

法律の中では、そうした番号を記載して申請する場合に、本人確認を行うというようなことも書かれていますが、それについては窓口のほうでどういうふうな対応の仕方になるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、町民課では関係するものが、例えば後期高齢者医療費の関係であるとか、国保の関係とかがございますので、その辺の例えば後期高齢者の関係の本人確認ということで、ちょっと御説明をさせていただきます。

まず、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、個人番号が申請書には義務づけられていることでございますけれども、申請者が例えば個人番号の記載をしたくないよというような場合であるとか、御自身が個人番号がわからないよというような場合で、個人番号の記載が難しい場合におきましては、こちら側の職員がかわって記載することができます。ただ、こちらのほうの登記等につきましては、申請する段階で御本人確認というのをいたしております。基本的には保険証を持ってきていただきますということと、あと、それに関係して、公的なもの

で写真つきのものであれば1点になるんですけれども、例えば保険証とかになりますと、その他のもので2点確認というようなことが求められておりますので、その場合、御本人が当然申請にいらっしゃる時に、高額であるとかいろいろなものの申請になりますので、御本人に例えばほかの保険証を持っていれば、それを見せて、例えば介護保険証であるとか、そういうものを持ってきていただければ見せていただきますけれども、お持ちでない場合は例えば通帳であるとか、診察券であるとかそういうようなものも御本人、お持ちではないかと思っておりますので、そういうもので2点確認をさせていただいて、本人確認をさせていただいて申請をしていただくというような形になります。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今、同僚議員が聞いたところで、私が担当課で確認したのと少し内容が違うものですから、正確な形で答弁をいただきたいと思うんですが、申請者がマイナンバーの番号を持ってこなかったと、そうした場合でも受取拒否はできないから受理しますといった回答をいただいたんですけれども、今の御回答は受理するけれども本人の同意を得て、番号を職員が書くよというようなことで、ナンバーは拒否された方が申請された場合、もしその方が書いちゃいやだということになりますと、今回の条例なんかで決められたことになると、番号がないと不受理という形になるんですか。

私が確認したところだと、マイナンバー、番号がなくても申請は受理しますと、手続も行いますということ聞いたんですが、今、総務課長と町民課長のお話は、本人の同意のもと番号を職員が書きますということは、結局は書くわけですね。なくても受理できるのか、それとも完全になければいけないのか、その辺について明確な御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 一応原則は本人同意ということがありますので、そこで例えば忘れてしまったという場合に、じゃ、こちらで書いてよろしいですかというのは、当然そこでまず同意を得るという形になると思います。

それで、先ほど拒否をしたと、拒否をしたというか私は書かないといった場合に、その書類を受理するかしないかというのは、先ほどの答弁ではそこまでは言っていないで、受理はしますということで、受理はして、その番号は当然うちのほうで受理をした後にそこを記載していくということになりますので、何ら違うということはありませんので、その点は御了承いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、今回の条例でしっかりとした形で番号法にのっとった番号がその書式に加わるということで、番号を拒否された方も、そういう番号がないものは受理できないということだよね、結局は。最後にまた受理してから書くということでもありますから。書類としては様式の中には番号が載るわけで、それがいやだよと言った人は受理できなくなると。受理という

か受理はするんだけど、後で書くという。その本人の同意がなくても書いていいのかということにならないのかな。その辺のところはどういった事務になるんですかね。

というのは今、全国的ニュースで受取拒否という形で、町民課のほうに聞いたら、今1万1,500発送して、不在者もいますけれども、その中に拒否された方もいらっしゃるかもしれませんが、それはわかりませんが、500今あって、毎日のように戻ってきているのがあるよという形でなっていますので、そうなったことのこれから事務が執行していくになりましたは、郵便局が約1週間、役場が3カ月保管して後は廃棄という形になりますので、そうなった場合、そういった番号のことについてその辺の認識をしっかりとっておかないと、やはり今回条例制定した限りは、ちゃんとした番号のところに記入しない限りはそれは無理だよといった、でないこの条例を制定する意味もなくなってしまうような形になるものですから、その辺のところ再度御答弁をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、多分今、議員がおっしゃられているのは法律で番号を義務づけられていますので、当然その受付のところでも義務つけてやるべきだということだというふうに解釈をさせていただきます。

そうした中でも、先ほど拒否という、今通知カードの、あくまでもあれは通知カードを拒否するのであって、番号自体はもう既に付番はされています。そうしたことから、申請にとっては当然住民サービスの関係もございますので、そこで拒否をしてしまいますと住民サービスが受けられないということになります。

ですので、法律のほうでは番号を私どもが、私どもも全員ではありませんので、その担当者がちゃんとそれを取り扱えられるということで法律のほうがなっておりますので、それでうちのほうが先ほど受理をして書かせていただいて、サービスは提供するということになりますので、そうしたことの運用でということ御理解いただけるかと思えます。

以上でございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

---

### ◎議案第68号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第68号議案 吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、第68号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

この68号議案につきましては、マイナンバーの利用の町の責務あるいは情報の提供の位置

づけ等基本的な条項、条文というふうになっていると思います。本来であればこういう制度の発足に当たって、町の基本的スタンスという形で、こうした町の責任等、それから情報の仕方等をこうした条例をまず策定をして、その上でそれぞれの個々の関係各課の連携等の具体的な方策についても検討すべきではないのかなと。

何か様式改正と、それからこの条例の制定と順番が逆なような気がするんですが、なぜ今この条例の制定になったのか、その経過があれば教えてください。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今回の条例につきまして、順番が違うのではないかという御指摘だとは思いますが、まず私どもは9月議会に個人情報保護条例の改正をさせていただきました。これは、マイナンバー法の施行に伴いまして個人の権利、利益を守るということで停止の請求権であるとか、そうした中にこの個人番号の利用が私たちの知らないところで使われないように、そうした管理をまずしっかりするという条例を9月議会に提出をさせていただきました。それでお認めいただいたところでございます。

そうした中で、今回この特定個人情報の提供に関する条例ということで、本来これは法律の中だけであれば条例制定というのは必要ないところもあるわけですが、今回別表に加えましておとり、法律の中ではあくまでも大きいくくりの事務になっています。逆にそれによって範囲が無作為に広がるというのを防ぐために今回、それとあと、事務の中に要するに広い事務を定めている中で、実態の現状の事務運営にちょっと抜けているところがあります。そうしたことから、現状の事務に合わせた、実際には事務、当然必要な情報が取得しなければいけないのがありますので、それを今回条例で加えて、それ以外のものには使用しないということで、明確に法の大きいくくりの中での法をさらに小さいこの条例で細分化をして、条例で制定するというようなことになっておりますので、順番的にはこのような順番になるのかなと、法律があって条例がありますので。

当然あと、国のほうの運用もいろいろ変わってきている、変わってきているというか追加等もされているという状況の中でございますので、そうしたことで今回条例を制定するというふうに至ったということになりますので、特に順番が違うというものではございません。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

町民からこの情報の漏えい等いろいろと心配な声がたくさん聞かれます。つい最近も大阪のほうでとんでもない事件が起こったということで、やはり担当する職員の方、それから故意過失を問わず情報の漏えいという問題は、非常に危険性が高まってくるんじゃないかなと思いますが、法律の中ではこうした扱う担当者に対する罰則等の規定もあるわけですが、町民から見れば、その個人的な担当の罰則というよりも町として、そういうもし情報漏えいがあった場合に、町としての責任はどうなるのかという声も聞かれますが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今、漏えいがあった場合の責任ということでございますが、まず一点、大阪の堺市の例については、ちょっと直接の番号法とは違う話でございますが、ただ、情報漏えいというところでは一つ一緒のところがあるのかなというのはありますが、まずうち

のところにつきましては、情報を私どもに課せられた使命というのは、私たちが持っている個人情報、皆さんの情報、いろいろあるわけですが、それが漏えいしないということが私たちに課せられた最大の使命だと思っております。

そうした中で、仮の話になってしまいますのであれですけれども、町として責任がというのが、当然町が、町また町の職員が起因したならば、それは当然司法の判断にもよりますが、責任というのはそうした司法の判断で出てくるということになると思います。これが、他市町等制度的なものの話になりますと、これについてはちょっと当方の町のレベルでお話しというのはちょっとできないかなというふうに思います。

いずれにしても、職員研修もあわせて私たちはシステムのもの、物理的なものの対策を、これまでも御説明させていただいたとおりとってきております。今後につきましても、それを扱う職員につきましても万全な体制で、安心して皆さんが番号のほうを町のほうに安心して任せられるというようなことで、管理のほうは徹底していきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

---

### ◎議案第69号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第69号議案 吉田町債権の放棄に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、第69号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

今回、この間全員協議会できっかけということ伺いましたが、町へ納めるものは町に住んでいる人は誰も納めて当たり前という感覚はみんな持っていると思うんですけれども、納めない人、納められない人というものもあると思いますが、そういう中で、今回こういう形で放棄する条例を制定するに当たって、メリットといたしますか、これを制定するに当たってよりよくなっていくということが前提だと思うもので、メリットといたしますか、町に対していいことになるよということを具体的にちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 町にとって直接的なメリットというようなお話だと思いますが、町にとって直接的にサービスの向上につながるかどうかというような、そういう視点での条例とはちょっと性格が異なっています。

債権というのは、当然町が保有している債権というのは、それをちゃんと債権を現金化するものであれば現金化をするということは当然のこととございまして、そういう事務を達成するために事務を行っておりまして、その達成の仕方については、債権というのは適切に管理をして

いくということで市政はもともとどうたつてあるものでございます。

ところが、その債権を管理して回収しようとしても達成できないものがどうしても出てくると。この達成できないものに関して、現在の法体系でいきますと私債権については、1件ごとに議会にお認めをいただかないと放棄の道がないということです。公債権については、法律等で消滅をさせるというそういうものがもう法律行為として規定されていると。私債権についてはそうしたものが無いということから、その議会に1件ごと放棄をするに当たって審査をしていただくことを事務のルールとするか、あらかじめこの条例に掲げるそういう事態に至った場合には、そこまでの議会の議決を1件ごと求めるということをしなくても放棄をお認めいただけるかと。そういう事務的な効率性は図られると。

今、これがなくて1件ごとに審査を行うためには、かなり事務的な手数というのは発生するわけですが、結果として回収につながらないというものについて、ある一定の条件を付して議会があらかじめお認めをいただくことによって、その分についての事務処理の効率性というのは、格段に上がってくるというふうに判断をしております。この条例については、あくまでも事務的な観点での条例でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○11番(八木 栄君) 了解。

○議長(大塚邦子君) ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 6番、山内です。

今の内容についてちょっとお伺ひします。実は前回のときに説明をいただきました。そのときに他市町の話が出たと思ひます。そのときに調べていきましたら、今、焼津と藤枝、下田ですか、それぞれ管理条例を制定しております。そして、管理条例の制定をしている中で、管理を継続していく中で債権を条件が整った段階で放棄しようというような形になっていると思ひます。そのときに今、先ほどの答弁で企画課長が事務的だとおっしゃいました。その中で、ちょっとそれを含めて、なぜ管理条例をつくらないで、何ていいますか、債権の放棄だけをやったか。それは、管理条例は本来なら一つ一元的にまとまりの中で、一つの中でやって、しっかりいろいろ考えてやっていくということが一番合理的じゃないかとは自分思ひますので、その辺をちょっと説明いただければと思ひます。

○議長(大塚邦子君) 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長(塚本昭二君) 確かに県内の例を見ますと、債権の管理に関する条例、管理条例的な定め方が多いということは承知しております。それで、この管理条例になぜしないかという、そういう定め方にしなかったかどうかという経緯もちょっと御説明をさせていただきますが、あくまでも債権の管理というのは町長の事務の中の一つであるというふうに判断をしています。発生した債権を回収するというのは、町長の事務の最たるものだというふうに思ひます。

その中で、議会の権限を持って判断をしていただかなければいけない部分というのは、あくまでも地方自治法96条第1項第10号の債権の放棄については、これは町長の権限というふうに認められておりませんので、この部分は議会の権限だということで、自治法上明らかに規定されているという部分がございますので、この町長の権限に属するところまで条例というふうに定めて管理をしていく必要はないであろうと。それよりも、この条例が何のための条例かというのをわかりやすくするために、この議会にかかわる権限の、そのあらかじめお認めいただける

部分の、その条件を設定するための条例だということを端的に表現させていただく内容のほう  
がわかりやすいであろうということで、1条の趣旨のつくり方がほかとはまったく違っていると。

静岡県内の場合には管理が多いのですが、他県にはそういう例でなく、直接的に定めているところ  
もございますので、私どもとしては、条例のつくり方としてどれが適正かというような視点  
を持って判断した結果、この条例の構成が適当であろうというふうに判断した次第です。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、説明をもらったとおり、確かにこの条例というのは実は今、今回通ったとします。そ  
うすると報告だけで済んでいくわけです。議会への報告だけで。そうすると、これからちょ  
としつこくなると思いますけれども、そのためには我々の責任が非常に大きくなると感じてい  
ますので、そのときに条例は通って、そして報告はもらったと。その次になると、その次はも  
うこちらの責任になるわけですので、その辺でちょっと心配をしているというか、考えはいる  
んですけれども。

そのときにちょっと細かいやつを聞かせていただきますけれども、これは第2条の2項がその  
必要条件ですよ。その中で(4)の消滅時効に係る時効期間が満了したときというこの解釈、  
また、きのういろいろ聞きましたら、それぞれ個別によって条件が違っていると、そういう話だ  
たものですから、その辺のどこかで責任を負う以上は、どこまでが線引きかというやつは本  
当ははっきりしていかないといかんということで、そういう意味でちょっとその辺の、何てい  
うんですか、4の説明というんですか、それをちょっといただければと思うんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 第2条第2項第4号の当該被債権について、  
消滅時効に係る時効期間が満了したときというものが入っているというこの内容でございま  
すが、消滅時効に係る時効期間が満了したものについては、それだけを持って放棄をするとい  
う事由にはなりません。この2条2項の本文の中に、それから2条の第1項に、私債権の回収  
に努めなければならないと。それとさらに2項の中で回収に努めたにもかかわらず回収する  
ことができない場合ということで、あくまでも時効期間が消滅時効に係る期間が満了したか  
らという理由だけでは、この放棄の認定の対象にはならないということで読めるようにはし  
たつもりでございます。

あくまでも債権回収できないんだという事由に至るまで回収に努めた結果として、放棄せ  
ざるを得ないところまで実態を調査をして、それで回収できないという結論が出たもの  
に対しては4号の規定が適用される場合があるということで、多くは1号、2号、3号及び5  
号というところが直接的に放棄の事由になってくるんだらうというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません。ありがとうございます。

その中で、特にこの条例、これを読んでいきますとすごい抽象的なんですよね、非常に。  
準ずる場合であるとか、その辺が最終的に議会として責任をとるときに、一つ一つが区  
切られていけば非常にわかりやすいんですけれども、その辺でちょっと心配をするんです。  
そういう

意味でちょっとしつこく聞かせてもらうんです。それともう一つ、これ、その辺で……、それは今、聞いた中でよくわかりました。

それで、先ほど最初に吉田町の方向性について今、債権の放棄だけを事務的にやっていくと、そして、ちょっとこれに対してちょっと勉強はしたんですけども、そうしたときに台帳の整備というのが、きのう教えていただいたとおりそれぞれにつくりますよ。各分野分野、セクションごとにつくりますよと。そういうときに一つの一括の管理をしたときに、このときに台帳の管理の中に、これちょっと資料をもらったんです。そのときに徴収の、例えば計画であるとか、前年度の取り組みであるとか今後の取り組みとか、そういうものが本当は議会に最終的に議会の責任として結論を出して、そして報告がされるときに、そういうものが目に見えた形であれば非常に我々としても責任をとりやすいと。そういう意味で管理条例の一つとダブるかもしれないけれどもということで考えたわけです。そうすると今言った事務的の中に、当然こういう計画とかそういうのというのはなかなか入ってこないじゃないですか。そういうものというのはどのような形で担保するんですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今の債権の管理とか債権の回収、そうした規定というのは吉田町の財務規則がございまして、財務規則の中に規定をされております。その中で、財務規則では債権全体に対してどういう管理をして、どういう回収に努めていくかというような、そういう規定の仕方とございまして、今までこれをもって、この適用を受けて事務を進めているんですが、その結果として何が出てきたかといいますと、私債権の放棄については全く今、規定がないということで、先ほど申し上げたとおり必要であれば議会に対して放棄していい債権かどうかということ、1件ごと伺いを立てて結論を出していただくというような、そういう事務の流れになっております。

これをその都度1件審査を受ければいんでしょうけれども、なかなかその1件審査に行くまでの、議案として出すわけですので、なかなか1件ごとの議案というと、それぞれの債務者一人当たりのものを公表していかなければいけないというようなところもございまして、なかなか実務的には難しいということがあって、放棄をしないで今もずっと抱えて管理をし続けているという、そういう状況にございます。

その中で、債権台帳を保有するということもございまして、実務的にはその債権台帳だけではなくて、未納、滞納整理に係る、滞納に対してどういう対応をしていくとか、どう対応をしていったかという記載されたてんまつ書も現課には残っております。そうしたものがないと、ある一定の法律行為を起こそうとした場合にはなかなか対抗権、行使できないものですから、公債権、私債権ともにそうしたものを持っているという現状でございます。

その中で、そうした1件ごとの事務を行っていただくと、議会にも行っていただくということ、そういう方法ではなくて、この2条第2項第1号から5号に掲げる事由が発生した場合、このときだけは議会の審議を省略して放棄をすることを町長にお認めをいただきたいという、そういう趣旨の条例でございまして、その設定条件が適当ではないだろうということであれば、またそういう議論になるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これで最後にします。

実はきのうも、監査委員の方と今言われたいつまでも残っていることに関しての非常にデメリットな部分、何ていうんですか、町の本当が見えなくなってくる、見えにくくなってくる部分が、その債権の放棄というのは非常に教えていただきまして、よくわかったんです。そのときに今、この中に報告というのがあります。この報告というのは、今言われたプロセスの部分も含んでやってくれるのかという、そのどんな形での報告というのは計画はしておりますか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今、報告、これで報告をさせていただくというところまで事務の精度をまだ上げていない状況ではございますが、この条例に対してどういう適応をさせていただいたかということがちゃんとわかるようにさせていただきたいと。今、御報告をさせていただく事項といたしましては、まず私債権の何の私債権なのかというところは必ず御報告をさせていただくと。それと、この私債権を放棄するに至ったこの適用条項が何なのかというところも必ず御報告をさせていただくと。あと、その債権のボリュームですね、金額それから件数、それから債権を放棄した時期、こうしたところについては、必ず議会のほうには御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄ですけれども。

参事の今の同僚議員への答弁の中にもあったんですけれども、今回というか、以前はとにかく議会に一つ一つ上げて、議決をいただくということで、自分が今16年やってきてそういう経験はないわけですけれども、それで、上げられたとき、そのときの議員が、個々がそれぞれの判断で賛否を考えてやればいいわけですけれども、今回町長がこれを決めて報告ということになると、私たち個々に、そのときに個々に判断することも大変責任もあります。今度この条例が決まると、自分はこの条例をどうするかが結構責任があるというふうに思っているわけです。

それで、先ほど参事のほうからその報告というのは、議会が納得するものを出しますということですので、出されたときにそれに対して不信感を持ったりするといってももう遅いわけだものですから、そういうことでもう一回ちゃんと聞きますが、ちゃんと議会として納得できるような報告をしてくれるということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 議会が納得してくださる報告という、そのレベルがよくわかりませんが、少なくともこの債務、債権というのは相手方として債務者がいるということで、1件審査となる場合には債務者の誰なのかということ特定して出さなければいけないと、そういうものだと思います。

それで、1件ごとの審査を受ける場合と、この条例に基づく報告の場合の差というのは、その1件ごとの債務者を特定してお知らせをするかどうかという部分が一番大きいと思っております。議会のほうでその債務者も特定しろという、そういう御要望があるのであれば、少し検討をしなければいけないかなと。そこまで債務で、しかもこの条例に基づく本当に制約された中で町長が債権放棄を決断するということになりますので、それについては、この人の債務を放棄しましたというところまで、議会に1件ごと御報告をするかどうかというところまでは考え

ておりません。

そうした実務は監査の中で、この条例を定めることによって監査を受ける場合も、放棄をするような事態に至った場合には、この条例のどこを引用して放棄をするのかということは、監査委員にもちゃんと御説明をして、その妥当性を御判断いただく機会というのは持つべきであろうと思っていますし、そうしたいと。そうする予定でございますし、監査委員もそれでないと安易に放棄をするということは認められないというふうに思いますので。

そうした事務を経た中で結果として放棄したものが、こうしたものがあるんだということを御報告させていただくというつもりでおりますので、そうした事務で、内容で議会のほうでその程度の報告でいいという御判断であれば、議会も納得できるということになるんでしょうし、あくまでも1件ごと全ての債権の状況を明らかにしろということであれば、ちょっと事務の進め方としては大きく異なってくるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

私は個人的に、個々の誰のどこのというそういうものを特定すると、そういうことではなくて、仮に何件かあったとしても、それを一つにまとめて、これだけの、これに関係したものが何件かあって、それで総額幾らがこうなりましたではなくて、やっぱりある程度一つ一つは、やっぱりこういう関係がこういうのがありましたとか、一つ一つは知りたいと思います。ただ、その一つ一つの放棄した理由が、誰がどうではなくて、理由がきちんと納得できる理由なら別に問題ないとは思っていますものですから、そういう形で納得できる報告がありますかということ伺ったわけですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そうした点であれば、2条2項の1号、2号、3号、4号、5号ということで設定してございますので、この何号に該当する債権が何件あってどれぐらいと、これについてこういう経過で放棄をさせていただきましたというような方向に、報告内容ということで考えておりますので、今、八木議員がおっしゃられたような内容までは達成できるというふうに思っております。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

この条例案の第2条2項に私債権の回収に努めたにもかかわらず、回収することができないという場合ということで、その場合には限定的な放棄ということになっておりますけれども、この回収に努めたにもかかわらず回収することができないと、このところの何と申しますか、根拠規定と申しますか、回収に努めた、努めるという場合の規定の根拠はどこにあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 今の条文の読み方ですが、もう少し丁寧に読んでいただきたいというふうに思いますが、回収することができない場合であって、次の各号

のいずれかに該当するときはという、ここまで読んでいただければありがたいというふうに思います。

回収することができない場合であってというのは、市政として原則が回収をするんだということなんでしょう、その回収をするということをやめる場合は、次の各号のいずれかに該当するときしかだめなんだよということを読むようになっています。そういう定めでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

私のほうのちょっと質問の仕方がまずかったと思ひますけれども、端的に私債権の回収に努めたということで、この言葉の根拠となる規定を教えてください。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 私債権に關しての管理については財務規則にあるというふうに申し上げましたけれども、財務規則にあるのは当然、私債権の回収を継続し続けていくという方法をうたっておりますので、それで十分なわけでございますが、逆に言うと、私債権を放棄するための根拠規定というのは、自治法96条第1項第10号にしかないということです。

逆に放棄する場合というのはそれしかないので、それ以外の場合には、現状ではずっと回収し続けなければいけないと、そういう法体系になっています。その自治法の96条第1項第10号をその定めをもう少し具体的に、こういう場合には放棄してもいいということをあらかじめお認めいただく内容といたしまして、具体的なこれに該当した場合だけは1件審査を行わないで放棄をしてもいいと、ただし、議会には報告をする義務があるということを定める内容でございますので、その回収に努める根拠を出せということは非常に、今の法体系自体がそうになっていますので、そういう性格のものではないというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今の答弁いただいた内容、よくわかります。この町の財務規則265条に債権の保全及び取り立てという条項がありますので、その中でこれまでも努めてこられたというふうに私は判断をいたしますが、その結果今までお話があったように徴収が不可能な状態があるということでのその解決策ということで理解はいたしますけれども、そうなりますと、この265条にある例えば督促、それから強制執行、徴収停止等の阻止をするということになっておりますけれども、それに引き続いて今度のこの債権放棄ということも、この規則の中での事務手続の続きの、この債権放棄という行為と、解釈といいますか、そういうことになるのではないのかなと思ひますけれども、本来であればこの265条に追加をして、この債権放棄という形で規則の中に織り込んでもいいのではないかなという私の解釈もあるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この条例を定めることによって、債権回収についての取り組みというのは何も変わることはないんです。ただ、今でも放棄をする手続というのはあるわけでございますので、その中で規定した財務規則でございまして、今回変わるといふのはあくまでも自治法の96条第1項第10号のその手続にかえてこの条例が新たに加わったと。所管している部分は自治法の96条第1項第10号のままでございますので、その1件審査を

する処理になるのか、この条例に定めた内容に該当する場合だけは1件審査によらずに放棄をすることがあり得ると、そういう手続になるかの差でございますので、他に影響を与える内容にはなっていないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

先ほどもこの条例案第2条の2項4号について時効期間が満了したときに対する質疑があったわけですが、この条文を見ますと、諸別事項に係る時効期間が満了したときというふうに書かれておりますが、この中には当然に時効中断阻止等のそうした保全措置等を行った後であって、さらにその時効がもう満了するというような最終的な時効満了というふうな解釈ということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そのとおりでございます、今までと事務の内容としては変わっていないというところでございます。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

---

### ◎議案第70号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第70号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、第70号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

補正予算第2号に関する説明書の3ページでございます。

寄附金でございます。一般寄附金と指定寄附金という形で今回補正があったわけでありまして、この質問する前にちょっと確認をしたいんですけれども、ふるさと吉田寄附金と世間的に言われているふるさと納税というものは同じものですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 当町ではふるさと吉田寄附金というふうに表記してございますが、ふるさと納税制度によって寄附されたものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今年度から一般的な……、うちの町の名称なのか、ふるさと吉田寄附金というような内容のものを総務省が活性化する意味で、たしか今の官房長官が一番最初に総務大臣のときにお話ししてできた制度だと理解しているわけでありましてけれども、ワンストップとかさまざまな形でこの地域に元気をつくるという形でやっているといったところがあると思います。

本当に御厚意によりましてこのようなことをやっていただいたというのは大変感謝しているわけでありましてけれども、ここでこの寄附金、ふるさと納税ですけれども、近隣の市町と比較したときに大分うちの町が、金額が増えていないという状態があります。ちょっと紹介しますと、08年のときには吉田町が6件、16万円。牧之原が6件、49万円。藤枝市が7件、29万円。焼津市がゼロ件、ゼロ円。という状態でした。

ところがですが、昨年度、2014年度と今年度、9月までの数値でありますけれども、吉田町が10件で、今年度2件で今回補正が入りましたので増えておるわけですがけれども、90万円、8万円。牧之原が2,060件、ことしは9月までで4,740件、金額が2,300万円と4,800万円。藤枝市が14年が2,211件、2,500万円。2015年9月までで2,600件で2,950万円。焼津は新聞等に出ていましたけれども、その発表の前の数字とありますけれども、昨年が8,027件で2億8,400万円。ことしが9月までの状態で3万5,312件で7億4,900万円という形で、1週間ぐらい前に新聞が出て、職員も増員してやるよという形であったわけですがけれども、過去の同僚議員の一般質問なんかで、うちの町はそういった制度であるんですけれども、体制的とかいろんな形で情勢が変わればこういったものについてやっていくということで、総務省のほうもワンストップという形で、確定申告の手続が5カ所までは寄附したところがデータを回してやるよという形になっているというところがあるものですから、そうやって考えたときに、せっきくの制度である以上、そのお礼という形がどうもということで、議会の姿勢としては、せっきくの善意がお礼という形に変わるというのはいかなるものかというような趣旨の答弁であれだということは認識しているんですけれども、全国的にそのようなインターネット上のウェブの閲覧するところもあったりして、やっている中でうちの町が伸び悩んでいるというのをどのように理解して、今後対応していくおつもりなのかということをお答えしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 現状のふるさと納税制度というのは御質問の中にあつたとおりでございます。そうしたことについては重々承知をしております。ふるさと納税制度、もともと考え方としては以前、山内議員から御質問をいただいたものに答弁をさせていただいた姿勢は、全く基本的な考え方としては変わっておりません。

もともとのふるさと納税制度というのは、現在の官房長官が総務大臣を務めていらしたころの言い出されたものというのは、もともと地方で育った人材が多くの方々が東京等の都市圏に出て行って、そこで収入を得るんだけれども、育ててもらったその地域に直接的に恩返しをする仕組みがないということで、それで出てきたのがふるさと納税制度ということで、非常にもともとは高邁な思想だというふうに思っております。それであれば当然応援できるものなんです。それに対してお礼のような方法が出てきたというところから、ここまですくと納税制度と交付税制度そのものをちょっと健全なものから少しゆがめしてしまうような、そういう内容だということで判断をしております。

これは多くの御意見が、そうした知識を有する方々では、多くがそういう意見を持っているわけですが、実際にどうなのかということで見ますと、総務省そのものがそうした取り組みを助長していくというような、そういう動きになってしまっていることもございまして、お礼の上限を余り高くしないように自粛しなさいというようなところの、そういう過熱気味のものに制限を加えていくという程度にとどまっているのが現状でありまして、以前答弁させていただいたときには、国がこうした制度運用にお礼をもってこうしたものが運用されるということに歯どめがかかるのではないかと。地域活性化施策として、税制以外の部分でこういうことをやるのであれば、大いに歓迎されるべきであるというふうに思っておりますが、税制の中でこうしたことがいつまでも行われるということが好ましいことかどうかということについては、安易に態度を決するべきではないだろうというような、そういうところからの答弁をさせていただいたわけですが、特に焼津市などを見ると、あれが税制の中で適切な運用のされ方かどうかというと、非常に不満を持っております。

ただ、当町としてもこうしたことが常態化されるということになりますと、財源確保という点では全国自治体共通の取り組みになりますので、財源確保というのを拡大していくという方向に考えざるを得ないというところもございまして、当町としては今後町づくりを進めるに当たって、課題として表面に出しているものもございまして、そうしたところの本当に御支援いただく方々を募らせていただいて、ふるさと納税額を増やしていくという取り組みは行いたいということで目下検討をしております。

少し追加させていただきますと、常総市については今回被災をされまして、それまでお礼を出してふるさと納税を集めていたんだけれども、そのお礼を出している商品をつくっているところも被災をして、お礼を出せなくなったということで、それを公表したら逆に本来のふるさと寄附金が2億円ほど集まったというような、そういう報道もなされておりましたけれども、本来は本当に支援をしてくださるという方々に御寄附いただくのが本来の姿であろうというふうに思っておりますので、それに近づけるような取り組みをどうやっていくかというところを、今ちょっと頭をそこに向けて結論を出したいというふうに思っておりますので、少しお時間をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

今後検討していただけるということですので、全国的に吉田スタイルというものを確立していただきたいなと思います。

税務課に確認したところですが、寄附金全額だものですから、ふるさと吉田寄附金というかふるさと納税で他の市町に行ったかどうかはわかりませんが、寄附控除という金額が昨年度は50万円、今が112万円ですか、今現時点で。これから、今からです。27年度12月31日までにインターネットでピットやると、お礼をいただいて控除されるということで大分増えてくるんじゃないかなということを心配しています。

総合戦略の中で、地域の産業を振興するという形もあるものですから、この寄附金によって税収が上がることによって、町民サービスがより一層潤沢にできる可能性も増えますし、財政調整基金に積み立てして、万が一のためにも基金として積むこともできますし、また、地域で頑張っている企業また大手進出企業です、ヤマザキさんの煮豆とか、日ハムさんのハムとか、地

域で頑張っている吉田ハムさんの黒豚の焼き豚とか、いろんな形で地域にはシラスもウナギも  
ございます。レタスもあります。ハイナン農協もありますし、駿河湾のそういった産物もある  
ものですから、確かにふるさと納税をして半分以上お礼に回るかもしれないけれども、そのお  
金が結果的に地域の産業の企業の振興策にもつながっていくということは、最終的にはまたそ  
れが税で戻ってくるといった考え方もあると思いますので、ぜひとも早い時期での、政令市の  
静岡も急にK-m i x等宣伝し始めてすごい勢いで今やっています。過当競争になっている面  
もあるかもしれませんが、吉田町らしいスタイルをぜひともやって、地元企業の活性化  
にもつながると思われまますので、そういった面からの検討もお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 先ほども申し上げましたとおり、税制の中での  
取り組みということでは明らかに違っているというふうには思っておりますが、それを同じ  
主張をしていた静岡県が今度、返礼を用意してそうした取り組みをしていくということも実  
態としては承知していますので、余り正論にこだわらずに、実情を見ながらそうした地場産の  
育成と活性化というところにつながるような視点も入れて、それと、余り品位を失わない中で  
やっていきたいというふうに思っています。多くの有名なところは品位があるとはとても思っ  
ておりません。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

私も一般質問をさせてもらってから関心を持っていまして、それで今回納税の前回報告会  
で聞いたんですけれども、確かに中央公民館に新型の大きいやつを寄附するべきではないかと。  
それはやっぱりその人たちが、あそこに来ている人たちがその、もちろんこういうものを欲し  
いよ、それとこういう形でもうちょっと力を入れてほしいねということで、もしやっていただ  
いたということになると、やっぱりそれは吉田スタイルをつくれればいいと思うんですけれど、  
その中で頑張ってやっている人たち、これからいろんな人に、ダンスの会ですから、ダンスの  
会だと聞きましたので、そういうのが広がっていけば将来的には健康にもなるという形で、あ  
れは一つのそういうような限定されたものがあると思うんです。

特にふるさと納税の場合は限定がされるわけですから、そういう意味で、そういう負荷を踏ま  
えての吉田のスタイルをつくるというのは、ぜひ本当はやっていただきたいなど。それで、ち  
なみにきょうの新聞にも静岡が9月3日から始めた。それで勢いが出ているわけですからね。  
それがいいかどうかはまたそれぞれの判断ですので、ただし、吉田町にも鏡を寄附してくれた  
人たちも多分吉田の人ばかりではないと思うんです。そういうものもありますので、やっぱりも  
っと柔軟にというかぜひその辺は、先ほどはどうしようか考えているということだったもので  
すから、ぜひ柔軟な形で考えていただければと思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） そうした点で検討するということは先ほど申  
し上げたとおりでございますが、当町で忘れてはいけないのは、ふるさと納税額というのはず  
っと、最も少ない最近でいきますと21年度1件なんです、その時点で50万円ございます。ど  
んなに少なくても、最低1件50万円あるんです。これはどういうことかということ、この方とい

うのは公表してくれるなということだものですから、今までも公表していないんですが、ずっと吉田町の御出身者でよそにいらして、吉田町はとにかく自分が育ったところだからずっと継続して寄附をしたいということで、見返りを全く求めない中でそういう寄附をずっと継続をしてくださっている先輩もいらっしゃいます。

この中でふるさと納税制、先ほど品がないというふうに申しあげましたけれども、ああいう制度が出て、そういう方に返礼どうぞというのなかなか失礼なような気もしております、そうした先にもともと高邁なお気持ちで御寄附をいただいている先輩の方々もいらっしゃるというところも少し御意見をいただきながら、吉田スタイルというところを品のあるような仕組みにしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

参事のほうから品がないというお話もあったんだけど、それで切りつけられるのではなくて、うちの町としては吉田町表彰という形で、今回も多く土地を御寄附された方には表彰という形で感謝を申しあげているわけでありまして、そういったスタイルもあるものですから、それはそれとして今、毎年50万円をやられている方は、その辺は金額等があるとわかりませんけれども、そういった違った制度も、吉田町表彰制度というものがあるものですから、そういったところの中でうまく使ってもらって、一概によそを批判するというよりも、吉田町スタイルをどういうふうにやっていくかということの、品がない、品がないというとか何かこの制度をつくった人に対して大変失礼だと思いますので、そういったことはちょっとあれじゃないですか、やはり吉田町スタイルをやっていくというような御答弁のほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほど議員のほうから、ふるさと納税についてたくさん納税額が伸びているところは、そのお礼としてと言いましたよね。お礼ではないんですよ、あれは。初めからよくよく考えれば、いいものをもらうためにいわば寄附をしていると。寄附の形をとってはいるだけなんですよ。そんなことは議員、百も承知の上でお礼だなんて、そういうふうな表現をしてもらいたくないです、はっきり申しあげて。

菅官房長官に対して失礼だと、そういうことじゃないですよ。菅官房長官は、そういう趣旨でもってふるさと納税制度というのをつくったわけではないんです。議員がそれに便乗して、そういうふうなことを言われるのは非常に品がないということをやまず助長することになりますので、その辺については気をつけていただきたいと。

お金を集めるやり方は幾らでもあるんです、現実には。ふるさと納税という品のないやり方でやろうと思えば。もっとも極端な例はこういうことです。これははっきりあるところで叱りを受けたことがあるんですけども、国からですよ。100万円寄附していただければ50万円差し上げますと、お礼として。最もえげつないやり方ですね。しかしながら、現実には形式的にはこれは何の問題もないんです。法的には問題ないんですよ。しかしながら、それをやるとどういふことが多いかということ、わかりますよね。まさに品のないそのものになるんですよ。そういうものではなくて、吉田スタイルと言われても、議員が単純に地場産品がどうのこうの

と言いますけれども、極端なことを言うならば、いいですか、日本郵政のやっているのがありますよね、あれをどんともらって、寄附していただければそのままそこに注文しますと。そういう形でできるんです。そうすると、いわゆる単純な話、ある大きな会社をお願いしまして、寄附していただければこの会社にどうのこうのと、全くにせものになっちゃいますよね。やろうと思えばできるんです、これは。別に問題ないですから。

しかし、そこまでもやらなければならないのかと議員はおっしゃるんですか。いわゆるその納税額は、単純な話、寄附金を集めるために。そこまであげつなく品をなくすためをやれと言うんですか。議会がそこまでおっしゃるんですか。ちょっと話が違うと思いますよ、これは。だから、よくよくふるさと納税制度の趣旨を理解した上でやっていくと、それが吉田スタイルと、どういうふうな形になるかわかりませんが、やっていくという形になると思いますので。議員がおっしゃるように、単に寄附金を集めろと言うんだったら、やり方なら幾らでもあるんですよ。その場合には、吉田町そのものがまさにあげつない町になりますけれども、議会はそこまでお求めになるのですか。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

極端過ぎるんです。ああ言えば極端にシフトされちゃうと。1を言えば100になってスーパー、スーパー、スーパーになっちゃうんですよ。そうじゃなくて、やはり吉田町スタイルでやっていただきたいと言ったんです。先ほどから参事はあげつない、あげつないということで言われるもので、そういうこともあり、よそはいいじゃないですか、よそは。うちの町として吉田町スタイルでやっていただきたいと。これをもう少し増やすような形で、そういったものもあるから、今回の好意をいただいた寄附金に対して感謝を申し上げるのも、また別な方法もありますし、いろんな形で考えていただきたいということで、私はさっきからお願いして、そういう形をお願いしたいということ言っているわけで、やれということではないものですから、何とぞ曲解はなさらないようお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 質疑はないですか。

○10番（藤田和寿君） ないです。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員が最初におっしゃったことを取り消していただきたい。まず、お礼という形でどうのこうのと言うのはやめていただきたい。あれはお礼じゃないんですよ。現実には焼津市がふるさと納税額が増えたのは、要はお礼としての品目はたくさんで高級なものを含めてやったから増えたんですよ。お礼じゃないんです。そんなことなんかははっきりわかるじゃないですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 品がない、品がないというふうに何度も申し上げましたけれども、もともとこのふるさと納税制度の調査会の中から出されていたのは、品格を持って臨むことが必要だみたいな、そういう表現があったというふうに記憶をしております。品格を持たないと本当に税制の中で行うという上では、税制度そのものも影響してくるというような、そういうおそれを最初から調査会の中では持っていたということがございますので、まさにそれを承知しながら全国の自治体がこのふるさと納税制度をどう活用するかということで、行った結果が現状だというふうに思っております。

したがって、そのもともと品格をちゃんと念頭に置くということをスタートとしておりますので、その現状品格のある行為かどうかというのは、現在今、それぞれの自治体が自分の品格というものをどう考えるかという、そういう制度になっているのではないかというふうに考えまして、当町は最初の調査会の品格を持ってというところを忘れないような吉田町スタイルをつくり上げたいというふうに答弁した次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時41分

○議長（大塚邦子君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田でございます。

衛生費の中で飼い主のいない不妊去勢手術費補助金ということで、当初予算でまず180万円として、ここの時点でまた90万円補正という形で出てきておるわけですが、26年度までは20万円の予算の中でやってきております。これがこれだけの金額がもう増えている中で、町としてどこまでを増やせば適正な数の猫を不妊去勢治療ができるという形で考えておられるのでしょうか。それでないと、これ、どんどん増えていくという、当初のときも自分は言ったのですが、まさにそれが現実化してきているというか、どんどん増えていっちゃうんじゃないかなと思うんですが、その点について御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 確かに不妊去勢手術につきましては、平成23年度初年度といたしまして、実際20万円の予算で26年度まで続けさせていただいております。その中でこれは、登録団体の方がやっただいてくださっているわけですが、年間、26年度までは予算の上限ということで40頭、雄雌合わせまして40頭ずつ実施してきたわけですが、団体の

方とも話をしながら実際にはこれ以上もできるという話もありましたので、町内の状況を、苦情であるとか、また団体の方が把握している状況等を考慮いたしまして、早急にやらなければ、対応しなければいけないというようなことも考えますし、さらに猫自体が非常に繁殖力が強いということもありますので、集中的に対応していきたいという考えもございましたので、今年度は当初予算に180万円の予算を計上させていただいて実施をしているわけです。

団体につきましては、11月現在までで120件の不妊去勢、雄雌合わせましてそのように実績をしていただいております。今後3月までに早急に対応しなければいけないような地点、場所ですね、集中的に猫がいるというようなところもございますので、その中で今年度中に実施できるであろう匹数ということで、今回追加の補正予算ということで90万円を計上させていただいたということになります。

この猫につきましては当然不妊去勢手術をいたしまして、その猫をそこに戻しますので、その猫が生涯を全うしたときに減っていくというような形になります。ですので、ここに40頭ずつ毎年やっておりましたけれども、効果というものが大変申しわけないのですけれども、目立ったものについてはこうですよというふうに匹数では申し上げられないのですけれども、当然それを実施しているということにつきましては、その猫から新たに生まれる猫はないというふうになりますので、当然効果はあるというふうに考えておりますので、担当といたしましてもこの方法で今後も対応させていただいて、一代限りの猫の命を全うさせつつ、新たな不幸な猫を生み出さないということのためにも、このように継続して、できれば続けさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ここに要綱があるんですが、要綱を見ますとこれ、後払いなんですよね。手術して請求書もらって、これだけがかかりましたよということで申請をすると、それを認めればまた町のほうから許可しましたよという形の、要は後払いだと思うんです。後払いということは、これからどんどんそれをやっていけば、どんどん払っていくと一般的には思うんですよ。だから、枠を先に決めちゃって、年間幾らしかも補助はしないよという形じゃなくて、請求があればどんどん増えていくという形になっていくと思うんですよ。

今、先ほどの答弁でこれまで120匹がやってきたと。それでこの先、30、30、60匹くらいできるんじゃないかということその団体の方から聞いて、この金額を設けるといふ形なんだけれども、それは後払いなんだから実際発生してこなかったら、最後の年度末でこれだけのあれがあったんで補正としてこうしましたよというのが出てくればいいのかと思うんです。先に枠を決めちゃっておいて、その中でやるということがちょっと理解できない、この要綱を読むとね。言っている意味がわからない。大丈夫。お願いします。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、この補助金の交付につきましては、全てを一括で後払いするという意味ではございません。一匹一匹を事前に申請していただいて、一匹ごとの補助金を出しております。ですから、年間ずっと実績があることに払っているわけなので。

〔発言する人あり〕

○町民課長（久保田千江子君） そうです。

上限というものは予算によって定められておりますので、それ以上は支出が当然できませんの

で、限度がないという意味ではなく、予算によってもう限度額は設定されているというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） だから、その予算を組んだわけですよ、当初で。これ以上は増やさないと。今の答弁だと。でも、ここでまたやるわけですよ。ということは、同じことをずっと繰り返していけば、どんどん増えていくということじゃないんですか。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 多分ごらんいただいている補助要綱については、その直接的な部分しか定まっていらないと思うんですが、そのところに補助金交付規則の定めるもののほかということになっていると思います。多くの補助要綱は一緒なんですけど、もともと補助金交付規則がございまして、補助金というのは何でも認めるわけではなくて、まず、予算の定める範囲ということで、これが原則になります。したがって、補助金の補助枠というのは予算で決めてもらうということになりまして、今回のも当初予算で180万円ということで枠を設定させていただいたと。

ただ、事業の補助先の事業の取り組みが非常に活発で、それでさらに後年度にやろうとしているものの対象についても、今年度からまだ取りかかっていた余力を持っているというふうに判断をしたので、その補助枠そのものを今回拡大させていただけないかというのが、今回の補正予算90万円の趣旨でございますので、その補助枠を認めるか認めないかという今回の予算の御審議ということになるかと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

趣旨というかそれは理解しました。そうした中で、不妊につき月2万円、去勢については1万円を限度としてということで要綱にうたっておりますね。実際、猫を獣医へ連れて行ってその処置をするには、この金額では賄えないと思います。実際もっと平均的にいいますと、去勢手術の場合は1万5,000円から2万5,000円、避妊手術の場合は2万円から3万5,000円くらい平均でかかるというようなことが出ていましたので、吉田町に限ってないのかわからないんですけども、それこそこの要綱には、獣医は町指定の獣医であるとかというようなあれもないので、その辺がわからないんですけども、安いところを探して行った場合、もし一頭につき、去勢の場合1万円もしなかった場合は、どれくらいの割合を補助金として出すというような、そういった取り決めもあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 補助金の額につきましては、不妊去勢手術に要する額とし、上限として不妊手術が2万円、それから去勢手術が1万円ということでありますので、もし1万円以下の金額であれば、例えば不妊手術であれば2万円以下、去勢手術であれば1万円以下の金額であれば、実際に支払った金額ということになります。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうすると、10分の10ということになっちゃうんですよ、補助が。このうたってある金額以内であるということでありまして。じゃ、実際の話、その団体の方々はどれくらいの金額でやっておられるのかというのは把握しておられるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 当然領収書によってそれは見ておりますので、大体去勢手術が1万円、それから金額に上下ありますのであれですけれども、大体去勢手術で1万円、それから不妊手術で1万6,000円から7,000円程度というふうな状況でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうするともう、ほぼこの補助金で避妊去勢が賄われているということですね。そうしますと、それはある団体だからそういうことが、その獣医にお願いしてそのようなことをしているのか、町として獣医にそういった協力をお願いしてやっているのか、その辺のところは基本的にもう、猫を減らすということで取り組みでやっている中で、では獣医との話し合いとか、よその市町であると獣医等もかなりいろんな協定を結んだりしているところがあるんですが、そういったことはされているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 獣医さんとの話はさせていただきましたけれども、やはりちょっと金額的なことで御理解していただけない部分がございます、現状では地元の獣医さんのところでは実際には手術等をしておりません。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 特定するわけにはいかんかもしれないけれども、全然遠いところの獣医さん、日本全国で探してそこまで連れて行くとか、そういったことになっていくのかなと思うんですけども、そうすると、治療費は補助金で賄うけれども、それを連れて行くのに、まとめて何頭か連れていくか知らないけれども、何かおかしいと思うんですが、その点はいかがですか。

本来、やっぱり町がある程度、せいぜいこの近隣市に何件病院があるか知らないけれども、その辺で抑えていかないと、とんでもないところへ連れて行っても、そうするとその旅費のほうもかかっちゃうからね。あると思うんだけど、そういったことに関しては全くノータッチで、しかも猫というのは、町内の猫というのはわからないわけだね。安いところをもう知っているから、吉田のあの団体が連れて行ったら安くやってもらえるよみたいなことになっちゃっても困ると思うんですよ。だから、その辺の規制とか、そういったものも一切この要綱の中に入っていないので。その辺についてどうですか、お考えは。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） すみません、この金額は以前はこの金額ではなかったものですから、改正して2万円と1万円になっているわけです。その改正するときには、地域の獣医さんができるというようなお話がありましたので、ちょっと2万円と1万円にさせていただいたのですが、その後にはちょっと病院等の状況も変わりました、この金額ではということもありまして、現状ではこの予算の範囲内でできる病院へ団体の方の了解のもと連れていっていただいて、不妊去勢手術をしているということになっております。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の関連でちょっとお聞きしますけれども、だんだん本来なら吉田町の税を使って、吉田

町の病院でやってもらって、住民票を猫にとってもらえば一番いいんだけど、そういう形で本来ならここでやるでしょう。この話でしょう。だから、その確認とれないじゃないですか。確認、猫がどこに住んでいた、どこにいたとかと。要するに、これ延長していくと今言った先ほどの非常に危うい部分が出てくるわけです。その辺でどうなんですかということです。私は聞いていて非常に思ったんです。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 当然補助金でありますので、地域のここの地元の猫だというふうにこちらが判断しておりますし、当然事前にここの箇所で保護をして、その猫を病院に持って行って、後に実施しましたよという実績報告のもとにお支払いをしているということもありますし、町内でも猫の多い地区については把握をしておりますので、そこを計画的に実施したいよというお話も伺っておりますので、一件一件申請されておりますので、町としてはそちらのほうを信用して補助金を出しているということでございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 信用して出すのはいいんですけども、それを、言っていることは確認がどんな形であるかということです。逆に言うと、自分も実は近くの家から言われてこっちへ紹介をしたことがあったんですけども、どうやらそのときには吉田町かどうかと聞いていないんですよ。一つの例を挙げると、今、犬猫葬祭場、ありませんよね。吉田町にはないから、アルフは別として、ないから向こうに持って行ったときに前のお金でやってもらっているわけです。特に静岡なんていうのは名前をかりて持ってやらうんですよ。そういうことが起きてきませんか、そういう心配はしないですか、心配はしなくてもいいんですかということなんです。やっぱりしっかり見ていかないと……、いや、笑いごとじゃないと思うけれども、俺。だって、税金をどこに使うかって、やっぱり本当にその効果があって、みんなが吉田町にあるよというのが出てこない。ぜひその辺、確認ができるのであれば言ってください。

○議長（大塚邦子君） 総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） この飼い主のいない猫不妊去勢手術の補助金、これにつきまして制度を考える上で補助金が適切か、委託金が適切かというような議論もしたわけですが、委託であればおっしゃるとおりだと思えます。町の税金を使って、それでその委託の対象となり得るものは町内の範囲というふうに限定をしなければいけないだろうと。

あと、手術をしていただくお医者さんも町指定のものとかという制約になろうかと思いますが、おっしゃるとおり猫が吉田町の居住猫か、隣の市の居住猫かというのはなかなか特定できないわけですので。ただ、本来の生活といいますか、行動の主が隣であっても吉田町内に入ってきて子供を生まないということはわからないわけですよ。どこからか来て吉田町に何らかの影響を与えるというところを解消していきたいという、そういう町の考えもございまして、そうした取り組みをやっていただける団体が実際にあるというところから、補助制度が適当であろうということで、そういう取り組みが助長されることが望ましいという、そういう、委託じゃなくて。委託は100%達成してもらわなければいけないですから。そういう制度のもとで今補助金という選択をしているわけでございます。

その補助金が、効果的にできるだけ使われるということが好ましいわけですので、町内の獣医さんにも、こういう対応をしていただけないかということで交渉はちゃんとしている中なんです。なかなか町内の獣医さん、それから近隣の獣医さんの中でも、最初はお受けしてい

ただけたところもあるんですが、獣医さんのお医者さんの配置ぐあいとかいろんなことで条件が変わってきていて、その都度補助額を上げていくということになると、本当に先ほど言われたように余り高いものだ、よそのものを持ってきて手術してもらおうとかいう、そういう行為も出てくるので余り高額にしたくないと、1件当たりをです。それでお答えいただけるようなところを、補助団体も探しながら目的を達成していただけるという範囲の単価がどこかということを探りながら、今条件設定をさせていただいているということですので、委託と補助との差というのは、そういうところで制度を変えてあるということをお申し上げて御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

次に、7款、商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、8款、土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、9款、消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、10款、教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

13ページの教育費の中の、自彊小学校維持管理費の106万4,000円の増額補正でありますけれども、全員協議会の中で椅子、机等の新一年生増加の見込みに伴うものということとは理解するところでありますけれども、急に増えたわけではないと思われるわけです。今後においては不足するような見込みはないということによろしいのでしょうか。

今回の少子化傾向の中で、自彊小学校が若干増えているということでもありますけれども、その一時的な机とか椅子の増加だけで、教室を新たに作るのか校舎を増築するとか、不足した場合は全員協議会の中で多目的ホールとか校舎の増築も検討するということであつただけけれども、そういった意向もあるということですか、今後においては。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） ただいまの自彊小学校の関係でございますが、全員協議会の中でお話をさせていただきましたとおり、28年4月1日に入学する新一年生の児童数が

77名ということで、この児童の関係、当初より社会増といいますか、少し転入等で増加した部分もございまして、当面、今回の平成28年度の4月以降につきましては、一年生が3学級で編成をする必要があるというようなことで、今現在学習室を使用しているところを教室に備品等をそろえて、この対応をするということでございます。

自彊小学校につきましては、今後当然社会増等の変動等がありますので、明確なことはちょっと言えませんが、現在見込んでおる中では、当面はこれに加えてもともと教室で使用しておりました2階の多目的ホール等を改修して、今後は学級が増加した場合にも対応できるようなことになっておりますが、さらにこうした見込み以上に増加した場合には、増築等もあわせて検討していかなければならないと、長期的にはですね、そのように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

自彊小においては、通級教室という形で今あるところの空き教室ではないですけれども、使用されていないところを改造してやったという経過があるわけで、そういったものも今後増えてきたときには、その通級教室を住吉小学校に持ってきて、住吉小学校の空いた教室を利用して、安易に校舎の増築となると、やはり長いビジョンの検討も必要だと思われまから、そういったことでのやりくりも検討している中で最終的なものとして、ほかに選択肢がない場合に増築という、今回の補正は椅子と机だけなんですけれども、その延長線上には見えてくるものがあると思うものですから、そういったさまざまな選択肢を検討した後ということによろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 教育委員会事務局長、水野辰明君。

○教育委員会事務局長（水野辰明君） 通級教室等のお話が出ましたが、今回の学習室の改造によります学級増につきましては、当然学校の運営等につきましても学校等と事前に協議等もしてございまして、学校の運営上支障のない中でこうしたものを実施していきたいというように考えております。それから、増築につきましては、今後の実際の児童の動向を見ながら、検討はしていかなければならないというように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

通級教室という形である程度スペースをとっているものですから、そういったものも検討の中に、第一番目に入るということでよろしいんですね。

○議長（大塚邦子君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） まず、社会増で増えているということが一つあります。もう1個は全員協議会でも説明したように、いわゆる1クラスの人数が35人で学級を編成するようになっているので、当然今言った77人で従来であれば40人ですので、2学級で済むところが35人ですので3学級になる。そういう意味で増加していくというふうに捉えていただきたいと思います。それと、今度は通級指導教室の問題は、過去の経緯を見ていきますと、あそこの教室はその当時から別に普通教室で使っていたわけではなくて、古くは視聴覚教室ですか、その後会議室というふうになっていたの、やっぱりあそこに設置した意味があるわけですね。当時、増田議員さん等も質問されていたように思いますが、あそこに置いて、それぞれの町内の人たちが

通っていくということがあるんですね、そこはやっぱりその設立した趣旨を生かしながらいき  
たいと思っていますので、その増減を見ながらやはり改修をしたり、増築をするという方向で  
現時点では考えております。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

以上で、第70号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を終  
わります。

---

### ◎議案第71号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第71号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補  
正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、第71号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今回の減額がかなり1億1,800万円ということで、これは内容として  
は内示がということでお聞きはしました。その後何も説明がないというのは驚いたんですけれ  
ども、ただその中で、この出たことによって吉田町では下水道の計画を持っていますよね。そ  
れに対する影響であるとか、そういうものというのはどの程度考えているんですか。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 今の山内議員の下水道事業の計画の影響と補助金の減額に伴う  
影響ということだと思いますけれども、公共下水道事業の全体計画としましては920ヘクター  
ルという形で将来的に整備を進めたいという区域を、計画を持っております。その中で、具体  
的に補助金をいただきながら整備を進めていく事業計画区域が340ヘクタールという形で、そ  
の中を現在整備を進めているという形でございまして、現在その事業計画の区域の中で整備率  
が76.2%という形になってきております。

実際、今、山内議員もおっしゃったように全協でもお話ししたとおり、公共下水道事業管渠整  
備もろもろ整備をしていくためには、やっぱり基本的には補助金を利用して整備をしていくと  
いうところが大前提でありますので、国からの補助金をもとに整備計画を立てて進めていくと  
いう形でございしますが、実質的にはこの事業計画区域、今整備率が76.2%と申し上げましたけ  
れども、事業計画期間も29年度までという形になっておりますので、100%には届かないとい  
う形で考えております。その中で全体計画のほうの見直し、基本構想もちょっと見直しをかけ  
て今後新たな計画を策定していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 前回のいろいろ話を聞いた中で、今回、本年度と来年度で見直しとい  
うことでお聞きはしているわけですが、実際には水道、下水に関して自分自身は余りち  
よっと考えているところがあるんですけれども、そのときに今言われた1億1,000何がしから

下がったときにちょっと心配するのは、やっぱり町の発注とかそういうものがかなり減ってくるんじゃないかと。当然つくると思うんですけども、そういうものに関しての懸念であるとか予定とか、そういうものというものはお持ちなんですか。

これは、下水に関しては結構町の業者の人たちが頑張っていますので、それに対してやっぱり準備をしなければいかんだろうしというものをちょっと考えるものですから。これだけの大きな金額の差が出てくるとちょっと心配をするものですから、お聞きをしているわけですけども。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 今回の公共下水道事業費の補正額、減額が1億1,800万円程度でございます。これにつきましては、管渠整備についてというよりも浄化センターの建設工事、電気設備の更新工事、それから機械設備の改修工事、要するに長寿命化計画に伴う対策でございますけれども、こちらのほうの工事の実績といいますか、差金が大きかったというところがございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

差金の話も起きましたけれども、これに関して当然長寿命化に関してしっかり計画を立ててやっているわけですから、それに対しての影響というのは別に心配することはないわけですね。

○議長（大塚邦子君） 下水道課長、大石剛久君。

○下水道課長（大石剛久君） 現時点では影響はないというふうに考えております。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第72号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第72号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから、第72号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第73号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第73号議案 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから、第73号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第74号の質疑

○議長（大塚邦子君） 日程第12、第74号議案 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私個人に関する議案でございますので、退席の許可をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君の退席を許可します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

これから、第74号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

副町長、須永 宣君の着席を求めます。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

◎議案第75号の上程、説明

○議長（大塚邦子君） 日程第13、町長から第75号議案 平成27年度防災公園管理棟建築工事

請負契約の締結についての1議案が提出されました。

これから、第75号議案 平成27年度防災公園管理棟建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第4回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第75号議案は、平成27年度防災公園管理棟建築工事請負契約の締結についてでございます。本議案は神戸地内に新設する防災公園管理等建設工事につきまして、一般競争入札により契約金額1億7,064万円で株式会社橋本組、代表取締役橋本勝策と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程いたします1議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

都市建設課長、大石 充君。

〔都市建設課長 大石 充君登壇〕

○都市建設課長（大石 充君） 都市建設課でございます。

都市建設課から追加議案として上程させていただきます第75号議案 平成27年度防災公園管理棟建築工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の1ページ、2ページと参考資料ナンバー8をごらんいただきたいと思っております。

参考資料の1ページにございます入札に至るまでの流れでございますが、10月下旬に実施伺いの決裁を受け、制限つき一般競争入札により入札を実施するため、入札参加資格委員会において資格要件が決定され、これに基づき募集をかけたところ、11月6日から11月13日までの募集期間に6社の申請がございました。

6社について11月16日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、この6社の参加資格が確認されたことから、確認結果を通知するとともに設計図書の提供を行い、その後質問書の提出とその回答の縦覧を経て、12月8日に町民ホールにて入札が遂行されております。入札の結果、株式会社橋本組が1億5,800万円で落札し、12月10日に落札額に100分の8を加えた金額であります1億7,064万円で仮契約を締結しております。

なお、工期は12月21日から平成28年8月26日までとしております。

工事箇所は神戸地内、防災公園芝生広場の西側に位置し、今回建築いたします管理棟は公園の管理、運営をつかさどる通常の機能に加え、防災情報を含めた町のいろいろな情報を訪れる皆様に発信することにより、にぎわいづくりを創造し、また危機事象の際には復興復旧の拠点となる機能も備えた施設でございます。

参考資料ナンバー8の2ページの工事と概要書をごらんください。

3番の工事内容ですが、建物の構造規模は鉄骨造り平屋建て、建築面積545.36平方メートル、延べ床面積521.30平方メートルで、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を行い完成となります。

4番の施設内容でございますが、参考資料ナンバーの4ページの平面図をごらんいただき、ページの左側には1階平面図を記載しており、ホール149.68平方メートル、管理室40.16平方メートル、研修室A、B、C、3つの合計が142.67平方メートルが主な施設で、防災倉庫、湯沸かし室、トイレ、授乳、おむつかえ室、多目的シェルター、また屋上には太陽光モジュールも設置しております。また、5ページには立体的なイメージを膨らめていただくため立面図も記載しております。工事概要は以上でございます。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、第75号議案の説明でございます。

○議長（大塚邦子君） 以上で説明が終わりました。

本案につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会を開いて議案の内容確認をし、明後日、18日の本会議で議案審議を行いますので、よろしく申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時33分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。  
本日は、定例会18日目、最終日でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第63号の討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、第63号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題とします。  
これから第63号議案について討論を行います。  
反対討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり承認されました。
- 

◎議案第64号の討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第2、第64号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
これから第64号議案について討論を行います。  
反対討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第65号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第65号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第65号議案について討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第66号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第66号議案 吉田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第66号議案について討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第67号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第67号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから第67号議案について討論を行います。

反対討論はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

第67号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対をする立場から討論を、意見を申し上げたいと思います。

この条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、各種申請様式に個人番号あるいは法人番号等を記載することを目的に、各条例の改正を行おうという内容の議案であります。

改正事項を見ますと、国民健康保険税の関係では、減免申請、町民税の申告、給与所得者の扶養親族の申告、公的年金受給者の扶養親族申請など町民税の減免申請、固定資産税の減免、軽乗用車税の減免など、あるいは介護保険関係では保険料の減免などの申請等、多岐にわたる申請様式の改正ということになっております。

これは、町民の皆さんが来庁をし、窓口で申請する際には、この番号を持参し、付記をする必要があるということになります。これまで各種の申請項目、申請事項については、簡略化という形でいろいろ検討をされてきた経過もありますし、こうした手続がより煩雑になるということに対しては、町民への負担を強いるということにもつながります。

あるいは番号の通知書あるいは番号カード等を持参して、それを途中で紛失をする、そうしたことによって番号が流出するなどの事故も懸念をされるところです。ましてや、1月1日からの施行ということをして前にしまして、こうした各種の申請手続について町民への周知も不十分だというふうに感じております。番号通知の事務の遅延ということも相まって、行政への不信を拡大するというおそれもあると思います。

いかに国の政策ということではありますが、自治体の業務として、住民からの信頼の上に成り立つものということに鑑みますと、このまま見切り発車的に1月からの施行ということについては納得いくものではありません。よって、私はこの本案に反対をいたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

私は、第67号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして、平成28年1月1日から全国一斉に個人番号及び法人番号の利用が始まることになっております。本議案は、番号法に基づく事務の申請事項に個人番号及び法人

番号を記入する項目を追加する必要があります。吉田町国民健康保険税条例、吉田町税条例および吉田町介護保険条例につきまして、法の趣旨に沿った措置を講じたものであります。全国の自治体が同様の改正をするものであると理解をしております。したがって、本条例は、番号法に基づいた適正な事務を進める上で必要な制定であると考えます。

以上のことから、私は第67号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、賛成いたします。

以上であります。

○議長（大塚邦子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これをもって、討論を終結します。

採決に入ります。この採決は起立によって行います。表決において起立しない方については反対とみなします。

それでは採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第68号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第68号議案 吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

これから第68号議案について討論を行います。

反対討論はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石でございます。

第68号議案の吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に反対の立場から意見を申し上げます。

この条例は、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴い、個人番号の利用範囲が多岐にわたるということから、必要な限度において特定個人情報を提供する場合、行政事務の効率化などを考慮して、庁内での連携や関係機関への情報提供の必要事項を連ねたものと理解をしています。

この条例案の第3条においては、町の責務としての記述がありますが、マイナンバー法第4条の国の責務に準じた必要な措置を講じるという内容というふうになっております。町民の皆さんが心配をしています個人番号の漏えい、流出防止策については、納得のいく内容とはなっていないものと考えています。

大阪府の堺市で発生した選挙人名簿の漏えいの事件もありました。マイナンバー法では、情報流出の従事者に対する罰則規定はありますが、発生源の自治体としての責任はどうかということをお本議会で質問をいたしました。町の責任の問題は、司法の問題だというふうな答弁をいただきました。個人情報が一流出した場合、生活への悪影響ははかり知れず、第一義的には国の責任において、実効性のある対策を求めることが必要ではあります。しかし、住民との直接の窓口である行政には、住民生活の安全を守る、住民から信頼されるという基本が求められます。

マイナンバー差し止め裁判が提訴されるなどの動きも起こっております。「公平・公正な社会の実現」という政府のスローガン、こうした内容とはほど遠い制度開始の前提が大きく揺らいでいるということも事実だろうと思います。1月からの利用開始は延期すべきであり、私はこの条例案について反対をいたします。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 私は、第68号議案 吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について賛成の立場から討論を行います。

本議案は、番号法の施行に伴いまして、町における個人番号の利用及び提供の範囲を明確化するため、法で定めた事務の範囲内において、法律的な処理に必要な限度で特定個人情報を利用し、提供するための条例を制定するものであります。

当局側の説明にありましたように、本条例は番号法に定められた事務の中で、現在の手続における税務課から社会福祉課、町長部局から教育委員会へと情報連携をしているものにつきまして、これまでと同様の情報連携ができるよう制定をする条例であると理解をしております。したがって、本条例は番号法に基づいた適正な事務を進める上で必要な制定であると考えます。

以上のことから私は、第68号議案 吉田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきまして、賛成といたします。

以上であります。

○議長（大塚邦子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これをもって、討論を終結します。

採決に入ります。この採決は起立によって行います。表決において起立しない方については反対とみなします。

それでは採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第69号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第69号議案 吉田町債権の放棄に関する条例の制定についてを議題とします。

これから第69号議案についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第70号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第70号議案 平成27年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第70号議案についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第71号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第71号議案 平成27年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第71号議案についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第72号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第72号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから第72号議案についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第73号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第73号議案 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから第73号議案についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第74号の討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第12、第74号議案 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私本人に対する議案でありますので、退席の許可をお願いします。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君の退席を許可します。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時17分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

これから第74号議案についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

○議長（大塚邦子君） ここで、暫時休憩とします。

副町長、須永 宣君の着席を求めます。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時18分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第13、第75号議案 平成27年度防災公園管理棟建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

ここで、都市建設課長から発言を求められていますので、これを許可します。

都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） お手元に参考資料No.8-2をお配りしてありますので、ごらんになってください。

平成27年12月16日の全員協議会におきまして、防災公園管理棟建築工事請負契約の締結について、内容及び資料の確認を行っていただいた結果、3点の項目につき、資料の提供を求められました件につきまして、ご説明をいたします。

今回建築する管理棟は、通常の公園管理機能に加え、防災機能やにぎわいづくりにつながる施設である中、コミュニティ広場管理棟と比較し、太陽光発電システムの設置、外壁の仕様、建物基礎構造の3点につきまして、説明を求められたものでございます。

まず初めに、太陽光発電システムの設置についてご説明いたします。参考資料No.8-2の1ページをごらんください。上段の表は、防災公園管理棟とコミュニティ広場管理棟を延べ床面積や施工単価の面で比較しているものでございます。左端には、今回建築いたします管理棟とコミュニティ広場管理棟それぞれの坪当たりの施工単価を記載し、防災公園管理棟は113万9,000円。コミュニティ広場管理棟は92万7,000円で、坪当たり21万2,000円の開きがございます。また、その左の欄の延べ床面積での比較では、防災公園管理棟が1.69倍大きくなっております。

同じページの下段には、防災公園管理棟の建築工事費に占める建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3種類の工事比率を記載しております。この表における構成比率は、工事費の計を100%とした各工事費の割合を示しており、比率につきましては、防災公園管理棟各種工事とコミュニティ広場管理棟各種工事費を比較した値でございます。

この比率の部分と、先ほど申し上げました上段の表における延べ床面積における防災公園管理棟と、コミュニティ広場管理棟の比率1.69ポイントに注目いただき、ごらんいただくと、この表の2項目の電気設備工事につきましては、比率が7.68ポイントと特出しているのがおわかりいただけると思います。コミュニティ広場管理棟と同じ仕様であるならば、1.69ポイントに近い数字となるものが、6ポイント増となっておりますのは、太陽光発電システムと蓄電システムの設置が大きな理由でございます。

2ページの平面図をごらんいただきますと、右側の屋根平面図に太陽光発電モジュール1,946万2,000円、左ページの1階平面図には蓄電システム、ちょっと左の端になりますが、1,443万8,000円と設置場所と工事費を記載させていただいております。

12月16日の全員協議会で太陽光700万円と発言しましたが、私の認識不足によるものであり、700万円はパネル代であり、これに設置費と諸経費を加えたものが先ほど申し上げました1,946万2,000円でございます。

太陽光システムに係る工事費につきましては、太陽光発電モジュール1,946万2,000円と蓄電システム1,443万8,000円を足したもので3,388万円となります。この3,388万円を防災公園管理棟の延べ床面積の157.67坪で割り返してみますと、おおむね21万5,000円となり、先ほど御説明いたしました1ページ上段の表の坪当たり21万2,000円の開きの大部分を占めることがおわかりいただけると思います。

次に、外壁の仕様でございますが、3ページをごらんください。

立面図に新たに旗上げを行い、押出成形セメント板と記載をしております。工事費への影響の点でございますが、外壁は、戻りました1ページの下段の表の建築工事に含まれますことから、この比率をごらんいただきますと、1.68ポイントで1ページ上段の先ほどの1.69ポイントと大きな差がないことから、坪当たり施工単価への影響は大きなものではないと判断しております。

最後に、管理棟の基礎構造でございます。4ページ、5ページをごらんいただき、4ページには基礎の平面、5ページには基礎の構造を記載させていただいております。設計に伴う構造計算及び地質調査の結果では、G Lマイナス2.0メートル以深の砂礫層を支持地盤としており、液状化、圧密沈下等の問題はないことから、独立基礎で支持層までラップルコンクリートにて計画をしております。

以上が3点の説明でございます。

なお、防災公園の完成を目指し、今回の管理棟建築工事を含め各種工事を行っておりますが、管理棟回りの附帯工事や設備、備品の調達は管理棟建築工事の進みぐあいと調整を行いながら、今後行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） これから第75議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡単明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないようご協力をお願いします。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 資料つけていただきまして、基礎の構造、ラップルまでよくわかりまして、構造的なものは非常に安全であると確認をします。

その中で、今回、新たに多目的シェルターというもののスペースが出てきました。前回の説明をいただいたときに、ここで物を販売するというようなニュアンスが確かあったと思うんですけども、この多目的シェルターの実際の目的というのは、どのような目的を持っていますか。これは、これの次の質問に対するための確認事項になりますので、許していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 多目的シェルターの利用目的ということでお伺いします。

有事の場合と平時の場合と2点で述べさせていただきますと、平時におきましては、防災グッズの展示等を行うスペースとさせていただきたいとも思っております。有事におきましては、トリアージの場所、物資供給拠点の選別場所等に利用したいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） じゃ、お聞きします。

平時のときの使い方は、今言ったこの展示だけ。展示物を置くということだけですね。それを確認しておかないと、要するに、前回の説明でちょっと心配なことがあったのが、吉田町の都市計画公園条例の中に行為の禁止、公園に関する行為の禁止という欄がありまして、その中に商いをするにしましては、販売することにしましてはだめだという一項があったも

のですから、これは改めて確認をして、安全なり整合性がとれているものを確認するために、確認をしたいというか私のほうで知っておきたいと、知らなければならないということで質問をさせていただきましたので、それが今、間違いなく防災関係の販売ということですから、それで確認をしました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内議員に申し上げます。

ただいまの質問に関しては、本件の議題以外にわたりますので、答弁は求めることはいたしません。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今回、補足説明でいただきました資料、本当にわかりやすく、こんな形で提出いただくと本当に議案のほうも内容確認しなくて済むんですが、今回、防災機能を有するという形で太陽光システム及び蓄電システムで大きな金額がかかっているわけでありまして。防災機能という面からも全員協議会の中で、防災公園全体を管理する機能という形で、水とか電気とか、そういったものを保管する意味からも、こういったものは大変有効な手段として考えられるわけでありまして。

そういった防災機能からも含めることと、もう1点、環境的な見地から、財源的なことでもこの大きな金額であるんですけども、財源として当初一般会計のときに説明を聞いたときには、そういった今回の補正、一般会計の補正予算の中に環境的なもので太陽光発電のこととか、蓄電に関しまして、町も独自の補助をする枠を広げるという形でありまして。国のほうもそういった形でやっているわけでありまして、これだけ大きな比率でそういった太陽光発電とか、蓄電システムということで、地球に優しいこともやっているわけで、そういったメニューの財源も利用するという事は聞いてないんですけども、そういったことも今回の中には、財源としては、メニューとして検討し、採用されたのか御答弁のほうをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 答弁をお願いします。

総務グループ参事兼企画課長、塚本昭二君。

○総務グループ参事兼企画課長（塚本昭二君） 本事業の財源ということでございますが、公園全体は都市防災総合推進事業補助金を充てて整備を進めている中でございますので、この都市防災の事業とのかかわりを最重要視いたしまして、それと全体の中としてあと起債の活用、そうしたところを含めて財源としては検討をしているところでございます。したがって、太陽光発電そのものに対する環境面での補助金というのは、今回同じ国費、国費の中ですので、それについては、同じ国の補助金ということで対象とはなり得ないという判断をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 承知しました。国の中ですから、両方からもらえないということで、非常にわかりやすい説明ありがとうございます。

こうした中で、この蓄電で非常時には、そういったものを蓄電したものをやるんですけども、これからランニングコスト的にこの太陽光モジュールを設置して、売電とかそういったも

のも有して、要するにこれからこの防災管理棟を運営していくに当たり、その電気代を節約する意味からも全てそれを賄える電源をこれは持っているんですか。また、売電もされるんですか。

管理的なことになるんですけれども、そうったものも含めた設計になっているかということで、御答弁のほどお願いします。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） ただいまのご質問の件ですが、シミュレーションを行っております。議員のおっしゃったように余った電気につきましては、買ってもらう。太陽光で昼間発電をしたものを防災公園の管理棟にも使えますし、防災公園のほうの井戸とか照明にも使うというようなことで、その中では、今の試算では全て太陽光だけで賄えるというものではないです。全部の電気料の中の一部というか、大部分を太陽光でやるんですけれども、少し商業電源を買わなければならないというような状況ではございますが、非常時のことを考えますと、夜のこともありますし、太陽光の発電は必要なことと判断をしまして、設置したところがございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 全部賄えなくても、ある程度保管できるという形で、1週間ぐらいこういったところで、いろんな方々が被災されてお見えになったときに、生活されるのに不自由はしないというような感覚でありますか。

そうすると、この施設はオール電化ですか。給湯とかそういうものがありますけれども、そういったものもLPで発電するものもありますけれども、そのバックアップ的なものは入っていますか。どうですか。

○議長（大塚邦子君） 都市建設課長、大石 充君。

○都市建設課長（大石 充君） 先ほども最後に私の説明の中で申し上げました備品、什器の調達につきましては、この後の進みぐあいを見ながらということで説明をさせていただきましたが、少なくともこの管理棟の建築の中では、そういう設備のところまでは完備をして持っています。そこの備品、什器のところにつきましては、今後になると思いますが、当然そういうことも視野に入れた選定になっていくものと思います。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

入札結果表を見ますと、落札された橋本組さんなんですが、他社と比べて300万円以上の金額の開きがございます。その中で、その金額に対して300万というのが、大きいかわからないんですけど、300万以上の開きに対して大丈夫と言ったらおかしいんですけど、以前ほかの県のときには、こういうことでこういう安くできましたとかというのがあったと思うんですが、そういったことで確認はされておるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私からお答えさせていただきますが、私、なぜ答えるかということ、入札に立ち会いをしていたからであります。少なくとも今回の、前回何か調査をしたとい

うのは、入札価格が調査基準価格というのがございまして、それを下回っていた場合には、きちんとした工事ができるかどうかについて調査をした上で、入札を認めるわけですが、今回は調査基準価格を上回っておりましたので、その額で落札を決定したということで、特段調査はいたしておりません。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（大塚邦子君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配布した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大塚邦子君） 日程第15、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配布しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で、平成27年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、上程をいたしました議案につきまして、さまざまな角度から御意見等賜り、また、議決をしていただきまして、まことにありがとうございます。

なお、皆様にちょっと御話し申し上げておきたいことがございまして、今定例会では、総合戦略につきまして、さまざまな視点から御質問や御意見を賜りましたけれども、その中でも特に創業支援の体制づくりにつきましては、現段階でも具体的な進展があらわれておりまして、当町が産業競争力強化法に基づきまして、民間事業者と連携して創業支援を行う取り組みを計画にあらわした創業支援事業計画の認定申請書を、このほど国に対して正式に提出をしまして、年明けの1月15日にも国の認定を受けるように事務を進めております。

なお、こうした取り組みにおきまして、吉田町創業支援ネットワークをともに形成していただくことになっております島田信用金庫には、そのノウハウをもって特に特別な御支援を賜っているところでございますが、島田信用金庫におかれましては、この創業支援以外にも当町の地方創生の取り組みに対しまして、多様な御支援をいただけるとのお申し出がございましたことから、この12月25日に当町と島田信用金庫の間で地方創生にかかわる相互協力及び連携に関する協定を締結し、相互の協力関係を持続させながら、総合戦略の実現を目指してまいることとしておりますので、この場をおかりしまして御報告申し上げます。

さて、議員の皆様、御承知だと思いますけれども、今日議会が終わりまして、午後ですね、高畑高島線が開通いたします。その後、当然大幡から県道島田吉田線から下におりてきておる150号でとまっておりますけれども、あそこも迂回をされまして、インターを出た車は焼津榛原線まで下がることできるようになります。

これは、すみれ保育園であるとか、防災公園であるとか、それからいざという場合には非常に重要な役目を果たす中央公民館の耐震改修であるとか、今までさまざまな形で有事を想定した形で点の整備に努めてまいりました。それと並行しまして、すでに開通をしております舞台民附線であるとか、それからこれから4月1日に向けて開通が予定される富士見幹線であるとか、住吉幹線であるとか、それから県道焼津榛原線からさらに南に下ります東名川尻幹線というふうなことは、この4月に開通をいたします。

点ができまして、線ができまして、いよいよこれが今度は面に展開していくというのがいわば大きな構想としてのシーガーデンシティ構想になります。これが、一丁目一番地であるところの防潮堤ができれば、基本的には、この町というものは東日本大震災で失った安全というものを取り戻して、豊かで勢いのある、そしてにぎわいのあるそういうような町に育ってまいります。

シーガーデンシティ構想、昨日も東京へ行って高級官僚の方々とお会いしてまいりました。もはやシーガーデンシティ構想は周知のいわば事業として国の補助も、人々の口の端に上っております。当然、だから大臣の耳にも入っています。

今月の初めてでございますが、国土交通省から広報課長以下広報のチームが参りました。当然、国土交通省がつくる候補地でございますので、民間の有志の方々がそれをやります。そのような方々がおいでになりまして、国土交通省の正式な広報紙の来年1月号に吉田町のシーガーデンシティ構想、いわば東日本大震災が起きてからの最終的な意味でのシーガーデンシティ構想について、見開き4ページでもって報道がされます。

これどういうことかということ、基本的には、国土交通省が交通省としてこの吉田町のシーガーデンシティ構想というものを取り上げたこと、公式に取り上げたこととございまして、議員の皆様にも喜んでいただけるのではないかと考えております。

また、過ぎ去ったこととございすけれども、私が議員の皆様にも東日本の防潮堤の関係について岩手県の普代村も含めて、もし皆様が視察研修をされるならばということで、申し出をしたこともございました。その際にも、副町長から詳細な説明をされましたけれども、議員の皆様はこれを拒否されました。どういうことであるかよくわかりませんが、拒否された事実というものは、町民の皆様もよく存じております。

藤田議員から、豊かで勢いのある町のためには防潮堤は重要だと、こういうようなお褒めの言葉をいただいて、いやいやここまで変わってきたのかなと、議員の皆様も変わってきたのかなと本当に内心喜んでおりましたものでございます。

当然、だからこの町が目指しているものは、シーガーデンシティ構想というものは、はっきり申し上げれば、地方創生の目玉として、国に対して今後認知を働きかけていくところでございます。

まさに、南海トラフ巨大地震が起きた場合、当然のことながら大きな津波がまいります。太平洋沿岸に位置する市町というものは、当然のことながらこれに対抗しなければなりません。それが津波防災町づくり、すなわち失われた安全をいかにして取り戻すか。それと同時に豊かで勢いのある町をどのようにつくるか。これが勝負です。

うちの町は浸水地域にも企業が進出をしました。年を越せば、工場棟の建設が始まると聞いております。ほかにも企業の進出が二、三、聞いております。

ある意味においては、吉田町というものは非常にほかの町と違って津波防災町づくりをして、新しい町、新しいステージに向かって進んでいると、こういうふうには中央の方々は見えております。

当然のことながら、最終の問題というのは、何はともあれ国の全面的なバックアップを取りつけると。このまさに乾坤一てきの作業にこれからかかるわけでございますけれども、当然、もう話は進めておりますけれども、これからは本当にそういう意味でのまさに乾坤一てきのいわば働きかけというものを中央にしなければなりません。

さる高級官僚の方からこの話につきましては、安倍首相の耳にも入っていると、その旨は、お聞きしております。

ぜひとも、議員の皆様におかれましても皆様の言動というものが一番大事なことは、町の発展と町民の福祉の向上と、そのような観点をぜひとも忘れることなく、言葉を発し、行動していただきたい。中央というものは、この吉田町を見ております。この吉田町の取り組みというものが、どのような結果をもたらし、それが先ほど申し上げましたように地方創生のモデルとして、この吉田町の取り組みというものを、行く末をじっと見ております。

ぜひとも改めて皆様をお願い申し上げます。皆様の言動というものが、ぜひとも町の発展と町民の福祉の向上、この大原則に反しないようぜひとも行動されますよう、切にお願いを申し上げます。

皆様とお会いするのは3月でございます。ぜひともよき年をお迎えますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども、挨拶いたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） ありがとうございました。

本日、ここに平成27年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月1日以来、18日間にわたり、諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。

これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼申し上げます。

この一年を顧みまして、統一地方選挙もございましたが、志も新たに議員各位が町民の代表として、よくその重責を全うされ、本町の発展と町民福祉の増進のために、絶大なご尽力を賜りましたことに対しまして深甚なる敬意を表し、心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいませ、無事越年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） これをもって、平成27年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時53分